



# 小田原市地域防災計画

*Regional Plan for Disaster Prevention*

**第1編 地震災害対策計画**

**第2編 風水害対策計画（水防計画）**

**第3編 特殊災害対策計画**

令和4年7月

小田原市防災会議

小田原市



# 目 次

## 第 1 編 地震災害対策計画

---

第 1 章 地震災害対策の計画的な推進	1
第 1 節 計画の目的、位置づけ	1
第 2 節 市の自然的、社会的条件	3
第 3 節 地震被害の想定	7
第 4 節 地震災害対策計画策定のための条件	14
第 5 節 計画の推進主体とその役割	15
第 6 節 地震災害対策計画の推進管理	24
第 2 章 都市の安全性の向上	25
第 1 節 計画的な土地利用と市街地整備の推進	25
第 2 節 防災空間の確保	26
第 3 節 道路、橋りょうの安全対策	27
第 4 節 津波対策	28
第 5 節 土砂災害対策	32
第 6 節 ライフラインの安全対策	33
第 7 節 液状化対策	34
第 8 節 危険物施設等の安全対策	35
第 9 節 建築物の安全確保対策	36
第 3 章 災害時応急活動事前対策の充実	38
第 1 節 災害時情報収集・提供体制の拡充	38
第 2 節 災害対策本部組織体制の拡充	40
第 3 節 救助・救急、消火活動体制の充実	41
第 4 節 警備・救助対策	45
第 5 節 避難対策	46
第 6 節 要配慮者に対する対策	49
第 7 節 孤立化地域への対策	52
第 8 節 食料、飲料水及び生活必需品の供給対策	53
第 9 節 医療・救護・防疫対策	55
第 10 節 文教対策	56
第 11 節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策	58

第12節	建築物等対策（危険度判定、応急修理）	60
第13節	ライフラインの応急復旧対策	61
第14節	広域応援体制の拡充	62
第15節	災害廃棄物等の処理対策	63
第16節	市民の自主防災活動・ボランティア活動等の拡充強化	64
第17節	防災知識の普及	69
第18節	防災訓練の実施	72
<b>第4章</b>	<b>災害時の応急活動対策</b>	<b>73</b>
第1節	災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置	73
第2節	救助・救急、消火及び医療救護活動	86
第3節	避難対策	92
第4節	保健衛生、災害時の廃棄物等の処理、遺体の取扱い等に関する活動	106
第5節	食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動	111
第6節	文教対策	117
第7節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	121
第8節	警備・救助対策	125
第9節	ライフラインの応急復旧活動	127
第10節	被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動	130
第11節	広域的応援体制	133
第12節	災害救助法関係	137
第13節	二次災害の防止活動	138
第14節	労務供給計画	139
第15節	津波対策	140
<b>第5章</b>	<b>復旧・復興対策</b>	<b>141</b>
第1節	災害復旧対策	141
第2節	復興体制の整備	142
第3節	復興対策の実施	143
<b>第6章</b>	<b>東海地震に関する事前対策</b>	<b>155</b>
第1節	計画の目的	155
第2節	予防対策	157
第3節	警戒宣言発令時等対策	161

第7章	南海トラフ地震防災対策推進計画	179
第1節	総則	179
第2節	南海トラフ地震に関する情報	182
第3節	南海トラフ地震に関する防災対応	186
第4節	関係者との連携協力の確保	194
第5節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	195
第6節	南海トラフ地震防災対策計画	196
第7節	防災訓練計画	196
第8節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	196

## 第2編 風水害対策計画（水防計画）

---

第1章	風水害対策の計画的な推進	197
第1節	計画の目的、位置づけ	197
第2節	用語の定義	199
第3節	市の自然的、社会的条件	200
第4節	災害想定	201
第5節	計画の推進主体とその役割	201
第6節	風水害対策計画の推進管理	203
第2章	風水害等の予防対策	204
第1節	計画的な土地利用と市街地整備の推進	204
第2節	治水対策	205
第3節	河川改修	207
第4節	ライフラインの安全対策	209
第5節	洪水調節	210
第6節	高潮対策	210
第7節	風害対策	213
第8節	水害予防施設の維持補修	214
第9節	土砂災害対策	215
第10節	造成地の災害防止	216
第11節	建築物の安全確保	216
第3章	災害事前対策の充実	217
第1節	水防に関する予警報	217
第2節	災害時情報収集・提供体制の拡充	223
第3節	水防組織	223
第4節	水防活動	229
第5節	避難対策	235
第6節	要配慮者に対する対策	240
第7節	孤立化地域への対策	241
第8節	食料、飲料水及び生活必需品の供給対策	241
第9節	医療・救護・防疫対策	242
第10節	文教対策	242
第11節	緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策	242

第1 2節	ライフラインの応急復旧対策	242
第1 3節	広域応援体制の拡充	242
第1 4節	災害廃棄物等の処理対策	242
第1 5節	市民の自主防災活動・NPO・ボランティア活動等の拡充強化	242
第1 6節	防災知識の普及	243
第1 7節	防災訓練の実施	245
第4章	災害時の応急活動対策	246
第1節	災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置	246
第2節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	251
第3節	救助・救急、消火及び医療救護活動	251
第4節	避難対策	252
第5節	保健衛生、災害時の廃棄物等の処理、遺体の取扱い等に関する活動	253
第6節	食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動	253
第7節	文教対策	253
第8節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	253
第9節	警備・救助対策	253
第1 0節	ライフラインの応急復旧活動	253
第1 1節	被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動	253
第1 2節	広域的応援体制	253
第1 3節	災害救助法関係	254
第1 4節	労務供給計画	254
第5章	復旧・復興対策	254

## 第3編 特殊災害対策計画

---

第1章	火山災害対策	255
第1節	災害予防	257
第2節	災害時の応急活動計画	267
第2章	雪害対策	273
第1節	予防対策	273
第2節	災害時の応急活動計画	274
第3章	船舶災害対策	277
第1節	予防対策	277
第2節	災害時の応急活動計画	278
第4章	油流出等海上災害対策	280
第1節	予防対策	280
第2節	災害時の応急活動計画	281
第5章	航空災害対策	284
第1節	予防対策	284
第2節	災害時の応急活動計画	285
第6章	鉄道災害対策	287
第1節	予防対策	287
第2節	災害時の応急活動計画	288
第7章	道路災害対策	291
第1節	予防対策	291
第2節	災害時の応急活動計画	292
第8章	放射性物質災害対策	295
第1節	予防対策	295



第2節	災害時の応急活動計画	298
第3節	災害復旧	301
<b>第9章</b>	<b>危険物等災害対策</b>	<b>302</b>
第1節	予防対策	302
第2節	災害時の応急活動計画	304
<b>第10章</b>	<b>大規模火災対策</b>	<b>307</b>
第1節	予防対策	307
第2節	災害時の応急活動計画	309
<b>第11章</b>	<b>林野火災対策</b>	<b>311</b>
第1節	予防対策	311
第2節	災害時の応急活動計画	313
<b>用語集</b>		<b>用語 1～5</b>

\*本文中の「資料〇-〇：（資料名）」については「資料編」に掲載しています。

## 用語の定義

この計画において使用している用語等は、次によります。

### 1 用語の表記

計画中での表記	正式名称
市	小田原市
県	神奈川県
市長	小田原市長
県知事	神奈川県知事
市災害対策本部	小田原市災害対策本部

※このほか、「市〇〇〇」と表記されている用語については、「小田原市〇〇〇」の略となっています。

### 2 特定の用語に含まれる範囲

用語	範囲
防災関係機関	地震編第1章第5節「第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に網羅されている、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、自衛隊をいいます。
関係機関	計画事業に関係する全ての機関をいいます。
本部長	この計画では、小田原市長のことをいいます。市災害対策本部が設置されたときに、小田原市長が本部長の職に就きます。
水防管理団体	この計画では、小田原市のことをいいます。
水防管理者	この計画では、小田原市長のことをいいます。

## 第 1 編

---

# 地震災害対策計画



# 第1章 地震災害対策の計画的な推進

## 第1節 計画の目的、位置づけ

### 第1 計画の目的

小田原市地域防災計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市の災害対策について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定め、防災対策を総合的かつ計画的に実施するものです。

### 第2 他の計画等との関係

#### 1 国、県の計画との関係

この計画は、国の防災基本計画及び県の地域防災計画等他の防災関係計画との関連、整合に配慮したものです。

また、この計画は、地震防災対策特別措置法に基づき、県が定める地震防災緊急事業五箇年計画の基礎となるものです。

#### 2 市の総合計画及び強靱化地域計画との関係

この計画は、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法及び地震防災対策特別措置法の関係法令並びに国及び県の計画等に基づくものですが、この計画に係る施策又は事業等については、小田原市総合計画及び強靱化地域計画との整合を図り、推進します。

#### 3 市の各部及び防災関係機関の定める計画等との関係

この計画に基づく防災上の諸活動にあたって必要と認められる事項については、市災害対策本部の各部及び防災関係機関等において別に定めます。

### 第3 計画の構成及び内容

「小田原市地域防災計画」は、「地震災害対策計画」、「風水害対策計画（水防計画）」、「特殊災害対策計画」の3編及び「資料編」で構成しています。本編は、このうちの「地震災害対策計画」です。

なお、「地震災害対策計画」においては、地震災害、津波災害等における災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項について定めています。

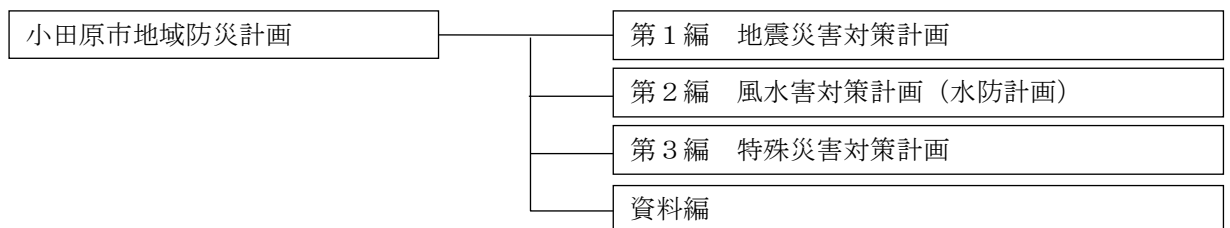


図 市地域防災計画の体系

また、「地震災害対策計画」は、次の各対策で構成しています。

表 地震災害対策計画の構成

構 成	内 容
第1章 地震災害対策の計画的な推進	市への影響が懸念される地震とその地震による想定被害、市及び防災関係機関等が震災に対して処理すべき業務の大綱等
第2章 都市の安全性の向上	地震による被害を未然に防止、軽減するため、市及び防災関係機関等が行う施設整備等の予防対策
第3章 災害時応急活動事前対策の充実	地震災害時に応急活動を実施するため、市及び防災関係機関等が日頃から行う対策、必要な取り決め、措置等
第4章 災害時の応急活動対策	地震災害発生時に、市災害対策本部及び防災関係機関等が行う災害応急対策に関する体制、措置等
第5章 復旧・復興対策	被災者の生活支援や自立+復興の促進等、市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧事業等
第6章 東海地震に関する事前対策	東海地震に係わる警戒宣言が発せられた場合における市、防災関係機関、市民及び事業者がとるべき措置等
第7章 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震に係る臨時情報の発表時の対応や、地震防災対策推進地域として必要とされる対策等

## 第2節 市の自然的、社会的条件

### 第1 自然的条件

#### 1 位置

市は、県の西部に位置し、東京から南西約 80km の距離にあたります。市域は、東西 17.5km、南北 16.9km、面積 113.60km<sup>2</sup> で、南西部は真鶴町・湯河原町・箱根町に、北部は南足柄市・開成町・大井町に、東部は中井町・二宮町にそれぞれ接し、南部は相模湾に面しています。

表 小田原市域及び市庁舎の位置

市域位置	北緯	極南 5° 10' 41"	極北 35° 19' 48"
	東経	極東 139° 14' 18"	極西 139° 3' 37"
市庁舎位置	北緯	35° 15' 53"	
	東経	139° 9' 8"	

#### 2 地形

##### (1) 地勢

市の南西部は箱根連山につながる山地で、東部は大磯丘陵につながる丘陵地帯となっており、中央部には酒匂川が南北に流れ足柄平野を形成しています。

丘陵部はみかんを主とする樹園地が形成され、平野部は、市街地を除き近郊農業を中心に工業等が調和ある立地をなしており、海岸線においては水産業が営まれ、県西地域の中核都市を形成しています。

##### (2) 水系

市内を流れる主な河川には酒匂川、狩川、早川、山王川、森戸川及び中村川等があります。

酒匂川はその源を富士山の東麓に発する鮎沢川が静岡県小山町で須川と合流した後、山北町川西で河内川と合流して酒匂川となり、山北町山北で皆瀬川、松田町で川音川をあわせ、市内飯泉橋の上手で箱根山地の東辺を流れる狩川を合流して相模湾に注いでいます。その全流域面積は 582km<sup>2</sup>、耕地灌漑面積 18.6km<sup>2</sup> で足柄平野の大動脈をなし、市の排水並びに灌漑用水、さらに上流では発電等に利用され、重要な役割を果たしています。

早川はその源を箱根山の火口原湖、芦ノ湖に発し、仙石原、宮城野を過ぎ、外輪山を横断して箱根町湯本にて須雲川と合流、大窪、早川地区の間をぬって相模湾に注いでいます。その流域は面積 107.36km<sup>2</sup>、耕地灌漑は面積 0.02km<sup>2</sup> となっており、灌漑用水以外に、上流では発電に利用されています。

その他、国府津地区には森戸川、酒匂川と早川との中間に山王川が、それぞれ灌漑用水として利用され、片浦地区は玉川、水無川、白糸川、橘地区には中村川等が相模湾に注いでいます。

##### (3) 山地

市の南西部に接する箱根連山南部の外輪山は、白銀山 (993m) を中心としてその東斜面は聖岳となり、さらに急傾斜をなして海にのぞみ、断崖 (海蝕崖) をなして相模湾に達しています。

また西北部に位置する箱根外輪山は、明星ヶ岳 (924m) を中心として東に傾斜して塔ノ峯、さらには下って岩槻山、八幡山、天神山、多古丘陵となっています。

東部から東北部にかけては、大磯丘陵の南西端にある浅間山 (281m) を中心に丘陵をなしています。

##### (4) 海岸

海岸線は約 22km にわたり、大磯地塊の南部橘地区から早川に至る間は屈曲の少ない海岸線が南西

に走っています。早川から南、片浦海岸は箱根外輪山の斜面が断崖をなして相模湾に面し、荒磯海岸を形成し、断崖上の海岸線に沿って鉄道と道路が走っています。

この海岸線には、屈曲部にあたる早川南部に小田原漁港があり、その西方には石橋漁港、米神漁港及び江之浦漁港があります。また、東方に二宮漁港が位置しています。

### 3 気象

市は、太平洋側気候に属し、気温は年平均16℃前後、雨量は年間2,000mm前後で台風による影響もあり、比較的多雨地に属しています。季節的に見ると、夏季多雨冬季少雨型です。

湿度は年平均70%前後で特に夏季湿度が高く、冬季から春先にかけて乾燥します。

風向は、一般的には海岸の影響で南風が多いですが、冬季から春先にかけては北風系統の風が多いです。特にこの時期には、いわゆる箱根おろしの西風系統が強いことが特色となっており湿度も低く、火災の危険性があります。

### 4 地質・地盤

市の地質は、大きくは西部の山地と東部の丘陵及び足柄平野の3つで異なります。

南西部の箱根山地は、北から、明神岳熔岩によって構成されており、早川の南部には、輝石安山岩類の堅石熔岩と根府川熔岩が広く分布し板状節理をなしています。箱根外輪山山麓台地は表面を、富士山から噴出した火山灰の赤土が数mから数10mの厚さで覆っており、これにより畑作に好適な地味肥沃な土地を提供しています。箱根火山は再三の火山活動によってできたもので、山体を構成する岩石も一様ではなく、斜面には浸食による放射状の谷が発達しています。

市東部は、大磯丘陵（地塊）の西南部にあたります。大磯丘陵は主に、表層の関東ローム層、その下の粘土・砂礫からなる洪積層で構成されており、さらに下層は岩盤となっています。丘陵地はみかんを主とする樹園地が形成され、国府津－松田断層帯を境にして、市中央部の平野地である足柄平野と接しています。

足柄平野は、中央を流れる酒匂川によって形成された沖積平野です。沖積層下底の地形は、酒匂川から北北西へ上鴨宮・鬼柳を経て吉田島付近に続く埋没谷（古酒匂谷とよぶ。）と、その東側の千代台を中心とする埋没段丘及び西側の埋没段丘によって特徴づけられます。また、小田原市街地では、小田原駅及び小田原城付近の台地から相模湾に向って沖積層の下底が急激に深くなっています。

◆資料 13-5：国府津－松田断層帯の概要

## 第2 社会的条件

---

### 1 人口

市の人口は、昭和30年の国勢調査では約11万人でしたが、年々増加し続け、平成7年の国勢調査では20万人に達しました。その後も人口は増加傾向でしたが、平成11年をピークに減少に転じ、以後は、緩やかな減少傾向を示しています。

令和2年国勢調査では、令和2年10月1日現在、市の人口は、188,856人、世帯数は81,864世帯です。また、1km<sup>2</sup>あたりの人口密度は1,662人/km<sup>2</sup>となっています。



表 人口・世帯数の推移

調査年月日	人口			世帯数	備考
	総数	男	女		
昭和15年12月20日	54,699	27,431	27,268	10,749	市制施行時点
昭和25年10月1日	75,334	36,595	38,739	15,465	国勢調査
昭和30年10月1日	113,099	55,656	57,443	22,295	国勢調査
昭和35年10月1日	124,813	61,494	63,319	26,162	国勢調査
昭和40年10月1日	143,377	70,926	72,451	33,649	国勢調査
昭和45年10月1日	156,654	77,491	79,163	40,169	国勢調査
昭和50年10月1日	173,519	85,911	87,608	47,253	国勢調査
昭和55年10月1日	177,467	87,626	89,841	51,809	国勢調査
昭和60年10月1日	185,941	92,046	93,895	56,193	国勢調査
平成2年10月1日	193,417	95,677	97,740	61,360	国勢調査
平成7年10月1日	200,103	99,171	100,932	67,916	国勢調査
平成12年10月1日	200,173	98,675	101,498	71,532	国勢調査
平成17年10月1日	198,741	97,501	101,240	74,291	国勢調査
平成22年10月1日	198,327	96,839	101,488	77,793	国勢調査
平成27年10月1日	194,086	94,679	99,389	79,120	国勢調査
令和2年10月1日	188,856	91,321	97,535	81,864	国勢調査

## 2 土地利用

### (1) 土地利用概況

市の面積は、11,360haであり、そのうち人口集中地域の面積は3,030haで市域の約27%にあたります。

市域の約48%にあたる5,552haが農用地等として保全すべき農業振興地域に指定されています。また、森林面積は4,217haで市域の約37%にあたります。

現在の市の土地利用は次のとおりです。

表 土地利用状況

(単位 ha)

田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	合計
543.12	1,860.97	1,980.85	1.64	1,831.48	4.06	1,333.33	665.13	2,282.93	10,503.51

※ 河川等を除く

### (2) 市街化区域及び市街化調整区域

市における令和元年9月13日現在での市街化区域及び市街化調整区域は、次のとおりです。

表 市街化区域及び市街化調整区域

市街化区域	2,822 ha
市街化調整区域	8,558 ha

令和元年9月13日変更 神奈川県告示第187号

## 3 交通

### (1) 公共交通機関

市の鉄道は、東海道新幹線の停車駅である小田原駅を中心に、東海道本線、小田急小田原線、大雄

山線、箱根登山線が配置されています。また、国府津駅を始点とする御殿場線があり、あわせて5つの鉄道会社が6路線で事業を展開しています。バス交通は、小田原駅、国府津駅を中心として、4つのバス会社が事業を展開しています。小田原駅、国府津駅では特に公共交通網が集中していることから、混雑時に災害が発生した場合には、相当の混乱が予想されます。

## (2) 道路

市の骨格となる道路体系は、南北軸である国道255号、県道711号(小田原松田)、東西軸である国道1号や県道717号(沼田国府津)、また、西湘バイパスや小田原厚木道路が都市間を結ぶ主要な幹線道路網を形成しています。地区内の生活道路は、城下町という歴史的な経緯から、狭あい曲がりくねった道路も多く存在しており、火災の延焼や災害時の避難が懸念される地区もあります。

## 4 都市構造

### (1) 工業地

市は気候、風土、交通、地勢ともに工業の適地である関係から、戦後、特に近代工業の進出が目立ち、酒匂川沿岸や川東地域を中心に工業地域として形成されています。

市における現在の産業分類別の製品出荷額等では、化学が全体の約3割を占めます。

大規模工場の進出には、人口の過密、通勤時の交通渋滞、公害の発生、地下水の不足、危険物貯蔵等、都市環境の悪化を招く原因が存しています。また、古くから高度の技術を誇る木工業が盛んであるとともに化学工場も多く、災害対策の立場から見るとこれら大規模工場等の所在する地区は、大火災を引き起こす原因が存しています。

また、近年、大規模な工場の撤退や工場の近隣に戸建住宅が増える等、土地利用の混在も生じています。

### (2) 商業地

市の商業は、歴史的には室町時代以降、城下町、宿場町として栄え、県西の交通の要衝として、また、大正期以降は、商業圏の中核に箱根、湯河原、伊豆等の観光地を包含し、これらへの物資供給源として着実に発展してきました。小田原駅周辺の中心市街地においては、昭和30年代以降、高層ビル、百貨店並びに地下街が建設され、賑やかな市街地を形成しています。

一方、平成以降は、車社会を反映して周辺市町や郊外に大型商業施設が建設されており、市の商業圏の縮小、中心市街地の空洞化が徐々に進行しています。

### (3) 住宅地

市の住宅地は、住宅需要の要請により、一部、山林や農地等の宅地造成がなされたことから、崖崩れや浸水等が懸念される地域を内包しています。また、市街地においては、住宅が密集する地域がある一方、宅地化が進まない低・未利用地も存在しています。

小田原駅周辺の旧市街地から、川東地域の国府津・橋地区にかけては、海岸線沿いに住宅地が形成されており、海拔が10mに満たない地域を抱えています。

### (4) 農地等

市の農業は、酒匂川を中心とした平野部では、豊富な水を活かして、水稻栽培が盛んに行われ、栽培面積は県内で2番目の広さとなっています。丘陵地帯では、温暖な気候を利用して、様々な種類の柑橘類、梅、キウイ等が栽培されています。

また、市の北東部の下中地区では、乳牛が飼育され、そこで採れた原乳は、県内で消費されています。

### 第3節 地震被害の想定

市の地震被害の想定は、県が実施した地震被害想定調査の結果に従うものとします。

県では、平成25年度から26年度にかけて、県域において切迫性が高いと指摘される「東海地震」、  
「神奈川県西部地震」等を対象とした地震被害想定調査を実施しています。

この地震被害想定結果について、「神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）」から抜粋して示します。

なお、想定には一定の限界があることに留意します。とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要があります。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることに留意します。

#### 第1 想定地震

##### (1) 想定条件

ア 季節：冬                      イ 日：平日                      ウ 発生時刻：18時

エ 風速・風向：近年の気象観測結果に基づく地域ごとの平均

県の地震被害想定調査では、このほか冬5時、夏12時についても想定していますが、ここでは、おおむねすべての項目で被害が最大となる上記の想定条件での結果について示します。

##### (2) 想定地震

県の地震被害想定調査で想定した地震は次のとおりです。

表 想定地震の一覧

想定地震	説明
都心南部直下地震	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード7.3で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、南関東地域のM7クラスの地震が30年間で70%。県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されています。
三浦半島断層群の地震	同断層群を震源域とするモーメントマグニチュード7.0の活断層型の地震です。発生確率は、30年以内6～11%とされています。
神奈川県西部地震	県西部を震源域とするモーメントマグニチュード6.7の地震です。固有の地震活動かどうか明確ではありませんが、過去400年の間に同クラスの地震が5回発生しており、発生の切迫性が指摘されている地震です。
東海地震	駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.0の地震で、発生の緊迫性が指摘されています。国の防災戦略の対象とされており、市は大規模地震対策特別措置法による「東海地震の地震防災対策強化地域」に指定されています。

想定地震	説明
南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30年以内70%程度。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。
大正型関東地震	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.2の地震です。平均発生間隔は200年から400年です。30年以内の発生確率はほぼ0から5%です。今後100年から200年先には発生の可能性が含まれています。
(参考)元禄型関東地震	相模トラフから房総半島東側を震源域とするモーメントマグニチュード8.5の地震です。「首都直下地震対策専門調査会」では、平均発生間隔は2,300年程度であり、今後100年以内に発生する確率はほとんどないとして検討の対象外としています。歴史記録にある既往の最大津波を発生させた地震です。
(参考)相模トラフ沿いの最大クラスの地震	元禄型関東地震の震源域に加え関東北部までを震源域とするモーメントマグニチュード8.7の地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した相模トラフ沿いの最大クラスの地震です。
(参考)慶長型地震	南海トラフ沖と相模トラフ沿いを繋ぐ断層を設定し、そこで想定したモーメントマグニチュード8.5の正断層型の地震です。
(参考)明応型地震	南海トラフから銭洲海嶺に伸びるフィリピン海プレート内の断層を設定し、そこで想定したモーメントマグニチュード8.4の逆断層型の地震です。
(参考)元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震	相模トラフで発生する海溝型と国府津-松田断層帯の地震が連動発生するモーメントマグニチュード8.3の地震です。

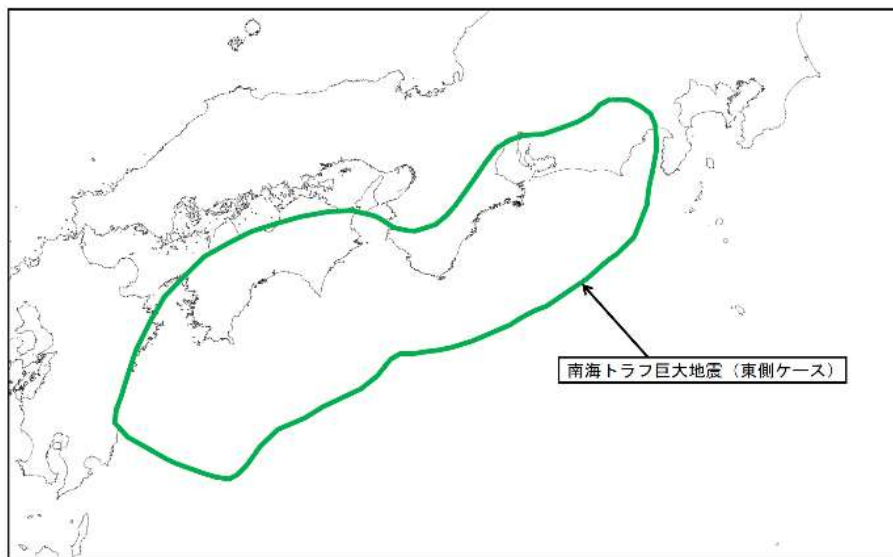
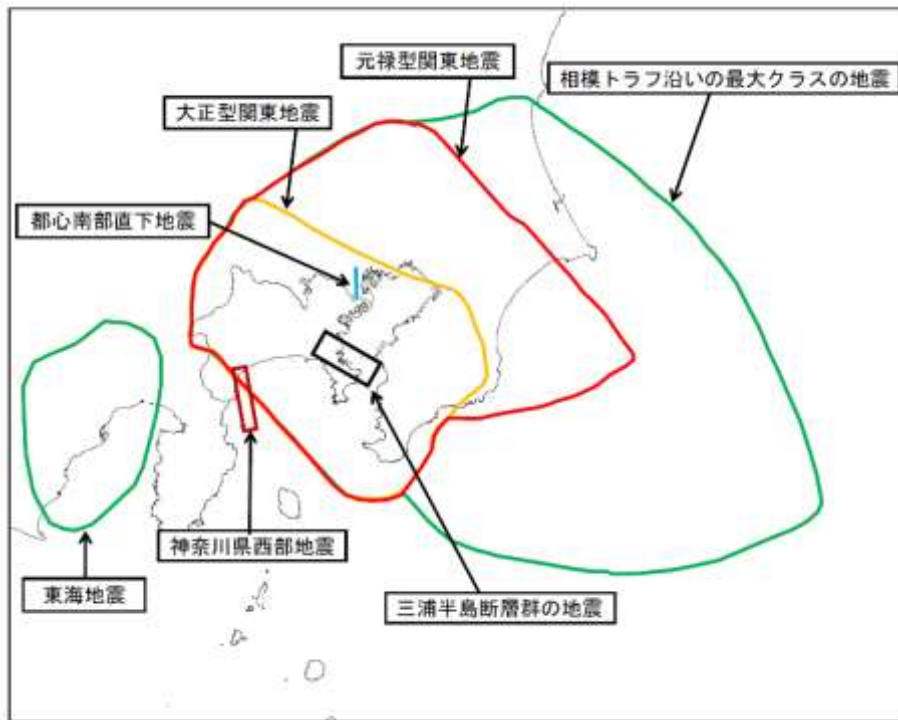


図 震源断層モデル（震源断層域）の位置

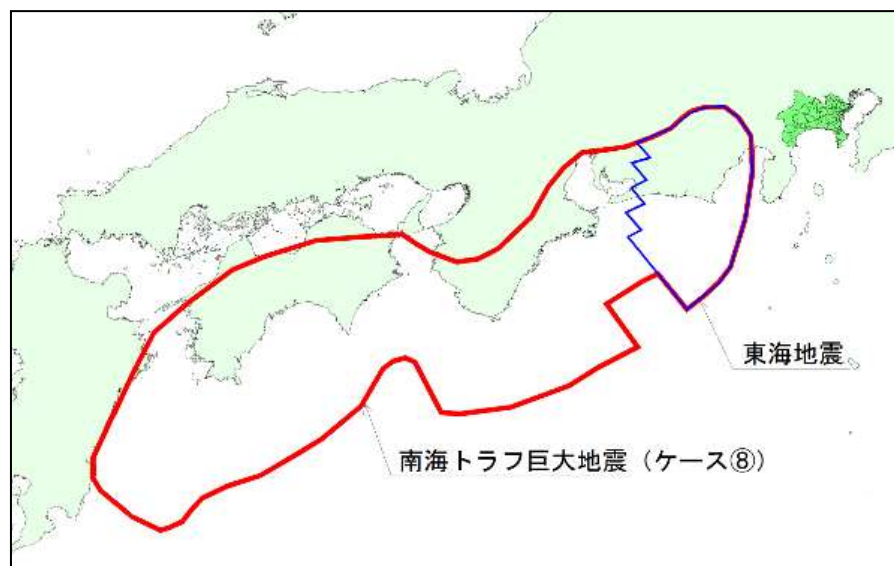


図 津波断層モデルの位置

第2 想定結果

県の地震被害想定調査の結果から市内の被害を抜粋し、次に示します。

表 市内の被害想定調査結果一覧

(冬 18 時)

項目		東海地震	大正型関東地震	(参考)元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震	三浦半島断層群の地震	都心南部直下地震	神奈川県西部地震	南海トラフ巨大地震	(参考)元禄型関東地震	(参考)相模トラフ沿いの最大クラスの地震(西側モデル)	(参考)慶長型地震	(参考)明応型地震	
マグニチュード		8.0	8.2	8.3	7.0	7.3	6.7	9.0	8.5	8.7	8.5	8.4	
人的被害	死者数 (人)	*	990		0	*	160	10	990	5,000			
	死者数(津波による) (人)	*	800	1,730	-	-	70	*	1,410	3,670	70	*	
	負傷者数 (人)	240	8,000	50	0	250	2,560	390	7,950	10,390	*	*	
	うち重症者数 (人)	*	550	*	0	*	110	10	550	770	0	0	
建物被害	全壊棟数 (棟)	90	22,720		0	30	3,860	200	22,890	29,320			
	半壊棟数 (棟)	1,080	16,030		0	880	11,310	2,050	15,960	15,180			
建物被害(津波)	全壊棟数 (棟)	20	410	810	0	-	40	30	680	1,680	330	20	
	半壊棟数 (棟)	270	410	380	0	-	230	300	320	1,490	460	200	
火災被害	出火件数 (件)	0	80		0	*	10	*	80	100			
	焼失棟数 (棟)	0	4,480		0	0	710	0	4,480	6,780			
自力脱出困難者数 (人)		0	3,360		0	0	250	*	3,360	5,340			
要配慮者	避難者数	高齢者 (人)	260	12,640		0	130	4,490	420	12,670	14,940		
		要介護3以上 (人)	70	3,530		0	40	1,250	120	3,540	4,180		
エレベータ停止台数 (台)		20	180		0	20	170	20	180	180			
ライフライン	電力	停電件数 (軒)	152,030	152,030		0	40	152,030	152,030	152,030	152,030		
	都市ガス	供給停止件数 (戸)	0	35,690		0	0	35,690	0	35,690	35,690		
	LPガス	供給支障数 (戸)	0	580		0	0	440	0	580	930		
	上水道	断水人口(直後) (人)	1,390	169,390		0	570	60,280	4,710	169,390	180,820		
	下水道	機能支障人口 (人)	2,730	18,700		220	2,880	7,760	3,250	18,700	25,270		
	通信	不通回線数 (回線)	69,100	70,080		0	20	69,240	69,120	70,110	70,600		
避難者数	1日後 (人)	2,360	116,460		0	1,220	41,340	3,850	116,720	137,620			
	1ヶ月後 (人)	1,740	88,100		0	1,220	25,440	3,210	88,530	121,860			
帰宅困難者数	直後 (人)	14,520	14,520		14,520	14,520	14,520	14,520	14,520	14,520			
	2日後 (人)	0	14,520		0	0	14,520	0	14,520	14,520			
震災廃棄物 (万トン)		5	465		0	3	106	10	467	592			

※ \*=わずか(0.5以上10未満)、0=0.5未満

(参考) 元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震、慶長型地震、明応型地震については津波想定のみ

出典：神奈川県地震被害想定調査報告書(平成27年3月)

### 第3 津波による被害想定結果

#### 1 津波による被害

県の地震被害想定調査結果から津波による被害を抜粋し、次に示します。

表 市内の津波による被害

(冬18時)

項目		想定地震		東海地震	大正型関東地震	(参考)元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震	三浦半島断層群の地震	都心南部直下地震	神奈川県西部地震	南海トラフ巨大地震	(参考)元禄型関東地震	(参考)相模トラフ沿いの最大クラスの地震(西側モデル)	(参考)慶長型地震	(参考)明応型地震
		人的被害	死者数(人)	*	800	1,730	-	-	70	*	1,410	3,670	70	*
津波被害	建物被害	全壊棟数(棟)	20	410	810	0	-	40	30	680	1,680	330	20	
		半壊棟数(棟)	270	410	380	0	-	230	300	320	1,490	460	200	

※ \* = わずか(0.5以上10未満)、0 = 0.5未満

出典：神奈川県地震被害想定調査報告書，平成27年3月

#### 2 市域における最大津波高

市域における最大津波高について、県の津波浸水予測図から抜粋し、次に示します。

表 市域における最大津波高

想定地震	東海地震	大正型関東地震	(参考)元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震	三浦半島断層群の地震	都心南部直下地震	神奈川県西部地震	南海トラフ巨大地震	(参考)元禄型関東地震	(参考)相模トラフ沿いの最大クラスの地震	(参考)慶長型地震	(参考)明応型地震
市域における最大津波高	3.3m (江之浦)	6.1m (早川)	8.5m (根府川)	1.2m (早川)	1.4m (早川)	4.2m (江之浦)	3.1m (江之浦)	6.5m (根府川)	11.9m (国府津)	6.0m (江之浦)	2.7m (米神)

※ 海岸保全区域等以外のがけ地等を除く

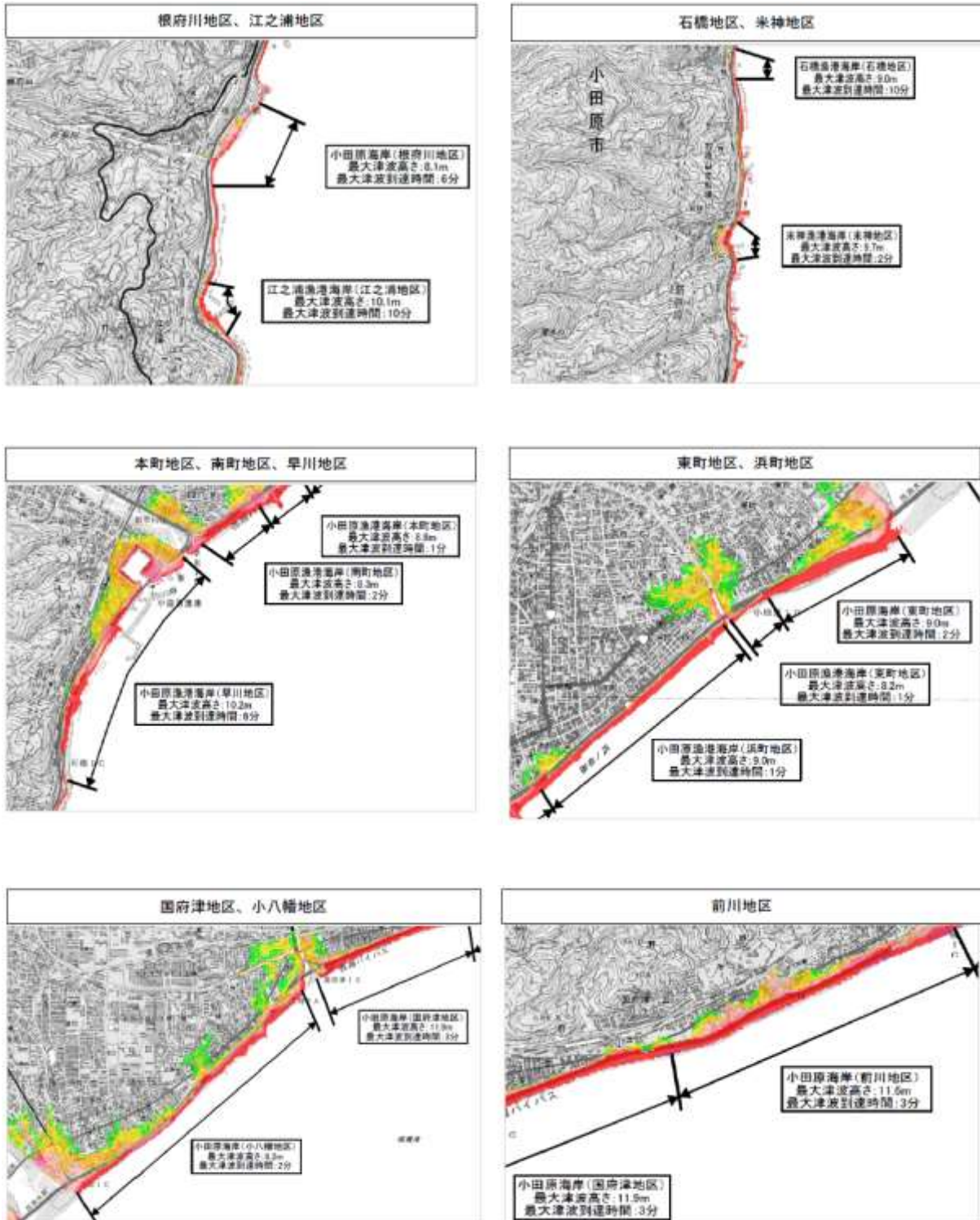
出典：神奈川県津波浸水予測図(平成27年2月)

平成25年度神奈川県地震被害想定調査業務委託津波被害想定資料作成業務委託報告書



3 津波災害警戒区域

市では、令和元年12月に指定された津波災害警戒区域を中心として、「津波防災地域づくり推進計画」に基づき津波対策に取り組んでいます。



## 第4節 地震災害対策計画策定のための条件

地震の発生の切迫性は、想定する地震によっていつ発生してもおかしくないとされているものから、今後100年以上は発生が見込まれないものまで幅があります。また、地震災害対策は、都市の安全性の向上や、災害発生に備えた事前対策、災害時の応急活動対策、さらには復旧・復興対策まで幅広い対策を継続的に進めていく必要があります。

そこで、短期的には、地震災害による被害の軽減に効果的な対策等を優先的に進め、中・長期的には、構造物が壊れない、壊れても人を傷つけないまちづくりを目指していきます。

目標	対象とする想定地震
短期的目標 (5か年以内)	東海地震 神奈川県西部地震 南海トラフ巨大地震 都心南部直下地震(首都直下地震)
長期的目標 (5か年超)	東海地震 大正型関東地震 南海トラフ巨大地震 都心南部直下地震(首都直下地震)

### 第1 短期的目標(5か年以内)

---

災害の発生に備えた災害時応急活動事前対策の充実を図るとともに、住宅・建築物の耐震化等の地震による被害を軽減する効果の高い対策を中心に進めます。市全体の防災力の向上を図ることで、市に影響を与える地震に対する取組を集中的に進めます。

### 第2 長期的目標(5か年超)

---

市の防災力の更なる向上を図るため、地震に関する調査研究、及び、地震災害対策を取り巻く社会状況の変化や地震関連制度等の動向を踏まえ、災害時応急活動事前対策の一層の充実や都市の安全性向上の取組を進めます。

## 第5節 計画の推進主体とその役割

### 第1 計画の進め方

---

#### 1 防災力の向上に向けた取組及び連携

##### (1) 防災の基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えることが重要です。

##### (2) 各主体相互の協調

地域の防災力を向上させるためには、市民、企業、市、その他防災関係機関が自らの責任を果たすと同時に、相互に協調した取組を進めることが基本です。また、国や県の支援も重要です。

##### (3) 対策の総合的な展開

この計画は、長期的には災害に強い安全なまちづくりを進めながら都市の防災性の向上を図ること、災害の発生に備えた事前準備を進めること、想定される被害の様相に対応した応急活動対策を定め、その実効性を確保するための訓練等に努めること、更に復旧・復興対策の検討等と調和を保ちながら総合的に展開することが求められます。

##### (4) 防災に関する諸対策の推進

防災に関する諸対策の推進にあたっては、市民、企業等の主体的な取組と地域住民に最も密着した市の役割が大きいです。市は、これらの取組が円滑に進むよう、国及び県との連絡・調整に努め、必要に応じて支援を受けるとともに、所掌する施設等の防災性の向上に努めます。

##### (5) 災害発生時における地域の連携

発災時には、市民、地域の主体的な取組と市の防災力が一体となった対応を図ることが、被害を軽減、減少させることにつながります。そのため、市民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」ことが大切であるとの認識を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄や防災訓練への参加等の事前の準備を行うとともに、発災時には自らの安全を守る行動、初期消火活動、近隣の要配慮者等の救助、避難所における自発的行動等、自主防災組織、消防団、企業、NPO・ボランティア等と連携した防災活動を実施することが重要です。

##### (6) 災害発生時における広域的な連携

この計画に沿って消防力等を最大限に発揮するとともに、被害状況と応急対策活動の状況を把握し、応援体制を活用する等、防災活動を機動的に推進することが重要です。

市は、広域的な応援が必要と認められるときは、災害対策基本法等の関係法令及び相互応援協定により、国、県及び他市町村等に対して協力・支援を求めます。

##### (7) 関係機関との連携・調整

この計画は、いずれの場面であっても関係者の主体的な取組と連携が大切です。そこで、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により「顔が見える関係」を構築し、信頼感を熟成するとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとします。市防災会議において、各種対策の実施状況を把握し、計画の進捗の調整を図ります。また、災害発生時には、県や防災関係機関と連携を図りながら、市災害対策本部において市域における応急活動対策の調整を行います。

## 2 男女共同参画の推進

この計画は、市民の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図ることが重要です。市は、被災時における男女のニーズの違い等に十分配慮し、避難所において被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大する等、男女共同参画の視点を意識した計画の推進に努めます。

## 3 市の業務継続計画（BCP）の策定

市は、災害等が発生した際に、災害応急業務について全力で取り組むとともに、市民の生活に重大な影響を与える通常業務についても、中断することなく継続して遂行していくための体制を整備するため、市業務継続計画（BCP）を策定します。

## 4 市の受援計画の策定

市は、災害等が発生した際に、限られた人的資源および物的資源を非常時優先業務に効果的・効率的に配分・配置し、市職員と応援職員等が連携し災害対応を行えるよう市受援計画を策定します。

## 5 市強靱化地域計画の策定

市は、強さとしなやかさを備えた持続可能な都市づくりを推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づき、本市の強靱化に関する取組の方向性を示すものとして市強靱化地域計画を策定します。

## 第2 防災関係機関の実施責任

---

災害応急活動を推進するにあたって、市、県、その他の関係機関の果たすべき責任は、次のとおりです。

### 1 市

市は、防災の第一義的責任を有する基礎自治体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施します。

### 2 県

県は、市町村を包括する広域的な自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行います。

### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行います。

### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施します。また、市その他の防災関係機関の防災活動に協力します。

### 第3 市民及び企業等の責務

---

#### 1 市民

- ア 「自らの身は、自ら守る」という自主防災の観点から、最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水（1人3リットルが1日分の目安）、携帯トイレ、トイレットペーパー、マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等の備蓄や、自動車へのこまめな満タン給油、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等、自らが防災対策を行います。
- イ 「皆のまちは、皆で守る」ため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画に努めます。
- ウ 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した防災に関する知識、技能等を防災対策の実施や災害発生時に発揮できるよう努めます。
- エ 災害が発生した場合には、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するにあたっては冷静かつ積極的に行動するように努めます。
- オ 平時から、地域の災害リスクや避難経路の安全性等を確認し、災害時取るべき行動を自ら判断するよう努めます。また、災害の危険が高まった時には、「これまでも大丈夫だった」「自分だけは大丈夫」という意識から避難が遅れることがないように、自治体等からの情報を確認し、自らの判断で適時適切な避難行動をとります。

#### 2 企業

- ア 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保や食料、飲料水等の備蓄や消火、救出救助等のための資機材を整備するとともに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努めます。
- イ 災害対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加するための体制を整備するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めます。
- ウ 災害が発生した場合には、従業員等の安全確保や従業員等が帰宅困難者にならないような措置を講じるとともに、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努めます。

#### 3 NPO・ボランティア

- ア 災害救援のため活動するNPO・ボランティアは、日頃から、地域・行政・関係機関が開催する防災に関する研修会や訓練等に協力・参加し、関係者との連携を深めるよう努めます。
- イ 災害救援のため活動するNPO・ボランティアは、災害時の活動の際には、食料、飲料水を携行し、ごみは持ち帰る等できる限り自己完結型の活動に努めるとともに、被災地の状況を把握し、被災者の心情を勘案して活動します。また、NPO・ボランティア相互の連絡を取り合い、効果的な活動に努めます。

### 第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

---

#### 1 市

- ア 市防災会議に関する事務
- イ 災害対策の組織の整備並びに防災のための調査研究、教育及び訓練

## 小田原市地域防災計画

### 第1編 地震災害対策計画

- ウ 防災施設の新設、改良及び復旧の実施
- エ 防災に必要な物資及び資材の備蓄・整備
- オ 水防、消防その他の応急措置
- カ 市域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- キ 警報の伝達及び避難の勧告
- ク 被災者に対する救助及び救護措置
- ケ 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策
- コ 被災者に対する罹災証明の発行
- サ その他災害発生の防御又は拡大の防止のための措置
- シ 市域内にある公共的団体及び住民防災組織の育成指導

## 2 県

- ア 防災組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ウ 防災知識の普及及び教育
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災施設の整備
- カ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- キ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- ク 緊急輸送の確保
- ケ 交通規制、その他社会秩序の維持
- コ 保健衛生
- サ 文教対策
- シ 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
- ス 災害救助法に基づく被災者の救助
- セ 被災施設の復旧
- ソ その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

## 3 指定地方行政機関

### (1) 関東管区警察局

- ア 管内各県警察の災害警備活動の指導調整
- イ 管内各県警察の相互援助の調整
- ウ 他管区警察局及び警視庁並びに管内防災関係機関との連携
- エ 警察通信の確保及び通信統制
- オ 津波警報の伝達

### (2) 関東財務局（横浜財務事務所）

- ア 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の上会
- イ 地方公共団体に対する財務融資資金地方資金の貸付け
- ウ 災害時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付け等
- エ 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請

### (3) 関東農政局

- ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な農地保全施設の点検指導等の実施又はその指導
- イ 防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設整備
- ウ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保

- エ 災害時における生鮮食料品等の供給
  - オ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除
  - カ 土地改良機械及び技術者の把握並びに緊急動員
  - キ 被災農林漁業者等に対する資金の融通の要請
- (4) 関東農政局（神奈川支局）
- ア 災害時における応急用食料の調達・供給に関する連絡調整
- (5) 関東森林管理局
- ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
  - イ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (6) 関東運輸局
- ア 災害時における応急海上輸送対策
  - イ 代替輸送の輸送機関への指導調整
  - ウ 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整
- (7) 関東運輸局（神奈川運輸支局）
- ア 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整
- (8) 東京航空局（東京空港事務所）
- ア 災害時における航空機の輸送に関し、安全確保等必要な措置
  - イ 遭難航空機の捜索及び救助
  - ウ 特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底
- (9) 第三管区海上保安本部
- ア 大規模地震災害対策訓練等の実施
  - イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
  - ウ 港湾の状況等の調査研究
  - エ 船艇、航空機等による警報等の伝達
  - オ 船艇、航空機等を活用した情報収集
  - カ 活動体制の確立
  - キ 船艇、航空機等による海難救助等
  - ク 船艇、航空機等による傷病者、医師、避難者及び救援物資等の緊急輸送
  - ケ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
  - コ 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
  - サ 排出油等の防除等
  - シ 避難情報、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
  - ス 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
  - セ 海上における治安の維持
  - ソ 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限もしくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置
  - タ 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置
  - チ 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保
- (10) 東京管区気象台（横浜地方気象台）
- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
  - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説

- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備の努力
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の努力

(11) 関東総合通信局

- ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
- イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し
- ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確認するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
- エ 災害時テレコム支援チーム（MIC—TEAM）による災害対応支援
- オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

(12) 神奈川労働局

- ア 工場事業場における労働災害の防止

(13) 関東地方整備局

- ア 防災上必要な教育及び訓練
- イ 水防に関する施設及び設備の整備
- ウ 災害危険区域の選定
- エ 災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達
- オ 災害に関する情報の収集及び広報
- カ 水防活動の助言
- キ 災害時における交通確保
- ク 災害時における応急工事及び緊急対応事業の実施
- ケ 災害復旧工事の施工
- コ 再度災害防止工事の施工
- サ 港湾施設及び海岸保全施設等の整備
- シ 港湾施設、海岸保全施設等に関わる応急対策及び復旧対策の指導、協力
- ス 港湾施設、海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策

(14) 国土地理院関東地方測量部

- ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供
- イ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
- ウ 地殻変動の監視

4 指定公共機関

(1) 電信電話機関（東日本電信電話(株)神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店）

- ア 電気通信施設の整備及び点検
- イ 電気通信の特別取扱い
- ウ 電気通信施設の被害調査及び災害復旧

(2) 日本銀行（横浜支店）

- ア 災害発生時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営に関すること

(3) 日本赤十字社（神奈川県支部）

- ア 医療救護



- イ 救援物資の備蓄及び配分
  - ウ 災害時の血液製剤の供給
  - エ 義援金の受付及び配分
  - オ その他災害救護に必要な業務
- (4) 日本放送協会（横浜放送局）
- ア 気象予報、警報等の放送周知
  - イ 緊急地震速報の迅速な伝達
  - ウ 災害状況及び災害対策に関する放送
  - エ 放送施設の保安
- (5) 中日本高速道路(株)（東京支社）、東日本高速道路(株)（関東支社）
- ア 道路の耐震整備
  - イ 道路の保全
  - ウ 道路の災害復旧
  - エ 災害時における緊急交通路の確保
- (6) 首都高速道路(株)
- ア 首都高速道路の耐震整備
  - イ 首都高速道路の保全
  - ウ 首都高速道路の災害復旧
  - エ 災害時における緊急交通路の確保
- (7) KDDI(株)、ソフトバンク(株)
- ア 電気通信施設の整備及び保全
  - イ 災害時における電気通信の疎通
- (8) 鉄道機関（東日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)）
- ア 鉄道、軌道施設の整備、保全
  - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
  - ウ 災害時の応急輸送対策
  - エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (9) 日本通運(株)（西神奈川支店）
- ア 災害対策用物資の輸送確保
  - イ 災害時の応急輸送対策
- (10) 東京電力パワーグリッド(株)（小田原支社）
- ア 電力供給施設の整備及び点検
  - イ 災害時における電力供給の確保
  - ウ 被災施設の調査及び復旧
- (11) 独立行政法人 国立病院機構
- ア 初期災害医療班の編成及び派遣
  - イ 災害時における被災患者の搬送及び受入れ

(12) 日本郵便(株)

- ア 災害時における郵便物の送達の確保
- イ 救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除
- ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除
- エ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除
- オ 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い
- カ 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応急融資

5 指定地方公共機関等

(1) 鉄道機関 (小田急電鉄(株)、箱根登山鉄道(株)、伊豆箱根鉄道(株))

- ア 鉄道、軌道施設の整備、保全
- イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
- ウ 災害時の応急輸送対策
- エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧

(2) バス機関 (箱根登山バス(株)、伊豆箱根バス(株)、神奈川中央交通(株)、富士急湘南バス(株))

- ア 被災地の人員輸送の確保
- イ 災害時の応急輸送対策
- ウ 災害対策用物資の輸送確保

(3) 公益社団法人神奈川県医師会、公益社団法人神奈川県歯科医師会、公益社団法人神奈川県薬剤師会、公益社団法人神奈川県栄養士会、公益社団法人神奈川県看護協会、地方独立行政法人神奈川県立病院機構

- ア 医療助産等救護活動の実施
- イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供

(4) 放送機関 ((株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株))

- ア 気象予報、警報等の放送の周知
- イ 緊急地震速報の迅速な伝達
- ウ 災害状況及び災害対策に関する放送
- エ 放送施設の保安

(5) 新聞社 ((株)神奈川新聞社)

- ア 災害状況及び災害対策に関する報道

(6) 神奈川県住宅供給公社

- ア 災害時における住宅の緊急貸付け

(7) 土地改良区 (酒匂川左岸土地改良区)

- ア 土地改良施設の整備
- イ 農業湛水の防排除活動
- ウ 農地及び農業施設の被害調査及び復旧

(8) ガス供給機関 (小田原ガス(株))

- ア 被災地に対する燃料供給の確保
- イ ガス供給施設の被害調査及び復旧

(9) 一般社団法人神奈川県トラック協会

- ア 災害対策用物資の輸送確保
- イ 災害時の応急輸送対策

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) かながわ西湘農業協同組合

- ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- イ 農作物災害応急対策の指導
- ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あつ旋
- エ 被災農家に対する融資のあつ旋

(2) 小田原市森林組合

- ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- イ 被災組合員に対する融資のあつ旋

(3) 漁業協同組合

- ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- イ 被災組合員に対する融資のあつ旋
- ウ 漁船、協同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立

(4) 商工会議所、商工会等商工業関係団体

- ア 市町村が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
- イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力

(5) 水道用水供給事業者、専用水道管理者

- ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急給水対策への協力
- イ 応急給水活動用資機材及び災害復旧用資機材の整備

(6) 金融機関

- ア 被災事業者等に対する資金融資

(7) 病院等医療施設の管理者

- ア 避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
- イ 災害時における入院患者等の保護及び誘導
- ウ 災害時における病人等の受入れ及び保護
- エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産

(8) 社会福祉施設の管理者

- ア 避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
- イ 災害時における入所者の保護及び誘導

(9) 学校法人

- ア 避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
- イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施

(10) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

- ア 安全管理の徹底
- イ 防護施設の整備

7 自衛隊

- ア 防災関係資料の基礎調査
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成
- ウ 神奈川県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施
- エ 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧
- オ 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付け及び譲与
- カ 民間事業者等への移行までの応急対策として災害廃棄物の撤去

## 第6節 地震災害対策計画の推進管理

### 第1 対策の着実な推進

---

この計画を推進するためには、各防災機関が多くの上業を実施する必要があるため、長期間にわたり膨大な投資が求められます。そこで地域社会の実情、各種対策の水準等を点検しながら、「減災」の考え方を基本方針として、緊急度の高いものから優先的かつ重点的に実施していきます。

また、国や県の財政措置を活用し、防災対策の第一線の機関としての市の防災力の一層の向上を図ります。

### 第2 計画の点検と充実

---

市は、この計画の推進にあたり、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき毎年点検を行い、計画の進捗状況を把握しながら、必要があると認めるときは、県及び関係機関等と調整のうえで修正し、防災対策のより一層の充実を図ります。

## 第2章 都市の安全性の向上

この計画は災害の発生に備え、市の都市計画及び公共事業等を実施するにあたり、都市の防災化を推進し災害時において被害を最小限に防止するために必要な事項を定めます。

### 第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進

市及び関係機関が実施する各種都市基盤整備関連事業等を、都市の防災化の観点からとらえるとともに、自然災害に対して被害を最小化する「減災」の考えも踏まえ、これを総合的に推進し、都市構造の安全性を向上させ災害に強い都市基盤の整備を実現するための基本的な方向を定めます。

また、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、立地適正化計画等を踏まえ、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めます。

#### 第1 土地利用計画の推進

---

災害に強い都市基盤の整備は適正な土地利用を推進することが基本ですが、特に地震防災の観点から、市街地における上下水道、生活道路、公園等の整備及び住工混在の解消並びに商業地域における再開発の推進や駐車場の整備等の推進を図ります。

#### 第2 都市防災構造化総合対策

---

市は、大規模地震対策特別措置法第3条第1項による地震防災対策強化地域の指定都市であり、都市防災構造化対策を総合的、計画的に推進していくことが必要です。

これまでも都市防災構造化を図るため、都市基盤の整備を進めてきましたが、今後も避難場所・避難路の整備を含め、密集市街地を防災街区として整備し、防災に関する機能の確保を図るために、神奈川県都市防災基本計画等を踏まえ、小田原市都市防災基本計画の策定に取り組む等、都市防災構造化を推進する整備事業の体系化と事業内容の検討、拡充を図り、災害に強いまちづくりの推進に努めます。

#### 第3 防火地域・準防火地域の指定

---

市は、建物が密集する商業地や住宅地においては、用途地域や容積率に応じて、防火地域又は準防火地域を指定します。

#### 第4 造成地の災害防止対策

---

市は、造成地に発生する災害の防止については、宅地造成等規制法第8条第1項、都市計画法第29条第1項及び、建築基準法第6条第1項において、それぞれの規定に基づき宅地造成、開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を積極的に実施します。また、法規制前の宅地造成地に対しての市民の安全を確保するため、市関係各課と密接な連絡をとり、造成地の災害防止に万全を期するものとします。

## 第5 自然災害回避（アボイド）行政の推進

---

自然災害から市民の生命、財産を守るために、自然災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して自然災害を回避した安全な土地利用を促進します。

### 1 施策展開の方向性

- ア より精度の高い自然災害に対する情報の収集・整備に努め、わかりやすい情報提供を行います。
- イ 自然災害発生危険性の高い地域については、土地利用の規制及び安全な土地利用を誘導します。

### 2 推進事業

#### (1) 自然災害回避情報の提供

災害履歴や危険区域箇所等を地図化して市民に提供します。

#### (2) 安全な土地利用の誘導

情報提供や現行法に基づく規制制度等を活用して安全な土地利用を誘導します。

### 3 自然災害発生危険箇所の把握

自然災害発生危険性の高い場所の把握のため、国や県に自然災害ごとの危険箇所調査の実施を求めています。

## 第6 市街地の開発・整備

---

市街地整備は、市総合計画及び小田原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等により進められていますが、計画に位置付けられている土地区画整理事業、市街地再開発事業のほか、防災上再開発等が必要と考えられる地区においても、各種事業手法による整備を促進していきます。

## 第7 開発行為の規制、誘導

---

将来にわたる都市の合理的な土地利用計画を担保し、段階的・計画的な市街地整備を図る手段である開発許可制度の運用に際しては、災害を防止し、災害発生時の被害を軽減する観点から、厳正的確な規制、誘導を行っていきます。

## 第2節 防災空間の確保

### 第1 防災緑地空間の保全と確保

---

都市公園や緑地は、震災発生時に、避難場所あるいは救援活動の拠点として機能するという防災上重要な役割を担うばかりでなく、輻射熱の遮断や火災の延焼防止に有効であり、また、街路樹や植栽帯が震災発生時の被害の軽減に役立つことから、防災機能も考慮した公園施設として、市総合計画に基づく公園、緑地の整備を推進するとともに、緑道、街路樹、民有地等の緑化にも努めます。

## 第3節 道路、橋りょうの安全対策

道路及び橋りょうは、震災時に、避難、消防、救援活動等に重要な役割を果たし、同時に、火災の延焼を防止する等、多様な機能を有しています。そのため、防災都市づくりの骨格として、都市の構造物の安全性の一層の向上を図るとともに、多重性を高めることが重要です。

### 第1 道路の整備

---

#### 1 道路の整備

市は、災害時の緊急物資の輸送、救助・救急、消火活動等の緊急活動を迅速かつ円滑に実施するため、防災拠点へのアクセス強化や、市街地と高速道路とのアクセス強化等に必要な道路ネットワーク整備を、国や県と一体となって進めます。

また、狭あいな道路の拡幅や老朽化が進む橋りょう、道路施設の計画的な修繕等、安全な生活道路の整備を進めます。

#### 2 電線類の地下埋設化

ライフライン機能の確保と併せ、避難路の確保、防災活動の円滑化のため、関係事業者と協調し電線類の地中化を促進します。

#### 3 う回路の整備

市は、災害時において道路が被害を受けて、その早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するため、重要な道路に連絡するう回路をあらかじめ調査し、緊急時に備えます。また、集落の孤立化を防ぐため、緊急避難路やう回路にもなる農道の安全確保に努めます。

### 第2 橋りょうの整備

---

既設の橋りょうは、耐震性調査結果に基づき昭和59年度より緊急輸送道路等に架かる橋りょうから優先的に順次落下防止対策の工事を実施してきましたが、橋りょう長寿命化修繕計画のメニュー創設に伴い、市で位置づけている重要橋りょうについて、健全度調査の結果に基づき修繕計画を策定し、計画的に耐震化を図り、不測の災害に備えていきます。

## 第4節 津波対策

津波は、海底地盤の変位（隆起、沈降）により発生するため、海底を震源地とする大地震が発生した場合に起こることが多いです。津波は、海底地震の震源の場所、地震の規模、更に震源の深さと震源地の海底の深さ並びに海岸線の形態により、津波の規模階級、来襲時間周期が異なります。

特に本市の場合は、相模湾の比較的浅い海底下を震源とする地震が発生した場合きわめて短時間に津波の来襲が予測されます。

平成27年に公表された「津波浸水予測図」では、相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）が発生した際、揺れ始めから最短1分で最大津波が到達するとされています。

また、令和元年12月には津波災害警戒区域に指定されたことを受け、住民ワークショップなどを開催し、そこでいただいた意見等を踏まえ、令和3年6月に「津波防災地域づくり推進計画」を策定しました。

### 第1 津波災害対策のための基本的な考え方

---

最大クラスの津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」ため、「いのちを守り 地域を守る 未来に向かって持続可能なまちづくり」を基本方針に掲げる「小田原市津波防災地域づくり推進計画」に基づき、ハード・ソフトの様々な施策を多重防御の考え方で推進していきます。

### 第2 小田原方式津波避難要領

---

最短で1分で海岸線に到達すると想定されている本市の津波の特徴を捉え、住民ワークショップにおいて議論を重ね、「小田原方式津波避難要領」を次のとおり決めました。

#### 1 津波避難の基本的考え方

※ ここでいう「津波避難の基本的考え方」は、避難が必要な、津波災害警戒区域内にいる人を対象としています。

いつ

「揺れだ！津波だ！すぐ避難！」をスローガンとして、今まで感じたことのないような強い揺れを感じた時は、津波警報等を待つことなく、動けるようになったら直ちに避難開始

どこへ

津波災害警戒区域外に確実に到達できる人は、区域外へ！（水平避難）

それ以外の人は、基準水位2m以下の2階以上へ！（垂直避難）

原則は、津波災害警戒区域外への水平避難を推奨しますが、この垂直避難の考え方は、100%の確実性を保証するものではなく、避難時間が極めて短いといった本市の津波避難の特性を十分に理解したうえで、住民一人ひとりが事前にハザードマップで自宅等のリスクを正しく理解し、避難場所や避難経路を検討した上で、自ら判断して避難要領を決定し、一人でも多くの住民の命が助かるようにしようとするものです。

### 第3 津波災害対策に向けた取組（ソフト対策）

---

#### 1 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号）に基づく取組

津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項により、市内における「津波浸水想定」に基づき、



知事が警戒体制を特に整備すべき土地の区域を「津波災害警戒区域」として令和元年12月24日に指定を行いました。

これにより、市は、次の事項について定めます。

- (1) 警戒区域ごとに津波情報等の収集及び伝達並びに津波警報等の発令及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波に係る防災訓練に関する事項その他警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (2) 警戒区域内の、次の施設（以下「避難促進施設」という。）であって、利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものの名称及び所在地  
ア 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）
- (3) 地域防災計画に名称及び所在地を定められた避難促進施設の利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波情報等及び津波警報等の伝達に関する事項

## 2 津波ハザードマップの作成

市は、情報伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、基準水位を表示した図面にこれらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じます。

## 3 津波情報伝達体制の整備

市は、住民のほか、海浜利用者が的確に避難するため、防災行政無線をはじめとする様々な津波情報の伝達体制を着実に整備していきます。

## 4 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とします。

市は、防災訓練や防災教室等において継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めます。

## 5 津波一時避難施設の指定・協定

内閣府で公表している「津波避難ビル等に係る事例集」を参考にし、地理的条件等を考慮し、安全かつ迅速に避難できる津波一時避難施設の指定・協定の締結を進めます。

◆資料 5-4：津波一時避難施設一覧

◆協定 15-1：津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

## 6 小田原方式津波避難要領の安全性を高めるための取組

### (1) 水平避難を安全にするための対策

地震の揺れにより建物が倒壊してしまわないように耐震化されていること、屋内の避難行動を阻害しないように家具等の転倒防止施策を徹底する必要があります。

### (2) 垂直避難を安全にするための対策

地震の揺れにより建物が倒壊してしまわないように耐震化されていること、日ごろから寝るときは2階で寝るようにするなど、取り組める行動を積み重ねる必要があります。

平家建てや基準水位が2m以上の地区にお住まいの方も、日ごろから隣近所の付き合いをよく行い、地震発生時は基準水位が2m以下の2階以上のお宅等へ避難させてもらう約束をしておくなどで、命を守る行動につなげることができます。

また、家屋の建て替えの際は、津波災害警戒区域外への移住の検討や、基礎の嵩上げ、2階以上の構造にするなど、津波対策を意識して建て替えを検討する必要があります。

## 第4 要配慮者の津波避難対策（ソフト対策）

---

### 1 津波避難確保計画の作成と訓練の実施

避難促進施設（要配慮者利用施設）の所有者又は管理者は、単独又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練・防災教育の実施に関する事項その他利用者の津波発生時の迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項の計画を作成し、市長に報告するとともに、公表します。また、当該計画に基づき原則年1回以上避難訓練を実施し、その結果を市長に報告します。

### 2 個別避難計画の策定

市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難支援等関係者と連携した、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の策定に努めます。

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理するよう努めます。また、訓練等により、計画運用が図られるよう努めます。

## 第5 津波に強いまちづくり（ハード対策）

---

### 1 津波避難を考慮したまちづくり

L2津波をハード対策のみで防ぐことは物理的に困難であり、避難のための適切なソフト対策と組み合わせ、多重防御の考え方に基づく津波対策の推進が求められます。

一方、L1津波に対しては、人命の保護に加え、住民財産の保護や地域活性化の基礎となる地域を守るため、津波による浸水を軽減するための海岸堤防等の海岸保全施設の整備を促進していきます。

また、河川や高潮に対するハード整備も津波に対する減災対策に効果があるため、県の治水計画等に基づいた整備を促進していきます。

### 2 津波防災の観点からのまちづくり

市は、市地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、日常の計画行政から関係部局による共同の取組を進め、防災の観点を取り入れたまちづくりに努めます。

### 3 公共施設、要配慮者に関わる施設等の整備

市は、公共施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、当該地域における一時的な避難場所としての機能その他の津波に関する防災上の機能を備えたものとなるよう配慮します。また、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとし、

## 第6 津波知識の普及・啓発

---

本市の津波対策は、東日本大震災以降、独自に定めた海拔10メートル以下の地域における津波避難対策の推進として実施されてきました。

本市における津波災害警戒区域と基準水位が神奈川県から示されたことにより、想定される最大クラスの津波による浸水範囲や基準水位（浸水深+せり上がり高）が明らかになり、地域毎の津波の実態に応じた対策の推進が可能となりました。

このため、市は、津波浸水想定区域や基準水位、浸水継続時間等の津波に関する情報のほか、津波警報等や避難情報の意味と内容の説明、小田原方式津波避難要領や、情報伝達方法、避難場所及び避難経路について正しい津波知識の普及・啓発に努めます。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての国民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要です。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施します。

## 1 防災教育の実施

### (1) 学校等における防災教育

市は、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について継続的な防災教育に努めます。

外出先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波被害の可能性が低い地域においても、津波に関する防災教育を行います。

### (2) 危機意識の共有等

市は、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、防災教育などを通じ、あらゆる関係主体等による危機意識の共有に努めます。

## 2 津波避難経路看板等による周知

最短で1分で海岸線に到達すると想定されている本市の津波到達時間内での市職員、市消防職員、消防団員等の防災対応や避難誘導はできないことから、市は、公共施設等への海拔表示板の設置や、指定・協定の締結を行った津波一時避難施設への表示シールの設置、津波一時避難施設までの経路上に津波避難経路看板を設置するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行うものとします。

## 3 津波知識の広報

広報紙、パンフレット等の広報媒体を活用するとともに、防災訓練、防災講演会等のあらゆる機会をとらえて、津波に関する正しい知識、認識の啓発、対策の周知等を積極的に広報します。

## 4 津波訓練の実施

沿岸地域を重点として、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となって、最大クラスの津波や最も早い津波の到達時間を踏まえた津波情報受伝達訓練、避難、退避誘導訓練等の実践訓練を定期的実施します。

また、訓練の際は、要配慮者の避難に配慮した訓練を実施します。

## 第5節 土砂災害対策

市域内には、土砂災害の自然現象のなかで、土石流と急傾斜地の崩壊のおそれがある箇所が存在するため、土砂災害のおそれのある箇所を住民に周知するとともに、関係機関と密接な連絡を保ち、土砂災害に対する意識の高揚を図り、被害の未然防止及び軽減のための予防対策を推進します。

### 第1 土砂災害防止に向けた取り組み

---

#### 1 砂防法に基づく取り組み

県は、「砂防法(明治30年3月30日法律第29号)」に基づき、堰堤などの整備を推進するとともに、掘削その他土地の形状を変更する行為等の治水上砂防のため著しく支障がある行為を制限し、土石流による被害の軽減に努めています。

#### 2 急傾斜地法に基づく取り組み

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)」第3条第1項による「急傾斜地崩壊危険区域」として知事の指定を受けた区域においては、県が事業主体となり急傾斜地崩壊防止工事を実施するとともに、切土や伐採等で急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれのある行為を制限し、がけ崩れによる被害の軽減に努めています。

#### 3 土砂災害防止法に基づく取り組み

市は、県が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年5月8日法律第57条)」に基づき指定した土砂災害警戒区域等について、ハザードマップによる周知、警戒避難体制の整備、建築物の構造規制を図り、土砂災害による被害の軽減に努めます。

対象となる土砂災害のうち急傾斜地の崩壊については、傾斜度が $30^{\circ}$ 以上で高さが5m以上の区域、急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域、急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍以内の区域、土石流については、 $2^{\circ}$ 以上の谷地形を呈する溪流を対象とします。

### 第2 警戒避難体制の整備

---

#### 1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市の防災活動や住民の避難行動を支援するために、県と気象庁が共同で発表する土砂災害警戒情報のほかに、パトロールや市民からの通報等を収集し、必要に応じて警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保を発令します。避難情報等は防災行政無線等により、迅速かつ正確に市民に伝達します。

#### 2 避難施設と避難経路

市は、県が指定した土砂災害警戒区域等をもとに土砂災害ハザードマップを作成、配付し、避難施設の周知を図るとともに、避難経路の検討を促し、土砂災害に対する意識の高揚を図ります。

#### 3 防災知識の普及徹底

土砂災害警戒区域等の市民に対して、土砂災害の予防及び応急対策に関する知識の普及を図ります。また、災害の予兆現象に関する情報は、市民と情報の共有に努め、避難行動の迅速化を図ります。

◆資料5-8：土砂災害の予兆現象

## 第6節 ライフラインの安全対策

上下水道、電気、ガス等のライフラインは、市民生活に欠かすことのできない施設であり、また、ライフラインの被災は安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、震災時にもその機能が確保できるよう、各事業者は、施設の多重化や代替設備の整備、主要設備の耐震化や液状化対策等を進め、施設の安全性のより一層の向上に努めます。

### 第1 上水道

---

市では、配水池等の主要な施設について耐震診断や劣化調査の実施に基づく耐震化対策に努めるとともに、停電時に備え非常用自家用発電設備等の設置を推進します。

また、管路については、耐震性の向上を図るため重要度の高い管路を優先的に更新するとともに、適切な維持管理に努めます。

### 第2 下水道

---

市では、汚水管きよの地震対策として、広域避難所(指定避難所)の下流や緊急輸送道路下などに埋設されている重要な管きよに対し、優先順位をつけながら計画的に耐震機能の向上に努めています。

また、停電時における機能停止に備え、マンホールポンプへの非常用発電機等を確保するとともに、停電した際の応急復旧体制を整備します。

### 第3 電気

---

東京電力パワーグリッド(株)では、災害に強い電力設備づくりとして、送電系統の二重三重のネットワーク化を進めています。事業者は、液状化等にも配慮した耐震化の推進を図るとともに、共同溝の整備等、一層の防災性の向上に取り組みます。また、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能にするため、施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被害状況の把握、復旧システムの充実強化、応急復旧資機材の整備等を進めます。

### 第4 ガス

---

小田原ガス(株)では、施設の耐震性の向上や主要施設への緊急遮断装置の設置、マイコンメータの各戸への設置等の対策を進める等の安全対策を進めています。事業者は、液状化等にも配慮した耐震化の推進を図るとともに、共同溝の整備等、一層の防災性の向上に取り組みます。また、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能にするため、施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被害状況の把握、復旧システムの充実強化、応急復旧資機材の整備等を進めます。

### 第5 通信サービス

---

通信サービス事業者は、建物や無線鉄塔等の耐震化、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等を行っています。また、輻輳対策として、東日本電信電話(株)は「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板(web171)」を、携帯電話事業者は「災害用伝言板」を運用することとしています。

### 第6 廃棄物処理施設

---

市では、廃棄物処理施設について、耐震性を確保し、災害時に対応できるように適切な維持管理に努めます。

## 第7節 液状化対策

地震による被害は、地盤の特性に大きく影響され、河川の流域や埋立地、沿岸部等の主に砂質地盤がある地域において、地震発生時に地盤の液状化の発生が懸念されています。

大規模な構造物は、地下深く、固い支持層まで杭を打つ等液状化対策が講じられてきましたが、戸建ての住宅等には対策工法の普及はまだまだ進んでいません。また、大規模構造物であっても、基礎の地盤が液状化現象により横方向に流れるように動く側方流動が発生している事例が報告されていることから、今後の液状化対策の見直しが迫られています。

### 第1 液状化危険地域の分布

---

県では、平成25年度から26年度に実施した地震被害想定調査の中で、液状化の可能性を想定し、地震被害想定調査結果として広く県民に情報を提供しています。

県の地震被害想定調査結果によると、市内における液状化の発生のおそれのある地域は、酒匂川や狩川、早川、森戸川等の河川の流域沿いに分布しています。

また、(公財)神奈川都市整備技術センターでは、県内の公共事業で行われた地質調査結果を電子的に一元管理し、その情報を更新するとともに公開しています。

### 第2 液状化予防対策

---

市は、地震において液状化現象の発生が予想される地域にある公共施設については、適切な液状化対策を講じることにより被害の軽減に努めるとともに、その他の一般建築物については対策知識の普及を図ります。

## 第8節 危険物施設等の安全対策

市内にはガソリンスタンドに代表される危険物施設が混在し、また、工場や各種研究機関にも高圧ガスや都市ガス、毒物・劇物等の危険物施設等が存在します。

危険物施設等は、貯蔵又は取り扱う物質の性質上、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大な被害を生ずる可能性があります。市は、これらの施設の現況を把握し、関係法令等に基づく安全確保対策を推進します。

### 第1 事業者に対する指導

市は、危険物施設の事業者に対し、施設・設備の耐震化を促進するとともに、保安体制の充実、防災教育、防災訓練の実施等、必要な対策を講じるよう指導します。また、先端技術の発展に伴う化学物質の安全対策を促進します。

表 関係法令

区 分	関係法令
危険物	消防法
高圧ガス	高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
都市ガス	ガス事業法
火薬類	火薬類取締法
毒・劇物	毒物及び劇物取締法

◆資料 15-8：危険物等施設数一覧

### 第2 事業所の措置

各事業所は、危険物施設等からの火災、爆発等による被害の発生、拡大を防止するため、施設等の耐震化、緊急保安体制の確立、防災訓練の実施、防災資機材の整備等必要な措置を行います。

## 第9節 建築物の安全確保対策

市は、大規模地震対策特別措置法第3条第1項による「地震防災対策強化地域」に指定されていることから、建築物の耐震性の強化及び、安全性の確保を促進し地震災害による被害の拡大を事前に防止する必要があります。

このため、建築物に対する耐震診断・耐震補強工事、及び維持保全対策や落下物対策及びブロック塀対策等個々の防災対策を総合的な対策として位置付け、効果的な指導を推進していきます。

### 第1 防災意識の啓発

---

防災意識の啓発は、継続的に実施することが特に重要で効果的です。平成28年熊本地震では、強い揺れや余震が続くことで多くの建物被害が発生しました。

そこで、揺れの怖さの再認識を促すとともに、既存建築物等の耐震化に関する知識を普及させるため、建築物等の所有者や管理者に対し、戸別訪問の実施等、耐震診断及び補強対策等の重要性の啓発を行い、パンフレット等を作成・配布するとともに、相談窓口の開設、説明会の開催等を関係団体の協力を得て実施します。

### 第2 既存建築物の耐震性の強化

---

既存建築物の耐震性の強化は貴重な人命を守る上で重要であり、現行の耐震基準以前に建てられた建築物に対しては、その積極的な推進を図ることが肝要です。

市は、県内各自治体や関係団体との連携を図るとともに「小田原市耐震改修促進計画（令和4年4月）」に基づき、昭和56年以前に新耐震設計基準によらずに建築された建築物について、総合的かつ計画的に既存建築物の耐震化を推進します。

- ア 被災後、復旧活動の拠点となる公共性の高い建築物（市庁舎、市消防本部庁舎、小・中学校、病院等）の耐震性の向上を積極的に促進します。
- イ 民間建築物の耐震性の向上を図るため、多数の者が利用する建築物の所有者等に対する耐震診断、耐震補強工事の指導・助言や普及・啓発を行うとともに、補助事業を実施し、耐震性の向上を積極的に促進します。
- ウ 緊急輸送道路等道路沿いや危険物を保管している建築物に対し、補助事業を実施し、耐震性の向上を積極的に促進します。
- エ 木造住宅耐震診断費補助、耐震改修費補助事業を実施し、木造住宅の耐震性の向上又は除却を積極的に促進します。

### 第3 既存建築物等の防災対策の推進

---

#### 1 建築物等に対する改善指導

- ア 不特定多数の人が集まる特殊建築物の安全性を確保するため、建築基準法第12条第1項に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性確保と施設改善を指導します。
- イ 中小雑居ビル対策として、当該建築物の所有者、消防機関等の協力を得て必要な防火避難施設の改善を指導します。
- ウ 「建築物防災週間」において対象建築物等の立入調査を行い施設の改善指導を実施します。



## 2 建築物の不燃化

災害に強い都市基盤の整備には、建築物の耐震化と併せて不燃化を促進することが必要です。建物が密集する商業地や住宅地においては、用途地域や容積率に応じて、防火地域又は準防火地域を指定しており、建物の不燃化・難燃化を促進することで、延焼防止に繋がっていきます。

## 3 住宅の倒壊対策

災害時に家屋が倒壊した場合においても、屋内に安全な空間を作り出し、生命、身体の防護を図ることのできる耐震シェルター等の設置に関して、補助制度等についての周知を行うなど、住宅の倒壊から命を守る取組を推進していきます。

## 4 ブロック塀、石塀等の対策

ブロック塀等を新設又は改修しようとする設置者に、建築基準法施行令第62条の8に定める技術基準の遵守を指導します。

また、ブロック塀等の安全確保に関する事業として、大規模災害時に主要な避難経路となりうる、各学校が定める通学路沿いなどの危険なブロック塀等の撤去に関して、補助制度等についての周知を行うなど、安全なまちづくりを推進していきます。

## 5 落下物対策

建築物は経年により劣化が進み、地震や強風時に被害をもたらすことから、その維持保全は重要になります。

市街地における建築物の外壁、タイル、窓ガラス、看板等の実態調査及び追跡調査を行い、継続的に落下の危険のおそれがある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導します。

## 6 エレベーターにおける閉じ込め防止対策

エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るため、市は、公共施設に設置しているエレベーターの閉じ込め防止装置（機能）の設置を促進します。また、公共施設以外の施設の所有者又は管理者に対し、エレベーターの閉じ込め防止装置（機能）の設置促進や早期復旧のための普及啓発等に努めます。

## 7 空き家対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めます。

## 第3章 災害時応急活動事前対策の充実

大規模な地震災害が発生した場合、発災直後の応急対策活動を適切に実施することが、二次災害等による被害の拡大を軽減、防止するための鍵といえます。

この計画は、地震発生時に市民及び防災関係機関が速やかに応急対策活動を講じられるよう、平常時に実施すべき事前対策を定めます。

### 第1節 災害時情報収集・提供体制の拡充

災害時には、気象、水防、地震情報及び避難情報あるいは被害情報等各種の情報量が飛躍的に増大します。このため、これらの各種情報を的確に把握し、処理、判断するとともに、関係機関及び市民に対して迅速、的確に伝達し、初動体制の確立を図る必要があります。したがって、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図るとともに、情報の収集及び伝達に必要な防災情報施設並びに通信施設の整備拡充を図ります。

#### 第1 災害情報等の収集・災害情報受伝達体制の充実

---

##### 1 通信施設の整備拡充

災害時における通信体制の確立を図るため、無線通信施設の整備拡充と合わせて、他の関係機関等の通信施設の活用を図ります。

また、災害時に市災害対策本部及び小田原警察署等の防災関係機関や電気、ガス、医療等の生活関連機関との連絡体制を確保するための衛星電話等の通信機器の導入を検討します。

##### 2 市庁舎及び出先施設の通信機器等の復旧

災害時における情報収集・情報配信には、誰もが各種システムを活用できる環境が求められます。各種システムを正常稼働させるためには、少なくとも市庁舎の一部の通信機器等が稼働するとともに、通信回線の確保が必須です。通信機器等が稼働できる非常用電源のさらなる整備とあわせて非常時の通信回線の確保を図ります。

##### 3 防災情報システムの活用

地震、風水害及びその他の災害時における迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、市防災情報システムが平成13年3月より稼働しています。

また、厚生労働省により、平成26年8月に改修・整備された広域災害救急医療情報システム(EMIS)を活用し、都道府県を超えて医療機関の稼働状況などの災害医療に関わる情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する情報を集約・提供することで他機関との円滑な連携を図ります。

今後は、他システムとの連携等により、より高度な活用を図ります。

##### 4 気象情報提供業務委託等

民間気象業者から市に係わる地震、風水害等の情報の提供を受けます。

また、研究機関等からの観測情報を受けます。

◆資料3-4：気象観測機器等一覧表

## 5 災害状況の把握

災害の状況等により、必要と判断される場合は、災害時応援協定に基づき、協定締結先に無人航空機（ドローン）の派出を要請し、情報収集に努めます。

## 第2 被災者支援

---

市は、被災者を支援するため、災害発生後の時間経過に応じた情報の収集、提供を行う体制の整備に努めます。

なお、支援情報は、防災行政無線等の伝達手段によるほか、報道機関の協力を得て的確に提供するように努めます。その際、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、ツイッター（市政情報アカウント）、LINE（小田原市公式アカウント）など、ICTの防災施策への積極的な活用を図り、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、避難所以外で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者にも配慮した提供方法とするよう努めます。

また、市民や広域避難所、救護活動拠点等への情報提供について、不特定多数の人が情報を得やすいインターネット等各種通信手段を活用できる体制の整備や、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めます。

- ・市ホームページ：<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/>
- ・おだわらメールマガジン（防災メール）
- ・ツイッター（市政情報アカウント）：@Odawara\_City

## 第3 報道機関の活用

---

市は、株式会社ジェイコム湘南・神奈川やFMおだわらとの「災害時緊急放送の協力に関する協定書」に基づき、災害時には特別放送に切り替えるよう依頼し、防災情報や消防情報を市民等へ提供します。また、その他報道機関とも連携し、市民等へ情報提供を行います。

- ◆協定 8-4：災害時における放送等に関する協定（株式会社ジェイコム湘南・神奈川）
- ◆協定 8-8：災害時緊急放送（FM ラジオ）の協力に関する協定書（FM 小田原株式会社）

## 第4 アマチュア無線団体等との連携

---

市は、アマチュア無線団体等、防災関係団体と連携して、災害時の情報受伝達に関する協力体制を確保します。

- ◆協定 8-1：災害時における非常通信の協力に関する協定書（尊徳アマチュア無線クラブ）
- ◆協定 8-2：災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定書（一般社団法人神奈川県タクシー協会小田原支部）
- ◆協定 8-3：災害時における漁業用無線通信等の協力に関する協定書（小田原市漁業協同組合）

## 第2節 災害対策本部組織体制の拡充

### 第1 組織体制の充実等

---

市は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できるよう、市災害対策本部等防災組織体制の充実を図ります。その際、災害対応経験者をリスト化するなど、専門的知見を有する職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討します。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めます。さらに、県や防災関係機関等と連携し、様々な場面を想定した市災害対策本部の運営訓練、市職員の緊急参集訓練や図上訓練を重ね、非常時に臨機応変な対応がとれるよう努めます。

さらに、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図ります。

### 第2 災害対策本部室の代替機能の整備等

---

市は、市庁舎が被災した場合を想定し、公用車庫棟もしくは県西地域県政総合センターにおいて対応ができるよう整備等を行います。

### 第3 現地災害対策本部の体制の整備

---

市は、災害発生地域において災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じて市現地災害対策本部を設置することができます。市は、市現地災害対策本部機能の充実、市現地災害対策本部との連絡体制の強化等を図ります。

### 第4 防災拠点等の機能確保

---

市は、市庁舎や市消防本部庁舎、上下水道局等の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに、保有する施設、設備について、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めます。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備等を図ります。

また、災害用マンホールトイレの設置等、防災拠点等の機能の強化に努めます。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めます。

更に、一部の避難所への太陽光発電設備や蓄電池設備の整備、災害時における電動車両による電力供給に関する協定を活用し、停電時における電力供給体制を確立します。

◆資料 6-13：太陽光発電設備、蓄電池設備設置校一覧

◆協定 3-6：災害時における電動車両等の支援に関する協定（東日本三菱自動車販売(株)、三菱自動車工業(株)）

### 第5 業務継続性の確保

---

市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図ります。

## 第3節 救助・救急、消火活動体制の充実

### 第1 火災予防

火災予防については、防火思想の普及徹底と消防体制の充実強化を図ることにより、その効果を期待し得るものです。都市化の進展、中高層建物の増加等特殊な建築物の災害に対処し得る科学的な消防力の充実とこれらの建築物の消防用設備等の設置指導、消火栓、防火水槽の設置を促進します。特に、地下街における火災予防については、その特殊性を考慮し自主防火管理体制の確立を図るとともに、地下街に連結している関連ビル等関係管理者との連絡を密にするよう指導を行います。また、防火対象物の火災予防査察を強化し、火災の未然防止及び初期消火、早期通報並びに避難誘導訓練の体制の確立を推進します。さらに、火災予防運動、防火管理講習等の実施による防火思想の向上・啓発を行います。

#### 1 自主防火管理体制の強化

防火対象物における火災の未然防止、人命の安全確保等を実現するため消防法(昭和23年法律第186号)第8条において防火管理制度が、同法第8条の2において統括防火管理制度が、同法第8条の2の2において防火対象物の点検・報告制度が、同法第36条において防災管理者制度がそれぞれ規定され、防火対象物の管理権原者に、防火管理者及び防災管理者の選任をはじめとする自主防火管理に関する義務が課せられています。消防機関としては、防火管理者として選任されることが予定される者に対し、資格を付与するため、防火管理講習を実施し、防火対象物における自主防火管理体制の充実強化を図っています。

#### 2 地下街及びビルの地下施設の予防対策

地下街及び一部のビルの地階等については、用途の規制、危険物品の取扱、火気使用設備・器具及び喫煙の規制を行い、出火危険を排除するとともに、延焼拡大防止のための自動消火設備(スプリンクラー等)及び消火活動等を容易にするための排煙設備、無線通信補助設備等の点検整備を強化するとともに、災害発生時に安全に避難するための非常放送設備、誘導灯を完備させ、その機能の維持管理を徹底するよう指導に努めます。

#### 3 火災予防運動等の実施

##### (1) 文化財防火デー

市内の文化財保護のため、1月26日を中心に文化財の所有施設等に対し、火災予防指導の実施、消防訓練を実施し、文化財の保護の推進を図ります。

##### (2) 春・秋の火災予防運動

火災多発時期の春(3月1日～3月7日)及び秋(11月9日～11月15日)に火災予防運動を実施し、報道機関への広報依頼、印刷物等による趣旨の徹底、消火・避難訓練の指導及び各行事を通じ防火思想の向上、火災危険並びに人命危険の排除に努めるとともに、地震等自然災害発生時における防火、避難及び救助等に関する事項についても啓発指導に努めます。

##### (3) 危険物安全週間

毎年6月の第2週に実施される危険物安全週間期間中に合わせ、危険物製造所等における災害の未然防止と危険物の安全管理を確立し、また査察を実施するとともに市民に対しても危険物の正しい貯蔵、取扱等についての啓発に努めます。さらに関係事業者に対しては、防火安全協会の協力を得て防災訓練を実施するとともに、自主保安体制の確立並びに災害発生時の応急措置について強力な指導に努めます。

## 4 火災予防思想の普及

### (1) 市民の自主防火指導

火災をはじめ各種の災害を防止するため、自主防災組織等の活動を推進するとともに、市民の自主防火意識の向上及び火災発生時に対応できる消火技術の指導並びに地震等自然災害発生時における安全確保について市民への啓発に努めます。

### (2) 要配慮者の安全確保

高齢者等の要配慮者は、火災等の災害に遭遇した場合、自己対応能力が十分でない場合に死傷等に至るおそれが高いため、様々な機会をとらえ、防火意識の高揚を図り、防火安全性確保に努めます。

### (3) 消防団の活動

消防団員による災害予防活動を通し、地域住民との密接な連携に努め、火災予防思想の向上に努めます。

### (4) 各種防火研修会等の開催

危険物施設を有する事業所及び防火対象物・防火管理点検報告制度対象事業所等で組織されている防火安全協会に対し、危険物の安全管理や火災予防についての指導・助言を積極的に行い、育成に努めます。また、幼年消防クラブ等の関係諸団体を通じ同様の指導育成に努めます。

### (5) 関係者の防火指導

火災予防査察、火災予防運動、統括防火管理協議会の運営、その他防火研修会等のあらゆる機会をとらえ、関係者に対し防火思想の普及・高揚に努めます。

## 5 火災予防査察の実施

防火対象物の火災予防査察については、年間計画を立てて定期的を実施していますが、特に、火災発生時において人命に危険があると認められる対象物並びに公共施設等については、定期査察のほかに特別査察を行い、火災の未然防止を図ります。

### (1) 定期査察

防火対象物の用途、規模及び収容人員等により区分し、建物構造、火気使用設備、消防用設備等その他防火管理状況等の適否について計画的に火災予防査察を実施し、各種の潜在危険の排除と是正に努めます。

### (2) 特別査察

- ア 不特定多数の者を収容する施設（百貨店、ホテル、旅館、興行場等）で火災が発生した場合、人命危険が高いと認められる対象物については、特別査察を実施します。
- イ 特異災害発生時については、その状況に応じて特別査察を実施します。

## 6 林野・枯草火災の予防対策

冬から春にかけて空気が乾燥し、林野・枯草火災が多発する季節であることから、次の活動を展開し、火災の未然防止に努めます。

- ア 山林・空地の枯草除去の指導
- イ 林野火災防止用標識の掲出
- ウ 広報車等による地域巡回広報
- エ 関係者に対する火災予防対策の指導
- オ 報道機関、パンフレット等による広報

## 第2 揺れによる出火の予防

---

### 1 一般火気器具からの出火の予防

#### (1) コンロ、ストーブ等からの出火の予防

市は市民に対し、地震を感じたら身体の安全を図るとともに、揺れがおさまったのち速やかに火を消すこと、対震自動消火装置の設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物を置かないこと等を普及啓発します。

#### (2) 電気器具からの出火の予防

市は市民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで電気器具のプラグを抜き、特に避難等長期に自宅を離れる場合にはブレーカーを落とすこと、及び感震ブレーカーの設置等を普及啓発します。

#### (3) ガス遮断装置の設置

ガス事業者は、需要家がガスを使用している時、地震の揺れを感知し、自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置を各家庭等に取り付けています。

### 2 化学薬品からの出火の予防

化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等は、地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行います。また、市はその旨を周知、指導します。

## 第3 消防力の充実強化

---

火災等災害時における消防防災の拠点となる消防施設等については、消防の責務を十分に果たすため、その充実強化に努め、消防力の向上を図ります。

### 1 消防署所の整備

災害の予防及び被害の軽減を図るため、現在の署所を適正に維持するとともに、費用対効果を勘案しながら、消防力の重複地域を解消するため、管轄地域にバランスよく配置するよう署所の適正な配置に努め、総合的な消防力の向上及び消防体制の充実強化を図ります。

### 2 消防機械の整備

消防ポンプ自動車、高規格救急自動車等の車両の充実を図るとともに、災害の多様化に対応するため、はしご自動車、化学消防車、救助工作車等の特殊車両及び消防資機材の整備を図ります。

特に救急要請の増加に対応するため、高規格救急自動車の整備を推進します。

### 3 消防水利の整備

#### (1) 平常時の水利整備基準

消防水利の基準（昭和39年消防庁告第7号、最終改正：平成26年消防庁告示第29号）に基づき消防水利（消火栓、防火水槽等）の増設を促進します。

#### (2) 震災時の水利整備基準

ア 市内を一辺が250mの区分（以下「メッシュ」という。）に区分し、メッシュ内（市街地及び密集地域以外を除く。）に40m<sup>3</sup>以上の防火水槽（プール、池等の人工水利を含む。）が1以上となるよう努めます。

イ 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備

地震時における飲料水及び消火用の水源を確保するため、必要に応じて飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を検討します。

#### 4 消防通信指令施設

指揮、命令、情報等連絡系統の充実を図り、消防活動の円滑化を促進するため、消防通信施設の強化・整備を推進します。

#### 5 消防団の強化

災害時、常備消防隊等と一体となって活動する消防団については、幹部、機関員、団員等に対して、それぞれ必要に応じた教育を行うとともに、消防施設及び資機材の充実強化に努めます。

なお、消防団の構成及び消防車両等の配備状況については、資料8-1のとおりです。

◆資料8-1：消防団の現況

### 第4 救助・救急体制の整備

---

#### 1 救助隊の整備

市は、大規模・特殊災害に対応するため、救助隊員に対し、教育訓練等を実施して隊員の資質の向上を図るとともに、工作車及び高度な技術・資機材を有する救助隊の強化・整備に努めます。

#### 2 医療機関との連携体制の充実

市は、大規模災害及び多数傷病者が発生する事故に備え、（一社）小田原医師会、（一社）小田原歯科医師会及び（公社）小田原薬剤師会等の医療機関と連携した医師、歯科医師及び薬剤師の現場派遣体制を整備するとともに、災害拠点病院等に救急隊を配置する等、災害時におけるDMAT等の災害医療チームとの連携強化に努めます。

### 第5 広域応援体制の強化

---

市は、県、警察、自衛隊、海上保安庁との協調、医療機関との連携等の強化を進めるとともに、広域消防相互応援や緊急消防援助隊等について円滑な要請・受入れ及び指揮が行えるよう体制を整備します。



## 第4節 警備・救助対策

### 第1 災害時の対応と任務

---

県警察は、大規模災害が発生した場合、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速・的確な災害応急対策を実施することにより、市民の生命・身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の安全を期します。

### 第2 救出救助用資機材の整備

---

県警察は、大規模災害時における迅速・的確な人命救助を実施するため、情報収集用資機材、救出救助用資機材等必要な装備資機材の整備を進めるとともに、警備部隊の非常用食料、飲料水、燃料、電池、その他の災害警備用物資の備蓄及び調達体制の整備を図ります。

### 第3 警備体制の充実

---

県警察は、大規模災害時における犯罪、事故等を防止し、社会秩序の維持を図るため、警備体制の拡充に努めます。

## 第5節 避難対策

災害発生後、火災延焼や家屋倒壊等により避難を余儀なくされた市民に対し、安全に避難できる避難場所等の整備を図ります。

### 第1 避難場所等の確保及び整備

---

#### 1 一時避難場所

長期的な避難生活を伴わない施設等であり、あらかじめ自主防災組織ごとに定めます。

#### 2 広域避難所（指定緊急避難場所・指定避難所）

災害発生後の火災延焼等から一時的に身を守ることはもとより、火災や家屋倒壊等により住家を失った市民の避難に対し、収容施設を兼ね備えた広域避難所を指定します。

#### 3 その他の避難所

広域避難所として指定された施設以外の公共施設であり、被害の状況により開設します。

#### 4 風水害避難場所

風水害等により災害の範囲が限定される場合に、小・中学校及び公共施設等の中から短期的な避難場所として選定します。

また、一部をバリアフリー型風水害避難場所として、身体的な理由で垂直避難（2階など高い場所への避難）ができない方と、その付添や介助にあたる方を対象に開設します。

#### 5 土砂災害避難場所

風水害（土砂災害）により災害の範囲が限定される場合に、公共施設及び民間施設等の中から短期的な避難場所として選定します。

#### 6 津波一時避難施設（指定緊急避難場所）

津波を伴う地震が発生した場合に、津波から一時的に避難するための施設として、協定を結んだ民間施設（津波避難ビル）のほか、公共施設の中から選定します。

- ◆資料 5-1：広域避難所・広域避難所2次施設一覧表
- ◆資料 5-2：風水害避難場所一覧
- ◆資料 5-3：土砂災害避難場所一覧
- ◆資料 5-4：津波一時避難施設一覧

### 第2 避難所の機能強化

---

1 避難所においては、停電時に電力を供給する太陽光発電設備及び外部給電機器等の導入、だれもが利用しやすいトイレや災害用マンホールトイレの整備、特設公衆電話の設置、耐震性貯水槽や応急給水口の設置など必要に応じた機能強化を行っていきます。

2 過去の災害事例における避難所運営の課題や今般の感染症予防対策等を踏まえ、避難場所等の教室を開放するにあたっては、熱中症対策のためのエアコン設置教室の開放、感染症予防対策としての避難スペース拡大、要配慮者専用のスペースや、ペット専用のスペースの確保を行います。トイレの洋式化や、浸水想定区域にある避難場所等での垂直避難のため校舎利用を進めていきます。

### 第3 避難計画の策定

---

市は、災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、自主防災組織による避難計画の策定について必要な助言や指導を行います。

### 第4 広域避難所の運営

---

「神奈川県避難所マニュアル策定指針」をもとに、自治会代表者等地域住民の代表、施設管理者及び市職員で構成する広域避難所運営委員会を設置します。

各広域避難所運営委員会は市の支援を受け、地域ごとに広域避難所運営マニュアルを作成し、広域避難所の円滑な運営を図ります。

さらに、広域避難所での生活環境を常に良好なものとするため、バリアフリー化などの施設の改良等による要配慮者への支援、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に十分配慮します。また、市では、同性カップルやトランスジェンダーなどといった性的マイノリティの方に対し、適切な配慮や支援ができるよう啓発に努めます。

### 第5 市民への周知

---

市は、災害時に安全かつ迅速に避難が行えるよう、地域内の避難場所、各避難場所の役割の違い、避難経路、避難情報について、あらかじめ市民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について周知するよう努めます。

なお、一時避難場所、広域避難所、その他の避難所、風水害避難場所、土砂災害避難場所、及び津波一時避難施設の各避難場所の役割の違い、避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅などで身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努めます。

### 第6 避難訓練の実施

---

市は、避難場所への避難訓練を実施し、災害時における混乱防止を図ります。

◎関連箇所：本章「第18節 防災訓練の実施」

### 第7 帰宅困難者対策

---

市は、災害時における帰宅困難者対策について、関係機関と協力して以下のような課題に取り組みます。

#### 1 一斉帰宅者の発生の抑制対策

##### (1) 基本原則の周知

市は、平常時から「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知を図ります。

##### (2) 企業・学校等への要請

市は、市内の企業・学校等に対して、従業員・生徒等のほか、訪問者・利用者等について、一斉帰宅の抑制及び一時収容を図るよう要請します。

##### (3) 安否確認手段の周知

市は、日頃から「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用伝言板(web171)」、携帯電話事業者の「災害用伝言板」等による安否確認手段について周知を図ります。

## 2 帰宅困難者への支援対策

### (1) 避難場所の確保及び避難誘導體制の検討

市は、帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所の確保について検討するとともに、鉄道事業者、県警察、事業所、自治会等と協力して帰宅困難者の誘導體制を構築します。

### (2) 帰宅困難者への対応の検討

市は、帰宅困難者の対応について、あらかじめ検討するとともに、企業や学校等においても、施設外部からの避難者、帰宅困難者への対応をあらかじめ決めておくよう要請します。

### (3) 情報収集・提供体制の検討

市は、発災時における交通情報や駅周辺及び避難場所の混雑情報等の収集、また、正確な情報提供に必要な体制を検討します。

◆資料 5-5：帰宅困難者避難場所一覧

## 第8 応急仮設住宅等

---

### 1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

災害救助法が適用された場合、県は、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を行います。

市は、応急仮設住宅建設候補地データの更新を行い、関係団体との協議を深め、入居基準、運営等のマニュアルを作成し、市と県の役割分担と協力関係を明確にし、災害時に備えます。

### 2 空き家等の把握

市は、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっ旋できるよう、あらかじめ体制を整備します。

◆資料 12-2：応急仮設住宅候補地一覧表

◆協定 5-14：災害時における応急仮設住宅建設等についての協定書（小田原市建築事業協同組合）

## 第9 ペット対策

---

飼主不明・飼育困難なペットの保護・収容は、県や県獣医師会が窓口となり、発災時に仮設動物救護センターを設置して対応しますが、動物救護センターが稼働し始めるまでの対応については、市が（公社）神奈川県獣医師会西湘支部と協議し決定します。

市は、広域避難所におけるペットの受け入れについて、ガイドラインに基づき、ペットとの避難のルール等について周知します。

## 第10 感染症対策

---

市は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制、避難所等におけるレイアウトや動線等の確認など、感染症対策を取り入れた防災対策を推進します。

感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めます。

## 第11 市外避難者への支援体制

---

市は、他の自治体に避難する被災者に対して必要な情報や支援サービスの提供ができる体制の整備を図ります。

## 第6節 要配慮者に対する対策

近年の災害では、情報の入手や自力での避難が困難な要配慮者の犠牲者が多くなっています。要配慮者の被害を最小限にとどめるため、市は、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めます。

市及び施設の管理者は、要配慮者の避難誘導、搬送等について、「小田原市要配慮者支援マニュアル」に基づき、警察、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

### 第1 避難誘導及び生活支援体制の整備

#### 1 避難行動要支援者名簿等の作成

- ア 市は、災害時において、一人暮らしや寝たきり高齢者、障がい者等自ら避難することが困難で支援を必要とする者の所在・状況を把握し、救出及び避難誘導、安否確認を行うため、避難行動要支援者名簿及び所在マップを民生委員・児童委員の協力のもとに地区別に作成します。
- イ 名簿及び所在マップは、次に掲げる避難行動要支援者を明示します。

高齢者	一人暮らし・寝たきり・認知症・虚弱
障がい者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する者
その他	必要と認める者

- ウ 名簿及び所在マップは名簿情報について避難行動要支援者の同意を得ることによりプライバシーに十分配慮し、平常時から、避難支援等の実施に必要な限度で、防災本部長（各自治会長）、消防機関及び民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に配付します。なお、所在情報の更新については、民生委員・児童委員の協力のもとに定期的に行うとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めます。
- エ 名簿及び所在マップ情報の漏えい防止のために、必要以上の複製の禁止や保管方法の指定、使用後の廃棄・返却等の必要な措置を講ずるよう求め、また、その他当該情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために名簿情報の避難支援等以外の目的による使用の禁止等の必要な措置を講ずるよう努めます。

#### 2 個別避難計画の策定

市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難支援等関係者と連携した、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の策定に努めます。

#### 3 緊急通報システム等の整備

市は、一人暮らし高齢者及び単身の障がい者等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めます。

#### 4 生活支援

- ア 市は、避難所において要配慮者等が安心して生活ができるよう支援体制の整備に努めます。
- イ 市は、要配慮者が必要な生活支援が受けられる等安心した生活ができる体制を整備した避難所の指定に努めます。
- ウ 市は、要配慮者の二次的避難所として、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、施設管理者との災害時の協定締結に努めます。
- エ 重度障がい者や寝たきり高齢者等の常時介護を必要とする者及び福祉施設に収容が困難にな

った者については、民間特別養護老人ホーム等の福祉施設の協力により収容します。

## 5 医療体制の整備

人工透析患者等の内部障がい者・内臓疾患等者の治療を行う体制の確保等について、県は、災害時における支援体制の整備に努めます。

また、妊産婦及び新生児については、保健上配慮を要するため、医療機関等と連携し、広域避難所等における適切な対応に努めます。

## 6 防災知識の普及・啓発

災害時における要配慮者の避難誘導及び安否確認については、近隣住民の協力が不可欠であることから、県、市及び市社会福祉協議会は、市民に対し、パンフレット等を配布するとともに、特に要配慮者及びその家族に対しては、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の普及・啓発に努めます。

# 第2 社会福祉施設対策

---

## 1 防災設備等の整備

市は、避難所の指定にあたっては、高齢者、障がい者等が必要な生活支援が受けられるなど安心した生活ができる体制を整備した避難所（福祉避難所）の指定に努め、社会福祉施設の管理者に対して危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報の提供に努めます。

また、社会福祉施設の管理者は、施設の耐震診断及び必要に応じて耐震補強工事を実施するとともに、電気、水道等の供給停止に備えて施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄に努め、施設機能の応急復旧等に必要の非常用自家発電機等の防災資機材の整備を行います。

さらに、要配慮者は避難に時間を要することから、災害に関する情報が特に事前に周知されることが重要です。そのため防災行政無線等の情報伝達手段を利用した情報提供を行います。

また、停電時に備え、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用発電機等の整備に努めます。

## 2 社会福祉施設への収容

要配慮者における自力避難困難者に対する避難誘導、輸送等については、自主防災組織、近隣居住者等による協力体制を整えます。

特に、広域避難所での対応が困難となった要配慮者については、市の福祉施設に家族単位で収容できるよう、広域避難所運営委員会において保健師、ケースワーカー等と事前に協議します。

また、重度障がい者や寝たきり高齢者等の常時介護を必要とする者及び市の福祉施設に収容が困難になった者については、民間特別養護老人ホーム等の福祉施設の協力により収容し、市は、その収容に関し必要な支援を行います。

## 3 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておきます。

特に、夜間における通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難であること等、悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保します。

また、施設の管理者は、市との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行います。

#### 4 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化に資するため、市の指導のもとに緊急連絡体制を整えます。

#### 5 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施します。

また、施設職員や入所者が、災害等の切迫した危機的状況下でも適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施します。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に行うよう努めます。この場合、職員の非常参集体制を併せて整備します。

#### 6 避難確保計画の作成

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた洪水予報河川または水位周知河川の浸水想定区域、相模灘沿岸の高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域内及び津波災害警戒区域内の避難促進施設である施設等の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し市へ提出するとともに、それぞれの災害の発生を想定した避難訓練を実施し市に報告します。

- ◆資料 5-12：洪水浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧
- ◆資料 5-13：土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧
- ◆資料 5-14：高潮浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧
- ◆資料 5-15：津波浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧

### 第3 外国人対策

---

日本語の理解が十分でなかったり、日本の生活習慣に慣れていないため災害時の行動に不安のある外国人（日本語以外の言語を母語とする市民を含む。）が存在することから、外国人に対して災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動について啓発に努めます。

また、災害時における外国人への広報や相談など支援体制を整備します。

## 第7節 孤立化地域への対策

### 第1 孤立化予想地域の把握

---

市は、う回路のない地域について、周辺の集落・避難所等と接続する道路構造、地形条件から、土砂災害や津波の浸水被害に伴う交通遮断によって孤立化が予想される地域の事前把握に努めます。

### 第2 予防対策

---

#### 1 市民への周知

土砂災害ハザードマップや津波ハザードマップ等の配布により、土砂災害警戒区域や津波災害警戒区域、また、危険区域からの避難方法等について市民へ周知します。孤立化が予想される地域の住民に対しては、各家庭における十分な食料や飲料水等の備蓄に努めるよう啓発します。

#### 2 交通の整備

市は、孤立化予想地域へのアクセス道路やう回路等の整備に努めるとともに、孤立化地域が発生した場合に備え、人命救助や応急活動の実施に必要な人員、物資等を輸送するため、関係機関との協力体制を整備し、交通手段が迅速に確保できるよう努めます。

#### 3 通信手段の整備

市は、一般電話施設の被災による通信の途絶を想定し、他の通信手段の整備等を行い、孤立化予想地域との通信の確保対策に努めます。

#### 4 電力の確保

市は、停電の長期化に備え、孤立化予想地域における自家発電機の整備や燃料の備蓄について検討します。

#### 5 協力・連携体制の整備

土砂災害及び津波による被害等により孤立化地域が発生した場合に備え、市は、県や自衛隊等との協力体制が迅速に確立できるよう、平常時から関係機関との連携に努めます。



## 第8節 食料、飲料水及び生活必需品の供給対策

市及び関係機関は、災害時における応急対策活動を円滑に行うため、要配慮者、女性、子どもにも配慮した防災資機材等の整備及び食料、飲料水、生活必需品等の確保を図るとともに防災倉庫の増設に努めます。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立ち、初期の対応に十分な量の備蓄に努めるとともに、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮します。さらに、市民や企業等による備蓄の啓発に努めます。

### 第1 食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄及び確保

---

#### 1 食料、生活必需品の備蓄及び確保

市は、市民の食料、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、食料関係機関、物資販売業者と物資調達に関する協定を締結します。

また、食料、生活必需品等の備蓄に際して、要配慮者や季節性、さらに子育てや女性に配慮した備蓄品目の検討を行い、整備を進めます。

#### 2 飲料水の確保

市は、1人1日3リットルの飲料水を3日分確保することを目標とするとともに、生活用水の確保に努めます。

◆資料 6-2：備蓄物資一覧

#### 3 携帯トイレ等の確保

市は地震によりトイレの使用ができなくなった時のために、携帯トイレの確保に努めます。なお、携帯トイレに限らず、発災後は、仮設トイレや、マンホールトイレなど、様々な手段を併用し、トイレ環境の改善に努めます。

#### 4 感染症対策物資の確保

市は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、マスクや手指消毒液、段ボールベッド、パーテーションなど、感染症対策物資の確保に努めます。

### 第2 防災資機材等の整備

---

市及び関係機関は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めます。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めます。

◆資料 6-3：防災資機材等整備状況一覧表

### 第3 防災倉庫及び地域内輸送拠点（救援物資ターミナル）の整備

---

現在、市の公共施設や小・中学校等にコンテナ型防災倉庫や防災備蓄庫を設置し、食料、生活必需品の備蓄を図っています。防災倉庫等の設置について計画的な推進を図るとともに、備蓄物資は更新していきます。

また、地域内輸送拠点（救援物資ターミナル）を設置して救援物資、調達物資等の受入れ、仕分け、在庫管理及び配送等を行うため、被災地や避難所への的確かつ迅速な供給体制を確保します。

なお、ヘリコプターにより緊急に輸送される物資の受入れは、ヘリコプター臨時離着陸場にて行うものとします。

- ◆資料 4-4：ヘリコプター臨時離着陸場一覧
- ◆資料 4-6：地域内輸送拠点（救援物資ターミナル）一覧表

### 第4 市民・企業等の備蓄

---

市は、災害時にライフラインの供給や食料等の流通が途絶えることを考慮し、市民及び企業等に、最低3日分、推奨1週間分の食料や飲料水（1人3リットルが1日分の目安）、携帯トイレ、トイレトーパー、マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等の備蓄や、自動車へのこまめな満タン給油、非常持出品（常備薬、おくすり手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう啓発します。

## 第9節 医療・救護・防疫対策

### 第1 災害拠点病院の機能強化

---

市立病院は、災害拠点病院に指定されているため、次の機能強化を図ります。

#### 1 情報伝達手段の整備

災害拠点病院への無線装置等情報通信機器は、県が計画的に整備します。

#### 2 災害拠点病院の機能強化

市立病院は、災害医療に必要な施設整備及び医療機器等の設備整備を計画的に進めます。

また、ライフラインが途絶した場合に備えて、非常用自家発電設備の増強等を計画的に進めるとともに、医薬品や診療材料等の確保に努めます。

### 第2 活動体制の整備

---

市は、医療救護活動を行う仮設救護所をあらかじめ指定するとともに、(一社)小田原医師会、(一社)小田原歯科医師会及び(公社)小田原薬剤師会等の関係団体と連携を図り、組織体制の充実に努めます。

また、大規模な災害時においてDMATの円滑な受入れを行うため、県及び関係機関との連絡体制の整備に努めます。

### 第3 医薬品の確保

---

市は、医療救護活動に必要な医薬品等について効率的な備蓄を進めるとともに、(公社)小田原薬剤師会及び(一社)小田原医師会と連携を図り、円滑に確保できるよう、調達体制を整えます。

- ◆協定 2-1：医薬品等の調達に関する協定書（小田原薬剤師会等7団体）
- ◆協定 2-2：災害用医薬品の確保及び拠出に関する協定書（小田原薬剤師会）

### 第4 広域火葬体制の強化

---

市単独での火葬が困難な場合は、「神奈川県広域火葬計画」に基づき、広域的な協力体制の強化を図ります。

### 第5 防疫対策

---

市は県と連携し、災害時において感染症が発生しないよう、予防のための消毒等を実施する体制の整備に努めます。

## 第10節 文教対策

災害に対する日頃からの防災教育の推進、家庭や地域社会と連携した防災訓練の実施、また、学校における防災体制の充実のために、学校防災計画の見直しや学校施設・設備の安心・安全を図ります。

### 第1 防災教育の充実

---

各学校・園は、防災教育の充実を図るために、各教科及び領域・学年・実施時期を考慮した年間カリキュラムを作成するとともに、学校における防災教育指導教材の見直しや教職員に対する研修を実施し、防災・安全についての知識や技能等の定着を図ります。

また、児童生徒等の命を最優先した行動対応のために、防災に係る綿密な業務分担と臨機応変な対応についての共通理解、多様な避難経路を想定した訓練の実施等の充実を図ります。

### 第2 家庭や地域社会との連携

---

広域避難所運営委員会会長は、広域避難所運営委員会を計画的に開催し、平常時から自治会代表者、施設管理者及び市職員の連携を図ります。

また、家庭・地域と連携し、学区の地理・環境・施設等の実情を考慮した防災訓練及び避難訓練を実施します。

### 第3 学校における防災体制の整備

---

災害時における児童・生徒の安全確保を図るため、各学校で作成している学校防災計画等を見直しを行い、実効性のある避難実施計画を定めます。また、広域避難所の開設に備え、避難所の管理運営に関する業務分担を定めます。

### 第4 学校施設・設備等の安全性の確保

---

市及び市教育委員会は、地震に強い安全な学校づくりを順次進め、平成21年度に全ての学校施設の耐震化を完了しました。今後も、学校の施設・設備の定期的な安全点検を実施し、また、児童生徒等の通学路の安全点検を行います。

### 第5 応急教育の実施

---

市教育委員会は、災害時における学校教育の実施に万全を期すため、教育施設、教職員、学用品等の確保に留意し、応急教育の円滑な実施を図ります。

### 第6 保育所等の防災対策

---

市は、災害による保育所及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）施設・設備の被害を予防し、児童の安全を確保するため、次の対策を実施します。

- ア 保育所等施設・設備の定期的な安全点検を実施し、安全性を確保します。
- イ 保育所は、災害用備蓄品及び災害用備蓄非常食の管理を行います。
- ウ 災害発生時における児童の避難誘導や保護者への引き渡し方法等をあらかじめ定めるとともに、平常時から保護者との連携を図ります。

エ 災害発生時に適切な行動がとれるよう、避難訓練等を定期的に実施します。

## 第7 文化財の保護

---

市は、県教育委員会と協力して文化財の震災対策を確立し、文化財を保護するための事前対策及び応急対策等の啓発を行います。

### 1 震災対策の検討

県教育委員会と協力して、地域における文化財の所在情報の充実、整理を行い、防災関係機関等と情報を共有化するとともに、具体的な震災対策の検討を連携して進めます。

### 2 啓発活動

関係機関をはじめ広く市民等に対し文化財尊重の思想の啓発や、文化財の所有者、管理者等に対し震災の事前対策及び応急対策等の啓発を行うとともに、パトロールの実施により文化財の現状の把握に努めます。

## 第11節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策

災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、各拠点との連携を考慮し、緊急輸送施設の整備を図ります。

救出救助、消火、物資輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、県警察では、防災拠点及び都市間を結ぶ主要道路を緊急交通路としてあらかじめ想定し、大震災発生時には、被災状況を勘案の上、必要な区間について災害対策基本法第76条に基づく交通規制を行い、道路管理者と連携し、緊急通行車両の円滑な運行の確保に努めます。

### 第1 緊急輸送道路等の耐震化及び復旧体制の整備

---

#### 1 緊急輸送道路（県指定）

県は、市災害対策本部、物資受入れ港の主要路線と接続する路線を緊急輸送道路に指定しています。

#### 2 緊急輸送道路補完道路（市指定）

市は県の指定する緊急輸送道路を補完するものとして、必要に応じて市の指定する緊急輸送道路を指定し整備を図ります。また、市指定の県管理道路について整備の推進を図るよう県へ要望します。

#### 3 復旧体制の整備

市は、被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行います。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図ります。

◆資料 4-1：緊急輸送道路（県指定）

◆資料 4-2：緊急輸送道路補完道路（市指定）

### 第2 車両及び燃料の調達・確保

---

#### 1 車両の調達・確保

##### （1）管理車両

緊急輸送は、原則として市管理の車両を使用し、活動に停滞のないように、十分調整を図ります。

##### （2）民間企業及び県への要請

必要な車両等の確保が困難なときは、「災害時における貨物自動車輸送の協力に関する協定」等に基づき、市内のバス会社、運送業者及び建設業者に車両の確保と出動待機を要請するとともに、県に対して要請又は調達・あっ旋を依頼する体制を整えます。

◆協定 3-1：災害時におけるLPG（液化石油ガス）及び器具の調達に関する協定書（（公社）神奈川県LPガス協会小田原支部）

◆協定 3-2：災害時における燃料の調達に関する協定書（神奈川県石油商業協同組合小田原支部）

◆協定 3-3：災害における情報の提供及び応急物資等の供給に関する協定書（小田原ガス株式会社等）

◆協定 9-2：災害時における地域支援の協力に関する協定（株式会社ジェイコム湘南・神奈川）

##### （3）燃料の確保

市は、ガソリン、重油、軽油等の燃料供給に関し、関係団体との協力体制の構築を進める等、優先的確保に努めます。

#### 2 その他の輸送力の確保

市は、車両のほか、船艇、鉄道、航空機等についても、関連機関との連携・協力体制を強化し、災害時の緊急輸送手段の確保に努めます。

◆資料 4-3：小田原市管理車両一覧

◆協定 4-1：災害時における物資の輸送等に関する協定（神奈川県トラック協会）

### 第3 物資受入れ港

---

県の指定する物資受入れ港のうち、市に関係するのは小田原漁港です。

### 第4 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

---

#### 1 ヘリコプター臨時離着陸場の指定

県の指定するヘリコプター臨時離着陸場は「酒匂川スポーツ広場」であり、また、市ではヘリコプター臨時離着陸場をあらかじめ定めます。

#### 2 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

市は、ヘリコプター臨時離着陸が可能なオープンスペースの確保を積極的に進めます。また、緊急医療を要する被災者の受入れ病院にアクセスできるよう、ヘリコプター臨時離着陸場の確保にも努めます。さらに、災害時にヘリコプター臨時離着陸場を利用できるよう、誘導案内施設の整備を行うとともに、これらの地図情報を自衛隊を含め応援協定を結んでいる自治体に事前配布します。

◆資料 4-4：ヘリコプター臨時離着陸場一覧

### 第5 地域内輸送拠点（救援物資ターミナル）

---

市外からの救援物資を一時的に集積し、広域避難所等への振り分けをする地域内輸送拠点（救援物資ターミナル）を指定し整備を図ります。

◆資料 4-6：地域内輸送拠点（救援物資ターミナル）一覧表

### 第6 緊急通行（輸送）車両の事前届出

---

大震災等の災害が発生した場合又は東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合に、市管理の公用車を緊急通行（輸送）車両として迅速に活動させるため、県公安委員会に対し緊急通行（輸送）車両の事前届出を行います。

#### 1 対象車両

##### （1）災害対策基本法第2条第1号に基づく災害時

ア 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資を輸送するための緊急通行車両

イ 災害応急処置を実施するための緊急通行車両

ウ 地域防災計画に基づき使用される車両で、国及び地方公共団体、指定公共機関（電気、ガス事業等指定法人）の保有する車両、契約により常時専用する車両もしくは他の団体等から調達する車両

##### （2）大規模地震対策特別措置法第9条第1項に基づく警戒宣言が発せられた場合

ア 地震防災応急対策に従事する者又は地震防災応急対策に必要な物資を輸送するための緊急輸送車両

イ 地震防災応急処理を実施するための緊急輸送車両

ウ 地域防災計画に基づき使用される車両で、国及び地方公共団体、指定公共機関（電気、ガス事業等指定法人）の保有する車両、契約により常時専用する車両もしくは他の団体等から調達する車両

#### 2 事前申請及び確認事務フロー

緊急通行（輸送）車両の事前申請及び確認事務のフローは、資料 4-7 のとおりです。

◆資料 4-7：事前申請及び確認事務フロー

## 第12節 建築物等対策（危険度判定、応急修理）

震後対策として、被災建築物の被災度判定及び補強改修等の実効性を確保するため、その実施体制の確立を図ります。

### 第1 被災建築物の震後対策

---

#### 1 応急危険度判定体制の整備

大規模地震により被災した建築物が余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を応急危険度判定士（知事の認定を受けた民間建築士及び被災していない地域の行政職員等）の協力を得て行います。特に広域避難所（指定避難所）等は迅速な対応が必要です。そのため、民間建築士団体との協定等に基づき、地震後速やかに応急危険度判定士（知事の認定を受けた民間建築士）の協力を得られるよう、研修や訓練を通じて協力体制を充実させます。

被災建築物の応急危険度判定体制は資料12-1のとおりです。

- ◆協定5-21：災害時における応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣に関する協定（（一社）神奈川県建築士事務所協会県西支部等）

#### 2 被災建築物の補強・改修等

地震により被災した建築物を継続して使用する場合、被災建築物の補強・改修等を早急に実施する必要が生じます。

その実行性を確保するため、関係団体の参加等を含めた実施体制の確立を図ります。

### 第2 被災宅地の震後対策

---

大地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、二次災害を軽減、防止するため、当該宅地の調査を被災宅地危険度判定士（行政職員及び民間建築士で、知事が認定登録した者）が行い、その判定結果を標識で表示し、市民に説明する等の措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する必要が生じます。

特に、広域避難所（指定避難所）等の被災宅地危険度判定活動は、震後速やかな対応が必要であることから、民間建築士団体との協定に基づき、被災宅地危険度判定士（民間建築士で知事の認定を受けた者）の協力を得て実施します。

また、被災宅地危険度判定士は、研修や訓練を通じて運用体制の強化に努めます。  
被災宅地危険度判定体制は、資料12-1のとおりです。

- ◆資料12-1：応急危険度・被災宅地危険度判定活動体系図



## 第13節 ライフラインの応急復旧対策

### 第1 上水道

---

市では、非常用自家発電設備等の設置や、応急復旧資機材の備蓄、及び浄水工程に使用する薬品の確保に努めています。

また、公益社団法人日本水道協会会員による相互応援や災害応急復旧工事等に関する協定の締結により、復旧体制の強化を図っており、災害拠点病院をはじめとする医療機関や広域避難所等の重要給水施設への配水再開など計画的な応急復旧に努めます。

### 第2 下水道

---

応急復旧を円滑に進めるために、非常用発電機や非常時エンジンポンプなど応急復旧用資機材の備蓄を図ります。また、災害時の所要人員や資機材を補うために、組合や協会などと協定を締結しています。資機材の配置や人員の動きについては、適宜マニュアルを見直し、体制強化に努めています。

### 第3 電気

---

東京電力パワーグリッド(株)では、他電力会社との相互支援体制、各地の資材センター等への復旧用資機材の備蓄と輸送用車両、ヘリコプター、船舶や応急復旧用の発電機車、移動用変圧器車等の確保、非常災害対策要員の確保等の対策を進めています。

また、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、被災地域の住民に復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、市災害対策本部等との相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進めます。

### 第4 ガス

---

小田原ガス(株)では、ブロック毎の供給維持、安定供給の確保、応急復旧体制の確保、移動式ガス発生設備等臨時供給対策の整備、資機材の備蓄、日本ガス協会との連携による他のガス会社への応援体制の確保等の対策を進めています。液化石油ガスについても(公社)神奈川県エルピーガス協会が中心となって被災地への応急復旧体制の整備を進めています。

また、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、被災地域の住民に復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、市災害対策本部等との相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進めます。

### 第5 通信サービス

---

東日本電信電話(株)は、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、移動無線車等の配備を行うとともに、災害時には、行政側にて避難場所に災害時用公衆電話(特設公衆電話)を設置して、被災者等の通信確保に努めるものとします。また、利用の際は、東日本電信電話(株)神奈川事業部に利用を開始した設置場所等情報を通知します。

(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモは、移動電源車、可搬型無線基地局装置を配備する等、各社ともに電話・通信の輻輳時における災害時優先電話の確保と一般加入電話の利用の制限等応急活動のための対策を進めています。

また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、輻輳した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できるよう、東日本電信電話(株)は「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用伝言板(web171)」を、携帯電話事業者は「災害用伝言板」の運用を開始します。

## 第14節 広域応援体制の拡充

市は、令和2年に策定した市受援計画に基づき、大規模地震で被災した場合に、円滑に他機関等からの応援を受け入れます。

訓練等を実施し、内容の検証と事前の備えの充実に努めます。

### 第1 市受援計画の策定

---

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、受援計画を策定し、整備に努めます。また、訓練等を実施し、内容の検証と充実に努めます。

受援計画では、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行います。

### 第2 広域応援受入体制等の強化

---

市は、広域応援活動拠点への応援部隊の円滑な受入れのための設備の整備を進めるとともに、上空から重要拠点や被災場所を把握できるよう、主な施設の屋上に施設名を表示するよう努めます。

◆資料 16-1：応援隊の広域応援活動拠点

### 第3 情報の共有化

---

県は、県災害情報管理システムにより防災基礎情報をデータベース化しており、市町村等の防災関係機関がデータを更新することで防災に関する基礎的な情報を共有しています。

市は、広域的応援の円滑な受入れのため、ヘリコプター臨時離着陸場の確保に努めるとともに、その情報の共有化を図ります。

### 第4 応援機関との連携強化

---

市は、相互応援協定に基づく他自治体からの応援活動を確保するため、応援受入体制を整えます。また、発災時における国内、国外からのボランティアの支援申し入れが適切に活かされるよう、県及び関係機関等と連携し、受入体制等の整備に努めます。

相互応援協定の締結にあたっては、近隣の自治体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間の協定も締結していきます。

また、全国の地方公共団体の人的資源を活用して被災市区町村を支援するための応援職員派遣の仕組みとして、総務省が整備している応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員等による支援を含む。）を市は、適切に活かしていきます。

◆資料 17-1：災害協定締結一覧

### 第5 救助用重機の確保

---

市は、大規模な災害においては、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、災害時におけるこれらの大型重機の確保に努めます。

## 第15節 災害廃棄物等の処理対策

### 第1 一般廃棄物処理施設の耐震化等

---

市は、ごみ処理施設及びし尿処理施設の耐震化、浸水対策に努めるとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努めます。

### 第2 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等

---

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や、運用方針、一般廃棄物（広域避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すよう努めます。

### 第3 災害時の相互協力体制の整備

---

市は、周辺の市町村や廃棄物関係団体と調整し、災害時の相互協力体制の整備に努めます。

市は、県、市社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めます。

### 第4 計画の見直し

---

市は、「小田原市災害廃棄物処理計画」を必要に応じて見直し、充実を図ります。

◆資料 10-1：小田原市災害廃棄物処理計画

## 第16節 市民の自主防災活動・ボランティア活動等の拡充強化

大規模災害時には、「自助」「共助」による対応が重要となることから、地域の防災力の向上を図ります。

### 第1 市民等への周知

市は、最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水（1人3リットルが1日分の目安）、携帯トイレ、トイレットペーパー、マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等の備蓄や、自動車へのこまめな満タン給油、非常持出品（常備薬、おくすり手帳、懐中電灯、ラジオ等）の準備、建物の耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等の実施、消火器、浴槽での水の確保、ブレーカーの遮断等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、家庭での予防・安全対策・災害時行動についての周知徹底を図ります。

また、自主防災組織の規約及び防災計画の作成を促進するとともに、地区の特性に合わせて地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画（地区防災計画）の作成を支援します。

さらに、県及び自主防災組織等と連携し、大規模災害を想定した広域防災訓練、市域、コミュニティレベルで多様な場面を想定した防災訓練を実施し、平常時から地域での防災意識や連帯意識の高揚を図り、災害発生時の市民の役割が明確になるよう努めます。

### 第2 自主防災組織の育成

災害の防止並びに発災時の被害軽減を図るため、各行政機関や防災関係機関が対策を講ずることは当然のことですが、市民等が「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに自主防災組織を結成し、活動することが極めて重要です。

#### 1 自主防災組織の育成指導

市は、地域防災活動を推進するため、自治会等を中心とした自主防災組織の育成を図ります。

また、結成された自主防災組織が、災害時に有効に活動できるよう組織の充実強化を図るための指導及び支援を行います。

さらに、自主防災組織及び消防団等地域の組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などに努めます。その際、自主防災組織における女性防災リーダーの育成をはじめ、地域防災活動における女性の参画の促進に努めるものとします。

#### 2 自主防災組織の編成基準

##### (1) 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するためにはあらかじめ組織の編成を定めておきます。

なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じ次の点に留意します。

- ア 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成します。
- イ 他地域への通勤者が多い地域は、昼間の活動に支障のないよう組織を編成します。
- ウ 地域内の事業所と協議のうえ、事業所の自衛防災組織と連携を密にします。

##### (2) 自主防災組織の規約及び防災計画

自主防災組織を運営していくうえで基本的な事項については、規約を設けて明確にします。

規約に基づいて防災計画を作成し、自主防災組織における平常時及び非常時の活動内容を策定し

ます。

### 3 自主防災組織の役割

#### (1) 平常時の活動

##### ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、市民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図ります。

##### イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、人々が適切な措置をとることができるようにするために日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得することが重要です。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練としては通常次のようなものが考えられますが、地域の特性を加味した訓練とします。

##### (ア) 情報の収集伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域における被害状況等をこれらの機関へ通報するための訓練を実施します。

##### (イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火器等を使用して消火に必要な技術等を習得します。

##### (ウ) 救出救助訓練

家屋の崩壊や崖崩れ等により下敷きとなった人をジャッキ、バール、チェーンソー等を用いた救出法を習得します。

##### (エ) 応急救護訓練

AEDを用いた心肺蘇生法、外傷の手当及び負傷者の搬送法等の応急手当の方法を習得します。

##### ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、定期的に点検を行います。

##### エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急措置をとることができるようにするためには、活動に必要な資機材を組織としてあらかじめ用意しておくことが望ましく、これらの資機材は日頃から点検して、非常時において直ちに使用できるようにします。

また、自主防災組織は、住民に対して、市が設置した防災備蓄倉庫内の資機材の内容、使用方法等について周知するよう努めます。

#### (2) 災害時の活動

##### ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に市へ報告するとともに防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施します。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにします。

- ▶ 連絡をとる防災関係機関
- ▶ 防災関係機関との連絡のための手段
- ▶ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート
- ▶ 防災行政無線（固定系）施設の活用

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に

応じて市に報告し、混乱・流言飛語の防止にあたります。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末等出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を使い、隣近所が相互に協力して初期消火に努めるようにします。

ウ 救出救助活動の実施

家屋の崩壊や崖崩れにより下敷きになった人をジャッキ、バール、チェーンソー等を用いて速やかに救出活動を実施します。

エ 応急救護活動の実施

負傷者に対しては、外傷の手当てを実施するとともに、医師の処置が必要な場合には、仮設救護所等へ搬送します。

オ 避難の実施

市長等から避難情報が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導します。

避難の実施にあたっては、次のことを留意します。

(ア) 避難誘導責任者は、次のような危険がないことを、確認しながら実施します。

- ▶ 市街地……………火災、落下物、危険物
- ▶ 山間部・起伏の多いところ……………崖崩れ、地すべり
- ▶ 低地……………浸水

避難誘導にあたっては、危険防止のため避難経路は1ルートだけでなく複数の道路をあらかじめ検討しておきます。

(イ) 住民が避難するときに不必要なものを携帯していくことは、火災による危険性を増大する要因になりかねないので、十分注意します。

(ウ) 要配慮者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させます。

カ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となります。

これらの活動を円滑に行うために、自主防災組織は保有している食料等の配布を行うほか、市が実施する救援物資の配布活動に協力します。

#### 4 自主防災組織の育成支援

市は、自主防災組織の育成を図るため、次による支援をします。

(1) 防災資機材等の整備補助

自主防災組織に対する資機材等購入費補助金を支給します。

(2) 自主防災組織育成のための職員派遣

- ア 要請による映画会、講習会等の防災知識の普及活動
- イ 防災訓練等の指導
- ウ 防災計画立案等の指導及び助言

(3) 自主防災組織への資料提供

自主防災組織の育成上、次の資料を提供します。

- ア 防災知識普及に関する資料
- イ 防災組織の結成及び育成に関する資料

#### (4) 防災訓練に係る補助

- ア 自主防災組織が実施する防災訓練のうち、市消防職員の指導による消火訓練で、自主防災組織が使用した消火器の詰替を行います。
- イ 防災訓練開催に伴う経費について、自治会連合会において実施する場合には補助を行います。

◆資料 7-1：住民組織一覧

◆資料 7-2：自主防災組織育成に関する指導基準

### 第3 消防団の機能強化

---

市は、消防団の施設・設備の充実を促進するとともに、消防団員に対する教育訓練を実施するほか、表彰や消防活動に対する評価を通じて、その機能強化に努めます。

### 第4 NPO・ボランティアの受入体制づくり

---

#### 1 NPO・ボランティア受入体制の整備

市は、県や関係機関等の協力のもと、災害時にNPO・ボランティアの活動拠点となる場所の確保や必要な資機材の調達支援等、市社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等と連携のとれた支援活動を展開できるよう、活動環境の整備に努めます。

また、市は、自主防災組織や、広域避難所運営委員会等からボランティアのニーズの聞き取りに努めます。

#### 2 ネットワークづくりの推進

市は、平常時から市災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる研修や訓練の実施等を通じて、市社会福祉協議会や各種団体等と発災時を想定した連携協力体制づくりに努めます。

#### 3 NPO・ボランティアの育成と充実

市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとします。

#### 4 小田原市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備

市は、大規模な地震発生後の復旧・復興にあたり、NPO・ボランティアを円滑に受入れ、効果的な支援活動が展開できるよう、市社会福祉協議会や各種団体等と協働して、市災害ボランティアセンターの設置・運営に関するマニュアルを整備するとともに、随時内容の検証・見直しを行います。

#### 5 災害救助法の適用について

県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができます。

市は、災害救助法の適用範囲について、平時から研修等を通じて体制づくりに努めます。

## 第5 企業の防災体制の確立等

---

### 1 企業における防災への取り組み

企業は、災害時における顧客及び従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域防災活動への協力等の社会的な責務を十分認識したうえで、防災体制の整備、防災訓練の実施、施設の耐震化・耐浪化や機能の分散化、復旧計画等各種計画の作成や見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先のサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施する等、防災活動の推進に努めます。

さらに、被災による事業停止による深刻な被害を回避するため、重要業務の継続を目的としたBCP（事業継続計画）の策定・運用に努めます。

### 2 企業への指導・助言

市は、事業所での安全確保、防災体制の整備等が十分に検討されていない企業に対しては、実態に即した防災体制が確立されるよう指導・助言します。

また、災害時において一斉帰宅者の発生を抑制するため、従業員のほか、訪問者・利用者等について、一時収容対策を図るよう要請します。



## 第17節 防災知識の普及

災害発生時における被害を軽減し、防災応急対策活動を円滑に行うため、市民及び市職員等に対し防災上必要な知識を普及し、その高揚を図ります。

### 第1 市民等に対する防災知識の普及

---

#### 1 防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要です。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、市、県、国、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められます。このため、市は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとします。

#### 2 普及方法

- ア 広報小田原、市ホームページ等、市の広報媒体の活用や、FMおだわらの協力を得て、防災知識の啓発を行います。
- イ 防災関係資料の作成、配布を行います。
- ウ 防災講演会や防災教室等を開催し、防災知識の普及を図ります。
- エ 市の防災に対する取組を積極的に報道関係に発表する等、市民の防災意識を喚起します。

#### 3 市民等に対する教育内容

市は、関係機関と協力して市民又は自主防災組織及び事業所の従業員等に対して、災害時にとるべき措置及び防災応急対策等、次の内容について、教育を行いその周知を図ります。

- ア 地震・津波に関する知識
- イ 災害時の心得
- ウ 地震・津波発生時における正確な情報の入手方法
- エ 市及び防災関係機関が講ずる防災応急対策等の内容
- オ 地震災害等に関する知識
- カ 災害危険要因に関する知識
- キ 各地域における避難所等に関する知識
- ク 平常時、市民等が取るべき心得及び生活必需品の備蓄等

#### 4 市民の心得

市は、市民に対して、おおむね次の内容についての心得やその思想の普及を図ります。

##### (1) 平常時の心得

- ア 地域の避難所及び家族との連絡方法を確認すること。
- イ 崖崩れ、出水に注意すること
- ウ 建物の耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等の対策を実施すること。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意すること。
- オ 消火器の準備、浴槽への水の確保等、初期消火に備えること。
- カ 最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水（1人3リットルが1日分の目安）、携帯トイレ、トイレットペーパー、マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等の備蓄、非常持出品を準備すること。
- キ 自動車へのこまめな満タン給油

- ク 隣近所や自主防災組織との災害時の協力について話し合うこと。
- ケ 自助・共助の精神の重要性について認識すること。

## (2) 災害時の心得

- ア 正しい情報に基づき冷静に行動すること。
- イ 崖、海、川には近寄らないこと。
- ウ 市民が協力して応急救護を行うこと。
- エ 秩序を守り、衛生に注意すること。
- オ 安否確認等は、東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用伝言板(web171)」、携帯電話事業者の「災害用伝言板」等を活用すること。
- カ 要配慮者への支援を行うこと。
- キ 災害時の男女双方の視点に配慮すること。
- ク 緊急地震速報を受けた時に適切な行動をとること。

## (3) 避難時の心得

- ア 氏名票(住所、氏名、生年月日、血液型等)を携行すること。
- イ 最低3日分、推奨1週間分の食料及び飲料水(1人3リットルが1日分の目安)、常備薬、おくすり手帳、最小限の着替え肌着、懐中電灯、マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等を携行すること。
- ウ 服装は軽装で素足をさけ、ヘルメットや頭巾等を着用し、雨具や防寒衣を携行すること。
- エ 前各号のうち平常時から用意できる品物は、非常用袋に入れておくこと。

## 5 自動車運転者等に対する教育

市は、自動車の運転者及び使用者に対し、災害時における自動車の運行措置について、警察や交通安全関係団体等と連携を図りながら様々な機会を通じて周知します。

## 第2 児童生徒等に対する教育

---

市教育委員会、幼稚園及び学校等は、地域の防災力を高めていくため、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めます。

## 第3 社会福祉施設等における防災教育の推進

---

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や利用者に対して、地震災害等に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育を推進します。

## 第4 職員に対する教育

---

防災対策の万全を期するため、市職員の防災知識の習得及び災害時における個々の役割分担、防火管理業務の任務等について防災教育を実施します。

### 1 職場研修

災害発生時等のそれぞれの職場の役割分担等について、新採用者等を含めて職場研修会、訓練、講習会を開催し、市職員にその周知徹底を図ります。

なお、内容は次の事項を含むものとします。

- ア 市地域防災計画の熟知

- イ 災害に関する知識
- ウ 市職員が果たすべき任務分担
- エ 防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- オ 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- カ 今後、防災対策として取り組む必要のある課題

## 2 職員必携書

防災に関する技術、知識を身につけ、災害が発生してもこれに対処できるよう「災害対策のてびき」を市職員に配布し、その周知徹底を図るとともに、その内容については適宜修正をします。

## 第5 その他の防災知識の普及・啓発

---

市は、市民の適切な避難や防災行動に資する防災マップや地震発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、市民等に配布するとともにホームページへの公開や研修を実施する等、防災知識の普及啓発に努めます。

また、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度である地震保険について、その制度の周知、加入促進に努めます。

市は、停電時の電源確保に有効である太陽光発電や蓄電池設備の設置や電気自動車の導入等について、市民等への普及啓発に努めます。

## 第6 災害教訓の伝承

---

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとします。また、災害に関する石碑等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとします。

## 第18節 防災訓練の実施

市は、市地域防災計画の熟知及び防災関係機関との連携強化並びに各事業所又は市民の防災意識の高揚等を図るため、各種の災害を想定した防災訓練を実施します。

また、要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災訓練や避難訓練等、多様で実践的な訓練を実施します。

さらに、訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるとともに、要配慮者を含めた実践的な訓練を実施します。

訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めることとします。

### 第1 防災訓練の種類

---

#### 1 総合防災訓練

各種災害を想定して、防災関係機関、各事業所及び市民その他関係団体等の協力を得て、応急対策活動を総合的に実施します。

#### 2 広域避難所開設運営訓練

災害時における広域避難所の開設運営が円滑に行われるよう、炊き出し訓練や仮設トイレの設置訓練等の避難所開設運営訓練を実施します。

#### 3 通信訓練

地震情報や津波警報・注意報等の情報の受伝達、災害時の被害状況の把握及び応急対策の指示を迅速かつ適切に行えるよう、必要に応じて通信訓練を実施します。

#### 4 動員訓練

勤務時間外に災害が発生した場合に、災害に対処するため必要な人員を早期に動員し、活動体制を確立するための訓練を実施します。

#### 5 災害対策本部（現地災害対策本部）設置、運営訓練

災害発生時を想定し、市災害対策本部（市現地災害対策本部）の設置及び運営訓練を実施します。

#### 6 消防訓練

火災の防御及び避難者の安全確保等火災による被害を軽減するため、消防活動訓練を実施します。

#### 7 避難訓練

避難情報、避難誘導等、地域住民を安全に避難させるための訓練を実施します。

#### 8 その他の訓練

必要に応じ、独自に、又は関係機関と連携、協力して個別訓練を実施します。

## 第4章 災害時の応急活動対策

### 第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置

地震発生後、市は速やかに地震情報を収集・伝達するとともに、必要に応じて市災害対策本部を設置し、被害情報及び関係機関が実施する災害時情報を迅速に収集・連絡します。

災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分します。

#### 第1 地震及び津波に関する情報の収集・伝達

##### 1 地震情報等の収集・伝達

地震情報及び津波警報・注意報等は、横浜地方気象台から県に連絡された情報が、県防災行政通信網により、即時に市に伝達されます。県における市への地震情報等の伝達基準は、次のとおりです。

表 地震情報等の伝達基準

情報		伝達基準	
地震	県内震度2以下	伝達は行われません。	
	県内震度3以上	地震情報等並びに県防災行政通信網により「地震発生状況」が伝達される。	
津波	津波警報等	津波注意報	市へ伝達される。
		津波警報	市へ伝達される。
		大津波警報	市へ伝達される。
	津波警報等の発表がない場合	沿岸15市町で最大震度3以下を観測	伝達は行われません。
沿岸15市町で最大震度4以上を観測		市へ津波注意喚起が伝達される。	

##### 2 地震情報

###### (1) 地震に関する情報の種類と内容

地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、気象庁から次のような情報が発表されます。

表 地震に関する情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。「津波の心配はない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。

地震情報の種類	発表基準	内容
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

## （2）地域名

地震情報で用いる地域名は、次のとおりとします。

表 震度情報で用いる地域名称

神奈川県東部	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡〔葉山町〕、高座郡〔寒川町〕、中郡〔大磯町、二宮町〕
神奈川県西部	小田原市、相模原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、足柄上郡〔中井町、大井町、松田町、山北町、開成町〕、足柄下郡〔箱根町、真鶴町、湯河原町〕、愛甲郡〔愛川町、清川村〕

## 3 津波に関する情報

### （1）津波に関する情報の種類及び発表基準

気象庁は、次の種類と基準により津波に関する情報を発表します。

#### ア 大津波警報・津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に発表します。なお、日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については最速2分以内を目標に発表します。

表 大津波警報・津波警報・注意報

	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の場合の表現		
大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い		標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。

イ 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合に通知します。

表 津波情報

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

ウ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合に発表します。

表 津波予報

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分留意が必要である旨を発表。

エ 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合があります。

オ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいいます。

(2) 津波予報区

気象庁が発表する津波予報区のうち神奈川県を含むものは、次の予報区となっています。

表 津波予報区

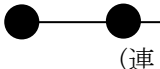
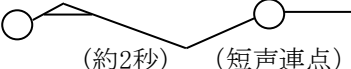
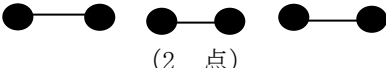
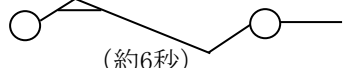
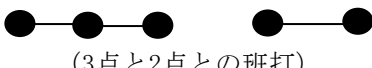
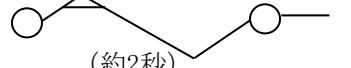
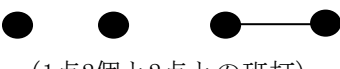
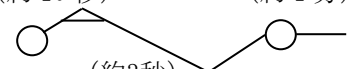
津波予報区	区 域
東京湾内湾	千葉県（富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。） 東京都（特別区に限る。） 神奈川県（観音岬東端以北の東京湾に限る。）
相模湾・三浦半島	神奈川県（観音岬東端以北の東京湾沿岸を除く。）

4 大津波警報・津波警報・注意報の受伝達

(1) 大津波警報・津波警報・注意報の伝達

津波警報等の迅速、確実な伝達を行うため、防災行政無線等の情報伝達手段を活用します。

表 津波予報の標識

津波警報等の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
大津波警報	 (連点)	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)
津波警報	 (2点)	(約5秒)  (約6秒)
津波注意報	 (3点と2点との班打)	(約10秒)  (約2秒)
津波予報 (若干の海面変動)	鳴鐘、吹鳴しない。	
津波警報等解除	 (1点2個と2点との班打)	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

(2) 組織体制の確立

各防災関係機関は、情報伝達系統、伝達先を再確認し、常に関係団体等の協力が得られるよう連携を密にするとともに、迅速な情報受伝達を可能とする組織体制の確立を図ります。

(3) 大津波警報・津波警報・注意報等伝達要領

地震が発生し、有線電話が途絶又はその使用が著しく困難な場合においては、受伝達系統図（資料3-1）に基づき、速やかに大津波警報・津波警報・注意報等を伝達します。

ア 海面監視及び報道の聴取

地震を感知した時、又は大津波警報・津波警報・注意報等の情報を入手した時は、直ちに海面状態を監視するとともに、当該地震又は津波に関する情報の入手に努めます。

なお、海面状態の監視は、市消防職員及び漁業関係者が行います。



## イ 内部連絡体制等の確立

- (7) 携帯電話、MCA無線、庁内LAN等を活用します。
- (4) 通信機材は日頃から訓練を行い、常に関係部局に連絡できる体制を確保します。
- (ウ) 職員伝達網等により勤務時間外であっても内部連絡ができる体制を整えます。

## 5 情報の伝達系統

各機関は、地震及び津波に関する情報について、地震情報等の受伝達系統図により迅速・的確に伝達します。

◆資料 3-1：地震及び津波に関する情報等の受伝達系統図

## 第2 災害対策本部等の設置

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の2第1項、及び小田原市災害対策本部条例（昭和37年条例第40号）に基づき、市災害対策本部を設置します。

この設置があった場合には、直ちに関係機関に通知するとともに、市庁舎に市災害対策本部の標示を行います。

市災害対策本部は災害の規模、程度によってそれぞれ配置をするほか、本部を置く程度に至らない災害にあつては、小田原市災害対策本部規程（昭和45年災害対策本部規程第1号）の分担業務を準用するほか、平常時の市の組織をもって対処します。この場合にあつては本部長は市長と読み替えるものとします。

### 1 災害対策本部の設置

#### (1) 組織

市災害対策本部の組織は、小田原市災害対策本部条例及び小田原市災害対策本部規程に定めるところによりますが、その概要は資料2-9のとおりです。

#### (2) 災害対策本部の設置基準

市災害対策本部の設置は災害対策基本法第23条の2第1項の定めにより市長が設置するものとします。

なお、「小田原市水防計画」による「市水防本部」は、市災害対策本部が設置された場合には、市災害対策本部に統合されるものとします。

＜市災害対策本部の設置基準＞

- 市内で気象庁発表による「震度5弱」以上の地震があつたとき。
- 気象庁が相模湾・三浦半島津波予報区に大津波警報を発表したとき。
- 横浜地方気象台から市域を対象とする特別警報（緊急地震速報【震度6弱以上】、大津波警報）が発表されたとき。
- その他、地震、火災及び爆発等大規模な災害が発生し、設置の必要があると認められるとき。

#### (3) 災害対策本部の廃止基準

市域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、本部長は市災害対策本部を廃止します。

#### (4) 災害対策本部の設置及び廃止の連絡

本部長は、市災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、MCA無線等により各自治会連合会長へ周知するとともに、関係機関及び報道機関等に連絡します。

### (5) 災害対策本部の設置場所

市災害対策本部は、市庁舎に設置します。被災等のため、使用が不可能となった場合は、公用車庫棟もしくは県西地域県政総合センターに設置します。

### (6) 配備

ア 市災害対策本部は、防災活動の強力な推進を図るため、事態の状況に応じて配備の体制を整えます。

イ 配備の基準については、資料 2-13 のとおりです。

### (7) 災害対策本部の分担業務

市災害対策本部の分担業務は、資料 2-14 のとおりです。

## 2 現地災害対策本部の設置運営等

### (1) 現地災害対策本部の組織及び運営

市現地災害対策本部及び運営は、市災害対策本部の組織及び運営を準用します。

### (2) 現地災害対策本部の開設

ア 市長は、災害発生の場合、速やかにその状況を把握し、必要と認めるときは、直ちに市現地災害対策本部を開設するとともに、県知事及び関係機関に通知します。

イ 関係機関は、すべて市現地災害対策本部に参加し、相互に緊密な連携を図ります。

### (3) 連絡調整会議

#### ア 会議の開催

市長又は県知事は、応急対策の事前調整を行うため必要と認めるとき、又は出動機関の長から申し出があったときは、市現地災害対策本部において、おおむね次の基準に基づき連絡調整会議を開催します。

#### (ア) 市長による場合

災害の状況からみて、市で処理できると認めるとき。

#### (イ) 県知事による場合

- a 災害の状況からみて、市限りで処理することが著しく困難と認めるとき。
- b 被害が2以上の市町村にまたがって発生したとき。
- c 市長が県知事による開催を求めたとき。

#### イ 協議事項

- (ア) 応急対策実施に関する基本方針
- (イ) 各出動機関の分担作業種別及び区域
- (ウ) その他必要事項

#### ウ 専門機関の長の意見

連絡調整会議における調整は、応急対策実施についての専門機関の長の意見を求めて行います。

## 3 職務の代理

市災害対策本部の本部長である市長が不在の場合は、小田原市災害対策本部条例第3条第2項に基づき、副本部長が代行するものとし、その代行順位は、小田原市災害対策本部規程第2条の3のとおりとし、市長の代理に関する規則（平成4年小田原市規則第41号）第1条の規定を準用します。

- ◆資料 2-8：小田原市災害対策本部条例
- ◆資料 2-9：小田原市災害対策本部規程
- ◆資料 2-12：小田原市災害対策本部組織図

- ◆資料 2-13：非常配備体制の種別及び基準
- ◆資料 2-14：小田原市災害対策本部分担業務

### 第3 動員計画

---

#### 1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策活動に必要な市職員の動員に関しては、おおむねこの計画の定めるところによります。

#### 2 動員の発令

- ア 動員は、市長の指示により、動員基準で行います。ただし、災害の種類・規模・発生の時期、その他により必要と認められるときは、動員基準と異なる動員を発令することができます。
- イ 消防部、医療救援部（医療関係部門）の動員は、それぞれの所属長が行います。

#### 3 職員の配備・招集

##### （1）勤務時間中における動員伝達

- ア 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、随時隊長会議を招集し、その事態に応じた配備体制を協議して、動員を指示します。
- イ 市庁舎内職員に対しては庁内放送で、出先機関の市職員に対しては所管部長を通じて直ちに配備体制を伝達します。

##### （2）勤務時間外における動員伝達

災害の発生又は気象庁による地震・津波に関する情報の連絡を受けた場合は、市長から動員発令の指示を受け、別に定める伝達系統図により配備命令を伝達します。

#### 4 職員の責務

- ア 市職員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、テレビ・ラジオ・情報通信端末等によりその災害の状況、地震・津波に関する情報及び警戒宣言発令等の情報を知るように努めるとともに、あらかじめ定めた動員計画に基づき行動します。
- イ 市職員は、動員命令を受けたとき、被災その他の事情により所定の場所に集合できないときは、所属長の指示を受けます。

#### 5 職員の動員計画

##### （1）動員基準

基本的な配備及び動員計画は、資料 2-15 のとおりです。

##### （2）非常配備

警戒宣言等の発令及び地震災害時の動員は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を知ったとき、震度 5 弱以上の地震が発生したとき、又は大津波警報が発表されたときは、小田原市災害対策本部規程第 5 条に規定する（資料 2-13）動員 3 号体制及び小田原市災害初動体制規程（資料 2-20）に基づき、速やかに非常配備につきます。

##### （3）動員名簿の作成

所属長は、あらかじめ動員区分に従い動員名簿を作成するとともに、所属職員に周知し、応急対策に万全を期します。

なお、この名簿は、異動等により変更があったとき直ちに修正します。

##### （4）動員及び連絡の順序

- ア 所属長は、動員名簿を作成し準備、動員 1 号～3 号の順序において市職員へ伝達方法・手段の確立を図ります。

イ 伝達は、動員名簿により電話等で行います。

## 6 職員の派遣

市は、災害時応急活動のため必要があるときは、災害対策基本法等の関係法令及び相互応援協定等により、国、県及び他市町村等に対して職員の派遣を求め、災害対策の万全を期します。

派遣要請した職員の宿泊施設は、市の施設利用を前提に、被災状況に応じて民間施設の活用も想定します。

- ◆資料 2-13：非常配備体制の種別及び基準
- ◆資料 2-15：小田原市災害対策本部動員基準
- ◆資料 2-20：小田原市災害初動体制規程
- ◆資料 2-21：勤務時間外における職員伝達系統図

## 第4 被害情報の収集・伝達

---

### 1 異常現象の通報

#### (1) 市民及び災害通報責任者の通報義務

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報します。

#### (2) 市長又は消防機関の処置

異常現象の通報を受けた市長は県知事及び関係機関に通報します。

なお、その現象が自然現象である場合は、横浜地方気象台に併せて通報します。

### 2 被害状況収集体制の確立

市及び防災関係機関は、迅速に情報を収集するため、被害状況収集等体制を確立します。

### 3 被害状況及び災害情報の報告

#### (1) 報告

報告の系統は資料 3-11 のとおりです。

#### (2) 情報の収集・報告の手段

ア 被害状況等の報告は、有線又は無線電話等のうち、最も迅速・確実な手段を使います。

イ 有線が途絶した場合は、防災行政無線、水道無線、消防無線、県防災行政通信網、警察無線、アマチュア無線又はその他の無線を利用します。

ウ 通信手段が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる手段を用いて報告します。

エ 災害の状況により、「災害時における災害情報の収集提供等の協力に関する協定書」に基づき、市内に所在する郵便局に対し災害情報の収集・提供の協力を要請します。

### 4 情報の整理分析及び一元管理、共有化

収集した被害状況及び活動状況等の情報は、整理・分析して、応急対策活動に活用していきます。また、応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、収集・発信した情報が錯さうしないよう、情報の一元管理及び全庁での共有化を図ります。

### 5 災害通報等の処理及び報告

ア 市民からの災害通報及び被害状況等を受けた市職員は、市関係課等へ通知します。

イ 前記により通知を受けた市関係課等は、直ちに必要な措置等を行うとともに、市災害対策本部に報告します。

## 6 地震・津波発生後の被害の第1次情報の収集・連絡

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡します。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡します。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めます。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡するものとします。

## 7 安否不明者の情報等の収集・公表

災害時において、安否不明者の氏名情報等を県に情報提供し県が公表、又は市で公表することにより、対象者が名乗り出ることや安否情報が得られる効果が期待でき、対象を明確にした迅速な救出・救助活動を行えることから、安否不明者の氏名情報等は、県から公表を前提に情報提供依頼があった場合、原則情報提供します。

また、局所的な災害であるなどの事情により、市が公表した方が安否情報の収集等に資すると考えられる場合においては、市が公表します。

なお、安否不明者が配偶者からの暴力（DV）やストーカー行為の被害者等であり、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付が制限されている者である場合については、所在情報を秘匿する必要があります。そのため、県への情報提供及び市による公表は行いません。

◆資料 5-17：災害時における安否不明者の氏名情報等に係る情報提供及び公表方針

## 8 被害調査

被害調査及び報告については、次のとおりです。

### （1）住家等被害調査

住家等被害調査は、市内における住家等の被害概況を調査し、市災害対策本部に報告します。

### （2）市有建物被害調査

市有建物被害調査は、『住家及び市有建物の被害調査実施要領』に基づき調査し、市災害対策本部に報告します。

### （3）その他の被害調査

その他の被害調査は、それぞれ各所管課等が調査を行い、市災害対策本部に報告します。

### （4）被害の調査要領

被害程度の調査にあつては、被害の分類認定基準によります。

## 9 県への報告

### （1）報告の方法

県への報告は、県災害情報管理システムにより報告します。ただし、県災害情報管理システムにより報告できない場合は、県防災行政通信網等により報告します。

### （2）報告の種類及び様式

次の区分により、県に被害状況、災害時応急活動等を報告します。ただし、県に報告できない状況が生じた場合には、直接、内閣総理大臣（消防庁経由）に報告します。

なお、報告様式については、神奈川県災害情報管理システム運営要綱の定めるところによります。

表 報告の区分・内容

報告区分	報告内容
災害発生報告	災害が発生した場合は、速やかにその内容について報告します。 また、新たな被害状況が判明した場合も同様とします。
中間報告	被害の全容がおおむね明らかになったものから逐次報告します。
確定報告	被害が最終的に確定した時に報告します。
避難状況・救護所開設状況報告	避難を指示した場合及び避難所を開設した場合は、その内容について報告します。

### (3) 消防庁への直接通報

市内で「震度5強」以上を記録する地震が発生した場合、被害の有無を問わず、第一報については、県への報告と併せ、消防庁に直接通報します。

### 10 災害時における記録保存

市は、被害状況の確認、記録保存のため、取材をはじめ災害応急対策活動にあたる各市職員等とも相互に協力して災害時における記録写真等の撮影をするものとします。また、関係機関と緊密な連絡をとり、情報の提供を求め、災害及び応急対策の状況等に関する資料を収集します。

- ◆資料 3-11：被害状況等報告系統図
- ◆資料 3-12：被害の分類認定基準
- ◆資料 3-13：消防庁への報告先

## 第5 災害広報の実施

### 1 災害時の情報伝達及び広報活動の実施

災害時の情報伝達及び広報活動は、市民に正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、市民が適切な判断による行動ができるよう展開します。

なお、「情報伝達」とは、被災者や被災地域を特定し得るもので、伝達すべき相手に確実に届けなければならないものをいい、「広報活動」とは、不特定多数を対象としたものをいいます。

また、伝達内容については、常に最新の情報を提供するとともに、同時期に異なる情報が流れないように注意し、情報伝達及び広報活動を実施します。

### 2 広報事項

広報事項の主なものは次のとおりです。

#### (1) 災害の状況に関すること

- ア 地震・津波の情報に関すること
- イ 交通機関・道路の被害に関すること
- ウ ライフラインの被害に関すること

#### (2) 避難に関すること

- ア 避難情報に関すること
- イ 避難所・避難場所の開設状況に関すること
- ウ 避難所の混雑状況に関すること

#### (3) 応急対策の状況に関すること

- ア 仮設救護所の開設に関すること
- イ 交通機関、道路の復旧に関すること
- ウ ライフラインの復旧に関すること

(4) その他生活に必要なこと（二次災害防止情報を含む）

- ア 給水、給食に関すること
- イ ライフラインによる二次災害防止に関すること
- ウ 防疫に関すること
- エ 臨時災害相談に関すること

(5) その他必要な情報

### 3 情報伝達の方法

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合における避難誘導等緊急的な内容を、防災行政無線等の情報伝達手段のうち、適切な方法を選択して行います。

特に緊急を要する場合には、報道機関との災害時の放送に関する協定に基づき放送要請を行います。

### 4 広報活動の方法

#### (1) 直接広報

広報事項に応じて、次の方法により直接的な広報活動を行います。

- ア 防災行政無線      イ 広報車      ウ 市ホームページ
- エ 防災メール      オ FMおだわら      カ 広報小田原

#### (2) 間接広報

次の報道機関に対し、被害状況及び応急対策等について定期的に、又は必要に応じて随時情報提供を行います。

なお、不正確で混乱した情報が流れないように、報道機関に対しては、情報提供の窓口を一元化します。

- ア 新聞各社      イ テレビ各社
- ウ ラジオ各社      エ 民間情報紙各社

◆資料 3-14：小田原市広報施設等現有状況

◆協定 8-4：災害時における放送等に関する協定（株式会社ジェイコム湘南・神奈川）

◆協定 8-6：災害発生時における小田原市と小田原市内郵便局の協力に関する協定（日本郵便株式会社南関東支社）

◆協定 8-7：災害に対する啓発情報及び災害情報の配布等の協力に関する協定書（小田原新聞販売組合）

◆協定 8-8：災害時緊急放送（FMラジオ）の協力に関する協定書（FM小田原株式会社）

## 第6 通信の運用

---

### 1 通信手段の確保

#### (1) 災害時の通信手段

災害時に関する予報、警報及び情報の伝達もしくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、有線電話（加入電話）、携帯電話、衛星電話、又は無線通信により速やかに行います。

#### (2) 通信の円滑化

市災害対策本部は、地震災害等広域災害発生時においては、有線電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、円滑な通信を実施するよう努めます。

#### (3) 市庁舎及び出先機関のインターネット回線と庁内LANの確保

災害発生時には、市庁舎及び出先機関におけるインターネット回線並びに庁内LANの接続を確認し、被害を受けている場合には早期の復旧に努め、通信システムの稼働を確保します。

#### (4) 通信施設の応急対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は速やかに施設を点検し、被害を受けた部分について応急対策を講じ、通信を確保します。また、通信施設の所有者又は管理者は、相互の連携を密にし、必要に応じ相互協力を行います。

### 2 無線通信

#### (1) 防災行政無線（固定系）

防災行政無線（固定系）の運用については、消防部隊は「小田原市消防通信取扱規程」、消防団は「小田原市消防団無線局管理運用規程」に基づき行います。

#### (2) MCA無線

MCA無線の運用については、「小田原市防災行政無線局管理運用規程」に基づき行います。

#### (3) 水道無線

水道無線の運用については、「小田原市水道事業用無線電話取扱要綱」に基づき行います。

#### (4) 消防無線

消防無線の運用については、小田原市消防計画の定めるところによります。

#### (5) 警察無線

警察無線の運用については、神奈川県警察無線運用規程に基づき行います。

### 3 県との無線通信

#### (1) 防災行政通信網

県防災行政通信網の運用については、「神奈川県防災行政通信網の運営及び管理に関する要綱」に基づき行います。

### 4 その他通信施設の運用

#### (1) アマチュア無線

災害の状況により、市災害対策本部の指示により小田原市役所アマチュア無線クラブが「災害時における非常通信の協力に関する協定」に基づき、尊徳アマチュア無線クラブに対し災害に関する情報の収集・伝達の協力を要請します。

#### (2) タクシー無線

災害の状況により、「災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定」に基づき、社団法人神奈川県タクシー協会小田原支部に対し災害情報の収集・提供の協力を要請します。

#### (3) 神奈川県水産技術センターに対する漁業無線通信依頼

災害の状況により、陸上の有線電話が不通又は使用が著しく困難な場合に、漁業無線を使って情報の収集・伝達を行うため、県に依頼します。

#### (4) 漁業無線

災害の状況により、「災害時における漁業用無線通信等の協力に関する協定」に基づき、小田原市漁業協同組合に対し災害情報の収集・提供の協力を要請します。

#### (5) ジェイコム湘南・神奈川、FMおだわら

災害の状況により、「災害時緊急放送の協力に関する協定書」に基づき、ジェイコム湘南・神奈川及びFMおだわらに対し緊急放送の協力を要請します。

◆資料 3-15：防災行政無線



- ◆資料 3-16：水道無線電話装置配備状況
- ◆資料 3-17：県防災行政通信網設備一覧表（小田原市）
- ◆資料 3-18：小田原市役所アマチュア無線クラブ班通信施設
- ◆協定 8-1：災害時における非常通信の協力に関する協定書（尊徳アマチュア無線クラブ）
- ◆協定 8-2：災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定書（一般社団法人神奈川県タクシー協会小田原支部）
- ◆協定 8-3：災害時における漁業用無線通信等の協力に関する協定書（小田原市漁業協同組合）
- ◆協定 8-4：災害時における放送等に関する協定（株式会社ジェイコム湘南・神奈川）
- ◆協定 8-8：災害時緊急放送（FMラジオ）の協力に関する協定書（FM小田原株式会社）

## 第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動

災害発生後、市民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る」、「出火防止に努める」とともに、被害者の救出・救護、消火活動を行い、災害の拡大防止に努めます。

また、市、県及び防災関係機関が一体となって被災者の救助・救急、消火及び医療救護活動を行います。

### 第1 救助・救急、消火活動

---

#### 1 各主体における役割

##### (1) 市

ア 市は、事前に定めた災害時の警防計画等に基づき消火活動を優先して実施します。消防の投入にあたっては、住宅密集地域、特殊火災危険区域を優先し、最も効果的な運用を図ります。

イ 市は、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、地域の防災組織及び医師会等の関係機関と連携して救助・救急活動を行います。

ウ 市は、災害発生時に傷病者の緊急度や重症度に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定するトリアージの手法について、小田原市救急業務規則に規定する救急業務計画に基づき実施します。なお、県ドクターヘリについては、「神奈川県ドクターヘリ運用要綱」に基づき、傷病者を搬送します。

エ 市は、消防相互応援協定等に基づき、他市町村長に救助・救急、消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じ県災害対策本部に応援要請を行います。さらに、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努めます。

オ 市は、大規模な災害のため自衛隊が派遣された場合、最重要防御地域等の優先順位を決め、迅速に連絡します。

##### (2) 消防団

消防団は、地域防災の中核として、自主防災組織と連携し、発災直後の初期消火や被災者の救出・救護を行うとともに、常備消防に協力し、各種消防活動を行います。

##### (3) 市民

ア 市民は、まず自身及び家族の身を守ることに最大限努め、かつ、出火防止に努めます。

イ 近隣において救出・救護活動を行うとともに、発災時の初期段階で消火活動を行い、救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

##### (4) 自主防災組織

自主防災組織は、近隣において救出・救護活動を行うとともに、発災時の初期段階で消火活動を行い、救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

##### (5) 企業等の自衛消防隊

企業等の自衛消防隊は、発災時の初期活動として企業等内での救助・救急、消火活動を行うとともに、可能な限り救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

#### 2 消防活動

地震等の災害が発生した場合、消防機関はその施設及び人員を最大限に活用し、災害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被害の軽減を図るため、迅速に消防活動体制を確立します。

##### (1) 消防活動の目標

災害時における消防活動の基本的目標を人命の安全確保とし、各種の災害に対する小田原市消防警防規程、小田原市消防震災警防規程等に基づき、防災機関との密接な連携を図り、災害応急対策

活動を実施します。

- ア 火災の発生状況が、火災発生時点における消防力の投入によって鎮圧可能な地域については、火災の早期鎮圧又は延焼防止にあたります。
- イ 火災が同時に多発した場合、もしくは発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、住民の避難の安全を確保するための活動を行います。
- ウ 地下街、高層ビル、大規模工場等の火災は、これらの事業所等の自衛消防隊との連携により鎮圧を図ります。

## (2) 初動体制の確立

消防機関の初動体制の確立に関する基本的事項は、次のとおりです。

### ア 消防部の措置等

#### (ア) 消防統括本部の開設

消防部隊の災害活動を総括的に処理するため、市消防本部庁舎に市消防統括本部を開設します。

#### (イ) 指令通信体制の確立

消防指令センターは、通信施設の機能試験を行い、指令、通信体制の確立にあたります。

#### (ウ) 被害状況の確認

各署所の職員に指令し、署所周辺の被害状況、海岸監視、防潮扉の閉鎖措置等について速報させます。

#### (エ) 非常参集命令の指示

発生した災害の種別、程度等に応じ事前命令での非常参集又は必要に応じ非常参集を指示し、部隊の増強を図ります。

### イ 消防部隊の措置

#### (ア) 出動体制の確立

災害の区分により、車両、資機材を点検し、出動に備えます。

#### (イ) 消防部隊の編成等

非常参集者、毎日勤務者により、消防隊、救急隊、救助隊等の編成を順次行うとともに、部隊の編成状況及び非常参集状況を市消防統括本部に報告します。

#### (ウ) 通信連絡体制の確立

消防隊、救急隊、救助隊等は、消防指令センターの指示により通信設備の機能試験を行い、通信連絡体制の確立にあたります。

#### (エ) 消防本部庁舎、消防車両、火気の安全確保等

地震発生時には、使用火気の即時停止、市消防本部庁舎の安全確認を行うとともに、ポンプ付消防車の全てを火災出動車両に指定し、ホース、防火服その他の資機材を積載するとともに、余震による消防車両の出動の障害を避けるため、消防車両を車庫前又は安全な場所に移動します。

### ウ 消防団の措置

#### (ア) 消防団本部、分団本部の開設

消防団の指揮、連絡体制を確立するため、市消防統括本部のもとに消防団本部、分団詰所に分団本部（2以上の分団詰所のある分団にあつては、分団長の指定する分団詰所とする。）を開設します。

#### (イ) 被害軽減措置

地震、火災、救助事故等の災害を覚知したときは、消火・救助活動等を行うとともに、出火防止の広報等を徹底するほか、必要に応じ自主防災組織、付近住民を指導して、初期消火の徹底、人的、物的被害の軽減に努めます。

(ウ) 消防統括本部への通報等

災害に関する情報収集を行うとともに、収集した情報を市消防統括本部へ通報します。

また、災害防止が、自主防災組織、付近住民等の自力のみによっては対処し得ないと判断したときも同様とします。

(エ) 消火活動

地震災害発生と同時に分団詰所に参集して出動体制を整えます。

(3) 情報の収集

情報収集は、有線電話の途絶、無線施設の障害、無線統制等により極度に制限されることが予想されるので、防災関係機関と密接な連携を保つとともに、あらゆる情報媒体を活用して火災及びその他の災害に関し的確な情報収集に努めます。

(4) 消防部隊の運用

消防部隊の運用に関する基本的事項は、次のとおりです。

ア 部隊運用は、発災後においては、市消防統括本部において一括運用統制とすることを基本とします。

ただし、災害の状況により情報の収集が制限され又は困難となった場合、必要部隊の不足等の事態に至った場合、その他市消防統括本部において一括運用統制することが困難となった場合は、発災場所を受持区域とする署所の中隊長に運用業務を一時的に委ねるものとします。

イ 消防統括本部の消防部隊運用要領

(ア) 地震、風水害等大規模災害の消防活動の現場指揮は、市消防統括本部長又は市署隊長が行います。

(イ) 避難情報が出された場合は、市災害対策本部、小田原警察署等の関係機関に必要な情報を連絡するとともに、避難経路及び避難場所の情報の共有化を図ります。

(ウ) 市消防統括本部長は、災害発生地域、状況及び拡大状況等に基づき、消防活動の基本方針を決定し、所属部隊及び応援部隊の効率的運用を図ります。

(エ) 部隊の運用にあたっては、災害発生地域の重要度と避難者の安全に重点をおいた、部隊運用を行います。

(5) 無線通信の運用

無線通信の運用に関する基本的事項は、次のとおりです。

ア 無線通信系統

無線通信系統は、消防波（統制波、共通波（主運用波）、活動波（市波・救急波）によりま

す。

イ 無線統制

消防指令センターは、通信の有効活用を図るため、必要に応じて無線通信の統制を行います。

(6) 消防活動要領

消防活動要領に関する基本的事項は、次のとおりです。

ア 出動の優先順位

災害が同時に多発した場合は、人命危険の拡大を防止するため、木造家屋密集地域等の火災現場及び人命危険のある現場に優先的に出動します。

イ 出動途上における留意事項

(ア) 出動途上における交通障害の状況、災害発生及び推移状況、救助事故の発生等の情報を消防無線を活用して報告します。

(イ) 拡声装置、メガホン等により出動経路付近の住民に対し、火の始末、初期消火等の自衛の措置を呼びかけます。

#### ウ 資機材の有効活用

消防活動に必要な資機材は、車両積載品及び各署所へ配備している資機材を有効に活用するとともに、不足する場合には防災倉庫及び事業所に備蓄している資機材を活用し、消防活動を行います。

#### エ 救助・救急活動

##### (ア) 救助・救急活動の方針

###### a 救助活動

- ・ 要救助者及び隊員の安全管理を確立し、二次災害の防止に努めるとともに、必要に応じて事故現場周辺にある者の避難誘導を行います。
- ・ 事故、災害等の特殊性、危険性及び内容等を判断して安全、確実かつ迅速な方法で実施します。
- ・ 警察官、海上保安官、自衛隊並びに医療関係者等の救助関係機関と緊密な連携を図ります。
- ・ 当該事故等の関係者及び要救助者の関係者から事故情報等の提供を求めるとともに、必要に応じて救助活動への協力を依頼します。

###### b 救急活動

- ・ 医療機関の被災情報、受入体制の確認を行います。
- ・ 災害又は事故等の状況を把握し必要な応援要請を迅速に行います。
- ・ 傷病者のトリアージを行い、緊急度・重症度に応じた救急活動を行います。
- ・ 必要に応じて医師等の現場派遣を要請し、災害医療チーム等の医療関係者と緊密な連携を図ります。
- ・ 傷病者、傷病者の家族及び救助関係者等の精神的支援を考慮します。

#### オ 避難の支援活動

出動消防部隊は、住民が避難場所への避難が必要となった場合又は避難場所への避難が開始された場合は、積極的に避難の支援活動を行います。

この場合に、市消防統括本部と密接な連携を図るとともに、次に掲げる事項に配慮します。

(ア) 災害により、避難が必要と判断される場合、当該災害の発生場所及び拡大の状況

(イ) 避難の支援活動、特に避難誘導に対応できる市消防職員、消防団員の把握

### (7) 災害の調査

災害の調査に関する基本的事項は、次のとおりです。

#### ア 災害調査の主眼

(ア) 災害時応急活動に必要な被害の状況

(イ) 災害時応急活動の状況及び災害時応急活動に際して判明した被害の状況

#### イ 災害の調査の要領

(ア) 災害に出場した消防隊は、災害時応急活動の状況及び災害時応急活動に際して判明した被害の状況を、適宜、市消防統括本部へ通報します。

(イ) 市消防統括本部長は、災害調査のために必要があると認める場合は、市消防統括本部の市消防職員で、災害調査班を編成し、災害の調査にあたらせます。

### 3 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めます。また、必要に応じて、県を通じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとします。

◆資料 9-3：災害拠点病院一覧表

## 第2 医療救護活動

市は、災害時における被災者の医療及び助産に必要な救護の確保を図るため、次の方法により、医療救護活動を実施します。

### 1 救護活動

市は、被災者の状況に応じ、救護班を編成して被災地域及び避難所における救護活動に万全を期します。

### 2 医療活動

市は、災害の規模及び発生状況に応じ、（一社）小田原医師会、（一社）小田原歯科医師会、（公社）小田原薬剤師会及び（公社）県柔道整復師会小田原支部に対して救護班等の出動を要請します。

### 3 救急医療活動

#### （1）対策事項

災害により集団的に多数の傷病者が発生した場合、市及び関係機関は、迅速かつ的確な救急医療活動を実施します。

- ア 情報の通報及びその体制に関すること。
- イ 救急医療関係機関の連絡調整に関すること。
- ウ 救出、救護関係者の出動に関すること。
- エ 救急医療の範囲、種別に関すること。
- オ 出動した医師等に対する諸費用の負担等に関すること。
- カ その他の救急医療対策の実施に関し必要なこと。

#### （2）広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用

県内の災害拠点病院間の情報収集・提供については、「広域災害・救急医療情報システム」により行い、その情報内容は次のとおりとします。

- |           |              |
|-----------|--------------|
| ア 医療機関状況  | オ ライフライン等状況  |
| イ 救護所状況   | カ 受入患者数      |
| ウ 患者転送要請  | キ 医師等派遣要請・提供 |
| エ 医療品備蓄状況 |              |

### 4 県への救援要請

市は、災害の程度により必要がある場合は、県に対して医療救護の協力を要請するとともに、DMAT及びJMATの派遣を要請します。

また、DMAT及びJMATを要請した場合は、受入体制を確立するとともに、活動が円滑に行われるよう支援します。

### 5 医療、助産の範囲及び経費

救急医療、助産の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始できるまでの応急的措置とし、その内容はおおむね次に掲げるとおりとします。

#### （1）医療の範囲

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| ア 診察              | エ 病院又は診療所への入院 |
| イ 薬剤又は治療材料の支給     | オ 看護          |
| ウ 処置、手術その他の治療及び施術 |               |

#### （2）助産の範囲

- ア 分べんの介助

- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

### (3) 経費

医療及び助産に要する費用は、市の負担とします。

## 6 医療器材の調達

医療及び助産に必要な薬品、医療器材を緊急に必要とする場合は、医薬品等の調達に関する協定（協定 2-1）及び災害用医薬品の確保及び抛出に関する協定（協定 2-2）により調達します。なお、不足が生じたときは、県及び関係機関に応援を要請します。

## 7 仮設救護所の開設

市は、災害の規模、被害状況に応じ、広域避難所のうち必要箇所に仮設救護所を開設します。

## 8 重傷者等の搬送方法

### (1) 搬送の実施

重傷者等の後方医療機関への搬送は、消防の救急車両、緊急消防援助隊等、広域応援の救急車両並びに防災関係機関等の協力により確保した車両により搬送します。

### (2) ヘリ等による搬送

道路の破損等の場合、又は遠隔地への搬送については、県、自衛隊、消防機関等の協力を得て、ヘリコプターにより最寄りのヘリコプター臨時離着陸場から搬送します。

ただし、被害の状況によっては、船舶等による海上からの輸送も考慮します。

## 9 一般病院等

### (1) 広域災害救急医療情報システム(EMIS)への入力

一般病院等の管理者は、発災後直ちに院内状況等を調査し、広域災害救急医療情報システム(EMIS)へ入力する。なお、入力ができない場合は、院内状況等をFAX等で地域災害医療対策会議等へ報告する。

### (2) 医療救護活動

一般病院、薬局等は、早期に通常の診療・医薬品の供給体制に戻すよう努めるとともに、医師会、薬剤師会及び市と連携し、周辺地域の傷病者をできる限り受け入れ、医療救護活動に協力する。

- ◆資料 4-4：ヘリコプター臨時離着陸場一覧
- ◆資料 6-2：備蓄物資一覧（仮設救護所用資機材）
- ◆資料 9-1：小田原市救急医療対策実施要綱
- ◆資料 9-2：小田原市救急医療対策実施要綱に関する取扱い要領
- ◆資料 9-3：災害拠点病院一覧表
- ◆資料 9-4：助産所一覧表
- ◆資料 9-5：小田原歯科医師会災害救援部会一覧表
- ◆資料 9-6：小田原薬剤師会防災班一覧表
- ◆資料 9-7：神奈川県柔道整復師会小田原支部災害時応急救護配備一覧表
- ◆資料 9-8：小田原医師会救護隊一覧
- ◆資料 9-14：仮設救護所開設避難所一覧
- ◆資料 9-15：災害用医薬品一覧
- ◆資料 9-16：災害用医薬品確保及び抛出に関する指定薬局一覧
- ◆資料 16-2：自衛隊派遣要請要領
- ◆協定 2-1：医薬品等の調達に関する協定書（小田原薬剤師会等7団体）
- ◆協定 2-2：災害用医薬品の確保及び抛出に関する協定書（小田原薬剤師会）

### 第3節 避難対策

市は、地震発生後、人命の安全を第一に市民等の避難誘導を行うとともに、あらかじめ指定された避難場所及び避難経路や、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域等の所在、その他避難に関する情報の提供に努めます。

市民は、あらかじめ指定されている避難場所を日頃から把握するとともに、避難指示が出された場合には、直ちに避難します。また、自主的に避難する場合は、安全に十分配慮します。

なお、津波避難に係る対策は、本章「第15節 津波対策」を参照します。

#### 第1 避難情報

##### 1 避難指示

市長は、避難のための立ち退きの指示を、防災関係機関の協力を得て実施します。

##### (1) 避難指示の実施責任者

表 避難指示の実施責任者

実施者	災害の種類、内容	根拠
市町村長	災害全般	災害対策基本法 第60条第1項
警察官	災害全般。市町村長が指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条第1項 警察官職務執行法 第4条第1項
海上保安官	同上	災害対策基本法 第61条第1項
知事又は、その命を受けた県職員又は水防管理者	洪水、高潮	水防法第29条
知事又は、その命を受けた職員	地すべり	地すべり等防止法第25条
自衛官	災害全般 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難の指示を行うことができます。	自衛隊法第94条第1項

※ 警察官は、警察官職務執行法第4条第1項の規定により、指示のほか、状況に応じて、必要な警告を発する等の避難等の措置をとることができます。



(2) 警戒区域の設定権者

表 警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠
市町村長	災害全般	災害が発生し、又は、災害が発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するためには特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条第1項
警察官※	災害全般	同上の場合において、市町村長もしくはその委託を受けた市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条第2項
海上保安官	災害全般	同上	災害対策基本法第63条第2項
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、活動確保を主目的に設定します。	消防法第28条第1項
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水、高潮	水防上緊急の必要がある場所において、活動確保を主目的に設定します。	水防法第21条第2項

※ 警察官は消防法第28条第2項、水防法第21条第2項の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは警戒区域を設定できます。

(3) 高齢者等避難の実施責任者

市長は、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まったときに高齢者等避難を発令します。

2 避難情報の発令基準

災害時に適切な避難情報の発令を実施するため、関係機関からの情報や自ら収集する情報等を基に、避難情報の発令基準等について、できる限り客観的な数値を定めるよう努めます。

なお、判断基準については、想定外の事態にも対応できるよう総合的に判断します。

また、避難対象地域の選定にあつては、避難所の位置、自主防災組織が定める避難経路の状況、周辺地域の人口分布、自主防災組織の状況等を考慮してこれを行います。

3 避難情報の伝達方法

(1) 避難情報の伝達

避難情報の伝達は、市災害対策本部の情報伝達及び広報活動により行いますが、自主防災組織を十分活用するとともに、間接広報を有効に利用します。

(2) 避難情報の内容

- ア 避難を要する理由
- イ 避難情報の対象地域
- ウ 避難先とその場所
- エ 避難経路
- オ 注意事項

(3) 県知事への報告

市長は、避難情報の発令を行ったときは、速やかに県知事に報告します。

#### 4 防災上重要な施設の避難誘導

学校、病院、工場等防災上重要な施設の管理者は、避難計画に基づき、災害時における避難の万全を期します。この場合において、避難の場所、経路、時間及び誘導等の指示・伝達は、その施設の地理的条件等を考慮して、実施するものとします。

## 第2 避難所の開設

---

### 1 避難所の開設場所

市長は、災害の状況に応じて安全で適切な場所を選定して避難所を開設します。また、災害が長期にわたることが見込まれる場合には、要配慮者に配慮して、多様な避難場所の確保に努めます。

#### (1) 広域避難所（指定緊急避難場所・指定避難所）

広域避難所は市内の小・中学校及び公共施設の中からあらかじめ定め、災害の状況、規模等により開設します。

#### (2) 広域避難所2次施設（指定緊急避難場所・指定避難所）

広域避難所に収容することが不可能な場合は、市内の小・中学校及び公共施設の中からあらかじめ定め、災害の状況、規模等により開設します。

#### (3) その他の避難所

広域避難所及び広域避難所2次施設に収容することが不可能な場合は、市内の公共施設等を活用します。

#### (4) 風水害避難場所（指定緊急避難場所）

風水害により災害の範囲が限定される場合に、小・中学校及び公共施設等の中から短期的な避難場所として選定します。

#### (5) 土砂災害避難場所（指定緊急避難場所）

土砂災害により災害の範囲が限定される場合に、公共施設及び民間施設等の中から短期的な避難場所として選定します。

#### (6) 県及び他市町村等の施設

大規模な災害が発生し、市が指定する広域避難所等での避難収容が困難な場合、県及び他市町村等に対し、避難住民の収容を要請します。

### 2 広域避難所等の開設

市は、災害の規模、状況に応じ、広域避難所等を開設します。

また、市長は広域避難所等の開設状況について、速やかに県知事及び関係機関に報告又は通知します。

広域避難所として開設した学校施設については、応急教育の実施等、義務教育の実施に著しい支障を来さないよう、避難住民の意向等に十分留意して、必要に応じ、移転・統合を図ります。

#### (1) 開設の時期

災害発生から、なるべく早い時期に、施設の状態を確認し、被害状況等に応じ市災害対策本部の指示により開設します。

#### (2) 施設の提供及び入所者の管理

ア 施設管理者は、避難所の用に供する施設の部分を明示して提供します。

イ 広域避難所運営委員会は入所した被災者の管理をします。

### (3) 広域避難所開設時の留意事項

- ア 広域避難所の開設にあたっては、当該施設管理者及び教職員等に協力を求め、被災者の円滑な入所、保護に努めます。
- イ 被災者の入所・保護にあたっては、施設が安全性を有するかを判断し、安全性に欠けると認められるときは、市災害対策本部に報告し安全措置を講じるか、又は市災害対策本部の指示を受け、他の安全な施設に誘導します。

### (4) 開設状況の報告

広域避難所の開設状況等に係る次の事項を、電話又は無線等を使用して市災害対策本部に報告するものとします。

- ア 広域避難所名及び発信職員氏名
- イ 開設日時
- ウ 収容人員及び世帯数
- エ 必要物品等（食料・飲料水・衣類・寝具その他）
- オ 流言飛語の状況

### (5) 開設の周知

市は、広域避難所を開設したときは、速やかに市民に周知します。

## 3 広域避難所への入所

### (1) 対象者

- ア 住宅が被害を受け、居住の場を失った者
  - イ 現に被害を受け、速やかに避難しなければならない者
  - ウ 災害によって現に被害を受けるおそれのある者
  - エ 地域外から来て、帰宅することが困難である者
  - オ その他、災害により生活の自立が困難な者
- なお、避難者は、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れます。

### (2) 避難者の誘導

- ア 広域避難所の施設内への誘導については、自主防災組織、市職員及び教職員等関係者が行います。
- イ 避難順序は、施設管理者と事前に協議した順とし、安全を確認しながら避難誘導を行います。
- ウ 要配慮者及び傷病者については、設備が整っている場所に世帯単位で避難してもらうように努めます。
- エ 避難行動要支援者（災害から身を守るため、安全な場所に避難するなどの一連の行動をとる際に、支援を必要とする方）を配慮して避難させます。
- オ 避難経路については、可能な限り事前に安全確認するとともに、危険箇所にはロープ張りや表示を行うほか、状況により誘導員を配置して事故防止に努めます。特に、夜間においては、可能な範囲での照明を確保し、安全確保に努めます。
- カ 大規模な災害の場合、上記の項目が実施できない場合が起こり得るので、市民が自発的に避難所へ避難するなど定められた行動がとれるように、平常時からの施設管理者との協議や訓練を実施します。

- ◆資料 5-1：広域避難所・広域避難所2次施設一覧表（指定緊急避難場所・指定避難所）
- ◆資料 5-2：風水害避難場所一覧（指定緊急避難場所）
- ◆資料 5-3：土砂災害避難場所一覧（指定緊急避難場所）

### 第3 広域避難所の運営

#### 1 広域避難所運営委員会

##### (1) 広域避難所運営委員会の設置

大規模災害発生時は、極めて多数の避難者が、一定期間、広域避難所を臨時の生活拠点として利用することを前提に、広域避難所が避難者にとって秩序のとれた施設として機能することが求められています。そこで、あらかじめ各広域避難所に広域避難所運営委員会を設置します。

また、運営に対して女性の意見を取り入れるため、男女共同参画の視点を踏まえた組織とします。

##### (2) 広域避難所運営委員

ア 広域避難所運営委員会は、避難所の運営に関し、必要事項を定めます。広域避難所運営委員は次により構成します。会長は自治会代表者、副会長は自治会代表者及び施設管理者を充てます。

- (ア) 自治会代表者
- (イ) 施設管理者
- (ウ) 各班長
- (エ) 市職員
- (オ) その他広域避難所運営委員会が必要と認めるもの

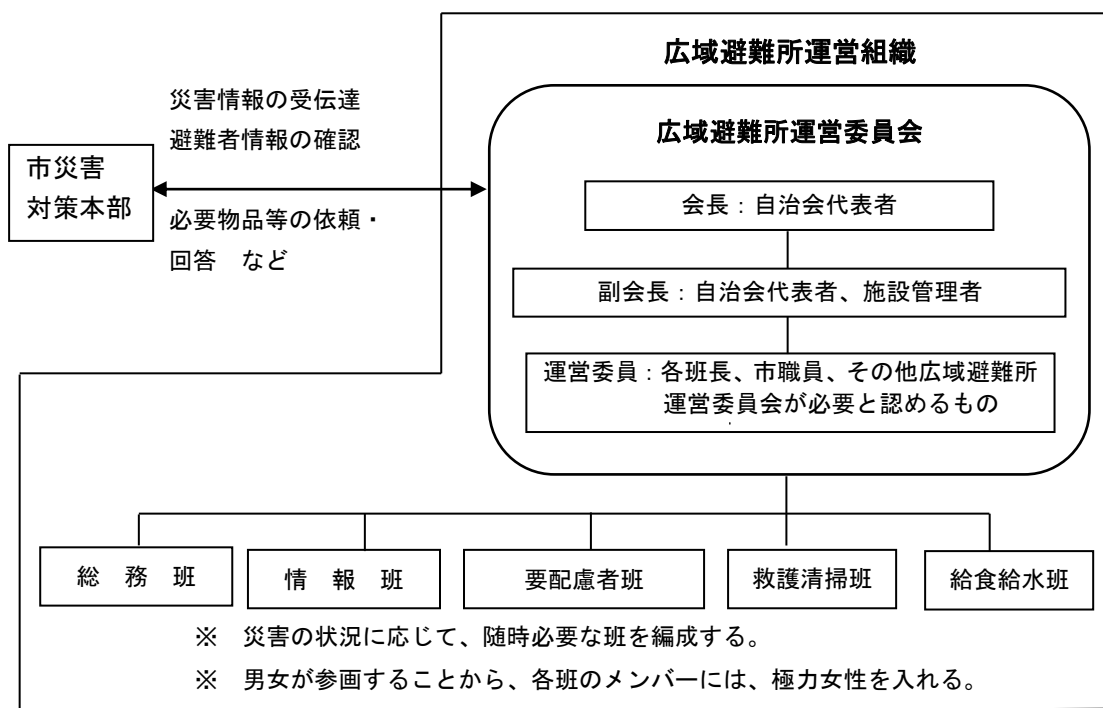


図 広域避難所運営組織

##### イ 広域避難所運営委員会の役割

広域避難所運営委員会は、平常時から次に掲げる事項について検討、協議します。

- (ア) 広域避難所の円滑な管理及び運営に関する事
- (イ) 広域避難所2次施設及びその他の避難所との連絡調整に関する事
- (ウ) 地震災害対策に係る情報交換及び防災訓練への参加に関する事
- (エ) 広域避難所運営組織の体制等について定めた「広域避難所運営マニュアル」の作成に関する事
- (オ) その他、広域避難所の管理及び運営に関し必要と認められる事項

表 広域避難所運営組織の役割

組 織	役 割
会長 副会長	避難所運営委員会の統括、組織内の連絡調整・指揮及び関係機関等との連絡・調整を行います。 施設管理者及び市災害対策本部との調整・統括を行います。 避難所の管理・運営の申し合わせを調整します。
総務班	運営委員会の事務局として、運営会議の開催に関する事務を行います。 要配慮者や女性に配慮した避難所のレイアウトを設定、変更や避難所における生活ルールを作成します。
情報班（兼警備）	避難者を避難者カード等により把握し、広域避難所運営委員会会長へ報告します。把握した避難者情報を整理し、避難所に不審者等が入りこまないよう警備を行います。 また、罹災証明書交付申請書、仮設住宅申込用紙の配布及び取りまとめを行います。
要配慮者班	避難所に避難した要配慮者を把握します。要配慮者については、原則として家族が介護を行います。困難な場合は民間ボランティア等の協力により避難所生活を支援します。 また、避難所生活を困難とする状況を把握し、広域避難所運営委員会会長へ報告を行います。
救護清掃班	避難所内の衛生管理の指導及び清掃を行います。 医師及び仮設救護所配置の市職員に協力して仮設救護所開設準備を行うとともに、仮設救護所もしくは医療機関等に負傷者を搬送します。
給食給水班 （兼物品配分）	市災害対策本部からの食料及び飲料水が不足する場合や遅延する場合等においては、民間ボランティアの協力により必要に応じ炊き出し及びろ水機を利用した給水活動を行うほか、給水車による給水の際の秩序の維持に必要な活動を行います。 また、広域避難所へ配送された食料及び物品等については、受払簿等により管理し、搬入、仕分け、保管及び配分を行います。
民間ボランティア	民間ボランティアは、各広域避難所運営委員会の指示の下、避難所運営にあたりますが、活動分野別に次のようなグループが考えられます。
要配慮者支援 グループ	要配慮者については、原則として家族が介護を行います。広域避難所運営組織の要配慮者班に協力して、要配慮者等の状態に応じて避難所生活を支援します。
救護清掃支援 グループ	広域避難所運営組織の救護清掃班に協力して、仮設救護所もしくは医療機関等に負傷者を搬送します。 また、医師の指示に基づき広域避難所運営組織の救護清掃班に協力して必要な搬送を行います。
給食給水支援 グループ	広域避難所運営組織の給食給水班に協力し、炊き出し、給水を行います。
物品搬入、仕分け 支援グループ	広域避難所運営組織の給食給水班に協力し、市災害対策本部から配送される食料及び物品の数量の点検、配分する数量の仕分けを行います。 また、救援物資として地域内輸送拠点（救援物資ターミナル）及び外部から直接避難所に配送される物品の搬入、類似品目ごとの仕分け及び保管場所への保管を行います。

## 2 広域避難所における時期別の課題等

広域避難所では、発災からの時間の経過にしたがい、運営上の課題等が変化することが予想されます。初動期（発災後1日～3日）、混乱継続期・復旧期（4日～14日）及び復興期（15日～）の3期それぞれにおける課題等は以下のとおりです。

### （1）初動期（1日～3日）

ア 学校施設使用等についての調整

イ 施設の安全点検及び安全対策

（ア）施設の安全点検のため速やかに震後診断を行います。

（イ）避難所の建物の被害状況を、携帯電話等の通信手段により市災害対策本部へ報告します。

（ウ）余震による二次災害防止のために、落下物・転倒物・損害箇所等の点検等の安全対策を行います。

（エ）大規模火災が付近に延焼した場合に、市災害対策本部と調整のうえ、他の避難所等に誘導します。

ウ 傷病者等の把握と対応

（ア）傷病者等の救護を行い、水・毛布等の備蓄品を優先的に配布します。

（イ）医療機関及び福祉施設への移送も検討します。

エ 避難者数の把握と避難者名簿の作成及び報告

（ア）避難者名簿は、避難者の生活支援の基礎資料であるので、できるだけ早く作成します。

（イ）避難者名簿の作成及び取扱については、個人情報に配慮します。

オ 被災者・自主防災組織・教職員・NPO・ボランティア等への協力要請

余震に備え、屋内での火気の使用を制限します。

カ 避難所被災者及び在宅被災者等への給食・給水・物資配給等の実施

（ア）防災倉庫内から至急必要な物品を出し配布します。

（イ）不足物品の品目・数量を調査し、市災害対策本部へ不足物品の配送を要請します。

（ウ）給食、物資等の品目及び配給にあたっては、要配慮者、食物アレルギー、子育て、女性に配慮します。

キ 水洗トイレの使用可否の確認と、代替措置の実施

（ア）停電、断水、排水管や下水管、浄化槽の損傷の状況により、校舎等の水洗トイレが使用できるか市災害対策本部へ確認します。

（イ）使用できない場合は、水洗トイレの使用を速やかに中止徹底し、携帯トイレの設置を行います。

（ウ）携帯トイレの使用により発生した廃棄物は、可燃物として処理するため、廃棄場所を定め、周知します。

（エ）仮設トイレを組み立てます。原則として男女別とし、女性が安全に利用できるよう設置場所に配慮し、夜間であれば、発電機・投光機をセットします。

ク 安否確認等への対応

ケ 市災害対策本部等からの情報収集

（ア）携帯電話、防災行政無線により、市災害対策本部との連絡を密にし、情報を収集します。

（イ）ラジオ報道等により情報を収集します。

コ 避難者への災害関連情報の伝達

（ア）校内放送又は携帯拡声器を準備し、これらの活用により、デマ情報等を打ち消し、正確な状況を伝えます。

（イ）避難者が正確な情報が把握できるように、ラジオ等の受信機を配置します。

- (ウ) 災害対策が開始されていることを伝えます。
- (エ) 火災・救助状況を伝え、概要を掲示します。
- (オ) 交通機関等（道路崩壊、落橋、崖崩れ、交通渋滞又は区域）の状況、他都市の状況、災害の規模を伝えます。
- (カ) 外国人に正確な情報が的確に伝わるよう、災害時通訳ボランティアや通訳ボードの活用等、多言語化に配慮します。

サ 派遣された自衛隊等との調整

## (2) 混乱継続期及び復旧期（4日～14日）

- ア 避難者数の把握と避難者名簿の作成及び報告  
避難者の出入り等の動向を随時把握していきます。
- イ 避難施設管理者・自主防災組織・教職員・NPO・ボランティア等との避難施設運営共同体制の組織化と運営
- ウ 被災者・自主防災組織・教職員・NPO・ボランティア等の各役割分担の取り決め（給食・給水・物資等の配給、介護、施設の清掃等）
- エ 傷病者等の把握と処置  
状況に応じ、医療機関及び福祉施設へ移送します。
- オ 安否確認等への対応
- カ 市の応急対策の状況、医療及び生活関連情報、安否情報等を周知するための情報板等の設置
- キ 避難所被災者及び在宅被災者等への給食・給水・物資配給等の実施
  - (ア) 備蓄品を公平に配布します。
  - (イ) 支援物品を受取り、公平に配分します。
  - (ウ) 給食人員の取りまとめ（避難所人員と在宅要給食人員の把握）と市災害対策本部への連絡
- ク 避難所管理者との施設使用について再協議（避難施設と学校教育の場の調整等）
- ケ 施設内でのプライバシーの保護及び女性への配慮
  - (ア) 間仕切り等を設置します。
  - (イ) 着替えや授乳できる場所を確保します。
  - (ウ) 外から見えない女性下着等の洗濯物干し場を設置します。
  - (エ) 女性や子供に防犯ブザーやホイッスルを配布し、安全に配慮します。
  - (オ) 避難者や女性ボランティアの安全を確保するため、警察等関係機関における警備強化と併せて自警組織による見回りを実施します。
- コ 女性への注意喚起  
女性避難者や女性ボランティアが性犯罪等に巻き込まれないように、安全への注意喚起を実施します。
- サ 個人情報保護の徹底  
避難者の中に、配偶者から暴力等を受け、加害者から危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、特に個人情報保護の徹底をします。

## (3) 復興期（15日～〔中・長期化への対応〕）

- ア 避難施設運営共同組織による運営

- イ 避難者数の把握と避難者名簿の点検及び報告  
避難者の出入り等の動向を随時把握していきます。
- ウ 避難施設入所者の健康管理及び栄養指導についての協議
- エ 医師、保健師等による健康相談の実施  
体調や持病の悪化、エコノミークラス症候群、インフルエンザ等の感染症等による震災関連死の軽減を図ります。
- オ 安否確認等についての対応
- カ 臨時相談窓口開設に対する協力
  - (ア) 緊急を要する事項の対応を行います。
  - (イ) 安否情報の問い合わせ応答を行います。
  - (ウ) 報道機関に対する広報又は規制を行います。
- キ 自主防災組織・避難者に協力を依頼し、自炊を主とした避難生活への移行を検討

### 3 ペット対策

避難所でのペットの受入れは、各広域避難所運営委員会で市「避難所・避難場所におけるペットの受け入れガイドライン」に基づいて実施します。各広域避難所に対応できなくなった場合、市は小田原獣医師会及び神奈川県獣医師会西湘支部へ応援依頼します。

また、飼養者不明ペットの取扱については、県が主体となって対応するため、県や県獣医師会が窓口となり、仮設動物救護センターが受入れを行います。

### 4 電源の確保

避難所等における電力供給手段の確保策として、太陽光発電、蓄電池、電気自動車等を活用します。

## 第4 車中避難者を含む避難所外避難者等への対応

---

自宅近くに避難でき、プライバシーも保てる等の利点により、指定避難所以外の自動車やビニールハウス、テント等へ避難する被災者、また、親戚等を頼って市外へ避難する被災者が多く発生することが想定されます。

市は、車中避難者を含む避難所外避難者の情報を把握し、支援や情報提供に努めます。

### 1 避難所外避難者の把握及び支援

市は、自治会や、自主防災組織等の協力を得て、避難所以外にいる避難者（場所、人数、支援の要否・内容）の把握に努めるとともに、食料・物資等の提供、情報の提供等必要な支援に努めます。

### 2 健康対策

車中避難者を含む避難所外避難者は、自動車等の狭い空間での運動不足や、トイレに行く回数を減らすために水分摂取を控える等から、エコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、市は、その予防方法を避難者に呼びかけるとともに、保健師等による巡回健康相談等の保健サービスの提供と正確な情報伝達等に努めます。

### 3 市外避難者への対応

市は、市外へ避難した住民の安否を把握するため、市外避難者に対し、避難先及び安否について市に連絡をするよう、市ホームページや報道機関等を通じて呼びかけます。また、地域住民や自主防災組織の協力を得て市外避難者に関する情報を収集し、市外へ避難した住民の把握に努めます。



## 第5 帰宅困難者対策

---

大規模災害が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により発生する帰宅困難者については、次のように対処するものとします。

### 1 一斉帰宅者の発生の抑制

#### (1) 基本原則の周知

市は、帰宅困難者の行動の基本原則である「むやみに移動を開始しない」ことを、報道機関等の協力を得て、周知します。

#### (2) 帰宅困難者への必要な情報の提供

市及び防災関係機関は、帰宅困難者に冷静な行動をとってもらうため、必要な情報提供等に努めます。

#### (3) 従業員・生徒等の一時収容

企業・学校等は、発災時に従業員・生徒等を、事業所・学校内に一定期間収容するほか、訪問者・利用者に対しても同様の対応を行うよう努めます。

### 2 帰宅困難者への支援

#### (1) 避難場所の提供

発災により帰宅の手段を失い、駅周辺、市街地、観光施設等で滞留し、避難を希望する人に対し、避難場所を提供します。避難場所は、公共施設等の中からあらかじめ選定します。

#### (2) 避難誘導及び治安維持等

ア 周辺の土地に不案内な観光客等に的確な行動を促すため、十分な情報提供を行います。

イ 駅構内の滞留旅客については、鉄道関係機関が避難誘導を行います。

ウ 市は、駅構外の帰宅困難者の避難誘導について、周辺事業者や自治会等とも連携して行います。

エ 小田原警察署は治安の維持を確保し、市等と連携し、交通安全の確保に努めます。

#### (3) 帰宅困難者の把握

市は、避難場所に避難した帰宅困難者数について、警察、鉄道機関等と十分連携をとり、把握します。

#### (4) 避難場所における措置

市は、避難場所において次の措置をとります。

ア 市災害対策本部と避難場所との通信体制の確保

イ 要配慮者等に対する救護措置

ウ 飲料水等の供給体制の確保

エ 交通機関の運行状況の把握及び周知

オ 帰宅困難者に対する各種の情報提供

カ その他必要な措置

### 3 県への報告

市災害対策本部は、帰宅困難者の避難状況について、県災害対策本部へ報告するとともに、必要に応じて、県へ協力要請します。

#### 4 帰宅困難者の搬送

帰宅困難者の搬送について、市は、バス輸送との連携も含めた鉄道の折り返し運転を事業者に要請します。

◆資料 5-5：帰宅困難者避難場所一覧

### 第6 応急仮設住宅の供与等及び住宅の応急修理計画

---

県は、大規模災害が発生し本市に災害救助法を適用した場合、法で定められた期間内に当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対し、応急仮設住宅の供与を行います。

応急仮設住宅には、建設し供給するもの（建設型応急住宅）と民間賃貸住宅を借上げて供給するもの（賃貸型応急住宅）があり、県による被災者への応急仮設住宅の提供は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとします。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとします。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとします。

#### 1 実施機関

応急仮設住宅の供与及び被災にあった住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合は、同法に基づき知事が実施し、市長は県知事の行う応急仮設住宅の供与及び被災にあった住宅の応急修理の実施に協力します。なお、災害救助法第13条の規定により、県知事が必要と認めるときは、市長は県知事から委任された応急仮設住宅の供与及び被災にあった住宅の応急修理を実施します。

#### 2 市営住宅等の空家の活用

市は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、被災者の一時入居のため、市営住宅の空家を積極的に活用します。また、市は、民間アパート等の空室についても、その施設管理者に対し、応急住宅としての提供を要請します。

#### 3 応急仮設住宅の建設

##### （1）入居対象

応急仮設住宅への入居は、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者のうちから認定し入居させます。ただし、供給戸数に対し入居対象者が上回る場合、高齢者世帯や心身障がい者世帯等の要配慮者世帯を最優先に入居させるとともに、コミュニティにも配慮しながら入居を進めます。

##### （2）供与期間

完成の日から建築基準法第85条第4項（仮設建築物に対する制限の緩和）による期限内（最高2年以内）とします。

##### （3）応急仮設住宅の運営管理

各応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮します。

#### 4 住宅の応急修理

(1) 応急修理が受けられる者

住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力では応急修理できない者、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者。

(2) 応急修理の範囲

居室・炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分の応急修理に限ります。

5 住宅の障害物の除去

(1) 障害物の除去が受けられる者

半壊（焼）又は床上浸水した住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者。また、応急仮設住宅の供与との併給は認められない。

(2) 障害物の除去の範囲

居室・炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分の応急修理に限ります。

6 協力要請

応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去については、協定締結先等の協力を求めます。

◆資料 12-2：応急仮設住宅候補地一覧表

◆協定 5-14：災害時応急仮設住宅建設等についての協定書（小田原建築事業協同組合）

## 第7 要配慮者対策

---

市の災害時における要配慮者支援対策については、「小田原市要配慮者支援マニュアル」に基づき、自主防災組織要配慮者班、民生委員・児童委員、地域住民と連携して実施します。

1 避難誘導、搬送等

ア 市は、避難行動要支援者名簿及び所在マップにより、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防機関等の避難支援等関係者とともに災害応急対策等を行います。

イ この際、避難支援者等関係者に対し、自らの安全を確保した上で災害応急対策等を行うよう求めるなどにより安全の確保に十分に配慮します。

ウ 災害に関する予警報が発表された場合等、要配慮者へ避難のための立退きの準備等の措置についての必要な通知又は警告を行います。また、その際は、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう電話やファクシミリ等で連絡するなど配慮します。

2 避難生活への対応

(1) 広域避難所への避難

ア 災害時における一人暮らし高齢者、障がい者等の要配慮者の避難誘導は、近隣住民の協力により、各地域の広域避難所に収容します。

イ 広域避難所へ避難した要配慮者は、民生委員・児童委員などを通じて、直ちに防災本部長（各自治会長）に避難状況を連絡します。

(2) 安否確認

ア 防災本部長は、避難行動要支援者名簿及び所在マップ等により要配慮者の避難状況を確認し

た上、市災害対策本部に連絡します。

イ 市災害対策本部は、地域で安否確認ができない要配慮者については、直ちに消防機関及び警察機関に通報します。

### (3) 要配慮者への情報伝達

要配慮者に対する情報提供は、広域避難所にあるハンドマイク、拡大複写機、ファクシミリ等の情報機器を活用するとともに、必要に応じて手話通訳者等を派遣します。また、要配慮者の生活上の支援にあたっては、保健師、ケースワーカー等が定期的に巡回します。

### (4) 避難所における要配慮者への支援

市は、県保健福祉事務所等の関係機関とともに各種の福祉相談に応じ情報提供を行う等、要配慮者の生活支援を行います。

### (5) 福祉施設への収容

ア 広域避難所での対応が困難となった要配慮者については、広域避難所運営委員会において保健師、ケースワーカー等と協議し、次に掲げる施設を福祉避難所として、家族単位により収容します。

- (ア) 市生きがいふれあいセンターいそしぎ (イ) 市下中老人憩の家
- (ウ) 市川東タウンセンターマロニエ (エ) 市城北タウンセンターいずみ

イ 福祉施設の運営にあたっては、潜在看護師、潜在保健師及び市社会福祉協議会の協力のもとにボランティアを配置するとともに、要配慮者の生活上の支援のため、ケースワーカー、ホームヘルパー等を必要に応じ派遣します。

なお、メンタルケア、入浴サービス等の専門的な支援については、県保健福祉事務所及び市内の民間社会福祉施設の協力を働きかけます。

ウ 福祉施設に収容した要配慮者に対する救援物資の配布については、市社会福祉協議会が派遣するボランティア等の協力により実施します。

## 3 常時介護を必要とする要配慮者の収容

ア 重度障がい者や寝たきり高齢者等の常時介護を必要とする者及び福祉施設に収容が困難になった者については、要配慮者緊急受入協定を締結した福祉施設の協力により収容します。

この場合、市は、当該福祉施設に対し必要な支援を行います。

イ 民間特別養護老人ホーム等の福祉施設が収容能力を超えた場合、又は対応が困難な要配慮者については、県知事に対し、必要な措置を要請します。

## 4 在宅の要配慮者に対する支援

ア 被災した要配慮者の在宅生活を支援するため、民間の介護サービス事業所と連携し、保健福祉サービスを遅滞なく再開するよう働きかけます。

イ 在宅保健福祉サービスの実施が困難な場合については、県に対し、必要な措置を要請します。

ウ 在宅の要配慮者に対する救援物資の配布については、地域住民等の協力により実施します。

## 5 外国人への配慮

市は、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営にあたって、通訳ボランティアの協力を得る等の外国人への対応について十分に配慮します。

## 第8 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保

---

市は、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努めます。

また、市は、県の「避難所マニュアル策定指針」を参考に、女性用トイレの確保や設置場所の工夫、授乳や着替え（更衣室）のスペースの確保等、避難所における女性の生活環境を良好に保つための具体的な取組の実施に努めます。

## 第4節 保健衛生、災害時の廃棄物等の処理、遺体の取扱い等に関する活動

市は、被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮します。

### 第1 保健衛生

---

#### 1 健康管理

市は、被災地、特に広域避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いため、健康相談等を行い、常に良好な衛生状態を保つように努めます。

#### 2 こころのケア

市は、災害による児童、高齢者等をはじめとした被災者の急性ストレス障害やPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の「心の傷」をケアするために精神科医や福祉関係者等の協力を得て、必要な措置を講じます。

また、非被災地域からこころのケアの専門職からなるチームが派遣される場合は、派遣に係る調整や活動場所の確保等を図ります。

#### 3 防疫対策

災害時における感染症等の発生及び流行の防止を図るため、次の計画により迅速、的確に防疫対策を実施します。

##### (1) 実施機関

被災地等における防疫対策は、小田原市薬剤師会と協力し、市が実施します。ただし、災害の状況により市が実施不可能と判断した場合には、県に対して応援を要請します。

##### (2) 実施方法

被災地域又は避難所の状況に応じて防疫活動を実施するとともに、被災者に薬剤を配布して自主防疫を指導します。

##### ア 清潔方法

(ア) 市は、清潔方法の実施にあたっては、管内における道路溝きよ、公園等公共の場所を中心にを行います。

(イ) 災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし、被災地の状況に応じ、市長は、的確な指導あるいは指示を行います。

##### イ 消毒方法

(ア) 市は、消毒方法の実施にあたっては、法令の定めるところに従って行います。

(イ) 消毒の実施にあたっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認のうえ、不足分を補い便宜の場所に配置します。

##### ウ ねずみ族、昆虫の駆除

(ア) ねずみ族、昆虫の駆除については、県の指示により、法令の定めるところに実施します。

(イ) 市は、ねずみ族、昆虫の駆除の実施にあたっては、器材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、不足器材等の調達に万全を図ります。

##### (3) 防疫薬剤

災害における防疫対策の万全を期するため、防疫薬剤を備蓄しています。

なお、必要に応じて市内及び市外の業者から調達します。

#### (4) 感染症対策

##### ア 感染症患者の治療

市は、一類感染症（ペスト等）及び二類感染症（結核等）又は新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該患者を感染症指定医療機関等に入院させるべきことを勧告等します。また、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢等）のまん延を防止するために必要があるときは、当該患者及び無症状病原体保有者に対し、医師の健康診断の受診について勧告等を実施します。

##### イ 感染症発生状況及び防疫活動の周知

感染症が発生した場合、市は、その発生状況及びその防疫活動等につき、速やかに広報活動を実施します。

##### ウ 予防接種の実施

市は、県の指示に従い予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保や接種体制の確立等を迅速に行い、時機を失しないように措置します。

◆資料 9-9：消毒用備蓄機器

◆資料 9-10：消毒用備蓄薬剤

◆資料 9-11：第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関

## 第2 災害時の廃棄物等の処理

---

市は、「小田原市災害廃棄物処理計画」に基づき、ごみ収集・処理、し尿の収集・処理、仮設トイレの設置について迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図ります。

### 1 ごみの収集・処理に関する基本方針

#### (1) 平常時の対応

災害時に迅速に対応できるように初動体制の整備や、必要物品の確保、市民への意識啓発に努めます。

#### (2) 初動対応

##### ア 災害廃棄物等対策組織

市は、地震発生時に災害廃棄物対策組織を設置します。災害廃棄物処理は地震発生に伴い新たに発生する業務であるため、人員の補充や支援を得て、臨時体制を組織します。

##### イ 各部署及び各機関との連絡

###### (ア) 県との連絡

市は、地震発生後、ごみ及びし尿処理施設の被災状況を把握し、県に報告します。  
また、県との連絡及び支援要請を行います。

###### (イ) 近隣市町村との連絡

市は、近隣市町村と連絡をとり、情報交換を行います。

##### ウ 基本方針

(ア) 通常時の収集・処理体制を基本として、市とその委託収集業者が収集・処理します。ただし、施設損壊や停電、断水等により施設稼働不能の場合は、その損壊の程度と復旧の見通しを考慮して、仮置場での一時保管（施設復旧後に市の施設で処理）あるいは、近隣市町村への応援要請等の対策を検討します。

(イ) ごみの分別区分は通常時と同様に可燃ごみと不燃ごみとします。ただし、資源ごみ（びん・缶類、紙・布類、ペットボトル、トレー・プラスチック類等）と廃乾電池や蛍光灯等の回収は、

地震災害発生直後の応急時はその重要度や意義を考慮して、実施の可否（例えば可燃物の回収を優先的に行うための一時的な資源ごみ回収の休止）を検討します。

(ウ) 粗大ごみは、地震災害発生後一時的に排出が増加すると予測されるため、収集頻度、体制を実状に応じて検討します。

(エ) 道路の不通や渋滞等により収集効率が低下する場合は、優先的に焼却処理する必要がある生ごみ等の可燃ごみ以外の不燃ごみ、粗大ごみを各家庭で一時的に保管し、市の処理方針に応じて排出するよう、市民に協力を呼びかけます。

### (3) 復興に向けた対策

ア 市の事業として解体撤去に国庫補助が認められる場合は、市は所有者からの申請に基づき、民間業者と直接契約を行い、解体撤去と仮置場への運搬を発注します。なお、対象家屋は個人所有の住宅に限りませんが、補助交付要綱に従うものとします。

イ 災害廃棄物の再利用・再資源化を推進するため、可燃ごみ、不燃ごみ、コンクリートがら、金属くず、柱角材、その他を最大限分別し、再利用・再資源化を推進します。このため、解体撤去時から分別の指導を行います。

ウ 災害廃棄物を再利用・再資源化、中間処理あるいは最終処分するまでに一時的に保管するための、仮置場を確保し、運用します。

エ 災害廃棄物の再利用・再資源化を可能なかぎり推進し、最終処分量の減量を図ります。

## 2 し尿の収集・処理に関する基本方針

ア 通常時の収集・処理体制を基本として、委託収集業者が収集を行い、希釈処理後、公共下水道に放流します。

イ 災害対策として設置した仮設トイレからの収集及び通常時にし尿・浄化槽汚泥の収集を行っている一般家庭・事業所等からの収集・処理は、委託業者が収集し、処理を行います。

ウ 災害時の収集・処理体制は、発生状況、業務量を考慮し、一時的に変更します。

エ 仮設トイレの設置による収集業務の増大に対しては、他市町村や関連団体への応援要請による対応を検討します。

オ 施設破損や停電、給排水設備、脱臭設備損傷等により、し尿処理が不能な場合、直ちに損傷程度を確認し、修繕の手配等復旧を行います。復旧作業中のし尿等は、施設での保管が可能かどうか判断し、不可能な場合は近隣施設、他市町村へ搬入及び処理について協力を要請します。施設外への搬入等の際は、道路（輸送路）状況を判断し安全なルートにて行えるよう努めます。

## 3 仮設トイレの設置に関する基本方針

ア 仮設トイレの設置計画は、し尿の収集計画を踏まえて計画します。

イ 広域避難所等の備蓄倉庫に備蓄されている仮設トイレの設置は、原則として避難所周辺地域の自主防災組織が設置します。

ウ 市は必要に応じて、仮設トイレの追加調達を行うとともに、その設置のための応援等を他市町村あるいは関連団体に要請します。

エ 仮設トイレの設置、維持管理に関する市民からの苦情等があった場合は、対応策を講じます。

◆資料 10-1：小田原市災害廃棄物処理計画



### 第3 遺体の取扱い等

---

災害による行方不明者の捜索及び遺体の収容、扱いについて、次の方法により実施します。

#### 1 実施機関

災害時における遺体の収容、埋火葬は関係機関の協力を得て市が行います。  
災害時における行方不明者の捜索は関係機関の協力を得て市及び県警察が行います。

#### 2 行方不明者の捜索

行方不明者の捜索は、届出に基づき迅速かつ適切に実施します。

#### 3 遺体の取扱い

##### (1) 遺体の発見、通報

- ア 災害現場から遺体を発見した者は、直ちに県警察にその旨を通報します。
- イ 市は、調査・検視を経ずに埋・火葬することを防ぐために、死亡者を取り扱った者は必ず県警察に通報し、調査・検視を受けさせることを徹底します。

##### (2) 遺体の収容・受入れ

- ア 市は、施設の応急危険度判定に基づき、県警察と協議し、関係機関の協力を得て、迅速かつ適切に遺体収容施設を選定し、開設します。遺体収容施設の開設においては、事前に定められた選定候補施設の他、公共施設の内からも選定し開設します。
- イ 収容施設開設後、遺体収容受付を行います。その際、遺体を搬送した者の氏名、住所、遺体を発見した場所、遺体の氏名・住所等を必ず聴取し、確実に県警察が行う遺体の見分・検視業務へと引継ぎを行います。

##### (3) 遺体の調査・検視

遺体の調査・検視は、県警察が行います。

##### (4) 遺体の検案

- ア 検案は、警察協力医、県医療救護班又は応援協力により出動した医師等が行います。
- イ 検案後、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を医師等の指導・協力のもと市が行います。

##### (5) 身元確認

- ア 市は県警察とともに、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。また、身元不明者については、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、人相、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管します。
- イ 身元不明者の身元確認のため、市は(一社)神奈川県歯科医師会への協力要請を行い、県警察は神奈川県警察協力歯科医師等への協力要請を行います。
- ウ 市は、検案の終了した遺体について、「遺体取扱い票」及び「火・埋葬台帳」を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付します。

##### (6) 遺体の安置・引渡し

- ア 市は、県警察と協力して、遺体の調査・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引渡します。遺族等が不明である遺体については、氏名等を掲示し遺族等の早期発見に努めます。
- イ 市は、遺体の調査・検視及び医師による検案が終了し、身元の確認ができない遺体については、関係書類を作成して遺体とともに発災から一定期間、遺体安置場所に保管します。

ウ 市は、遺族等の引取り者がいない遺体や発災から一定期間安置した身元不明の遺体は、通常の火葬処理の手続きを行い、火葬した後、焼骨を仮収蔵します。

エ 遺族が未成年の場合、市は戸籍等から親族等を調査し、親族等と連絡を取り、遺体を引き渡します。また親族等が見つからない場合は、市が遺体の火葬・埋葬等の手続きを行います。

オ 広域的な甚大な被害により、他自治体の火葬場も使用できず、かつ遺族等の引取り者がいない遺体については、市は一時的に土地を借り上げ、その遺体を仮埋葬し、火葬場が復旧した段階で、その遺体を掘り起し火葬の手続きを行い、火葬した後、焼骨を仮収蔵します。

#### 4 遺体収容施設での防疫対策

遺体収容施設での感染症等の発生及び流行の防止を図る対策を実施します。

実施機関、実施方法は「第1 保健衛生 3 防疫対策」に準じます。

#### 5 資器材の調達等

市は、県警察、県、他市町村等と協議し、必要な棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布、消毒・防疫薬剤等を調達・確保するとともに、遺族感情を考慮して、生花等についても配慮します。

#### 6 遺族への対応

遺体確認の結果、身寄りのない遺族として年少の未成年のみとなった場合、障がい者のみとなった場合、高齢者のみとなった場合、また外国人旅行者のみとなる場合等が考えられます。

これらに該当する遺族を含め、遺族に対しまして、市は関係機関等と連携を取り、対応します。

#### 7 広報

市は、遺体（死亡者）数、死者の氏名、身元不明死体数等の広報にあたっては、県警察等関係機関と協議のうえ、統一的に行います。

#### 8 広域火葬応援体制

被災状況により市の火葬場の能力を超えたときは、広域火葬応援体制に基づき他自治体の火葬場で火葬を実施します。

◆資料 9-12：遺体収容における関係機関の連絡先一覧

◆資料 9-13：遺体収容施設一覧

## 第5節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動

### 第1 食料の調達・供給

市の被災者及び災害応急活動従事者等に対する食料の供給は、次の計画により実施します。

#### 1 実施機関

被災者及び災害応急活動従事者等に対する食料の供給は、市長が実施します。

#### 2 災害時における食料の応急配給

##### (1) 応急配給を行う場合

災害が発生し、又はそのおそれがある場合で、市長が必要と認めた場合

##### (2) 応急供給の対象及び配給方法等

表 応急供給の対象及び配給方法等

基準	1食当り精米配給限量	供給の方法	備考
罹災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当り精米200g	市長は、給食又は供給を行わせることを適当と認める取扱者を指定して、配給又は給食を実施します。市長は、災害の状況により知事に災害応急用米穀の供給を要請します。	災害救助法が発動され応急配給が実施されている期間中は、その地域の被災者に対する米の通常配給は行いません。
被災により配給機関が通常の配給を行うことができないためその機関を通じないで配給を行う場合	1日当り精米400g		
災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して給食を行う場合	1日当り精米400g		

##### (3) 応急配給品目

応急配給品目は、原則として米穀とするが、状況によりクラッカー等とします。

##### (4) 応急配給の数量

1人あたりの配給数量は、前表の1食あたり精米配給限量のとおりです。ただし、市長は、特に必要があると認める場合は、クラッカー等については、定まった配給量のほかに加配することができます。

##### (5) 安全な地域に避難した被災者に対する配給及び転出人の取扱

ア 大規模災害発生により急きょ被災地から避難したため、又は市庁舎が被災し、公務を遂行することが事実上不可能な事情のため、転出証明書の交付を受けることができなかった被災者であって、安全な地域の親類、縁者、知人等の世帯に避難し、当分の間滞留する者に対する配給は、避難者からの申し出があれば、市長が罹災者証明書等により被災者である旨の確認を行い、1人1箇月あたり基本配給数量15kgの精米を限度として配給することができます。

イ 避難者の滞留期間が長期になる場合は、転出証明書（同一市内の場合は、市内異動通知書によります。）の交付を受けて正規の転入手続きによって通常の配給に切替えます。

### (6) 県知事への報告

市長は、緊急に配給の必要がある場合は、現地供給機関と協議し配給を実施することができますが、事後速やかに災害の発生日時、場所、配給人員、配給品目、配給数量及び現場受領責任者等について県知事に報告します。

## 3 主要食料の調達方法

### (1) 米穀の調達方法

小規模の災害については、市内米穀販売事業者との協定により調達し供給します。

市長は被害の状況により市内米穀販売事業者所有の米穀のみでは供給が困難な場合には、災害応急用米穀の供給を県知事に要請します。

また、災害救助法が適用された場合、政府所有米の供給に関して、県知事に供給を要請します。

市長は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する県知事の指示を受けえない場合には、災害救助法適用期間中は、農林水産省（政策統括官付貿易業務課）に要請します。

### (2) 備蓄食料等の調達方法

市長は、備蓄食料等の備蓄食料を活用した食料品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、市内業者等から調達します。

### (3) ミルクの調達方法

乳幼児のミルク（液体ミルクを含む）は、備蓄を活用して提供に努めるとともに不足した場合には、市長が適宜調達します。

調達が困難な場合は、県知事に対して支援要請します。

## 4 副食、調味料の調達方法

醤油、味噌、塩、梅干等の副食、調味料については市内の販売業者に依頼し、市長が適宜調達します。調達が困難な場合は、県知事に支援要請します。

## 5 パンの調達方法

市内の販売業者に依頼し、市長が適宜調達します。

調達が困難な場合は、県知事に対して支援要請します。

## 6 学校給食施設における炊き出し

施設の安全を確認し、ライフライン（電気・ガス・水道等）が復旧した時点で、炊き出しを行います。

ア 炊き出しのための施設は、市内小学校、学校給食センター、橘・豊川・国府津学校給食共同調理場とします。

イ 学校給食施設における炊き出しは、自主防災組織等の協力を得て、その施設に属する栄養士、調理員を中心に行います。

なお、状況に応じて各施設の職員が相互に応援、協力するものとします。

## 7 食料の供給の期間等

ア 食料の供給の実施期間は、災害発生日から7日以内とします。

イ 応急給食を実施するため、備蓄その他の方法により、食料確保につき平常時において検討しておくものとします。

- ◆資料 6-2：備蓄物資一覧
- ◆資料 6-5：市内学校給食施設状況
- ◆資料 6-6：学校給食センター主要設備の内容
- ◆協定 1-1：米穀の調達に関する協定書（ヤオマサ㈱等）

## 第2 飲料水及び生活用水の確保・供給

市の災害時における応急給水は、次の計画により実施します。

なお、この計画の詳細については、「水道施設震災対策計画」及び防災・被災対策実施要領によるものとします。

### 1 実施機関

被災者に対する飲料水の供給は、市長が実施します。

### 2 対象者及び給水量

災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が汚染し、又は枯渇するため飲料水が得られない者に対し、1人1日約3リットルを供給します。

### 3 飲料水の確保

飲料水は、上水道施設、飲料水兼用耐震性貯水槽、緊急遮断弁付受水槽、井戸又はプールの水をろ過することにより確保します。

### 4 被災者への給水方法

ア 上水道の水は、給水車、応急給水用タンク及び非常用飲料水袋等により、（資料6-10）に示す給水場所において被災者に供給します。

イ 飲料水兼用耐震性貯水槽、緊急遮断弁付受水槽、井戸、プール等の水は、自主防災組織を通じて被災者に供給します。

### 5 給水体制の確立

市は、災害の発生に際し、飲料水の確保及び供給が、迅速かつ円滑に実施できるよう人員及び器材の整備を図ります。ただし、供給の実施にあたり市で処理できない時は、自主防災組織を中心とする地域住民、隣接市町、県、国等に対し応援を求め、実施するほか、公益社団法人日本水道協会を通じて他水道事業体に応援を要請します。

### 6 給水施設の応急復旧及び資材の整備

災害により市水道施設が損傷した場合には、できる限り速やかにこれを復旧します。市水道施設が、市全域にわたる被害を被り、多量の復旧資材を必要とする場合は、公益社団法人日本水道協会を通じて他水道事業体に応援を要請するほか、隣接市町、県、国又はメーカーに直接資材の緊急手配を依頼し、資材を確保するとともに被害箇所の復旧に努めます。

### 7 飲料水以外の生活用水の供給

市は、飲料水以外の生活用水等についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努めます。

- ◆資料6-7：応急給水資機材等の現況
- ◆資料6-8：飲料水兼用耐震性貯水槽設置箇所
- ◆資料6-9：主要水道施設に貯水されている飲料水
- ◆資料6-10：鋼板プール等設置状況
- ◆資料6-11：拠点給水場所一覧表
- ◆協定5-2：災害応急復旧工事等に関する業務協定書（小田原市管工事協同組合等3団体）
- ◆協定5-10：災害時応急給水等業務に関する協定書（第一環境株式会社）
- ◆協定5-11：災害時における応急措置等の協力に関する協定書（月島テクノメンテサービス）
- ◆協定6-1：地震等災害時における物件の供給に関する協定書  
（県内・都内・埼玉県内業者14社）
- ◆協定7-2：日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書（県・市・町等19団体）
- ◆協定7-4：県西地域広域市町村圏水道緊急連絡管接続等相互応援の推進に関する基本協定

(県西1市8町)

- ◆協定 7-7：水道施設災害復旧等相互応援に関する協定書（甲府市）
- ◆協定 7-9：神奈川県・小田原市緊急時用連絡管の設置等に関する協定書（神奈川県公営企業管理者）

### 第3 生活必需品等の調達・供給

---

市の生活必需品の調達と供給は、次の計画によって実施します。

#### 1 実施機関

被災者に対する生活必需品の供給は市長が実施します。

#### 2 災害時における衣料等物資の供給

##### (1) 生活必需品供給対象者

災害によって住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水等により日常生活に欠くことのできない衣服、寝具その他の生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物品を直ちに入手することができない状態にあると認めたとします。

##### (2) 生活必需品の供給範囲

災害のため供給する生活必需品は、次に掲げるもののうち必要と認める最小限度のものとしします。なお、被災者から求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、季節等の実情を考慮します。

- ア 寝具類 : 毛布、布団
- イ 衣料 : 作業衣、子供服、肌着、靴下等
- ウ 炊事用具 : 包丁、鍋等
- エ 食器類 : 茶碗、皿、箸等
- オ 日用雑貨類 : 石鹸、タオル、バケツ等
- カ 光熱材料 : 懐中電灯、電池、ローソク、プロパンガス等
- キ 食料 : パン類、めん類、副食、調味料等（主要食料を除く）

#### 3 物資の調達方法

「災害時における生活必需物資の調達に関する協定書」及び「災害時におけるLPG（液化石油ガス）及び器具の調達に関する協定書」等に定めるところにより、物資を調達します。

#### 4 物資の輸送及び配分

- ア 車両等を使用し、物資を避難所等へ輸送します。
- イ 調達された物資は、被災者数に応じて各避難所ごとに配分することを原則とします。
- ウ 避難所での配分の際は、在宅での避難や車中避難など、様々な事情から避難所以外で避難生活を送る被災者にも考慮します。

- ◆資料 6-2：備蓄物資一覧
- ◆協定 1-2：災害時における生活必需物資の調達に関する協定書  
(小田原市卸商業団地共同組合等 12 団体)
- ◆協定 3-1：災害時におけるLPG（液化石油ガス）及び器具の調達に関する協定書  
(公益社団法人神奈川県エルピーガス協会)
- ◆協定 3-2：災害時における燃料の調達に関する協定書  
(神奈川県石油商業協同組合小田原支部)
- ◆協定 3-3：災害時における情報の提供及び応急物資等の供給に関する協定書  
(小田原ガス株式会社、西湘ガス産業株式会社、株式会社古川)

## 第4 救援物資の受入れ

他自治体や企業・団体等から寄せられる救援物資の受け入れは次の方法で実施します。

特に、東日本大震災を機に制度化された国からのプッシュ型支援が実施されたことから、発災後速やかに実施される大量の物資の支援を受け入れる体制を整えていきます。

また、国や県への物資の要請、受入れ、配送は、物資調達・支援システムを利用し、迅速に実施します。

### 1 プッシュ型支援

大規模災害発災当初は、市において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、市のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定されます。

国が県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に、被災者の命と生活環境に不可欠な物資（基本8品目等）のほか、避難所環境の整備に必要な物資、熱中症対策に不可欠な冷房機器、感染症対策に必要なマスクや消毒液等を調達し、被災地に緊急輸送を行います。

#### (1) 基本8品目

- ア 食料
- イ 毛布
- ウ 乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク
- エ 乳児・小児用おむつ
- オ 大人用のおむつ
- カ 携帯トイレ・簡易トイレ
- キ トイレットペーパー
- ク 生理用品

### 2 受け入れ

救援物資は、地域内輸送拠点（救援物資ターミナル）または物資集積拠点で受け入れます。なお、ヘリコプターにより緊急に輸送される物資の受け入れは、ヘリコプター臨時離着陸場において行います。

### 3 受け入れ方法

救援物資は、地域内輸送拠点（救援物資ターミナル）または物資集積拠点で受け付け、仕分け等の業務を行います。

なお、個人からの救援物資については原則受け入れないものとし、義援金による支援を呼びかけるものとします。

- ア 救援物資は依頼項目に限定し、可能な限り義援金による支援に替えます。
- イ 荷物には、物資の内訳及び数量等の必要事項を明記します。
- ウ 腐敗しやすい生鮮食料品は受け付けられないものとします。

### 4 人員配置

- ア 被害規模等状況に応じて、地域内輸送拠点（救援物資ターミナル）に物資受付員、連絡員及び仕分員を配置します。
- イ 被害状況や世帯構成状況に応じた物資供給計画を作成のうえ、必要物資名及び数量を定め、迅速かつ正確に活動を実施します。なお、物資の受渡しについては、管理簿により需給状況を把握し、市災害対策本部に報告します。
- ウ 物資の仕分け、搬送にはボランティア等を活用します。

なお、「災害時における物資配送等に関する協定」に基づき、物資集積拠点において、救援物資の荷卸し、仕分け、在庫管理及び積み込み等、早期に協定締結先の協力が得られるよう要請します。

- ◆協定 4-2：災害時における物資配送等に関する協定（佐川急便株式会社）

## 5 物資の輸送及び配分

- ア 車両等を使用し、物資を避難所等へ輸送します。
- イ 救援物資は、避難所の要望に応じて配分します。

- ◆資料 4-6：地域内輸送拠点（救援物資ターミナル）一覧表



## 第6節 文教対策

災害により学校施設が被災した場合もしくは小・中学校の児童・生徒の被災により正常な教育を行うことができない場合又は学校施設が被災するおそれのある場合の応急教育等の実施については、次の計画に基づき行うものとします。

### 第1 実施機関

---

- ア 市立学校における応急教育は、市教育委員会が実施します。
- イ 県、私立学校における応急教育は、それぞれ設置者が実施します。

### 第2 児童生徒等保護対策

---

校長等は、災害発生時においては、避難実施計画に基づき、児童生徒等の保護に努めます。

#### 1 学校の対応

- ア 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮にあたります。
- イ 児童・生徒は原則、学校において保護者へ引き渡しを行うものとします。また、保護者の不在、帰宅路の被害等により帰宅が困難である児童生徒等については、学校において保護します。
- ウ 児童生徒等が交通機関を利用して通学している場合は、学校で保護する等の対応を行います。
- エ 津波の被害が予想される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に直ちに近くの高台、校舎等の鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階に児童生徒等を一時避難させます。その後は津波に関する情報を確認し、津波・大津波警報発令中は児童生徒等をそこに待機させます。
- オ 初期消火、救護・搬出活動の防災活動を実施します。

#### 2 教職員の対処

- ア 災害発生の場合、児童生徒等に対し、より安全な場所で待機させたいえ、全体の指示を待ちます。
- イ 児童生徒等の退避・誘導にあたっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示します。
- ウ 学級名簿等を携行し、対策本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させます。
- エ 障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作る等十分配慮します。
- オ 児童生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行います。
- カ 保護者不在、帰宅路の被害、交通機関を利用して通学している場合等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、学校で保護する等の対応を行います。
- キ 児童生徒等の安全を確保したのち、対策本部の指示により防災活動にあたります。

### 第3 被害状況の把握等

#### 1 施設設備の被害状況の把握

災害が発生した場合は、小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年教委規則第1号）第27条の規定に基づき被災状況を報告します。

#### 2 児童生徒等の被害状況の把握

災害が発生した場合、校長は、児童・生徒の安否を調査し、その所在を把握し、市教育委員会等に報告します。

### 第4 学校施設の応急対策

#### 1 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図ります。

#### 2 仮校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図ります。

### 第5 応急教育対策

#### 1 応急教育の実施場所

災害により小・中学校が被災した場合は、関係機関等の協力を得て諸施設の借用又は転用等により、状況に即応した応急教育を実施します。

ア 学校の被災の程度に応じ、おおむね次表の基準に基づき、あらかじめ応急教育実施の予定場所を選定します。

表 応急教育実施の予定場所

災害の程度	応急教育実施の予定場所	左の諸施設が避難収容所となった場合
学校の校舎の一部が災害を受けた場合	特別教室 屋内運動場等	各地区又は自治会に残存する神社の境内、仏閣、公民館等の建物（建物が使用できない場合は、その敷地）の利用を検討します。
学校の校舎等が全部災害を受けた場合	1 隣接学校の校舎 2 公民館等公共施設	
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	1 無災害の最寄りの学校 2 公民館等公共施設 3 応急仮設校舎	

イ あらかじめ選定する応急教育実施の予定場所は、資料11-1のとおりとします。

#### 2 応急教育の方法

市教育委員会は、正常授業の実施に努めるが、学校又は地域の被災状況等によりやむを得ない場合は、複式学級を編成するほか、二部授業又は圧縮授業等を暫定的に行います。

### 3 応援の要請等

ア 市教育委員会は、被災校の応急教育等のため、小・中学校相互の教職員の応援体制の確立をめざして隣接する学校等の校長に応援要請を行います。

イ 市教育委員会は、被災校の応急教育のため小・中学校相互の調整をしてもなお、応急教育の円滑な実施に支障がある場合は、県教育委員会に対し、教育実施者及び教材等応援の要請を行います。

ウ 県、私立学校が被災し、応援要請があった場合は、支障のない限度において教材等を供与し、県、私立学校の正常授業に協力します。

### 4 学用品の支給

学用品等の支給については、災害の規模範囲及び被害の程度等により、災害救助法施行令第9条第1項の基準に準じた支給を行います。

### 5 給食

#### (1) 配給

学校施設を広域避難所として使用した場合、給食施設は、非常炊き出し用施設として利用され、学校独自での使用が不可能となります。

したがって、児童・生徒の給食は、住民に配給するものと同様のものをもって行います。

#### (2) 衛生管理

災害が発生した場合は、調理場に関係者以外の者の出入りを禁止するとともに、食器具類の加熱又は薬品による消毒を完全に実施し、伝染病や食中毒が発生しないよう衛生管理を徹底します。

また、調理場には、最小限の消毒薬を備蓄します。

### 6 児童生徒等の心的症状の対応

校長等は、被災後、児童生徒等の心的症状に対応するため、学校医、スクールカウンセラー、教育相談機関等との連携を密にし、校内相談体制の整備を図るとともに、校内研修に努めます。

◆資料 11-1：応急教育実施の予定場所

◆資料 11-2：災害救助法による基準給与の額

## 第6 保育所等における応急対策

---

### 1 児童の保護対策

保育所、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室（以下「保育所等」という。）は、本節「第2 児童生徒等保護対策」に準じて、児童の避難・誘導・保護を実施します。

### 2 被害状況等の把握

災害が発生した場合、保育所等は、施設設備の被害状況及び児童の安否、所在等を把握し、市に報告します。

### 3 応急保育の実施

市は、応急保育の実施にあたって、児童をもつ市民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう援助するとともに児童の精神的安定を確保します。

(1) 通所の可否による保育の実施

- ア 通所可能な児童について  
通所可能な児童については、各保育所等において保育します。
- イ 通所できない児童について  
通所できない児童については、地域ごとに実情を把握するよう努めます。

(2) 保育所等での対応

- ア 入所児童以外の受入れについて  
入所児童以外の児童については、必要に応じ、受入れの可否について検討します。
- イ 長期間保育所等が使用できない場合  
災害により長期間保育所等として使用できない場合、関係機関と協議して早急に保育が再開できるよう措置するとともに、平常保育の開始される時期を早急に保護者に連絡するよう努めます。

## 第7 文化財対策

---

市は、災害が発生した場合は、情報の収集に努めるとともに、文化財の保護のため、指定された文化財のうち、特に史跡及び有形文化財を中心とした重点的な保護対策をとります。

### 1 情報の収集

被害状況の収集に努め、文化財が滅失しないよう応急措置を検討します。

### 2 応急対策

文化財が被災し滅失のおそれがある場合は、災害の段階に応じて、一時的な保護等必要な措置の実施を図ります。

## 第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

災害発生後、特に初期には、救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要があるため、そのため一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保します。

また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、緊急輸送道路等の確保に努める等、総合的な緊急輸送を実施します。

### 第1 交通の確保

---

災害時の交通の混乱を防止し、被災者の輸送応急対策に必要な機材、物資の輸送路の確保を図るため必要に応じ次の措置をとります。

#### 1 情報の収集と伝達

管内の道路状況を確実に把握するため、小田原警察署、道路管理者等と緊密な連絡を図り、情報の収集を行うとともに、災害箇所又は交通に支障を及ぼす箇所を認知したときは、関係機関に通報します。

#### 2 通行の禁止及び制限等

小田原警察署は、被災規模・状況に応じて、被災地域への流入抑制、必要な交通規制、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。

#### 3 運転者のとるべき措置

- ア 避難のために車を使用しないこと。
- イ 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させ、カーラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- ウ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
- エ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- オ 駐車するときは、避難する人の通行や緊急通行車両の通行等災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- カ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

#### 4 災害時における車両の移動

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、必要に応じて、道路管理者は、区間を指定して道路を塞いでいる車両等を移動するなど、放置車両対策の強化に係る所要の措置を講じます。

#### 5 応急復旧

道路管理者は、災害応急対策に要する輸送を円滑に実施し得るよう道路、橋りょう等を速やかに復旧するよう努めるものとし、重要かつ緊急を要する場合で市の能力では復旧が困難であるときは、他の道路管理者の応援協力を求め、なおかつ困難なときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請を求めます。

## 第2 緊急輸送

---

災害時応急活動に必要な人員、物資及び器材等を迅速かつ確実に輸送し、災害対策の万全を期します。

### 1 実施機関

災害時応急活動のための輸送は、市又はその他の実施機関が行います。

また、市は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難な時は県に対して要請又は調達・あっ旋を依頼します。

### 2 輸送対象の想定

緊急通行（輸送）車両により輸送する対象は、被害の状況及び災害応急対策の進捗状況に応じ、おおむね下記のとおりとします。

#### （1）第1段階（発災直後から2日目までの間）

- ア 救助、医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の初動の災害応急対策に必要な人員及び物資
- エ 医療機関に搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

#### （2）第2段階（発災後3日目からおおむね1週間の間）

- ア 第1段階の続行
- イ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- オ 災害応急対策活動等に必要な燃料

#### （3）第3段階（発災後おおむね1週間以降）

- ア 第2段階の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

### 3 緊急通行（輸送）車両の確認手続

#### （1）確認対象車両

##### ア 緊急通行車両

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とします。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告、指示
- (イ) 消防、水防その他の応急措置
- (ウ) 被災者の救難、救助その他の保護
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧
- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (ク) 緊急輸送の確保
- (ケ) その他災害の発生の防衛、又は拡大防止のための措置

#### イ 緊急輸送車両

緊急輸送車両は、大規模地震対策特別措置法第21条第2項に規定する地震防災応急対策（警戒宣言発令時対策）の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とします。

- (ア) 地震予知情報の伝達及び避難の勧告、指示
- (イ) 消防、水防その他の応急措置
- (ウ) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護
- (エ) 施設及び設備の整備並びに点検
- (オ) 犯罪の予防、交通の規制、社会秩序の維持
- (カ) 緊急輸送の確保
- (キ) 地震が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するために必要な体制の整備
- (ク) その他地震災害発生の防止又は軽減を図るための措置

#### (2) 緊急通行（輸送）車両の確認

災害対策基本法第76条第1項の規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条第2項に規定する標章・確認証明書の交付事務手続、大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送を行う車両であることの確認並びに同法施行令第12条第2項に規定する標章・確認証明書の交付事務手続は、県知事が行う車両を除き、県公安委員会が行います。

### 4 輸送力の確保体制

市は、災害応急対策を実施するため、市管理車両を計画的に活用します。また、災害の規模により市単独での対応が困難な場合の協力体制は、次のとおりとします。

#### (1) 車両

必要な車両等の確保が困難な時は、市は、市内のバス会社、運送業者及び建設業者に協力を求めるとともに、県に対して要請又は調達・あっ旋を依頼します。

#### (2) 船艇

第三管区海上保安本部及び小田原市漁業協同組合を通じて協力を求めるほか、海上自衛隊の派遣は県知事を通じて要請します。

#### (3) 鉄道車両

鉄道機関に協力を要請します。

#### (4) 航空機（ヘリコプター）

市は、第三管区海上保安本部、陸上自衛隊、海上自衛隊の派遣は、県知事を通じて要請します。また、あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプター臨時離着陸場を開設するとともに、防災関係機関等への周知徹底を図ります。

### 5 応援要請の手続き

市が応援要請をするときは、業務の目的、積載内容、台数、期間、場所等を明らかにして行います。

### 6 配車等の実施

- ア 配車にあたっては、活動に停滞のないように努めるものとします。
- イ 配車にあたる市職員は、配車の適正を期するものとします。

◆資料 4-1：緊急輸送道路（県指定）

小田原市地域防災計画

第1編 地震災害対策計画

- ◆資料 4-2：緊急輸送道路補完道路（市指定）
- ◆資料 4-3：小田原市管理車両一覧
- ◆資料 4-4：ヘリコプター臨時離着陸場一覧
- ◆資料 4-5：漁業協同組合等一覧表
- ◆資料 4-6：地域内輸送拠点（救援物資ターミナル）一覧表
- ◆資料 4-7：事前申請及び確認事務フロー
- ◆協定 4-1：災害時における物資の輸送等に関する協定（一般社団法人神奈川県トラック協会）



## 第8節 警備・救助対策

大規模災害発生に際しては、警備体制を早期に確立し、小田原警察署の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速、的確な災害応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期することとします。

### 第1 警備体制の確立

---

#### 1 警備本部の設置

市域で地震による被害が発生した場合には、小田原警察署に警察署長を長とする小田原警察署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、所要の要員を市災害対策本部に派遣し、協力・連携体制を強化します。

#### 2 警備部隊の編成及び部隊運用

小田原警察署は、警備部隊の編成を行うほか、事案の規模及び状況に応じて迅速・的確な部隊運用を行います。

### 第2 災害応急対策の実施

---

#### 1 情報の収集・連絡

小田原警察署は、災害警備上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関へ連絡します。

#### 2 救出救助活動

小田原警察署は、把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊等の部隊を被災現場に出動させ、県、市及び防災関係機関と協力して、被災者の救出救助活動等を実施します。また、小田原警察署長は、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行います。

#### 3 避難指示等

警察官は、災害対策基本法第61条第1項又は警察官職務執行法第4条第1項により、避難指示又は避難の措置を講じます。

#### 4 交通対策

小田原警察署は、被災地における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し、緊急交通路の確保等必要な交通規制を実施します。

#### 5 防犯対策

小田原警察署は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や援助物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行います。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めます。

なお、被災地に限らず災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めます。

## 6 自主防災組織等との連携

小田原警察署は、自主防災組織等との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的とした活動が円滑に行われるよう必要な支援を行います。

## 7 広域応援

県公安委員会は、発生した災害の規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊の援助要請を行います。

# 第3 被災者等への情報伝達活動

---

## 1 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

小田原警察署は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用する等して、適切な伝達に努めます。

## 2 相談活動の実施

小田原警察署は、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、市、NPO・ボランティア団体等と連携を図り、行方不明者相談窓口等を設置し、親身な相談活動の実施に努めます。

# 第4 津波対策

---

## 1 津波警報等の伝達

小田原警察署は、迅速かつ正確な津波警報等の伝達のため、伝達体制及び設備の充実を図るとともに、わかりやすい伝達に努めるものとします。

## 2 避難措置

警察官は、津波警報等が発表された場合又は津波による浸水が発生するおそれのある場合もしくは被害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、直ちに沿岸住民及び海浜利用者等に避難の措置を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行います。また、この場合において、市長からの要請があったときは、避難の指示を行います。

## 第9節 ライフラインの応急復旧活動

発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用し、それぞれの施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者生活確保を最優先に、ライフラインの応急復旧を速やかに行います。

市は、これらの施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある情報を受けたときは、直ちにそれぞれの機関に通報するとともに、各機関から応急対策上の応援を求められたときは、応急救助等に支障のない限りにおいて協力します。

### 第1 上水道施設

---

市の災害時における水道管及び浄水場、配水池等の施設（以下、「市水道施設」という。）の復旧は、次の計画により実施します。

#### 1 市民及び関係機関への周知

市は、市水道施設の破損等により、給水を停止する場合、又は断水のおそれが生じたときは、市民、県及び関係機関等に対して、影響区域や復旧期についても速やかに周知します。

#### 2 水道施設の応急復旧

市は、発災後速やかに被害状況等を把握して作業体制を確立し、市水道施設の応急復旧を行います。

ア あらかじめ定められた計画により、要員を確保し、市水道施設の復旧を速やかに行います。

イ 応急復旧工事に必要な資材の調達、工事の実施等については、協定等に基づき、他の事業者、工事業者等へ協力を要請します。

ウ 被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、導送配水系統を考慮した復旧計画を定めます。

エ 導送配水管等の復旧について、水源から浄水場及び配水池に至る導送水管を優先し、次に防災上重要な施設への配水管等を順次復旧します。

オ 応急復旧を迅速に行うため、状況によって仮設配水管を設置するとともに、必要に応じて、消火栓を併設します。

### 第2 下水道施設

---

市の災害時における污水管きょ及びポンプ場施設（以下、下水道施設という。）の復旧は、次のとおり実施します。

#### 1 実施機関

下水道施設の応急対策については、市が実施します。

#### 2 下水道施設応急対策

市は、災害が発生した場合、被災状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障のあるものについては応急復旧を行うとともに、二次災害の防止措置を講じるため、施工中の現場は即時中止させる等適切な措置を講じます。

##### （1）要員の確保

市は、緊急時の配備体制により要員の確保を図るとともに、協定等に基づき組合や協会などへ応援要請します。

##### （2）応急対策用資機材等の確保

市は、施設の実情に即して、応急対策用資機材及び自家発電設備用の燃料の確保に努めるとともに、協定等に基づき組合や協会などへ応援要請します。

### 3 復旧計画の策定

市は、下水道施設について、次の事項等を基準として被害状況等に応じた復旧計画を速やかに策定します。

- ア 応急復旧の緊急度及び工法
- イ 復旧資材及び作業員の確保
- ウ 設計及び監督技術者の確保
- エ 復旧財源の措置

### 4 広報

市は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、市民（利用者）の不安解消に努めます。

- ◆協定 5-1：災害応急復旧工事等に関する業務協定書（小田原市土木建設協同組合等）
- ◆協定 5-2：災害応急復旧工事等に関する業務協定書（小田原市管工事協同組合等）
- ◆協定 5-20：災害時における復旧支援協力に関する協定（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）
- ◆協定 6-1：地震等災害時における物件の供給に関する協定書（県内・都内・埼玉県内業者）

## 第3 電力施設

---

東京電力パワーグリッド(株)は、災害により電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握し、通電火災等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持します。

### 1 市民等への広報

感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧予定等について各報道機関等を通じて広報します。

### 2 危険予防措置

災害時においては、原則として送電は維持しますが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等からの送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講じます。

### 3 電力施設の応急復旧

#### (1) 復旧資材の確保

- ア 現業機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保します。
- イ 復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している業者の車両、船艇等により行いますが、不足する場合は、他業者及び他店の協力を得て輸送力の確保を図ります。
- ウ 災害時においては、復旧資材置場としての用地を確保します。

#### (2) 復旧順位

災害復旧の実施にあたっては、原則として人命に関わる箇所、官公署、報道機関、医療施設、避難場所等を優先します。

- ◆資料 12-3：東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社

## 第4 都市ガス施設

---

### 1 市民等への広報

小田原ガス(株)は、復旧過程での二次災害発生の防止のため、復旧状況の周知や安全確認のための広報を実施します。

### 2 ガス施設の応急復旧

小田原ガス(株)は、大規模な災害が予想され、又は発生した場合には、あらかじめ定めた計画に基づき、地震災害対策本部を設置し、早期に被害状況を把握、引火等の二次災害の発生を防止するとともに、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、速やかに応急復旧を行います。

◆資料 12-4：小田原ガス株式会社

## 第5 通信サービス施設

---

### 1 通信サービス施設の応急復旧対策

通信サービス事業者は、災害が発生した場合には、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとり、早期に被災状況を把握し、被災した通信回線、電気通信設備等の応急復旧工事、現状復旧までの間の維持に必要な補強、整備工事等の応急復旧対策を行います。

また、通信施設に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の発生により、通信の疎通が著しく困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、通信の利用制限、非常通話・緊急通話の優先確保、無線設備、移動基地局車による措置、

避難所への災害時用公衆電話(特設公衆電話)の臨時設置、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」及び携帯電話での災害用伝言板の運用開始、回線の応急復旧、災害対策用携帯電話の貸出し等の応急措置を実施します。

### 2 復旧順位

ア 災害時用公衆電話(特設公衆電話)にあたっては、罹災者の利用する避難所を優先します。

イ 災害復旧の実施にあたっては、原則として、治安、救援等を実施する最重要機関及び防災関係機関を優先します。

◆資料 12-5：東日本電信電話株式会社神奈川事業部

## 第10節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

市は、防災関係機関と連携して、市民に対し正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるよう努めます。

また、被災者の生活上の不安を解決するために、総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図ります。

### 第1 被災者への情報提供

---

市は、防災関係機関と連携して流言飛語等による社会的混乱を防止し、市民等の心の安定を図るとともに、被災者等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するため、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努めます。

#### 1 情報提供の手段内容

ア 発災時、避難救援期、応急復旧期、復興期に対応して、被災者が必要とする情報を十分把握し、被災者に次項の情報等を、防災行政無線等の情報伝達手段によるほか、報道機関等の協力を得て的確に提供するよう努めます。

その際、要配慮者にも配慮した伝達も行います。

イ 民間企業等からの有線や無線による地域情報の受入体制を整備し、これらの情報の活用に努めます。

ウ 避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めます。

#### 2 情報提供の内容

- ア 気象、被害の状況
- イ 二次災害の危険性に関する情報
- ウ 安否情報
- エ ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況
- オ 医療機関等の生活関連情報
- カ それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- キ 交通規制等に関する情報
- ク その他必要な情報

### 第2 災害相談の実施

---

#### 1 相談活動の実施体制

市民から寄せられる生活上の不安等の解消を図るため、県と相互に連携して、臨時災害相談所を設け、発災直後からの時間経過に伴うニーズの変化に対応した総合的な相談活動を実施します。

また、相談等は、市職員のみならず、関係機関、弁護士等専門家及び通訳ボランティアの協力のもと、外国人への対応についても配慮しながら、広域的かつ総合的に行います。

#### 2 相談業務の内容

災害相談の内容は、発災時から避難救援期における行方不明者や避難所、救援食料・飲料水・衣類等の問い合わせへの対応、応急復旧期の避難所生活や心の悩み相談、仕事の再開相談、復興期の住宅や事業所の再建相談等、幅広く対応して早期解決を図り、生活の安定を支援します。

### 第3 応急金融対策の実施

---

#### 1 民間金融機関に係る措置

##### (1) 金融機関の業務運営の確保

日本銀行横浜支店は、関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業開始を行う得よう必要な措置を講ずるほか、必要に応じて金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請します。

##### (2) 金融機関による非常金融措置の実施

関東財務局横浜財務事務所と日本銀行横浜支店は、被災地の便宜を図るため、金融機関に対し、以下に掲げる措置をとるよう要請します。

ア 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予など災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

イ 預金通帳、届出印鑑等を滅(紛)失した場合でも、預金者であることを確認して、払戻に応じること。また、事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しや、当該預金等を担保とする貸出に応ずること。

ウ 災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。災害時における手形の不渡部分について配慮すること。休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合でも、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

エ 汚れた紙幣の引換えに応ずること。

##### オ 営業停止等における対応に関する措置

営業停止等の措置を講じた営業店舗名等を、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

##### (3) 金融措置に関する広報

関東財務局横浜財務事務所と日本銀行横浜支店は、上記災害応急対策について、金融機関および放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に役立てます。

#### 2 日本郵便(株)の措置

災害時において郵便局長は、被災地の郵便局における被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、次のとおり非常取扱を行います。

##### (1) 為替貯金業務関係

郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の為替貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取り等を行います。

##### (2) 簡易保険業務関係

簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等を行います。

### 第4 物価の安定、物資の安定供給

---

市は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないよう、必要に応じ要請等を行うとともに、小売店舗等が、発災後速やかに営業を開始できるよう、必要な体制の整備に努めます。

## 第5 流言による風評・社会的混乱の抑制

---

市は、流言が横行した場合には、正確な情報の提供及び広報活動を積極的に行うことで、風評による被害、又は社会的な混乱の抑制に努めます。



## 第11節 広域的応援体制

市は、被害の規模に応じて、迅速・的確に、国、県、他市町村、防災関係機関及び民間団体等に応援を求め、被災地域における被害の軽減や被災者の援護等、広域的な応援体制をとります。

また、市受援計画に基づき、平時から応援受入体制を整え、災害発生時も適切に外部の職員と協力し、市職員の健康管理も考慮しながら災害対策を行います。

### 第1 応援要請

#### 1 他の地方公共団体等への応援要請

市長は、応急対策の実施に地方自治体等の応援が必要と認められるときは、災害対策基本法等の関係法令や相互応援協定に基づき応援を要請します。

総務省の応急対策職員派遣制度による支援を円滑に受け入れるために、県へニーズの迅速な要望や内部調整を行います。

応援要請の種別は次のとおりです。

表 応援要請の種別

要請先	要請の内容	根拠法令等
指定地方行政機関 の長 県知事	当該指定地方行政機関の職員の派遣要請 (1) 指定地方行政機関の職員の派遣の あつ旋要請 (2) 他の地方公共団体の職員の派遣の あつ旋要請 (3) 応援要求及び応急措置の実施要請 (4) 職員の派遣要請	災害対策基本法第29条第2項 災害対策基本法第30条第1項 災害対策基本法第30条第2項 災害対策基本法第68条第1項 地方自治法第252条の17第1項 消防組織法第44条第3項
他の市町村長等	(1) 応援の要求 (2) 職員の派遣要請	災害対策基本法第67条第1項 地方自治法第252条の17第1項 消防組織法第39条第1項 水防法第23条第1項

#### 2 自衛隊に対する災害派遣要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、自衛隊災害派遣要請要領（資料16-2）に基づき、県知事に対して自衛隊の派遣要請を求めます（災害対策基本法第68条の2第1項）。この場合、市長は、必要に応じて、その旨及び市域の災害状況等を防衛大臣又は地域担任部隊の長（陸上自衛隊 東部方面混成団）に通知します。

また、市長は、県知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能でできない場合には、直接防衛大臣又は地域担任部隊等の長（陸上自衛隊 東部方面混成団）に災害の状況等を通知します（災害対策基本法第68条の2第2項）。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を県知事に通知します。

#### 3 関係団体等に関する応援要請

市長は、緊急道路の確保、その他の応急措置及び医療救護活動等について必要と認めるときは、建築業者等の関係団体、（一社）小田原医師会、（一社）小田原歯科医師会、（公社）小田原薬剤師会及び（公社）神奈川県柔道整復師会小田原支部に対し応援要請を行います。

また、応急給水及び応急復旧を実施するために必要があると認めるときは、公益社団法人日本水道協会を通じて他水道事業体に対し応援要請を行います。

#### 4 消防広域応援体制の整備

大規模災害や特殊災害に際し、個々の市町村がその消防力をもって対処することができない場合を想定して、広域的な消防体制を確立します。

このため、市は、市町村あるいは都道府県の区域を越えた消防力の広域的な運用を図り、大規模災害等に円滑に対応できるよう市町村間等の相互応援協定による応援隊や緊急消防援助隊の派遣要請を行い、派遣部隊の宿泊等、受入体制の確立等を図ります。

緊急消防援助隊の応援要請は、県知事を通じて出動要請を行いますが、県知事と連絡が取れない場合は、直接、消防庁長官に対して要請します。

#### 5 海外からの支援受入れ

市は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その受入れと円滑な活動の支援に努めます。

- ◆資料 16-2：自衛隊派遣要請要領
- ◆資料 16-3：小田原市消防広域応援・受援計画
- ◆資料 17-1：災害協定締結一覧
- ◆協定 7-1：神奈川県下消防相互応援協定（県下 23 市町）
- ◆協定 7-2：日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書（県・市・町等 19 団体）
- ◆協定 7-3：消防相互応援協定書（県西 1 市 4 町）

## 第2 受援体制

---

市長は、応援隊の受入れのため、市関係部長に対し次の事項について必要な措置をとるよう指示します。なお、平常時から他市町村間の広域相互応援体制及び県等との協力体制を確立すると共に、受援計画の策定等により支援部隊や物資等を円滑に受援できる体制（受援体制）の構築に努めます。

### 1 情報の提供と応援手段の協議

応援を要請した機関に対する市内の災害の進展状況、被害状況、道路交通状況等、応援体制上必要な情報の提供・共有及び応援ルートを選定や活動拠点に関する協議・検討をします。

### 2 応援隊の誘導等

市長は、応援隊の市内進入路及び集結地点を選定し、応援隊を誘導します。

また、事前に、ヘリコプター臨時離着陸場等の防災上重要な拠点に、上空から識別できる表示をするよう努めます。

### 3 応援隊の活動

市長は、応援隊の活動について必要な指揮又は指示を行います。

### 4 応援隊の広域応援活動拠点

大規模な応援が予想される自衛隊、警察、消防、行政関係機関、NPO・ボランティア、ライフライン事業者等の受入予定施設は、応援隊の広域応援活動拠点として公共施設等の中からあらかじめ選定します。

- ◆資料 16-1：応援隊の広域応援活動拠点
- ◆資料 17-1：災害協定締結一覧

## 第3 NPO・ボランティアの受入体制

---

大規模な地震発生後の復旧・復興を進めるにあたり、市及び防災関係機関等だけでは対応が不可能

な場合、市内外のNPO・ボランティアの救援活動が必要となることから、NPO・ボランティア活動やその受入れ等の事務を行う市災害ボランティアセンターを開設します。

### 1 実施機関

災害時におけるNPO・ボランティア救援活動に係る事務は、市災害ボランティアセンターが行います。

### 2 災害ボランティアセンターの位置付け

市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が各種団体、個人等の協力を得て、NPO・ボランティアの募集、受入れ、作業配分等活動全般に関する事務を行うものとします。

また、市はNPO・ボランティア活動が円滑に行われるよう、市社会福祉協議会と連携を密にし、必要な支援を行うものとします。

### 3 活動拠点等の確保

市は災害ボランティアセンターとして公共施設等の一部を確保するとともに、必要な資機材の調達支援等を行います。

### 4 災害ボランティアセンターの運営等

市災害ボランティアセンターの開設及び開設後の運営等については、市と市社会福祉協議会が協議して別に定めるものとします。

## 第4 自主防災活動等

---

災害に際し、災害応急対策の円滑な実施を図り、市民の身体、財産を保護し、社会秩序を維持するためには、市民の協力が必要です。このため自主防災組織及び民間団体等は、自ら又は行政機関の要請に基づき応急対策に寄与するものです。

### 1 自主防災組織及び民間団体等の活動内容

- ア 災害に関する情報又は被害状況等を知ったときは、速やかに市災害対策本部に通報する
- イ 被災者のための救助等の実施
- ウ 被災者の収容、避難、食料供給活動の協力
- エ 被災地の清掃及び防疫活動の協力
- オ その他市長が特に必要と認めた活動の協力

### 2 活動要請の手続き

民間団体等の活動要請の手続きは、市災害対策本部がその必要を認めたとき、市長が直接民間団体等の責任者に対して行います。

また、民間団体等の活動要請の場合には、次の各号について明らかにし、活動が円滑に運営できるよう配慮します。

- ア 災害活動の内容
- イ 協力希望の人員
- ウ 調達を必要とする用具
- エ 活動の場所
- オ その他参考となる事項

### 3 活動の内容と事後の措置

民間団体等の活動協力を要請したときは、各対策部長は次の措置を講じます。

- ア 活動地に誘導するため市職員を派遣し、活動状況を把握するとともに、市災害対策本部との連絡にあたります。
- イ 活動に必要な資機材をあらかじめ確保し、輸送計画を立てます。

ウ その他作業の円滑を図る処置を行います。なお、活動が終了したときは、次の事項を明らかにした報告書を市災害対策本部長に提出します。

- (ア) 活動内容
- (イ) 活動人員と期間
- (ウ) 活動の場所
- (エ) 活動の効果
- (オ) 事故ある場合は、その内容
- (カ) その他今後参考となる事項

#### 4 民間団体等の受入れ

市が活動要請した以外の民間団体等の受入れは、次により行います。

##### (1) 受入れ

市災害対策本部もしくは市災害ボランティアセンターが窓口となり、活動内容、活動期間等を確認したうえで市災害対策本部分担業務に定める市関係部局に連絡します。

##### (2) 派遣

市関係部局が、活動内容等により派遣先を指示します。

##### (3) 管理

市関係部局が、活動状況等を把握します。

◆資料 7-1：住民組織一覧

## 第12節 災害救助法関係

### 1 災害救助法の適用

市長は市内における災害の程度が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を県知事に報告し、この法律に基づく救助を要請します。

### 2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、同法施行令第1条第1項の定めるところにより被害の程度が次の各号のいずれかに該当する場合に適用されます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 市内において住家の滅失した世帯数が100世帯以上の場合</li><li>(2) 県内の住家の滅失した世帯数が2,500世帯以上であって、市内の住家の滅失した世帯数が50世帯以上の場合</li><li>(3) 県内の住家の滅失した世帯数が12,000世帯以上である場合</li><li>(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失した場合</li><li>(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合</li></ul> |
|--|

(注) 住家の滅失した世帯、すなわち全壊(焼)、流出等の世帯を標準としているので、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2世帯で1の世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯については、3世帯で1の世帯とみなします。

### 3 災害救助法の適用手続

災害に際し、市内における災害が前記「2 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときかつ、現に同法第4条第1項に規定する救助を必要としているときは、市長は、直ちにその旨を県知事に報告します。

また、市長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、県知事が行う救助の補助として災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに県知事に情報提供します。

### 4 災害救助法における救助の種類

- 避難所、応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 災害にかかった者の救出
- 災害にかかった住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の搜索
- 障害物の除却・死体の処理
- 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

## 第13節 二次災害の防止活動

余震又は降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊、地盤沈下による浸水等に備え、二次災害防止対策を講じます。

### 第1 水害・土砂災害対策

---

市は、余震あるいは降雨等による二次的な水害に対して、応急対策を実施します。

また、横浜地方気象台及び県により、必要に応じて土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げが実施されるため、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施します。

### 第2 建築物、構造物等の対策

---

#### 1 建築物等

市は、余震による広域避難所、その他の建築物等の倒壊等から人的被害を防止するため、応急危険度判定士の協力を得て、被災建築物等に対して応急危険度判定を速やかに行い、その判定結果を標識で表示し、市民に説明する等の応急措置を行います。

#### 2 公共施設等

市は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、市の管理する道路、橋りょう等の土木施設や小・中学校、社会福祉施設等の建築物の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、公共施設の応急復旧を速やかに行います。

### 第3 被災宅地の対策

---

市は、大規模地震により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し、市民の安全確保を図るため、危険度判定を実施します。

### 第4 津波対策

---

市は、地震発生後の海岸構造物等の状況を踏まえ、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施します。

### 第5 地盤沈下等による浸水等の対策

---

市は、地盤沈下等による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を県に要請するとともに、必要に応じて、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行います。また、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施します。

### 第6 爆発物及び有害物資による二次災害対策

---

市は、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者に対して、爆発物等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行うよう、また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡するよう指導します。

また、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、該当する施設等の管理者に対して、施設の点検、応急措置を行うよう、また、漏洩・飛散等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡するよう指導します。

## 第14節 労務供給計画

災害時において応急復旧対策を実施する場合は、市職員をもってこれにあてますが、特殊作業あるいは労力に不足を生じる場合は、市内建設業者等から労力を求めるものとするほか、状況により、県に対し応援を求めます。

### 第1 市内建設業者の労務供給方法

---

市長は、市内建設業者と締結した協定に基づき、労務の供給を受けます。

### 第2 応急復旧対策従事者の作業内容

---

応急復旧対策における従事者の作業内容は、次のとおりです。

- ア 道路、橋りょう等の応急措置及び障害物除去作業
- イ 崖地等の崩壊による木及び土砂等の搬出作業
- ウ 罹災者の救出作業、救出行為及び救出に要する機械器具その他資材の操作運搬等

- ◆協定 5-1：災害応急復旧工事等に関する業務協定書（小田原市土木建設協同組合等）
- ◆協定 5-13：災害時応急復旧に工事等に関する業務協定書（一般社団法人小田原市電設協力会）

## 第15節 津波対策

沿岸住民及び海浜利用者等は、日頃から、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは津波警報等が発表されたときは、すぐに海岸から離れた高台への避難を心がける等、津波に対する防衛意識が大切です。市は、津波が発生するおそれがある場合、災害を防止するための迅速・的確な措置を行います。

### 第1 津波情報の伝達

---

津波情報の伝達については、「第1編 第4章 第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置 第1 地震及び津波に関する情報の収集・伝達」を準用します。

### 第2 避難対策

---

#### 1 市民の自主避難

津波は20cmから30cm程度の高さであっても、急で強い流れが生じるため、巻き込まれると命を脅かされる可能性があることから、市民は、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれが発表された場合であっても、危険な地域からの一刻も早い避難行動をとる必要があります。津波警報等の発表が、地震の発生から3分程度を目処としているため、震源が沿岸に近い場合は、地震発生から津波襲来まで時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があります。津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じたら、気象庁からの津波警報等の発表や、市からの避難指示の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに直ちに海岸付近から離れ、付近の高台等安全な場所へ避難します。

また、周辺に気づかない人がいた場合は、呼びかけを行うとともに、警報・注意報が解除されるまでは気を緩めないよう努めます。正しい情報をラジオ・テレビ、防災行政無線、広報車等を通じて入手するよう努めます。

#### 2 避難指示

##### (1) 避難指示

本市では、原則として、気象庁が津波警報又は大津波警報が発表された場合に避難指示を発令します。また、気象庁からの情報や津波の到達状況などから、津波注意報が発表された場合でも避難指示を発令する場合があります。

##### (2) 県等への報告

市は、津波のための避難指示を実施した場合は、速やかに県にその旨を報告するとともに、隣接沿岸町に連絡します。

#### 3 防潮扉の閉鎖等

市は、大津波警報・津波警報・注意報が発表されたとき、高潮や波浪警報・注意報が発表されたとき、又はその他必要があると認められる場合は、市消防職員を出動させ、防潮扉を閉鎖する等の緊急対策を行います。なお、防潮扉を閉鎖する場合は、津波到達予想時刻及び防潮扉閉鎖後の避難に要する時間を勘案した活動方針を決定し、操作員の安全を確保します。

#### 4 津波により住居を失った者への対応

津波により住居を失った者への対応は、本章「第3節 避難対策」を準用します。

◎関連箇所：本章「第3節 避難対策」

◆資料5-4：津波一時避難施設一覧

◆資料8-36：小田原市消防本部防潮扉取扱要領



## 第5章 復旧・復興対策

### 第1節 災害復旧対策

#### 第1 災害復旧計画の策定

---

##### 1 災害復旧計画策定の基本方針

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にとどまらず、災害の再発を防止するため被害の程度を十分検討して必要な施設の新設又は改良等を行う等、将来の災害に備えるとともに、国や県との調整を図りながら被災者の生活再建及び経済活動の早期回復を図る等、一日も早く平常の都市活動が再開できることを目的に、必要に応じて策定します。

##### 2 公共施設等災害復旧計画の策定項目

被災した公共施設等については、災害応急対策に基づく応急復旧の終了後、被害の程度を十分検討して、次の復旧計画を策定します。

- 公共土木施設災害復旧事業計画
  - ・ 河川等災害復旧事業計画
  - ・ 道路災害復旧事業計画
- 都市災害復旧事業計画
  - ・ 街路災害復旧事業計画
  - ・ 公園施設災害復旧事業計画
  - ・ 市街地埋没災害復旧事業計画
- 農林水産施設災害復旧事業計画
- 水産施設事業復旧事業計画
- 上水道施設災害復旧事業計画
- 下水道施設災害復旧事業計画
- 住宅災害復旧事業計画
- 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 医療施設（市立病院等）災害復旧事業計画
- 学校教育施設災害復旧事業計画
- 社会教育施設災害復旧事業計画
- その他の災害復旧事業計画

#### 第2 国又は県による復旧の代行制度の活用

---

市は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、工事実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復旧復興のために必要があると認めるときは、市に代わり国又は県が工事を行うことができる権限代行制度を活用し、国又は県に工事の代行を要請します。

## 第2節 復興体制の整備

大規模災害発生後、迅速かつ的確に震災復興対策を実施するため、震災復興体制を整備します。

また、平時から災害が発生した際のことを想定した事前復興の考え方を整理し、気候変動により激甚化・頻発化する災害に対し、迅速な復旧、復興が成し遂げられる災害に強いまちを目指します。

### 第1 復興に係る庁内組織の設置

---

市長は、大震災後、迅速かつ的確に震災復興対策を実施するために必要があると認めるときは、復興に関する事務等を行う組織（市災害復興本部）を設置します。

### 第2 人的資源の確保

---

本格的な復旧作業及び復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になりますが、被災職員による減員等により、特定の分野や職種において人員不足が予測されます。

このため、特に人材を必要とする部門については、関係部局と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、必要に応じて臨時的任用職員等の雇用を行います。

#### 1 派遣職員の受入れ

不足する職員を補うため、地方自治法第252条の17第1項、災害対策基本法第29条第2項、第30条第1項及び第2項等に基づき、職員の派遣、又はあつ旋の要請を行い、職員を受入れます。

#### 2 専門家の支援の受入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価等の土地に関する法律的な問題等、さまざまな問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想されます。そこで、県による「大規模災害時における相談業務の応援に関する協定」に基づき、神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会に対して、市が開催する相談業務に従事する者の派遣を要請し、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士等の専門家の支援を受入れます。

また、市は、「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」に基づき、生活再建に係る各種支援の前提となる住宅等の被害の程度を認定する調査等への協力を神奈川県土地家屋調査士会に要請します。

## 第3節 復興対策の実施

### 第1 復興に関する調査

---

災害時において、市内の被災状況を詳細に把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、応急住宅対策、生活再建支援等、復興対策及び復興対策に係わる応急対策を迅速かつ的確に行うため、被害状況調査を行います。

#### 1 市街地、都市基盤施設の復旧・復興の基本方向を決定するための調査

市職員を迅速に招集し、調査体制を確立して調査を行います。

また、人員が不足する場合には、他自治体に応援を依頼し、調査体制を確立します。

##### (1) 建物の被災状況の概要調査

市は、応急復旧対策・復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の概要調査を行います。

##### (2) 都市基盤施設被害状況調査の実施

###### ア 公園・緑地等の被災状況調査

市は、避難場所や応急仮設住宅候補地となる公園・緑地等の被害状況を調査します。

###### イ その他都市基盤復興にかかる調査

市及び施設管理者は、応急復旧対策・復興対策を的確に行うために、被災地全体のライフライン施設、交通施設等の都市基盤施設の被害調査や災害廃棄物の状況について調査を行います。

##### (3) 応急住宅対策に関する調査

市は、応急仮設住宅等の住宅対策について、迅速な意思決定や適切かつ計画的な住宅供給を行うため、家屋被害状況調査、建設戸数調査を行い、県に報告します。

#### 2 復興計画の作成及び復興計画を実施するための調査

復興計画の作成及び復興計画を実施するため、詳細な調査を次のとおり行います。

##### (1) 市街地復興に係る調査の実施

市は、市街地復興を行っていくためには、その事業対象地の被災状況を十分に把握することが必要であるため、建築物被害のデータ等を基に、市街地復興を行う必要性が高い地区を特定し、特定された地区については、従前の権利関係等も含め綿密な調査を行います。

##### (2) 生活再建支援に係る調査

###### ア 罹災証明の根拠となる住宅の被災状況調査の実施

市は、被災者支援制度等の適用にあたり、罹災証明が必要となる場合もあるため、建築物被害のデータ等を基に、罹災証明の根拠となる住家の被災状況の把握に努めます。

###### イ 死亡者数、負傷者数等に関する調査の実施

死亡届及び県警察からの報告等から死亡者数等を把握します。また、震災による負傷者数、負傷の内容についても調査を行います。

###### ウ 震災による離職者数についての調査の実施

地域経済の被災状況を把握するとともに、震災による事業停止等による離職者数や離職者の特性等について調査を行います。

###### エ 住宅再建に関する意向把握

市は、恒久的な住宅の必要量を把握するため、被災者に対して住宅を再建する意向等につい

て確認します。

オ その他生活再建にかかる調査

市は、要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要な被災状況について調査します。

**(3) 地域経済の復興施策に係る調査の実施**

被災地全体の概要や、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、関係機関等と連携を図り可能な限り綿密に調査を行います。

ア 物的被害状況調査

市は、震災直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別・規模別被害額や工場・商店等の全壊・焼失数等について調査を行います。

イ 地域への影響の把握

市は、産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況等を調査し、業務停止期間等を把握します。

**3 復興の進捗状況モニタリング**

復興対策は長期にわたりますが、その進捗状況は時間や地域によって異なります。そこで、住宅、都市基盤、地域経済等の復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状況等に依りて的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正します。

---

**第2 復興計画の策定**

大規模地震等の災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくことを目的に、必要に応じて復興計画を策定します。

復興計画を策定する際には、①復興の基本方針の策定、②分野別復興計画の策定、③復興計画の策定という3つのステップを経て行います。

なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者のこころの健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを踏まえ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとします。

**1 復興の基本方針の策定**

**(1) 復興理念と基本目標**

市民、事業者、市が一体となって、より効果的に復興事業を進めていくためには、復興に関わるすべての人が、地域及び都市のあるべき姿を共有することが必要であるため、復興の目指す姿となる復興理念（スローガン）及び基本目標を明確化します。

**(2) 地域全体の合意形成**

復興は、地域が一体となって行っていくものであるため、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るよう推進します。

**2 分野別復興計画の策定**

社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建にあたっては、市街地整備のみならず、産業振興、福祉、教育等広範な分野にわたる事業を展開していく必要があるため、都市復興、住宅復興、産業復興、生活再建等、個別具体的な計画が必要な分野については、分野別復興計画を策定します。また、計画の策定にあたっては、各計画の整合を図ります。

### 3 復興計画の策定

復興では、被災者の生活再建を支援し、施設のより一層の安全性の向上を図るとともに、地域復興のための基礎的な条件づくりを行うことが必要とされ、復興計画とは、これらの基本的な課題を達成するための計画であり、これらの課題に応えるための施策体系が必要です。

また、復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶため、多くの復興施策や復興事業のうち、何を優先して実行していくのかを明確に示す必要があります。

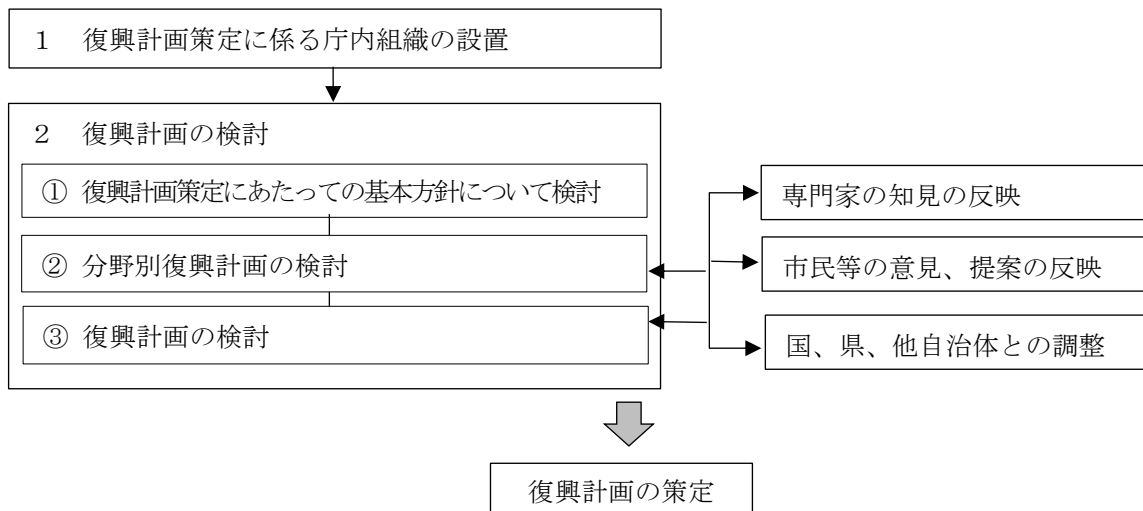
具体的には、復興計画において規定する事項は次のとおりです。

- ア 復興に関する基本理念
- イ 復興の基本目標
- ウ 復興の方向性
- エ 復興の目標年
- オ 復興計画の対象地域
- カ 個々の復興施策の体系（被災市街地、都市基盤等の復興計画、被災者の生活再建支援計画、地域経済復興支援計画等）
- キ 復興施策や復興事業の事業推進方策
- ク 復興施策や復興事業の優先順位

### 4 復興計画の公表

市は、市民や関係機関等と協働・連携して復興対策を推進するため、市ホームページ、広報紙等により復興施策を具体的に公表します。

図 復興計画策定のフロー



### 第3 復興財源の確保

---

#### 1 財政方針の策定

被害状況の把握と対応策の検討と同時に、被災の状況に応じた復旧事業及び復興計画に定めた事業の費用を算定します。

また、対策の優先度や重要度に応じて適切な対応を図ります。

#### 2 財源確保対策

復旧・復興対策に要する経費は、災害復旧に係る補助等、十分な支援を国や県へ要望していきます。また、必要に応じて、財政調整基金の活用等を図り、財源確保に努めます。

### 第4 市街地復興

---

被災した市街地を迅速に復興するには、被災者が住んでいた地域にとどまって自ら立ち上がっていくことが必要となります。

市街地復興の決定にあたっては、まず、被災地区の被災状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画、広域計画における位置づけ、関係者の意向等をもとに迅速な復旧を目指し、かつ、どのようにして災害に強いまちづくりを行うかといった中・長期的な計画的市街地復興方策を検討します。

さらに、市街地復興を行う基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成やより快適な都市環境の形成を図ります。

特に市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる現状復旧ではなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図っていきます。

#### 1 都市復興基本方針の策定

市は、各地の被災状況、地域の従前の都市基盤施設の整備状況、既定の長期計画・広域計画における位置づけ等を踏まえ、原状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするのかを検討して基本方針を策定し、公表します。

#### 2 被災市街地復興推進地域の指定

被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項に基づき、大規模な火災・震災・その他の災害を受けた市街地について、その緊急かつ健全な復興を図るため、都市施設及び住宅等の被害状況等を把握し、的確な面的整備手法を勘案して復興方針を公表し、建築行為等の制限等を実施するとともに迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図るため、都市計画決定の手續きに基づき、被災市街地復興推進地域を指定します。

#### 3 建築制限の実施

市は、都市計画区域内の被災の程度や従前の状況によって、都市計画、区画整理等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、建築基準法第84条第1項等に基づき区域を指定し、建築制限を実施します。この場合、住宅等の復興に関して情報提供を行うため、建築相談所等を開設します。

#### 4 都市復興基本計画の策定、事業実施

市は、市民の意見の集約を図りながら、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針等、具体的な復興施策を示す都市復興基本計画を策定します。

#### 5 コミュニティの確保

市は、地域の本格復興が完了するまでの間、住宅の応急修理や仮設店舗等の建設、応急仮設住宅の建設等により、被災前のコミュニティを確保するよう努めます。

#### 6 住宅対策

生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きく関わってくるため、市は、被災住宅の応急修理、持ち家、マンション等の再建支援、災害公営住宅の供給を行います。また、公営住宅の入居対象外の住民に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行います。

## 第5 都市基盤施設等の復興対策

都市基盤施設の復興は、災害応急対策として行われる都市機能の回復を目的とした応急復旧と施設自体を被災前の状況に戻す復旧、あるいは、防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の3つの段階に分けられ、それぞれの基本方向に沿って施策を実施します。

### 1 被災施設の復旧等

ア 市は、あらかじめ定めた応援協定等を活用するとともに、県に対して人的、物的な支援を要請し、市管理の公共施設の復旧を進めます。

イ 県管理の公共施設の復旧については、県に対して早期復旧を要望します。

ウ ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者に対して施設の早期復旧を要望します。

### 2 応急復旧後の本格復旧・復興

市は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等の骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフライン施設の地中化等の防災性の強化、さらには建築物や公共施設の不燃化等を基本目標とします。

#### (1) 道路・交通基盤

市は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、復旧・復興方針を作成します。

また、都市計画道路については、被災状況や復旧・復興方針に基づき、必要であれば幅員やルート、線形の変更も含めて再検討します。

#### (2) 公園・緑地

市は、被災市街地・集落の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法等と調整を図り、公園・緑地の復旧・復興方針を作成します。また、都市計画決定されている公園緑地の整備を進め、既存公園に防災施設の整備・拡充を行うとともに、広域的な防災拠点となる公園について、県や周辺市町と連携し整備を進めます。

#### (3) ライフライン施設

市は、被害状況や緊急性を考慮して、各ライフライン事業者と調整を図り、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、防災性の向上に努めます。

#### (4) 河川・森林等

市が管理する河川・森林等について、被害状況や緊急性を考慮して、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、防災性の向上に努めます。

#### (5) 災害廃棄物等

市は、安全と環境に配慮して、迅速かつ効果的な災害廃棄物等の処理を実施するため、発災後早期に「小田原市災害廃棄物等処理計画」に基づき、災害廃棄物等の処理体制を確立します。

実施方針を作成する際には、腐敗・悪臭の防止・公衆衛生確保の観点から、被害地の状況を踏まえた災害廃棄物の迅速かつ適正な処理、災害廃棄物の再生利用、アスベスト等の適正処理等を考慮します。

また、家屋等の倒壊は原則として所有者が行いますが、国の補助が認められた場合には、市は県

及び関係機関と調整のうえ、解体処理についての必要な措置を実施します。

## 第6 罹災証明書の交付

---

### 1 罹災証明に関する事前対策

罹災家屋の証明内容は、住家の被害認定調査に基づきますが、その証明内容により被災者支援の内容も異なることから、調査漏れや調査の追加等による混乱が生じないように、市は、被害認定調査業務に係る実施体制の確保に向け、平時から、専門的な知識及び経験を有する職員の育成等に努めます。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めます。

### 2 罹災証明の根拠となる住家の被害認定調査

市は、速やかに罹災証明の交付体制を確立するとともに、内閣府が示す「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき、住家の被害認定調査を行います。なお、非住家については、被害程度の認定は行いません。

### 3 交付手続き

罹災証明書の交付事務は、次のとおり取り扱うものとします。

- ア 被害認定調査の結果を基に罹災証明台帳を作成します。
- イ 罹災証明書は、被災者の申請を受けて、罹災証明台帳で確認することにより交付します。
- ウ 罹災証明台帳で確認できないときは、申請者の立証資料又は必要な再調査を行い判断します。
- エ 住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施します。

### 4 証明の範囲

罹災証明書は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害に起因した住家の被害を対象とし、内閣府が示す「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき、その被害程度について証明するものとします。

なお、非住家については、被害の届出があった事実について「罹災届出証明書」にて証明するものとします。

### 5 証明手数料

罹災証明書及び罹災届出証明書の交付手数料は無料とします。

- ◆協定 5-18：災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定  
(神奈川県土地家屋調査士会)

## 第7 生活再建支援

---

### 1 被災者の経済的再建支援

被災者の生活再建が円滑に進むよう、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など住宅に関する各種調査の必要性や実施時期の違いについて被災者に明確に説明します。

また、過去の災害の事例を参考に、罹災証明書の交付や、被災者生活再建支援金の支給申請、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付けなど、各種申請や相談を総合的に対応できる窓口の体制づくりに努めます。

#### (1) 被災者生活再建支援制度



自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、最高 300 万円の被災者生活再建支援金（全都道府県からの被災者生活再建支援法人への拠出基金及び基金の運用益等と国からの補助金を原資とする。）を支給することにより、その生活の再建を支援し、市民の生活の安定と被災地の速やかな復興を目的とするものです。

## （２）災害援護資金の貸付け

市は、災害により家屋等に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、「災害弔慰金の支給等に関する法律」第3条第1項に基づく「小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例」に従って災害援護資金の貸付けを行います。

## （３）災害弔慰金の支給

災害による死亡者の遺族に対し、「小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例」に従って災害弔慰金を支給します。

## （４）災害障害見舞金の支給

市は、災害により精神的又は身体に著しい障がいを受けた者に対しては、「小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例」に従って災害障害見舞金を支給します。

## （５）生活福祉資金の貸付け

市社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない小規模災害時には「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を、低所得者世帯を対象に貸付けを行います。

## （６）義援金品の受入れ及び配分

他自治体等から拠出された義援金品を受け付けます。

### ア 民間企業や自治体等からの義援物資

市は、関係機関等の協力を得ながら、協定を締結している民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを明確にします。市は、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図ります。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂します。

寄託された義援物資の被災者に対する配分については、協議し決定します。

### イ 個人等からの小口の義援物資

市は、個人等からの小口の義援物資については、原則受入れないこととし、その方針について周知します。

### ウ 義援金の受入れ及び配分

県、市町村、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等から組織される義援金配分委員会からの義援金の受入れ、配分を行います。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めます。

### エ 事前対策（罹災証明）

家屋の全壊・半壊に対する義援金の配分は、家屋の被害査定に基づいて行うことから、査定漏れや査定の追加等による混乱が生じないように、事前に、被害査定の査定基準の明確化、査定要員の教育の徹底等について検討します。

## （７）生活保護

被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるので、申請漏れが発生しないよう、市は、相談窓口の設置等により生活保護制度の周知を行います。また、被災の状況によっては申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して要保護者の把握に努めます。

## （８）税の減免等

市は、被災者の生活再建を支援するため、個人住民税、軽自動車税、固定資産税等の市税について、申告期限・納期等の延長、減免等の納税緩和措置について検討します。

#### (9) 水道料金の減額等

市は、被災者の生活再建を支援するため、水道料金の減額制度を設けます。

#### (10) 社会保険関連

市は、国民健康保険、介護保険等社会保険関連の特例措置を実施します。

#### (11) 住宅復興資金の貸付け

災害により住宅に被害を受け、自力で住宅の再建・取得をする被災者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構は災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金や補修資金の貸付けを行います。

市は、融資適用災害に該当するときは、融資希望家屋の被害調査及び被害認定を早期に実施するとともに、借入れ手続き等の指導を行い、災害復興資金の借入れの促進を図ります。

#### (12) 防災対策基金

地震等により大規模な災害が発生した場合に、その復旧事業の経費に充てることを主な目的とし、また、被害を最小限に食い止めるための防災対策を実施し、災害に強いまちづくりの実現に努めるため、防災対策基金の活用を図ります。

##### ア 運用方法

基金は、その全部又は一部を取り崩すことができるものとし、利子及び基金を防災対策事業に充てます。

##### イ 対象事業

- (ア) 大規模な災害が発生した場合の災害復旧に関する事業
- (イ) 防災思想の普及及び啓発に関する事業
  - a ポスター、パンフレット等の作成
  - b その他
- (ウ) 自主防災組織の育成に関する事業
  - a 自主防災組織が行う防災対策用資機材整備に対する援助
  - b 優良自主防災組織の表彰
  - c 防災リーダーの育成
  - d その他
- (エ) その他市長が必要と認める事業

## 2 雇用対策

事業施設や地域経済の被害により、事業継続の困難による倒産や従業員の解雇等が予想されることから、県により、雇用状況の把握、雇用の維持、離職者の再就職等の支援、新たな支援制度の検討等の雇用対策が行われるため、市は、必要に応じて県に協力します。

## 3 精神的支援

被災を体験したことにより、精神的に不安定になっている被災者に対し、広域避難所を中心に医師、保健師等が心の相談に応じるほか、専用電話を設け必要に応じ訪問相談を行います。

#### (1) 被災者の精神的な後遺症に関する相談等の実施

市は、被災を体験したことにより精神的に不安定になっている被災者に対して専用電話等を設けて、災害派遣精神医療チーム（DPAT）が心の相談に応じるとともに、必要に応じて訪問相談を行います。

#### (2) 被災者の精神保健活動支援のための地域拠点の設置

市は、被災者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に長期的に対応すること、被災精神障がい者の地域での生活支援を目的に、被災者の精神保健活動支援のための地域拠点を設置して地域に根ざした精神保健活動を行います。

### （3）PTSDの啓発

メンタルヘルスケアは、被災者だけでなく、行政関係者、ボランティア等についても必要となるため、被災に関わる冊子を配布し、啓発に努めます。

### （4）被災児童・生徒のこころのケア事業

市教育委員会は、災害時に特に影響の受けやすい児童・生徒に対して、相談窓口の設置や電話相談の開設、スクールカウンセラー等による巡回相談等を実施します。

### （5）女性のための相談窓口の設置

市は、避難所で生活する女性が抱える多様な悩みに対応するため、医療職等の専門家や女性相談員等による悩み相談の実施や、必要な支援・助言を行います。また、各種相談窓口の設置情報について周知を図ります。

## 4 要配慮者対策

### （1）要配慮者等への支援の実施

市は、高齢者、障がい者、児童等の要配慮者の被災状況を把握し、介護保険サービスや障害福祉サービスなど、必要な支援が受けられるよう体制を整備します。

また、障がい等の種類、程度によっては、情報の入手に支障が生じ、必要な手続きができないことも考えられるため、そうした方への支援も実施します。

### （2）外国人被災者への支援の実施

市は、言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるよう、応急仮設住宅、義援金等各種交付金の手続きといった被災後の生活情報を、振り仮名をつけた日本語や、やさしい日本語で発信することに加え、多言語で発信することに努めます。

さらに、災害時に開設される臨時災害相談所において、外国人の相談窓口を設置し、通訳ボランティア等の協力を得て、可能な限り多言語で、帰国手続き、罹災証明、義援金等の金銭給付、就労、労働、住宅等に関する相談に応じます。

また、各種公的サービスを提供する行政機関等において、通訳ボランティア等による支援を行います。

## 5 医療機関

市は、市立病院の機能回復を早期に行います。

また、県は、地域の医療需要に対応するため、民間医療機関に対して再建にかかる補助や融資、利子補給等を検討します。

## 6 社会福祉施設、社会復帰施設等

市は、社会福祉施設等の被災による既存の福祉サービスの供給能力低下や、被災後の生活環境の変化等による新たな福祉需要の発生に対応するため、再建支援が必要な社会福祉施設等や新たな福祉需要を把握します。また、社会福祉施設等の再建に係る復旧事業費に対応した財政的支援について、必要に応じて国に要請します。

## 7 生活環境の確保

### （1）食料品・飲料水の安全確保

市は、水道施設の復旧が完了するまでは、貯水槽等の水を飲料水として利用することから、感染症の発生等を防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行います。

また、食料品についても、炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行います。

#### (2) 公衆浴場等、入浴可能施設の情報提供

市は、公衆浴場等の利用可能状況を把握し、情報提供を行います。

### 8 教育の再開

#### (1) 学校施設の再建、授業の再開

市は、被災地での授業の早期再開を図るため、校舎等の損傷箇所等を確認し、修繕や建替等の復旧方策を検討するとともに、学校周辺の被災状況等を把握し、再建復興計画を作成します。

また、仮設校舎の設置や公共施設の利用等により授業実施の場を確保し、応急教育を実施します。

#### (2) 児童生徒等への支援

市教育委員会は、児童生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行います。また、転入・転出手続きについても弾力的に取り扱います。

### 9 社会教育施設

被災した社会教育施設の再建復興を図るとともに、図書や収蔵品等の保管場所の確保、破損物の補修計画を作成します。

### 10 文化財

市は、必要に応じて県教育委員会等に協力を求め、文化財の滅失を防止し、その復旧を図るための対策を推進します。

#### (1) 情報の収集

巡回パトロールの実施等により、文化財の被害の状況の把握に努めます。

#### (2) 滅失の防止

文化財が滅失しないよう、保管場所の確保等必要な措置を実施します。

#### (3) 補修計画

文化財の所有者又は管理者に対し、被害状況に応じた補修計画の策定を支援するとともに、市全体の文化財復旧・復興計画を策定します。

### 11 NPO・ボランティア活動への支援

市は、被災者の生活再建や心のケア等、市民一人ひとりが自らの再建に向けて取り組むことを支援するNPO・ボランティア活動に対し、必要な支援を行います。

### 12 情報提供、相談窓口

市は、行政の行う施策のほか、被災地域の生活関連情報等を整理し、市ホームページや広報紙等を利用して提供します。

また、臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じます。

なお、他の自治体に避難した被災者に対しても、市及び避難先の自治体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスの提供に努めます。

◆資料 13-2：小田原市防災対策基金条例

◆資料 13-3：小田原市防災対策基金条例施行規則

## 第8 地域経済復興支援

---

地域経済の状況は、そこに住む市民にとって、雇用、収入、生活環境の確保の面において密接に係わ

ってくるもので、被災した市民の生活再建にも大きな影響を与えます。また、財政面から見ると、地域経済が復興し、税収を維持できれば、自治体の復興財源の確保にもつながります。地域経済を復興するには、元いた地域に人々がとどまり、人々が戻ってくる中で経済活動が行われることが重要であり、市民の生活、住宅、市街地の復興等との関係に留意した地域経済の復興を進めることが求められます。

特に行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤が脆弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等が挙げられます。

## 1 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

### (1) 産業復興方針の策定

市及び県、関係団体は協力し、被災した事業者等が速やかに事業を継続し、再開できるよう、既存の計画を尊重しながら、被災状況に応じ、産業が進むべき方向を中・長期的な視点から示した新たな産業復興方針を策定します。

### (2) 相談・指導体制の整備

市は、雇用の確保、事業継続、事業の再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興を図ることができるよう、情報提供や様々な問題の解決を助ける相談・指導体制を整備します。相談にあたっては、商工会議所等各種関係団体と協力するとともに、経営の専門家を活用する等、総合的な支援を行います。

### (3) イベント等の活用

市は、各種団体との協力体制を確立し、情報発信に取り組むとともに、イベント等の活用により、交流人口の回復を目指します。

## 2 金融・税制面での支援

### (1) 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

既存の貸付制度により融資を受けている事業者は、被災により返済資金の調達が困難になり、償還が困難になることが予想されるため、市及び県は、国等の関係機関に対して償還条件の緩和等特例措置を要請します。

また、被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付け手続きの簡易迅速化、償還期限の延長等特別な取扱を行うよう要請します。

### (2) 既存融資制度等の活用の促進

市は、事業者が速やかに事業を再建できるよう、既存融資制度等について周知し、活用促進を図ります。

### (3) 融資の資金の円滑化を図るための支援の実施

被害が大きい場合、中小企業の再建に向けた資金需要が増加することが予想されます。市は、中小企業の資金調達に対応するため、金融機関（一般金融機関及び政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金の円滑化を図ります。

### (4) 新たな融資制度の検討

市は、本格的な復興資金需要に対応するために、被害状況調査、資金需要の把握、事業者や業界団体等の意見を踏まえ、低利での融資等新たな融資制度の創設について検討します。

### (5) 金融制度、金融特別措置の周知

市は、速やかに事業所の再建を図るため、国や県等の既存融資制度を含む各種の融資制度についての情報提供を行います。

### (6) 税の減免等

市は、災害の状況に応じて、税の申告期限・納期等の延長、減免等の納税緩和措置について検討し

ます。

#### (7) 水道料金の減額等

市は、災害の状況に応じて、水道料金の減額制度を設けます。

### 3 事業の場の確保

#### (1) 仮設賃貸店舗の建設

市は、被害状況調査や事業者、業界団体等の意見をもとに、店舗の被災（倒壊、焼失等）により事業再開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗の建設、低廉な賃料等での提供を国、県、関係機関に対し要請します。

#### (2) 共同仮設工場・店舗の建設支援

市は、倒壊又は焼失等の被害を受けた事業組合等が、自ら共同仮設工場・店舗を建設する場合には、国、県、関係機関と連携を図りながら、相談・指導を行います。

#### (3) 工場・店舗の再建支援

市は、自ら工場・店舗等を再建しようとする事業主・組合等に対して、国、県、関係機関と連携を図りながら相談・指導を行うとともに、資金面に関する支援を検討します。

#### (4) 民間賃貸工場・店舗の情報提供

市は、商工会議所等、関係機関と連携して賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の情報収集に努め、相談窓口や業界団体等へのリストの配布や、市ホームページ等の活用による情報提供を行います。

#### (5) 物流ルートに関する情報提供

市は、長期にわたる道路等の利用制約により、原材料等の仕入れ、商品等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルート等の物流ルートに関する情報提供に努めます。

#### (6) 物流機能の確保、水上での物的・人的輸送ルートの確保

市は、道路等を利用した輸送を補完するため、海上を利用した輸送ルートについても活用します。

### 4 農林水産業者に対する支援

#### (1) 生産基盤・施設の復旧

市は、農林水産業に関して、農地及び漁業海域等の生産基盤や、農業用水路、治山施設、漁港及び漁業施設等の生産施設・設備の被害状況を速やかに把握し、その早期の復旧に努めます。

#### (2) 災害復旧事業等の実施

市は、被災した農林水産業の再建に加え、生鮮食料品の安定供給を図るため、国等が行う各種の農林水産業施設の再建費用への助成制度を活用し、災害復旧事業等を行います。

#### (3) 既存制度活用の促進

市は、被災した農林水産業者が速やかに生産等が再開できるよう、農林水産団体等を通じて各種の融資制度の趣旨や内容を周知し、活用を促進します。

#### (4) 物流ルートに関する情報提供

市は、長期にわたる道路利用等の制約により、生産物等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルート等の物流ルートに関する情報提供に努めます。

#### (5) 第一次産業の復旧・復興計画の策定

市は、地場産業の将来的な展開と地域コミュニティの維持を十分に考慮したうえで、適切な復旧・復興計画を策定します。

## 第6章 東海地震に関する事前対策

### 第1節 計画の目的

#### 第1 東海地震に関する事前対策計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第6条第2項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域において、警戒宣言等が発せられた場合にとるべき対策を中心に、緊急整備事業の推進等について定めるとともに、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、防災関係機関等と連絡調整を図りながら、東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表から地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間における必要な具体的計画等を定め、東海地震の予防体制の推進を図ることを目的としています。

#### 第2 東海地震に関する事前対策の体系

東海地震に関する事前対策の体系は次のとおりです。

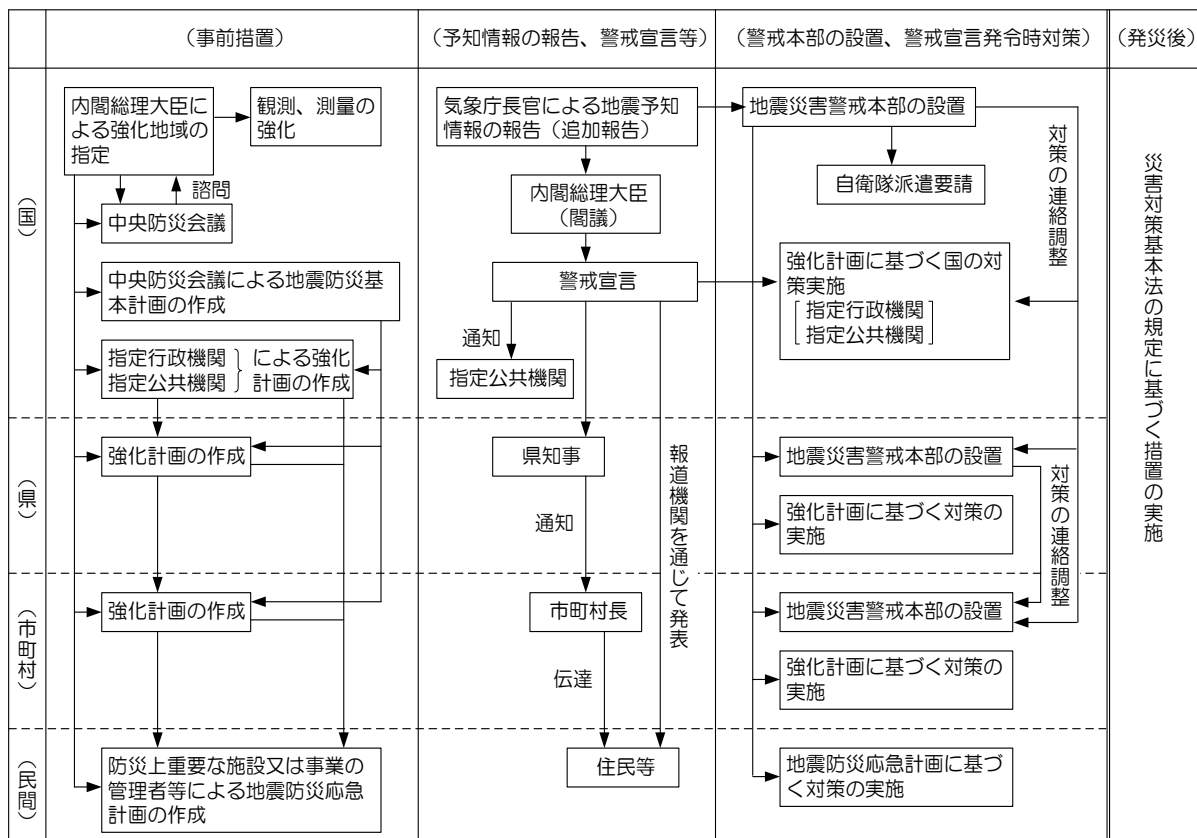


図 東海地震に関する事前対策の体系

### 第3 地震防災対策強化地域

---

市は、大震法第3条第1項の規定に基づき、地震防災対策強化地域に指定されています。

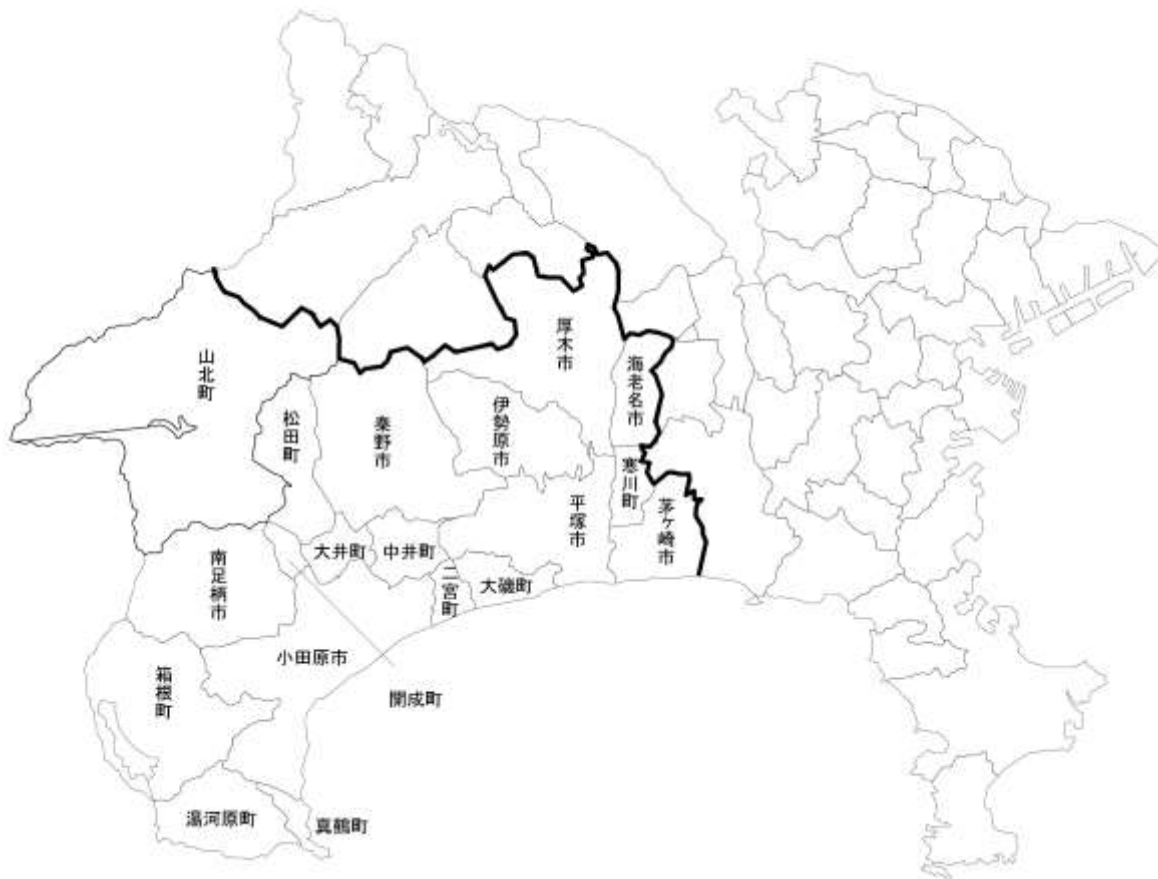


図 地震防災対策強化指定市町 (8市11町)



## 第2節 予防対策

### 第1 緊急整備事業

大規模な地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和55年、法律第63号）第2条第1項に基づき県が作成する「地震対策緊急整備事業計画」に即して、あらかじめ避難場所、避難経路、消防用施設、学校施設、病院施設及び社会福祉施設等各種防災関係施設を整備するため、市及び関係機関は、これら防災施設につき期間を定めて関連事業との整合を図り、早急にその整備を図ります。

#### 1 地震対策緊急整備事業の推進

- ア 大震法第6条第2項の趣旨を踏まえ、同法施行令第2条の規定に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定めてその整備に努めます。
- イ 大震法施行令第2条の規定に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設等以外の震災対策関連事業についても、年次計画を定めその整備推進に努めます。

◆資料1-3：地震対策緊急整備事業計画表

### 第2 地震防災応急計画の作成

大震法第7条第1項及び同法施行令第4条の規定に基づき、病院、映画館、デパート等不特定多数の者が出入りする施設、学校、大規模な工場や事業所、危険物の製造、電気・ガス・水道等の施設、鉄道事業等については、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合あるいは警戒宣言が発せられた場合の災害防止と社会的混乱を避けるため、それぞれの施設管理者等が地震防災応急計画を作成します。

### 第3 東海地震に関連する情報の知識の普及

市は、東海地震の切迫性や東海地震に係る防災意識の普及、啓発に努めるとともに、警戒宣言が発せられた場合等に市民等が的確な判断に基づいて行動ができるよう、本編第3章「第16節 防災知識の普及」に定めるもののほか、市職員及び市民等に対し、地震防災上必要な教育及び広報を推進します。

- ア 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 東海地震の予知に関する知識
- ウ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容
- エ 予想される地震及び津波に関する知識
- オ 東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合、並びに地震が発生した場合の出火防止、近隣住民との救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

#### 1 職員に対する教育

所属長は、所属職員に対して地震災害応急対策等の実施に必要な防災教育を行います。次の項目を基に、年度当初に所属職員を対象とした教育活動を実施します。

- ア 地震に関する一般的な知識
- イ 地震、津波等に対する防災対策

- ウ 大規模地震対策特別措置法の概要
- エ 地震予知情報等が発表された場合の行動基準
- オ 警戒宣言の性格と措置内容
- カ 市職員に課せられた役割
- キ 地震が発生した場合の行動基準
- ク 市各課等の防災活動の分野及び処理方法
- ケ 地震対策の課題

## 2 市民等に対する教育・広報

市は、防災関係機関と協力して市民等に対し、地震に関する必要な防災教育・広報を実施します。  
なお、情報伝達について特に配慮を要する外国人に対しては、外国語による広報を実施するよう努めます。

### (1) 防災教育・広報の実施方針

防災教育・広報は、広報小田原、パンフレット等により広く市民等に周知するとともに、自主防災組織及び事業所等を活用し、次の教育・広報内容を基に、実情に即した教育・広報を実施します。

### (2) 教育・広報内容

- ア 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置内容
- イ 予想される地震に関する知識
- ウ 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合の出火防止、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- エ 正確な情報入手の方法
- オ 防災関係機関が講ずる地震災害対策等の内容
- カ 各地域における土砂災害の生じるおそれのある区域等に関する知識
- キ 各地域における避難経路に関する知識
- ク 平常時に市民が実施しうる生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策内容
- ケ 自主防災組織に関する知識

## 3 児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、児童生徒等に対する防災教育の指針を示し、その実施を指導します。

### (1) 防災教育の実施方針

防災教育は、各教科、学級活動及び学校行事等、教育活動全体を通じ、次の教育内容を基に、各学年に即した教育を実施します。

### (2) 教育内容

- ア 地震に関する基礎的な知識
  - (ア) 地震予知情報等と警戒宣言の意義
  - (イ) 地震はどのようにして起こるか
  - (ウ) マグニチュードと震度
- イ 地震のもたらす被害
  - (ア) 震度と危険度
  - (イ) 建造物の倒壊、落下物
  - (ウ) 津波、火災、地すべり等
- ウ 基本的行動に関する指導
  - (ア) 地震予知情報等と警戒宣言発令時における行動指針

- (イ) 発災後における行動指針
- エ 地震に対する心構えに関する指導

## 第4 防災訓練

---

市は、警戒宣言等が発せられた場合における市域の防災体制の確立を図るため、防災関係機関及び自主防災組織と相互に協調し、かつ、体制の強化を目的とした防災訓練を実施します。

### 1 防災訓練の種類

#### (1) 総合防災訓練

総合防災訓練は、年1回以上実施します。

この訓練は、地震予知情報等や警戒宣言の受伝達、市地震災害警戒本部の設置及び運営、避難誘導等、地震災害応急対策を総合的に実施します。

#### (2) 個別防災訓練

個別防災訓練は、次の訓練を単独又は組み合わせて随時実施します。

##### ア 通信訓練

地震予知情報等や警戒宣言の受伝達を迅速かつ正確に行うため、防災行政無線等による通信情報受伝達訓練を実施します。

##### イ 職員参集訓練

勤務時間外の地震予知情報等や警戒宣言の発表、発令に備え、短時間に迅速かつ適切な動員体制の確立を図るため、地震災害応急対策等実施要員の動員訓練を実施します。

##### ウ 広報訓練

地震予知情報等や警戒宣言を市民等に対し、迅速かつ的確に周知するため、防災行政無線や広報車等による広報訓練を実施します。

##### エ その他の訓練

地震予知情報等や警戒宣言の発表、発令時における各所管の地震災害応急対策が、迅速かつ的確に実施できるよう市各部課等が自ら計画し実施します。

## 第5 警戒宣言発令時の行動指針

---

警戒宣言時のパニックの防止は、市民一人ひとりの正しい行動にあります。

市民等は、警戒宣言が発令された場合、原則として広域避難所等への事前避難は行わず、次のことに十分留意して冷静に行動し、自宅付近等の安全な場所等で地震の発生に備えるものとします。

### (1) 正しい情報の収集

- ア テレビ、ラジオ等報道により情報を収集します。
- イ 防災関係機関からの情報を収集します。
- ウ 自主防災組織からの情報を収集します。

### (2) 家庭の防災会議

- ア 万一来に備え、家族の連絡方法等を決めます。
- イ 各自の仕事の分担と手段等を決めます。

(3) 出火の防止

ア 火気の使用を自粛します。

(4) 家庭内の転倒、落下物の防止

ア 家具類は、転倒しないように固定します。

イ 棚等の落下物は、取り除きます。

(5) 消火の準備

ア 出火に備えて、消火器、水バケツ等を用意します。

イ 風呂桶、バケツ等に消火用水及び飲料用水として緊急貯水をします。

(6) 家庭内の危険物の整理

ア 灯油、ベンジン等燃えやすいものは、安全な容器に移し整理します。

イ エルピーガスのボンベは、転倒しないように固定します。

(7) 非常持出品の準備

最低3日分、推奨1週間分の食料及び飲料水(1人3リットルが1日分の目安)、常備薬、最小限の着替え肌着、懐中電灯、マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等、いつでも持ち出せるように準備します。

(8) 安全な服装

ヘルメットや頭巾をつけ、避難や作業に適した安全な服装に着替えます。

(9) 避難場所の確認

ア 家庭内の安全な場所

家の中では、風呂場、トイレ等四方に柱の多い所等、安全な場所を確保します。

イ 隣近所の避難場所

自宅付近の安全な避難場所を選んでおきます。

ウ 自主防災組織の避難場所

あらかじめ自主防災組織で決めた一時避難場所を確認しておきます。

エ 広域避難所

広域避難所を確認しておきます。

(10) 隣近所の協力体制

自主防災活動が直ちにできるよう、装備を点検し、準備します。

(11) 電話使用の自粛

電話の使用は極力自粛します。

(12) 自動車の使用の自粛

原則として、自動車は使用しません。

## 第6 自主防災組織の活動

---

自主防災組織は、警戒宣言発令時、地域の状況を正確に市へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施します。

活動内容については、「第3章 第16節 第2 3 自主防災組織の役割 (2) 災害時の活動(地震3-32)」に準じます。

## 第3節 警戒宣言発令時等対策

市は、警戒宣言が発せられた時から地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、強化地域内において警戒宣言発令時対策を実施します。

警戒宣言が発せられた場合には、東海地震の発生後に災害応援協定に基づいた応援を円滑に行うため、情報の共有を図りながら必要な対応を相互にとります。また、警戒宣言発令時対策の実施にあたっては、市民の日常生活への影響や強化地域内外の経済的影響並びに要配慮者への配慮に努めます。

なお、東海地震に関連する情報が発表された場合、市は、その情報内容に応じて、市職員の参集や事前の準備行動等の必要な措置を、経済的影響等に配慮しながら講じます。

### 第1 東海地震に関連する情報が発表された場合の対応

---

東海地震に関連する情報の区分に応じ、速やかに必要な対策が行えるよう次の体制をとり、事前対策を速やかに実施します。

#### 1 東海地震に関連する調査情報（定例）

##### （1）情報の内容

毎月開催される定例の地震防災対策強化地域判定会において評価した調査結果について発表される情報です。

#### 2 東海地震に関連する調査情報（臨時）

##### （1）情報の内容

東海地域の観測データに異常が現れた場合に、その原因の調査状況について発表される情報です。

##### （2）配備体制

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合は、平常時の業務を継続しつつ、準備体制による情報の収集及び連絡体制をとるとともに、応急対策準備に必要な市職員を配備する体制、又は、動員1号体制による市内の数地域の災害に直ちに対処できる一定範囲の市職員を動員する体制をとります。

なお、東海地震発生のおそれが無くなったと認められ、安心情報である旨を明記した本情報が発表された場合には、その体制を解除します。

##### （3）対応事務

ア 防災関係機関と連絡を密にし、情報収集を行います。

イ 必要に応じて、市防災対策推進連絡会又は同推進部会を開催し、市各部局等に対し情報提供を行います。

ウ 非常時には速やかに地震災害対策実施の体制がとれるよう周知します。

#### 3 東海地震注意情報

##### （1）情報の内容

東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される情報です。

##### （2）配備体制

東海地震注意情報が発表された場合は、動員1号体制による市内の数地域の災害に直ちに対処できる一定範囲の市職員を動員する体制、又は、動員2号体制による動員1号体制を強化し情報や事態の推移に伴い必要な対策が実施できる体制をとり、情報の受伝達及び警戒宣言の発令に備えて、必要な対策が円滑に行えるように備えます。

なお、本情報の解除に係る情報が発表された場合には、その体制を解除します。

(3) 対応事務

- ア 防災関係機関と連絡を密にし、情報収集を行います。
- イ 市東海地震注意情報時対策本部を設置し、地震災害応急対策の準備行動の方針の決定や総合調整を行います。
- ウ 本節「第5 東海地震に関連する情報、警戒宣言の伝達」以降の地震災害応急対策及び準備行動に係る措置を実施します。

4 東海地震予知情報

(1) 情報の内容

東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報です。

(2) 配備体制

東海地震予知情報が発表された場合は、動員3号体制による市の総力をあげて応急対策活動が実施できる体制をとり、情報の受伝達及び警戒宣言の発令に備えて、必要な対策が円滑に行えるように備えます。

なお、警戒宣言が発せられた場合は、市地震災害警戒本部を設置します。市地震災害警戒本部設置については、本節「第3 警戒宣言が発せられた場合の対応」を参照します。

(3) 対応事務

東海地震予知情報が発表された場合は、本節「第3 警戒宣言が発せられた場合の対応」を参照します。

表 東海地震に関連する情報が発表された場合の配備体制

	「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表された場合	「東海地震注意情報」が発表された場合	「警戒宣言」が発せられ、「東海地震予知情報」が発表された場合
配備体制	準備体制又は動員1号体制	動員1号体制又は動員2号体制	動員3号体制
市警戒本部の設置等	市防災対策推進連絡会又は同推進部会の開催	市東海地震注意情報時対策本部の設置	市地震災害警戒本部の設置

第2 動員計画

市が実施する地震災害応急対策及び準備行動に必要な市職員（以下「地震災害応急対策等実施要員」という。）の動員計画は次のとおりです。

1 勤務時間内における伝達系統

- ア 東海地震予知情報等が発表された旨の通知を受けた場合、市長は、地震災害応急対策等実施要員の参集を命じます。
- イ 前号の命令を受けた場合の伝達用語は、情報の種類に応じて「動員〇号体制発令」とします。
- ウ あらかじめ定められた市職員は、直ちに所定の場所へ参集します。
- エ 市各職員は、所属長の指示を受け、速やかに地震災害応急対策の準備行動を行います。
- オ 東海地震予知情報等の解除に係る情報が発表された場合は、その体制を解除します。

## 2 勤務時間外等における伝達系統

- ア 県から東海地震予知情報等が発表された旨の伝達を受けた場合、市消防長は、あらかじめ定められた市職員に対し、直ちに伝達系統図(資料2-14)により所定の場所に参加を指示します。(この場合の伝達用語は情報の種類に応じて「動員〇号体制発令」とします。)
- イ あらかじめ定められた市職員は速やかに所定の場所へ参加します。
- ウ 市各職員は、所属長の指示を受け、速やかに地震災害応急対策の準備行動を行います。
- エ 東海地震予知情報等の解除に係る情報が発表された場合は、その体制を解除します。

## 3 警戒宣言発令時の伝達

警戒宣言の発令を知った時、又は動員の発令があった場合は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報発表時の動員を準用します。

なお、この場合、市地震災害警戒本部長の指示に従い分担業務を実施します。

## 4 勤務時間外等参加時の職員の心得

- ア 市職員は、積極的に東海地震に関連する情報の収集に努めて参加に備えるとともに、東海地震注意情報、東海地震予知情報の発表及び警戒宣言の発令を知った時は、参加命令を待つことなく自己の判断により所定の場所へ参加します。
- イ 市職員は、東海地震に関する調査情報(臨時)及び東海地震注意情報発表時は通常の交通手段で、東海地震予知情報発表時及び警戒宣言発令時は、主要道路の閉鎖、交通規制等の事情を考慮し、原則として徒歩あるいは自転車により参加します。
- ウ 参加途上において発災その他の状況により、参加することが極めて困難なときは、近くの拠点に参加して上司の指示を受けます。
- エ 本部連絡員及び警戒本部員が参加することができない場合を考慮し、あらかじめ市各部局において代理者を定めておきます。

- ◆資料2-11：小田原市地震災害警戒本部長及び本部員名簿
- ◆資料2-20：小田原市災害初動体制規程
- ◆資料2-21：勤務時間外における職員伝達系統図

## 第3 警戒宣言が発せられた場合の対応

---

警戒宣言が発せられた場合における、市地震災害警戒本部の設置及び運営等については次のとおりです。

### 1 地震災害警戒本部の設置

市長は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに市地震災害警戒本部を設置します。

### 2 組織

市地震災害警戒本部の組織は、大震法、大震法施行令、小田原市地震災害警戒本部条例に定めます。

### 3 地震災害警戒本部の所掌事務

市地震災害警戒本部の所掌事務は、大震法第18条第2項に掲げられた次の事務とします。

- ア 市域に係る地震災害応急対策の実施、各防災関係機関が実施する地震災害応急対策等の推進
- イ 前号の推進上必要とされる情報の収集、分析及び伝達、広報活動等の実施
- ウ 地震災害応急等を的確かつ円滑に実施するため、市地震災害警戒本部長が行う市教育委員会

に対する指示に関する所要の事務処理

エ 前3号に掲げるほか、「第4章 災害時の応急活動対策」の地震災害応急対策に係る措置に関すること。

- ◆資料 2-10：小田原市地震災害警戒本部条例
- ◆資料 2-11：小田原市地震災害警戒本部長及び本部員名簿

## 第4 警戒宣言前の準備行動

---

東海地震注意情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められた場合は、国はその旨を公表します。その場合、市及び県は、救急・救助・消火部隊等の受入れ・派遣準備や物資の点検、児童生徒等の帰宅、旅行の自粛等、必要な準備行動等を実施します。

なお、本情報の解除に係る情報が発表された場合、国は準備体制の解除を発表します。その場合、市及び県は準備行動を終了します。

## 第5 東海地震に関連する情報、警戒宣言の伝達

---

東海地震注意情報、東海地震予知情報あるいは警戒宣言が発せられた場合（以下「警戒宣言発令時等」という。）、地震発生に備えて事前防災措置を実施するとともに、社会的混乱を防止するため、次の事項に留意し、市民等に対する的確かつ迅速な広報活動を実施します。

### 1 伝達の内容

#### (1) 警戒宣言発令時等

- ア 東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言の内容
- イ 市民等のとるべき措置
- ウ その他

#### (2) 警戒宣言発令中

- ア 地震予知に関する情報
- イ 交通規制の状況等地震災害応急対策の実施内容
- ウ その他

#### (3) 警戒宣言が解除されたとき

- ア 警戒解除宣言の内容
- イ 市民等が実施している対策の解除措置
- ウ その他

### 2 伝達手段

- |                      |             |                  |
|----------------------|-------------|------------------|
| ア 防災行政無線             | イ 戸別受信機     | ウ J:COM 防災情報サービス |
| エ 防災メール              | オ テレホンサービス  |                  |
| カ J:COMチャンネル小田原データ放送 |             | キ FMおだわら         |
| ク 市ホームページ            | ケ 緊急速報メール   | コ 市SNS           |
| サ 広報車、消防車両等          | シ 電話・ファクシミリ | ス Jアラート セ Lアラート  |
| ソ yahoo!防災速報アプリ      |             |                  |

### 3 広報の重点事項

市民等への広報を実施するにあたっては、次の事項を重点に実施します。

また、市民等に対する東海地震に関連する情報の広報に際しては、具体的にとるべき行動を合わせ



て示すとともに、状況に応じて逐次、平易な表現で、反復継続して行うよう努めます。

なお、要配慮者等の情報伝達には特に配慮するとともに、外国語による表示等様々な広報手段を活用するよう努めます。

- ア 東海地震に関連する情報の内容
- イ 冷静な行動をとること
- ウ 火気の使用を自粛すること
- エ 家具等屋内重量物の転倒防止措置をとること
- オ テレビ、ラジオ等の情報に注意すること
- カ 食料、飲料水等の持ち出しの準備と消火の準備をすること
- キ 自動車の使用、不要不急の旅行、出張等を自粛すること
- ク 事前避難対象地区として市から指定された地区以外は、避難行動を行わず、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動すること
- ケ 避難情報を受けた市民等は、原則として徒歩で避難するものとし、避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が困難な場合は、車両による避難も可能とすること
- コ 電話の使用を自粛すること
- サ 海岸への立ち入り、マリンスノー、登山等を自粛すること
- シ その他生活関連情報等、市民等が必要とする情報

#### 4 情報パニック防止措置

警戒宣言発令時等における情報パニック防止に資するため、日頃から自主防災組織等へ防災知識の普及を図るとともに、県と連携して必要な広報を実施します。

◆資料 3-2：東海地震に関連する情報の伝達系統及び伝達方法

## 第6 警戒宣言発令後の地震災害応急対策に関する報告等

---

市長は、警戒宣言発令後の地震災害応急対策に係る措置の実施状況等を県警戒本部長に報告します。

### 1 報告事項

- ア 東海地震に関連する情報の伝達に関すること。
- イ 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関すること。
- エ 施設及び設備の整備及び点検に関すること。
- オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模地震により、地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関すること。
- カ 緊急輸送の確保に関すること。
- キ 地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関すること。
- ク その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関すること。

### 2 報告の時期

前号の事項の措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他警戒宣言が発せられた後の経過に応じて逐次行います。

## 第7 他機関に対する応援要請

---

第4章「第1 1節 広域的応援体制」を準用します。

## 第8 事前避難対策

---

事前避難を迅速かつ的確に実施するための地震災害応急対策及び準備行動は次のとおりです。

### 1 事前避難対象者

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条第1項に基づき、急傾斜地崩壊危険区域として知事が指定した区域内に居住する者、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第6条第1項又は第8条第1項に基づき、土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域として知事が指定した区域内に居住する者、また、津波浸水予想地域の者としします。

### 2 事前避難対象者への周知

事前避難対象区域内に居住する者への周知は、説明会等を開催するほか、自主防災組織の活用、パンフレットの配布、その他の方法により行い、周知の内容としては、おおむね次の事項とします。

- ア 避難を要する理由
- イ 避難指示を行う対象地域
- ウ 避難指示の伝達方法
- エ 避難経路及び収容施設
- オ 収容施設で行う援護の措置等
- カ その他避難に関する注意事項

### 3 事前避難対象区域内居住者の責務

- ア 避難は地域ごとに行動し、原則として、自動車は使用しない。
- イ 収容施設以外の場所に避難する場合は、あらかじめ自主防災組織の長に報告する。
- ウ 服装、履物は活動しやすいものとし、ヘルメット、頭巾等を着用する。
- エ 最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水（1人3リットルが1日分の目安）、常備薬、貴重品及び最小限の衣類、マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等を携行する。
- オ ガスの元栓を締める等、火気の安全を確認する。
- カ 戸締まりを完全にし、盗難防止に努める。
- キ 要配慮者の避難に協力する。
- ク 電気ブレーカーを落とす。

### 4 避難情報の伝達

東海地震注意情報が発表された場合、避難指示に備え、避難準備を行うように広報を行います。

警戒宣言が発令された場合、市長は、次の方法により避難指示を行います。この場合あらかじめ収容施設の開設を指示します。

また、小田原警察署長に避難指示を発令した旨の連絡をするとともに、避難路の交通規制及び避難対象地区の治安維持のため出動要請をします。

- ア 事前避難対象者に対して防災行政無線等により避難の準備、避難指示を伝達します。
- イ 事前避難対象区域内の自主防災組織の長に避難の準備、避難指示を伝達します。

### 5 避難体制の確立及び避難誘導

避難指示後、市は、事前避難対象区域内の避難者が円滑かつ迅速に避難行動がとれるよう避難体制を確立し、収容施設に誘導します。

なお、この場合は、自主防災組織等と連絡を密にして安全を図ります。

- ア 避難にあたっては、警戒宣言が発せられた時から地震の発生までは比較的短時間であるということを前提に避難体制の確立を図ります。
- イ 市は、避難対象地区を単位に、あらかじめ把握した要配慮者の避難については、自主防災組織等と連携し実施します。また、外国人、出張者及び旅行者等についても、関係事業者と連携して、避難誘導等適切な対応を実施します。

## 6 収容対象者

収容対象者は、事前避難対象者のうち、市が指定した次々項の施設に避難を希望する者としてします。  
なお、市の指定した避難収容施設以外に避難する者にあつては、その避難先及び連絡方法を自主防災組織の長を通じて市長に報告します。

## 7 避難生活の運営

避難生活の運営は、原則として屋外としますが、大雨や台風等の気象条件により、屋外での避難は危険が伴う場合や、要配慮者を保護する場合は、市が指定した次項の施設においては、屋内での避難生活を運営できるものとします。

## 8 収容施設及び避難経路

急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域内の各地区の収容施設は、公共施設等の中からあらかじめ選定し、その避難経路を定めます。

なお、新たに区域が指定された場合、同様に収容施設及び避難経路を定めます。

## 9 避難後の措置

市長は、事前避難対象者に避難の勧告又は指示を行った後、次の措置をとります。

- ア 県警戒本部へ避難の勧告又は指示の発令及び避難状況等の報告。
- イ 市地震災害警戒本部及び地区拠点並びに収容場所等との通信体制の確保。
- ウ 避難者の把握及び保護。
- エ 避難完了後の同区域内を警戒区域として立入禁止措置を実施。
- オ 小田原警察署と連携し、同区域内のパトロールを実施。
- カ 要配慮者への救護措置。
- キ 食料、飲料水及び毛布等の供給体制の確保。
- ク その他必要な措置

## 10 災害救助法の適用

事前避難対策として、災害救助法を適用する場合の手続き等については、第4章「第12節 災害救助法関係」の定めにより行います。

## 第9 帰宅困難者対策

---

警戒宣言が発せられた場合、公共交通機関の運行停止等により、発生する帰宅困難者については、次のように対処するものとします。

### 1 一斉帰宅者の発生の抑制

#### (1) 基本原則の周知

市は、帰宅困難者の行動の基本原則である「むやみに移動を開始しない」ことを、報道機関等の協力を得て、周知します。

## (2) 帰宅困難者への必要な情報の提供

市及び防災関係機関は、帰宅困難者に冷静な行動をとってもらうため、必要な情報提供等に努めます。

## 2 帰宅困難者への支援

### (1) 避難場所の提供

帰宅の手段を失い、駅周辺、市街地、観光施設等で滞留し、避難を希望する人に対し、避難場所を提供します。避難場所は、公共施設等の中からあらかじめ選定します。

### (2) 避難誘導及び治安維持等

- ア 周辺の土地に不案内な観光客等に的確な行動を促すため、十分な情報提供を行います。
- イ 駅構内の滞留旅客については、鉄道関係機関が避難誘導を行います。
- ウ 市は、駅構外の帰宅困難者の避難誘導について、周辺事業者や自治会等とも連携して行います。
- エ 小田原警察署は治安の維持を確保し、市等と連携し、交通安全の確保に努めます。

### (3) 帰宅困難者の把握

市は、避難場所に避難した帰宅困難者数について、警察、鉄道機関等と十分連携をとり、把握します。

### (4) 避難場所における措置

- 市は、避難場所において次の措置をとります。
- ア 市災害対策本部と避難場所との通信体制の確保
  - イ 要配慮者等に対する救護措置
  - ウ 飲料水等の供給体制の確保
  - エ 交通機関の運行状況の把握及び周知
  - オ 帰宅困難者に対する各種の情報提供
  - カ その他必要な措置

## 3 県への報告

市災害対策本部は、帰宅困難者の避難状況について、県災害対策本部へ報告するとともに、必要に応じて、県へ協力要請します。

◆資料 5-5：帰宅困難者避難場所一覧

## 第10 消防対策

---

市消防長は、警戒宣言等が発令された場合は小田原市消防震災警防規程に基づくほか、次の各号に掲げる事前対策を講じます。

- ア 市震災対策統括本部の設置
- イ 消防部隊、人員の増強
- ウ 東海地震に関連する情報の収集、伝達
- エ 消防施設、装備の点検及び水利の確保
- オ 火災防衛困難地域の警戒、出火防止に関する広報
- カ 事業所等に対する応急計画実施の要請
- キ 防潮扉の点検又は閉鎖並びに津波浸水予想地域に対する避難情報の周知
- ク 救急病院等の診療情報の収集
- ケ その他必要な措置

## 第11 市が管理又は運営する施設に関する対策

---

東海地震注意情報が発表された場合、市が自ら管理又は運営する施設については、次により対処します。

### 1 道路

市は、直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を、あらかじめ定められた方法により実施して状況を把握し、交通の制限、工事の中断等の応急保安措置をとります。

### 2 河川及び河川施設

市は、直ちに所管河川及び河川施設の観測・巡視を実施して状況を把握し、工事中のものにあつては、工事の中断等の応急保安措置をとります。

### 3 水道施設

市は、直ちに水道施設の緊急点検及び巡視を、あらかじめ定められた方法により実施して状況を把握し、工事中のものにあつては、工事の中断等の応急保安措置をとります。

### 4 下水道施設

市は、直ちに下水道施設の緊急点検及び巡視を、あらかじめ定められた方法により実施して状況を把握し、工事中のものにあつては、工事の中断等の応急保安措置をとります。

### 5 漁港施設

市は、直ちに管理漁港の緊急点検及び巡視を、あらかじめ定められた方法により実施して状況を把握し、漁港管理道路の封鎖及び漁港への立入禁止の応急的な保安措置をとります。

### 6 不特定多数の者が出入りする施設等

市が管理又は運営する市庁舎、会館、社会福祉施設、観光施設、社会教育施設、社会体育施設、病院等の管理上の措置は、おおむね次のとおりです。

#### (1) 各施設に共通する事項

- ア 地震予知情報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の帰宅措置又は安全確保措置
- ウ 施設の防災点検と応急措置
- エ 薬品等及び設備、備品等の転倒及び落下防止措置
- オ 出火防止措置
- カ 受水槽等への緊急貯水
- キ 各施設において定める消防計画による点検及び確認
- ク その他必要な事項

#### (2) 個別事項

- ア 市立病院にあつては、小田原市立病院防災計画書に基づく、市立病院地震対策本部の設置に係る準備を行い、警戒宣言発令後は、この計画書に定めるところにより必要な措置を講じます。
- イ 動物園等にあつては、飼育動物の逃走防止のため次の措置を講じます。
  - (ア) 動物舎、外柵、錠等、施設の安全点検
  - (イ) 捕獲用資材の確認準備
  - (ウ) 警察等関係機関へ連絡

### 7 地震災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 地震災害警戒本部が置かれる庁舎等

市地震災害警戒本部が置かれる庁舎及び小田原市地震災害初動体制規程に定める拠点が置かれる庁舎等の管理者は、地震災害応急計画に掲げられた措置をとるとともに、市地震災害警戒本部が実施する応急対策に必要な次の設備を確保します。

ア 非常用電源の確保

(ア) 自家発電による電源

- a 防災対策実施上重要な各室及び無線室の電源
- b 各種消防設備用防災電源
- c 給水ポンプ用電源

(イ) 蓄電池設備による電源

自家発電が可動する間の非常照明用電源（約30分間の使用が可能なもの）

(ウ) 可搬式発電機による電源

移動可能な、単相交流発電機

イ 無線通信機等通信手段の確保

(ア) MCA無線

(イ) 水道無線電話装置

(2) 収容施設又は仮設救護所の置かれる学校等

この計画に定める収容施設又は仮設救護所の置かれる学校等の管理者は、地震防災応急計画に掲げる措置をとるとともに、市地震災害警戒本部が行う収容施設又は仮設救護所の開設に必要な資機材の搬入及び配備に協力します。

8 工事中の建築物等に対する措置

施設所管課は、直ちに工事中の建築現場を巡回し、施工業者に対し工事の中断を指示するとともに、危険防止上必要な次の措置をとらせませす。

- ア 外部足場等転倒防止のための点検確認
- イ 2階建以上の建築物の落下防止上の措置
- ウ 工事中止の建築物に対する立入禁止措置
- エ 工事現場内の危険物に対する安全防護措置
- オ 工事現場内の出火防止措置
- カ 工事現場内の原材料の安全防護措置
- キ その他必要な措置

9 工事中の宅地造成工事規制区域内の工事に対する措置

市は、直ちに工事中の宅地造成現場を巡回し、施工業者に対し工事の中断を指示するとともに、危険防止上必要な次の措置をとらせませす。

- ア 崖崩れ又は土砂の流出の防止措置
- イ 工事中止の宅地に対する立ち入り禁止措置
- ウ 擁壁、排水施設の安全措置
- エ 工事現場内の危険物に対する安全防護措置
- オ 工事現場内の原材料の安全防護措置
- カ その他必要な措置

第12 警備対策

---

小田原警察署は、地震予知情報等の公表に伴い、東海地震に係る市民の危惧、不安等から発生するお

そのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、県警察の総力を發揮して迅速、的確な警戒宣言発令時対策を実施することにより、市民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持の万全を期します。

## 1 警備体制の確立

### (1) 警備本部の設置

東海地震に関する異常現象の観測により、東海地震注意情報発表の通知を受領したときは、直ちに小田原警察署に署長を長とする小田原警察署東海地震警戒警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、小田原警察署東海地震警戒警備本部と市地震災害警戒本部は、必要に応じてお互いに所要の要員を派遣し、協力・連携体制を強化します。

### (2) 警備部隊の編成及び部隊運用

別に定めるところにより、警備部隊の編成を行うほか、事案の規模及び状況に応じて迅速・的確な部隊運用を行います。

## 2 警戒宣言発令時対策

小田原警察署が実施すべき警戒宣言発令時対策に係る措置については、おおむね次に掲げる事項を基準とします。

### (1) 情報の収集・伝達

東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発令された場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速・的確に収集・把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため、次の活動を実施します。

- ア 市が行う東海地震に関連する情報、警戒宣言の伝達への協力
- イ 各種情報の収集・伝達
- ウ 市地震災害警戒本部及び関係機関との相互連絡

### (2) 広報

民心の安定と混乱の防止のため、次の事項を重点として広報活動を実施します。

- ア 予知情報、警戒宣言に関する正確な情報
- イ 道路交通の状況と交通規制の実施状況
- ウ 自動車運転の自粛と自動車運転者のとるべき措置
- エ 犯罪の予防等のために住民がとるべき措置
- オ 不法事業を防止するための正確な情報
- カ その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

### (3) 社会秩序の維持

東海地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、次の活動により社会秩序維持に万全を期します。

- ア 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止
- イ 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防・取締り
- ウ 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防・取締り
- エ 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護
- オ 避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒
- カ 自主防犯活動等に対する指導

## 3 緊急整備事業施設等の整備

大規模地震対策特別措置法第6条第1項第2号に定める関係機関が行う施設等の整備に関しては、小田原警察署の実施する地震防災応急対策及び災害応急対策が効果的に推進し得るよう、平常時から当該関係機関との緊密な連携を保持して、その調整に配慮するものとします。

## 第13 緊急輸送

---

### 1 緊急輸送の実施の範囲

警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次のとおりです。

- ア 地震災害応急対策の実施要員
- イ 食料、飲料水、医薬品、防災資機材等の物資、資機材
- ウ その他必要と認める人員、物資又は資機材

### 2 緊急輸送車両の確保等

#### (1) 管理車両

緊急輸送は、原則として市管理の車両を使用し、輸送手段の競合を生じないよう十分調整を図ります。

#### (2) 協定に基づく要請

東海地震注意情報が発表された場合、市は、緊急輸送車両の確保を図るため、「災害時における物資の輸送等に関する協定」（協定4-1）及び「災害時における物資配送等に関する協定」（協定4-2）に基づき、当該輸送機関に対し車両の確保と出動待機を要請するとともに、燃料の確保を図ります。

#### (3) 輸送手段の確保

市長は、輸送手段の確保について必要がある場合、県警戒本部に対し要請します。

### 3 緊急輸送道路等の確保

市における緊急輸送道路補完道路は資料4-2のとおりです。

### 4 関係機関との調整

緊急輸送を実施中、輸送関係機関と調整すべき問題が生じた場合は、市地震災害警戒本部に要請します。

◎関連箇所：本編第4章「第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」

- ◆資料4-2：緊急輸送道路補完道路（市指定）
- ◆資料4-3：小田原市管理車両一覧
- ◆協定4-1：災害時における物資の輸送等に関する協定書（一般社団法人神奈川県トラック協会）
- ◆協定4-2：災害時における物資配送等に関する協定（佐川急便株式会社）

## 第14 交通対策

---

市は、警戒宣言発令時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供し、不要不急な旅行等の自粛を要請します。

小田原警察署は、東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合における交通の混乱と交通事故の発生を防止し、市民等の避難の円滑と防災関係機関が警戒宣言発令時対策のために実施する緊急輸送の円滑を確保するため、次により交通規制等の交通対策を実施します。

なお、強化地域内の交通規制については、地震災害応急対策の実施状況、道路交通の状況、交通規制に伴う地域住民の日常生活への影響等を総合的に判断して、効果的に実施します。



## 1 基本方針

- ア 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制します。
- イ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能を確保します。
- ウ 自動車専用道路（一般道路である国道 271 号の小田原から平塚間を含む。）については、強化地域内におけるインターチェンジ等からの一般車両の流入を制限します。

## 2 警戒宣言が発せられた場合の交通規制

警戒宣言が発せられた場合は、強化地域における交通の混乱の防止を図り、地震災害応急対策活動が円滑に行われるように、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や、緊急交通路の確保等必要な規制を実施します。

交通規制対策については、本編第4章「第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」に基づいて実施します。

## 3 運転者のとるべき措置

- ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともにカーラジオ等により継続して地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
- イ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
- ウ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- エ 駐車するときは、避難する人の通行や地震災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。
- オ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

## 第15 児童生徒等保護対策

---

東海地震注意情報が発表された場合、学校等は、児童生徒等の生命、身体の安全確保に万全を期するとともに、緊急事態に備え・迅速に的確に対応できる綿密な保護対策が講ぜられなければなりません。特に、学校等の長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、具体的な対策計画を定めます。

### 1 基本方針

- ア 児童生徒等の生命、身体の安全確保を最優先とすること。
- イ 学校等の所在する地域の諸条件を考慮すること。
- ウ 注意情報の発表に迅速に対応できること。
- エ 児童生徒等の行動の基準並びに学校等及び教職員等の対処の方法及び行動が明確にされていること。
- オ 全教職員の共通理解がなされ、個々の分担が明確にされていること。
- カ 注意情報の発表後においては、緊急連絡等ができない事態を想定し、児童生徒等の帰宅等の方法について保護者に十分理解されていること。

### 2 学校等の対応

#### (1) 在校時に注意情報が発表された場合の学校等の対応

- ア 学校等の長は、直ちに本部を設置し、東海地震予知情報のほか、必要な情報の収集に努め、的確な指導にあたります。
- イ 児童生徒等は原則、学校において保護者へ引き渡しを行うものとします。また、保護者の不在、帰宅路の被害等により帰宅が困難である児童生徒等については、学校において保護します。
- ウ 児童等の帰宅方法等については、あらかじめ保護者と協議のうえ定めておきます。
- エ 学校等の長は市教育委員会に、保育所等の長は市にその状況を速やかに報告します。
- オ 初期消火、救護、搬出活動等の防災活動準備体制をとります。

## (2) 教職員等の対処、指導基準

- ア 警戒宣言が発せられた場合、児童等を校庭等に集めます。
- イ 児童等の退避、誘導にあたっては、氏名、人員等の掌握と異常の有無等を明確にし、的確に指示します。
- ウ 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により児童等の所定の場所への退避、誘導又は帰宅等を行います。
- エ 配慮を要する児童については、あらかじめ介助体制等の組織を作る等十分配慮します。
- オ 児童等の帰宅等については、あらかじめ決められた方法で確実にいきます。
- カ 児童等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動にあたります。

## (3) 登下校・登降園、在宅時に東海地震注意情報が発表された場合の対策

- ア 登下校・登降園時に注意情報が発表された場合は、原則として帰宅するよう指導します。
- イ 交通機関の利用時については、その機関の責任者の案内に従うよう指導します。
- ウ 在宅中のときは、登校・園しないようにし、家族とともに行動するよう指導します。

## 第16 医療機関、福祉施設対策

---

### 1 医療機関の対策

医療機関は速やかに警戒宣言発令時対策を実施することにより、被害発生防止を図るとともに医療機能の維持に努めます。

#### (1) 警戒宣言発令の周知

医療機関の長は、警戒宣言が発せられたことについて、医師等の職員及び外来患者等に対して周知徹底を図ります。

#### (2) 院(所)の防災指導

医療機関の長は、地震防災対策本部を設置するとともに、消火設備、避難設備及び自家発電装置等の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転倒落下、移動の防止及び出火防止対策を実施します。

#### (3) 入院患者等の安全確保

医療機関の長は、入院患者等の安全確保措置を講じます。

#### (4) 手術中の場合の措置

手術中の場合は、医師の判断により安全措置を講ずるものとし、手術予定については緊急やむを得ない場合を除き延期します。

#### (5) 診療

地域医療の確保のため、耐震性を有する等安全性が確保されている病院については診療を継続できるものとします。

#### (6) 発災後への備え

医療機関は、発災後の医療機能を維持するため、医薬品、血液、治療材料等の確保に努めるとともに、食料、飲料水、燃料等の確保も合わせて行います。また、医師をはじめとした職員については、あらかじめ定めた職員連絡網等により連絡を行い、その確保を図ります。

また、患者等の保護等のため、施設の耐震性を考慮し、他の病院、病棟への搬送あるいは家族等への引き渡しを実施します。

◎関連箇所：本編第4章「第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動」

## 2 社会福祉施設対策

### (1) 警戒宣言発令時の措置

社会福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合、利用者の生命・身体の安全確保に万全を期すため次の措置をとります。

- |              |                     |
|--------------|---------------------|
| ア 施設備の点検     | イ 落下物等の防止措置         |
| ウ 食料、飲料水等の確保 | エ 関係機関、保護者との連絡体制の確保 |

### (2) 発災後への備え

入所者等の保護等の方法については、施設の耐震性を考慮し、他の福祉施設等への移送あるいは家族への引き渡しを実施します。

## 第17 不特定多数の者が出入する施設の対策

---

警戒宣言発令時におけるデパート、スーパーマーケット及び小売店等における営業状況は、おおむね次のとおりです。

なお、市は、食料等生活必需品等の売り惜しみ又は買い占め、物価の高騰が生じないように、関係する生産者及び流通業者等に対して、必要な要請を行います。

### 1 小売店

買物客や従業員の安全を確保するため閉店とすることが望ましいが、食料品及び日用雑貨等の生活必需品を取り扱う小売店については、施設の耐震性が確保されている場合には、事業者があらかじめ定めた方針や、事業者の判断により、食品について衛生上の確保を図りつつ、地域の需要に応えるものとします。

### 2 映画館等興業施設

警戒宣言発令が、興業の開催日前又は、開催日であっても開催前である場合は、原則として興業を中止します。

また、開催中の場合は、主催者の判断により中止します。

## 第18 生活関連施設対策

---

### 1 上水道施設の確保

市は、東海地震注意情報が発表された場合、あらかじめ配水池の貯水量を増加させる等需要量の増加に対する給水の確保、継続を図るとともに、市民に対して自ら飲料水の確保を図るよう広報します。

また、発災後に備えて、要員の確保、応急給水・応急復旧の体制の整備等必要な措置を講じます。

### 2 下水道施設の確保

市は、地震発生に備えて、要員の確保、応急復旧の体制の整備等必要な措置を講じます。

### 3 電力施設の確保

電力事業者は、警戒宣言が発せられた場合においても、その供給の継続を確保するため、地震災害警戒本部の設置、資機材の確保、特別巡視、特別点検、通信網の確保、応急安全措置等、必要な電力を供給する体制を確保し、応急措置を実施します。

#### 4 都市ガス施設等の安全等の確保

ガス事業者は、警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を継続しますが、発災後に備えて、要員・資機材の確保、施設の予防措置、広報の実施等、応急措置を迅速に講じる体制を確保し、応急措置を実施します。

#### 5 電話（通信）の確保

電気通信事業者は、警戒宣言が発せられた場合、地震防災対策上重要な電話（通信）の確保を図るため、地震災害警戒本部の設置、応急用資機材の事前配備、電源の確保、電話（通信）の疎通確保、安否確認に必要な措置等必要な体制を確保し、応急措置を実施します。

なお、これらの措置は、必要に応じて警戒宣言発令前からも実施します。

◆資料 14-2：東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社

◆資料 14-3：小田原ガス株式会社

◆資料 14-4：東日本電信電話株式会社神奈川事業部

### 第19 金融機関の対策

---

警戒宣言発令時における金融機関及び郵便局における営業状況は、おおむね次のとおりです。

#### 1 金融機関

窓口における営業は、普通預金（総合口座を含む）の払戻しを除く全ての業務を停止します。なお、普通預金の払戻しについても、来店中の顧客の払戻しが終了次第停止します。ただし、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、市民等の日常生活に極力支障をきたさないよう、必要な範囲内で、キャッシュサービス等（現金自動支払機を含む。）の営業を継続するよう努めます。

手形交換所における内国為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その業務を停止し、不渡処分猶予等の措置を講じます。なお、この旨を店頭に掲示し、協力を求めます。

#### 2 郵便局

郵便局における業務の取扱を停止します。ただし、市民等の日常生活に極力支障をきたさないよう、必要な範囲内で、郵便貯金の払戻しの窓口取扱等を行い、郵便貯金自動預払機等については、可能な限り取扱を行います。

なお、警戒解除宣言が発せられた場合又は地震発生後については、速やかに営業を再開します。

### 第20 事業所等の措置

---

#### 1 警戒宣言が発せられた場合の事業所の対応

ア 防火管理者、保安監督者等を中心に、地震災害を防止し又は軽減するための体制を確立します。

イ テレビ・ラジオ等から情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速、正確に伝達します。

ウ 地震防災応急計画ないし消防計画等に定められた分担に従って、地震災害を防止し又は軽減するため、次の措置を講じます。

(ア) 火気使用設備等地震発生により出火原因になるものについては、原則として使用を中止します。

- (イ) 建物の防火上又は避難において重要な施設及び消防用設備等を点検します。
- (ウ) 薬品類、危険物等の流出、漏えい防止を行います。
- (エ) 商品、事務機器及び窓ガラス等の転倒、落下防止を行います。
- エ 火気使用店舗は原則として営業を自粛します。
- オ 食料、飲料水、常備薬等を確保します。
- カ その他必要と思われる措置を講じます。

## 2 事業所等の従業員の帰宅措置

一般の事業所においては、応急保安措置を講じた後は、できるだけ通常の勤務体制をとることを原則とします。やむを得ず従業員を帰宅させる場合は、従業員数、最寄りの駅及び道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路に係る状況を確認したうえ、時差退社をさせます。

ただし、近距離通勤者にとっては、徒歩又は自転車によるものとし、できるだけ交通機関の利用はしないものとします。また、自家用車による帰宅は行わないものとします。

なお、強化地域内では原則として鉄道の運行が中止されるので、遠距離通勤者で帰宅が困難となる者についてはそれぞれの事業所等において適切な措置を講じます。

## 第2-1 救援対策等

発災後の災害応急対策を迅速かつ確に実施するための地震災害応急対策及び準備行動は次のとおりです。

### 1 食料、生活必需品、医薬品等の確保

#### (1) 食料調達体制の確認

注意情報が発表された場合、市は、大規模な地震の発生に備え、直ちに、「米穀の調達に関する協定書」（協定 1-1）を締結している事業者と連絡をとり、食料調達体制の確認をするとともに、保有数量、保管場所及び責任者等の把握に努めます。

また、市が備蓄する緊急物資を点検確認し、あらかじめ指定した配備体制をとります。

#### (2) 副食、調味料の調達体制の確認

東海地震注意情報が発表された場合、市は、大規模な地震の発生に備え、直ちに「災害時における生活必需物資の調達に関する協定書」（協定 1-2）を締結している大規模小売店等と連絡をとり、調達体制の確認をするとともに、保有数量、保管場所及び責任者等の把握に努めます。

#### (3) 飲料水対策

警戒宣言が発せられた場合、市は、給水区域内の需要者が緊急貯水を行うと想定されるため、増加する需要に対応できるよう十分な飲料水の供給を確保継続します。

この供給を継続するにあたり市は、浄水設備をはじめ、送水及び配水設備の全稼働態勢をとれるよう注意情報発表時から対応します。

また、注意情報発表時には、飲料水の確保のため、各配水池の水位を高位に保持するよう浄水場や各水源地の運転操作を行い、発災時には、直ちに浄水場、水源地及び配水池の被害状況の確認と配水池の緊急遮断装置の全閉確認等の必要な作業を行います。

なお、この計画の詳細については、別に定めた水道施設震災対策計画及び防災・被災対策実施要領によるものとします。

#### (4) 医薬品等調達体制の確認

東海地震注意情報が発表された場合、市は、大規模な地震の発生に備え、直ちに「災害用医薬品の確保及び抛出に関する協定書」（協定 2-2）を締結している卸売業者等に連絡をとり、調達体制の確認をするとともに、医薬品受け渡しに備えるよう依頼します。

(5) 病院等医療機関の受入体制の確認

東海地震注意情報が発表された場合、市は、大規模な地震の発生に備え、負傷者の収容を予定する病院及び有床診療所の収容能力等、受入体制を確認するものとします。

(6) 仮設救護所の開設準備等

ア 職員及び医師の配置等

東海地震注意情報が発表された場合、市は、備蓄医療器具及び医薬品の点検整備等、仮設救護所開設の準備を開始し、警戒宣言が発令された場合は、仮設救護所設置予定場所を設置できるよう人員等を待機させるものとします。あらかじめ配備指示を受けている医師は、(一社)小田原医師会、(一社)小田原歯科医師会等から指示があるまで待機します。

イ 仮設救護所設置予定場所は、市内の広域避難所とします。

(7) 遺体収容体制の確認

東海地震注意情報が発表された場合、市は、大規模な地震の発生に備え、遺体収容場所として指定した施設を確認するとともに、小田原警察署及び協定に基づき締結している組合等との連絡調整に努めます。

なお、遺体収容場所の設置施設は、第4章第4節「第3 遺体の取扱い等」に定めるところとします。

2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

各部は、それぞれ災害応急対策等に必要な資機材及び人員について、次により配備します。

(1) 給水対策

東海地震注意情報が発表された場合、市は、直ちに協定締結先等と連絡をとり、資機材の調達体制を確認するとともに、保有数量、保管場所等の把握に努めます。

(2) 下水道対策

ア 資機材の調達体制

東海地震注意情報が発表された場合、市は、地震の発生に備え、協定締結先等と連絡をとり、応急対策用資機材及び自家発電設備用の燃料の調達体制を確認するとともに、保有数量、保管場所及び責任者等の把握に努めます。

イ 応急活動体制

東海地震注意情報が発表された場合、市は、地震の発生に備え、直ちに公共下水道の衛生確保資機材の搬送及び設置ができるよう協定締結先等と連絡をとり、警戒宣言が発せられたら被災による応急復旧の対応が直ちにできるよう準備します。

(3) 土木対策

東海地震注意情報が発表された場合、市は、大規模な地震の発生に備え、直ちに協定締結先等と連絡をとり、資機材の調達体制を確認するとともに、保有数量、保管場所及び責任者の把握に努めます。

◆資料 6-2：備蓄物資一覧

◆資料 9-4：助産所一覧表

◆資料 9-12：遺体収容における関係機関の  
連絡先一覧

◆協定 1-1：米穀の調達に関する協定書  
(ヤオマサ(株)等)

◆協定 1-2：災害時における生活必需物資の調達に関する協定書 (森高製パン(株)等)

◆協定 2-1：医薬品等の調達に関する協定書  
(小田原薬剤師会等)

◆協定 2-2：災害医薬品の確保及び抛出に関する協定書  
(小田原薬剤師会)

## 第7章 南海トラフ地震防災対策推進計画

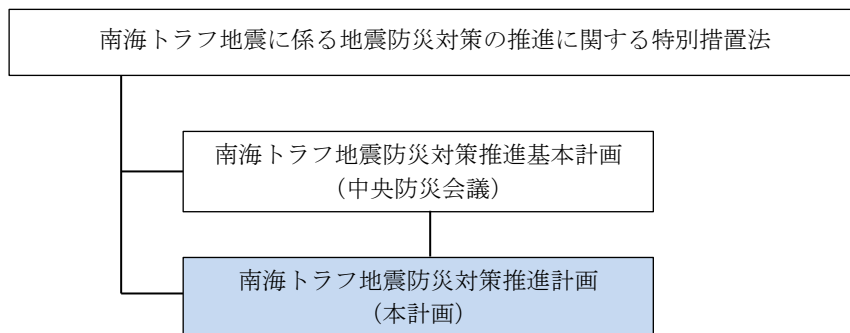
### 第1節 総則

#### 第1 南海トラフ地震に関する防災対策の目的及び性質

この対策は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的としています。

#### 第2 推進計画の位置づけ

この計画は、法第4条に基づき中央防災会議が作成した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画・第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項」を踏まえ、推進計画に明示すべき事項の網羅を図ったものです。



#### 第3 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づく推進地域及び同法第10条第1項の規定に基づく南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されています。

県内では、南海トラフ地震防災対策推進地域に27市町が、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に13市町が指定されています。

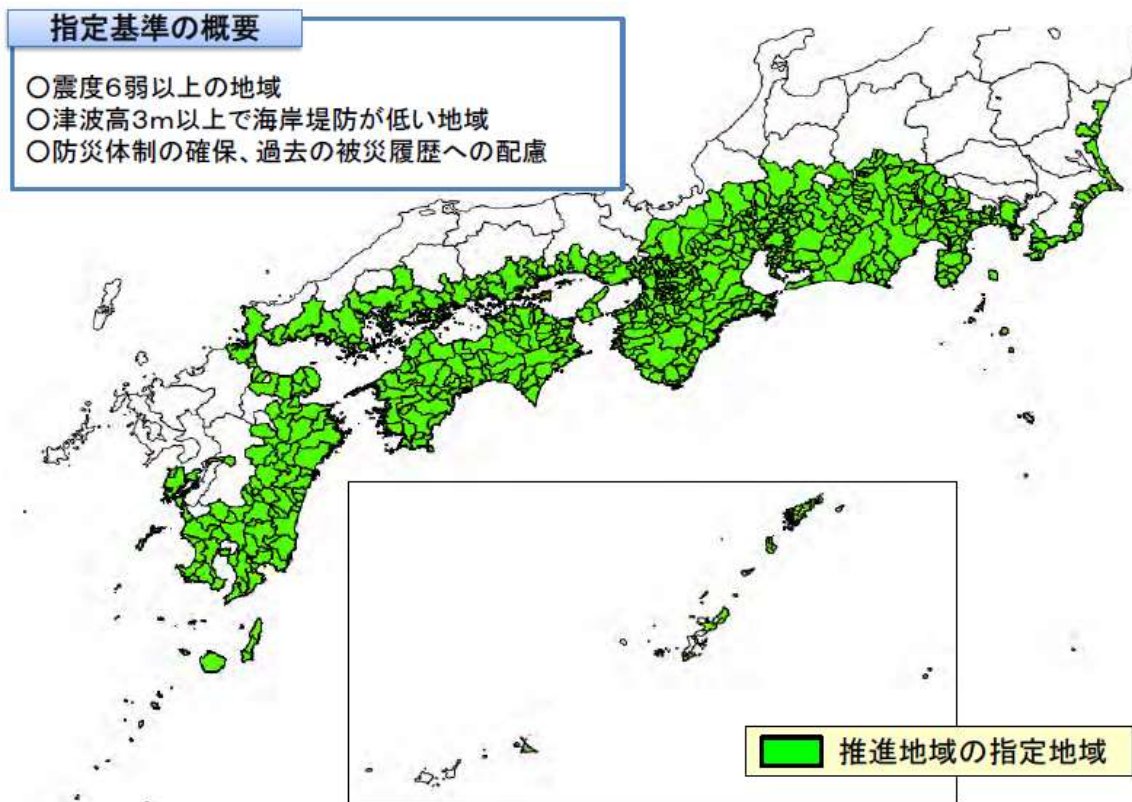


図 南海トラフ地震防災対策推進地域（内閣府資料）



図 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（内閣府資料）





図 県内の南海トラフ地震防災対策推進地域及び  
南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

**南海トラフ推進地域**

横浜市・横須賀市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・  
逗子市・三浦市・秦野市・厚木市・伊勢原市・海老名市・座間市・  
南足柄市・三浦郡葉山町・高座郡寒川町・中郡大磯町・同郡二宮町・  
足柄上郡中井町・同郡大井町・同郡松田町・同郡山北町・同郡開成町・  
足柄下郡箱根町・同郡真鶴町・同郡湯河原町

**南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域**

横須賀市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・逗子市・  
三浦市・三浦郡葉山町・中郡大磯町・同郡二宮町・足柄下郡真鶴町・  
同郡湯河原町

**第4 南海トラフ地震により想定される被害の概要**

中央防災会議防災対策推進検討会議の下に平成24年4月に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」により平成24年8月に発表された本市に係る被害想定及び平成27年3月に神奈川県が発表した神奈川県地震被害想定調査報告書の南海トラフ巨大地震による本市の主な被害想定については、次のようになっています。

## 1 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる本市の被害想定

最大震度	最大津波高	最短津波到達時間	浸水面積 (浸水深 30cm 以上)
6 弱	4メートル	2 8分	3 0ヘクタール

## 2 神奈川県地震被害想定調査報告書の南海トラフ巨大地震による本市の被害想定

「第1編 第1章 第3節 地震被害の想定」参照

## 第5 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市に係る地震防災に関し、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1編 第1章 第5節 第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用します。

## 第2節 南海トラフ地震に関する情報

南海トラフ沿いでは、1854年には安政東海地震と安政南海地震が約32時間の間隔を置いて発生し、1944年の東南海地震の発生後には、約2年間の間隔を置いて1946年に南海地震が発生するなど、東側と西側の領域でマグニチュード8以上の地震が時間差で発生しています。

このため、南海トラフ地震の想定震源域の西側で大地震が発生した後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じる場合を想定し、以下のとおり時間差発生に備えた対策に取り組みます。

なお、南海トラフ地震の想定震源域内で地震が発生し、市内で震度5弱以上が観測された場合については、「第4章 災害時の応急活動対策」及び「第7章 第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」に基づき、応急活動対策を実施します。

### 第1 南海トラフ地震に関連する情報について

気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表します。

「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記します。

「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表します。

表「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li> </ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。</p>

表 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件  
(情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します)

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視領域内<sup>※1</sup>でマグニチュード6.8以上<sup>※2</sup>の地震<sup>※3</sup>が発生</li> <li>・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul>
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード<sup>※4</sup>8.0以上の地震が発生したと評価した場合</li> </ul>
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監視領域内<sup>※1</sup>において、モーメントマグニチュード<sup>※4</sup>7.0以上の地震<sup>※3</sup>が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</li> <li>・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</li> </ul>
	調査終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</li> </ul>

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を

開始します。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。

## 第2 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象

---

南海トラフ沿いで観測され得る大規模地震については、確度の高い地震の予測は困難であるものの、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして、防災対応の検討が必要となる3つのケースが想定されています。

### 1 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース（以下、「半割れケース」という。）

南海トラフの想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合です。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下、「M」という。）8以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されます。

### 2 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース（以下、「一部割れケース」という。）

南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、M7クラスの地震が発生した場合です。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7以上、M8未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されます。なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で発生したM7以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われます。

### 3 ゆっくりすべり／被害なしケース（以下、「ゆっくりすべりケース」という。）

短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合です。

### 第3 異常な現象に伴う防災対応

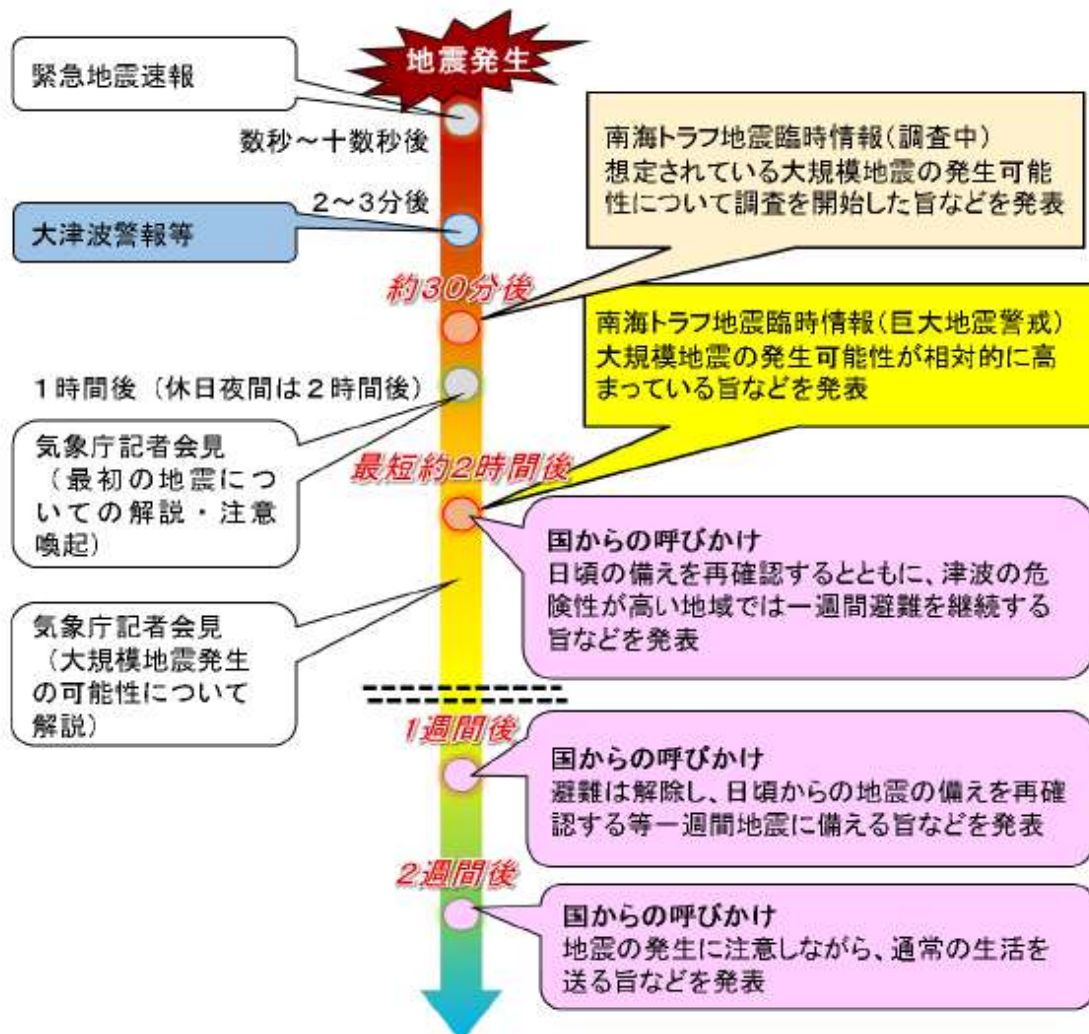
#### 1 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表します。

その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行います。当該評価結果が、前項の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表されます。

異常な現象に対する評価	発表される情報
(1) 半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
(2) 一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
(3) ゆっくりすべりケース	

出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(平成31年3月、内閣府)



※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後は、随時、「南海トラフ地震関連解説情報」で地震活動や地殻変動の状況を発表

## 第3節 南海トラフ地震に関する防災対応

### 第1 時間差発生に備えた防災対応の基本的な考え方

地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難です。そのため、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」という考え方のもと、防災対応を行います。

#### 1 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

市及び防災関係機関は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合、後発地震の発生等に備え、次のとおり災害応急対策を実施します。

##### （1）南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備えた準備行動をとることとし、市は、第2の定めるところにより対応するものとします。

##### （2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

後発地震に備え、1週間、明らかに被災するリスクが高い事項については回避する防災対応（巨大地震警戒対応）をとり、社会全体としては後発地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することとします。

巨大地震警戒対応は、次に掲げる事項等とし、市及び防災関係機関は、第3の定めるところにより対応するものとします。

- ・後発地震が発生してからでは避難が間に合わないおそれがある市民等の避難及び施設等の従業員、利用者等の安全確保
- ・日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所、避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）
- ・行政機関、企業等における情報収集、連絡体制の確認及び施設、設備等の点検

##### （3）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

後発地震に備え、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを中心とした防災対応（巨大地震注意対応）をとることとします。

巨大地震注意対応は、次に掲げる事項等とし、市及び防災関係機関は、第4の定めるところにより対応するものとします。

- ・日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所、避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）
- ・行政機関、企業等における情報収集、連絡体制の確認及び施設、設備等の点検

#### 2 関係機関による相互連携

市及び防災関係機関は、後発地震に対して警戒する措置及び注意する措置の実施に当たり、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置の実施に努めます。

## 第2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

### 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表

気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺でM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等が観測された際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を南海トラフ地震臨時情報（調査中）として発表します。

その後、気象庁は、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行い、その評価結果を南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意又は調査終了）として発表します。

### 2 小田原市防災対策連絡会等の開催

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、小田原市防災対策連絡会（南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表前に、市内で発生した地震や相模湾・三浦半島に発表された津波警報等に基づき、災害対策本部が設置されている場合は、災害対策本部会議）を開催し、発表情報及び今後の対応について伝達・確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に備えた準備行動をとるとともに、関係機関等との情報受伝達体制の確保を図ります。

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、非常時配備体制のうち、準備体制または1号体制をとり、対応に係る職員は緊急参集します。

## 第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

### 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表

気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合、最短2時間程度で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表します。

### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達

国は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等に基づき、後発地震に対して警戒する措置を1週間継続する旨を、都府県を通じて市町村に伝達するとともに、国民に呼びかけます。

市は、国からの災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）を市内で共有するとともに、市民等及び防災関係機関に対し、防災行政用無線、緊急速報メール、電話、電子メール等、可能な限り多様な伝達手段を用いて、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容や具体的にすべき行動を正確かつ広範に伝達します。

また、市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに、市民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して伝達するよう努めます。

#### （1）国による国民への呼びかけ

国は、次のとおり国民への呼びかけを実施します。

##### ■国民への呼びかけ（イメージ）

自治体の避難情報等に注意しつつ、家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認するとともに、津波の危険性が高い地域のうち避難が間に合わない地域では、1週間避難を継続するなど身の安全を確保してください。



## (2) 市による市民等への呼びかけ

市は、防災行政用無線等を通じて、市民等に対して家具の固定、非常用持出袋、避難場所や避難所への経路、家族との安否確認方法等の日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけます。

### ■日頃からの地震への備えを再確認すべき旨の呼びかけ（イメージ）

平常時と比べ、南海トラフ地震の発生可能性が高まっています。家具の固定、非常用持出袋、避難場所や避難所への経路、家族との安否確認方法等の日頃からの地震への備えを再確認しましょう。

## 3 災害対策本部等の設置等

市は、非常時配備体制のうち、動員3号体制をとることとし、関係職員は緊急参集後、気象庁、県、防災関係機関からの情報を収集します。

市は、災害対策本部を設置し、災害対策本部会議を開催することで、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容について共有するとともに、当面の活動方針を決定します。災害対策本部会議での意思決定を補佐するため、災害対策本部分担業務に基づき対応します。

また、市以外の機関は、その実情に応じ災害対策本部に準じた組織を設置し、後発地震に備えた体制を整えます。

## 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の市民等への周知

市は、市民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、市民等に密接に関係のある事項について周知します。その体制及び周知方法については、「第1編 第4章 第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置」を準用します。

また、市は、市民等からの問い合わせに対応できるよう、本部事務局情報員を配置します。

## 5 災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

### (1) 対応状況の収集・伝達

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の状況を具体的に把握するため、災害対策本部各部及び防災関係機関の対応状況等を、電話、電子メール等により収集します。市は、収集した情報を集約し、災害対策本部会議で報告するとともに、各避難所のほか、必要に応じて関係機関に情報提供します。

### (2) 避難状況の収集・報告

被災者支援チームは、開設された避難所に配置する職員からMCA無線等により次の情報を収集、集約し、災害対策本部の本部事務局に報告するとともに、必要に応じて関係機関に情報提供します。

- ア 避難者数（避難行動要支援者数を含む）
- イ 避難所の対応状況（避難者のニーズを含む）
- ウ その他必要な事項

## 6 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震に対しては、その発生可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間（7日間）経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとるものとします。

発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、さらに1週間（対象地震発生から336時間（14日間）経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、後発地震に対して注意する措置をとるものとします。当該期間を経過した後は、後発地震に対して注意す



る措置は原則解除するものとします。

## 7 避難対策等

南海トラフ地震の想定震源域の西側のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合、相模湾・三浦半島に大津波警報等が発表されることが想定されます。この場合、市は、津波一時避難施設への避難を呼びかけます。

大津波警報等が津波注意報に切り替わった後、後発地震に備え、次のとおり避難対策を講じます。

### (1) 事前避難対象地域の設定

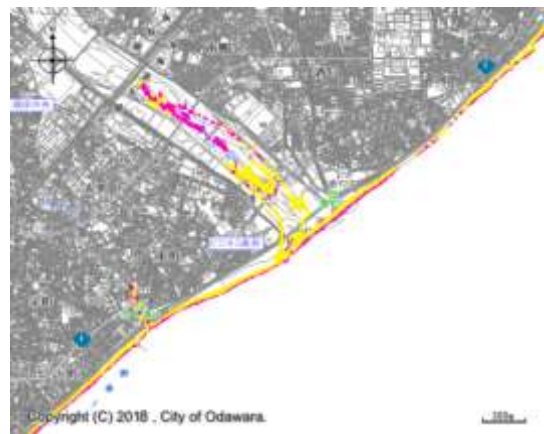
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、後発地震が発生してからでは、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域を、後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「事前避難対象地域」という。）とします。南海トラフ地震により発生する津波の浸水想定（下図参照）によれば、本市の津波浸水想定区域は主に砂浜や岩礁帯等の海岸線及び酒匂川ほかの河川区域であり、津波浸水想定区域に住居がないため、事前避難対象地域は設定しないこととします。

■南海トラフ地震により発生する津波の浸水想定（出典：内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」の「第二次報告」（平成24年8月）による。）

※神奈川県にとって最大の津波高となるケース①（「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域、分岐断層」を設定）の津波



①羽根尾～小八幡



②小八幡～浜町



③本町～石橋



④石橋～根府川



## ⑤江之浦

### (2) 避難所の開設の検討

市は、後発地震に備え、個々の状況（土砂災害の危険性等）に応じて自主的に避難する住民を受入れるため、一部公共施設について、避難所としての開設を検討します。

### (3) 避難所の運営

市は、一部公共施設の避難所を開設した場合、避難所に職員を配置し、避難者等の協力のもと避難所の運営を行います。

災害が発生した後の避難と異なり、電気、ガス、上下水道、通信サービス等のライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も営業していることが想定されることから、避難者は自ら必要なものは自ら確保することとします。

市の保有している、防災備蓄倉庫及び各広域避難所等に備蓄している食料及び生活用品等は、後発地震が発生した際に必要となるものであり、加えて上記のような社会状況も踏まえ、避難者は、非常用持出品等、1週間を基本とした避難に必要なものをあらかじめ各自で準備し、生活の中で不足するのは営業を継続している商業施設等で、各自が購入することとします。

## 8 関係機関のとりべき措置

関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、後発地震に備え、以下のとおり活動します。

### (1) 消防機関等の活動

消防機関は、出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のため、次の事項を重点に必要な措置を行います。

- ア 後発地震に備えての消防部隊、人員の増強
- イ 消防施設、装備の点検及び水利の確保
- ウ 出火防止、初期消火等の広報の実施
- エ 救急病院等の診療情報の収集
- オ その他必要な措置

### (2) 警備対策

警察は、後発地震の発生に係る市民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪を防止するため、次の事項を重点に必要な措置を行います。

- ア 正確な情報の収集及び伝達
- イ 不法事案等の予防及び取締り
- ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

### (3) 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係

#### ア 上水道

市は、日頃より貯水量確保のため配水池の高水位運転を行っているが、更なる貯水量を確保するため、市民に対して自ら飲料水の確保を図るよう広報します。

また、発災後に備えて、要員の確保、応急給水・応急復旧の体制の整備等必要な措置を講じます。

#### イ 下水道

市は、地震発生に備えて、要員の確保、応急復旧の体制の整備等必要な措置を講じます。

#### ウ 電気

電力事業者は、警戒宣言が発せられた場合においても、その供給の継続を確保するため、地震災害警戒本部の設置、資機材の確保、特別巡視、特別点検、通信網の確保、応急安全措置等、必要な電力を供給する体制を確保し、応急措置を実施します。

#### エ ガス

ガス事業者は、ガスの供給を継続しますが、発災後に備えて、要員・資機材の確保、施設の予防措置、広報の実施等、応急措置を迅速に講じる体制を確保し、応急措置を実施します。

#### オ 通信

電気通信事業者は、地震防災対策上重要な電話（通信）の確保を図るため、地震災害警戒本部の設置、応急用資機材の事前配備、電源の確保、電話（通信）の疎通確保、安否確認に必要な措置等必要な体制を確保し、応急措置を実施します。

#### カ 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、防災関係機関と協力して、推進地域内の市民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、市民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めます。

また、放送事業者は、後発地震の発生に備え、関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応できる体制の確保を図ります。

### (4) 金融対策

金融機関は、市民等の日常生活に極力支障をきたさないよう、キャッシュサービス等、金融機関に係る営業を継続するよう努めるとともに、営業を継続する店舗等を広く周知し、混乱防止に努めます。

### (5) 交通

#### ア 道路

警察は、運転者のとるべき行動について市民等に周知します。

#### イ 海上

海上保安庁は、津波による危険が予想される地域に係る港湾及び海上における交通の対策について、次のとおり必要な措置を講じます。

- ① 直ちに巡視船艇・航空機を発動し、海事関係者・在泊（航行）船舶・沿岸でマリレジャー等を行っている者に対して、南海トラフ地震情報の伝達及び避難準備を指導
- ② 港内で荷役中の船舶に対して、荷役中止準備を指導
- ③ 海域における工事・作業・行事の中止準備及び機材の流出防止等の措置の実施を指導
- ④ マリーナ、漁港の管理者に対してプレジャーボート等船舶、定置網等の流出防止措置等の

実施を指導

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）について、港湾施設関係者等に迅速かつ的確に伝達するとともに、後発地震に備え必要な情報の提供に努めます。

ウ 鉄道

鉄道事業者は、駅施設内の旅客及び列車内旅客に対し、駅内放送、車内放送、掲示等により同情報の内容等を伝達するとともに、安全性に留意しつつ、極力運行を継続します。

なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとします。

#### （6）市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

ア 道路・河川等

市は、施設の保守点検、資機材の点検・確保、災害応急対策の内容及び実施手順の確認等を行い、応急復旧体制を整えます。

また、工事中の施設については、安全確保上、実施すべき措置を講ずるものとします。

イ 公共施設

市は、利用者及び職員の安全の確保を図るため、施設の緊急安全点検を行い、点検結果を踏まえ、必要な措置を講ずるとともに、避難誘導等の後発地震発生時の対応について確認するとともに、施設の一時利用停止などの対応を検討します。

また、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後、災害応急対策を実施する上で重要な役割を果たす施設については、非常用発電機の点検、飲料水及び食料等の備蓄、通信手段の点検等、その機能を果たすために必要な措置を講ずるものとします。

### 9 関係者との連携協力の確保

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、社会活動を維持し、社会の混乱を防止するとともに、後発地震の発生に備えた互いの防災対応が調和を図りながら実行できるよう、また、後発地震発生時に各機関が迅速かつ効果的に活動できるよう、互いに連携協力するものとします。

なお、後発地震発生後の関係者との連携協力については「第4節 関係者との連携協力の確保」によるものとします。

## 第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

### 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の発表

気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満、又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生、もしくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合、最短2時間程度で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表します。

### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達

国は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等に基づき、後発地震に対して注意する措置をとるべき旨を、都府県を通じて市町村に伝達するとともに、国民に呼びかけます。

市は、国からの災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」とい

う。)を庁内で共有するとともに、市民等及び防災関係機関に対し、防災行政用無線、緊急速報メール、電話、電子メール等、可能な限り多様な伝達手段を用いて、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容や具体的にとるべき行動を正確かつ広範に伝達します。

また、市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに、市民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して伝達するよう努めます。

#### （１）国による国民への呼びかけ

国は、次のとおり国民への呼びかけを実施します。

##### ■国民への呼びかけ（イメージ）

家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認するなど、1週間地震に備えてください。

#### （２）市による市民等への呼びかけ

市は、防災行政用無線等を通じて、市民等に対して家具の固定、非常用持出袋、避難場所や避難所への経路、家族との安否確認方法等の日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけます。

##### ■日頃からの地震への備えを再確認すべき旨の呼びかけ（イメージ）

平常時と比べ、南海トラフ地震の発生可能性が高まっています。家具の固定、非常用持出袋、避難場所や避難所への経路、家族との安否確認方法等の日頃からの地震への備えを再確認しましょう。

### 3 小田原市防災対策連絡会の開催

市は、非常時配備体制のうち、1号または2号体制をとり、関係職員は気象庁、県、防災関係機関からの情報を収集します。

市は、小田原市防災対策連絡会を開催し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容について共有するとともに、当面の活動方針を決定します。

また、市以外の機関は、その実情に応じ災害に関する会議に準じた組織を設置し、後発地震に備えた体制を整えます。

### 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された時の市民等への周知

市は、市民等に「日頃からの地震への備え」について防災行政無線等を通じて周知します。

市は、市民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など市民等に密接に関係のある事項について周知します。その体制及び周知方法については、「第1編 第4章 第1節 第5 災害広報の実施」を準用します。

また、市は、市民等からの問い合わせに対応できるような体制を取ります。

### 5 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震に対しては、その発生可能性を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満、又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、もしくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、後発地震に対して注意する措置をとるものとします。

当該期間（以下「南海トラフ地震注意対応期間」という。）を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとします。

市は、南海トラフ地震注意対応期間を経過した場合は、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分に注意しつつ、通常の生活に戻るべき旨を市民等に対し呼びかけます。

■通常の生活に戻るべき旨の呼びかけ（イメージ）

地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきていますが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありません。  
地震の発生に注意しながら通常の生活を送ってください。

## 6 各機関のとりべき措置

各機関は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認します。

## 第4節 関係者との連携協力の確保

### 第1 資機材の配備手配

---

災害応急対策等に必要な資機材については、「第1編 第3章 第8節 食料、飲料水及び生活必需品の供給対策」を準用します。

### 第2 他機関に対する応援要請

---

他機関に対する応援要請については、「第1編 第4章 第11節 広域的応援体制」を準用します。

◆資料 17-1：協定先一覧

### 第3 帰宅困難者への対応

---

帰宅困難者への対応については、「第1編 第4章 第3節 第5 帰宅困難者対策」を準用します。

◆資料 5-5：帰宅困難者避難場所一覧

## 第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

### 第1 津波からの防護

---

津波からの防護については、「第1編 第2章 第4節 津波対策」を準用します。

### 第2 津波に関する情報の伝達等

---

津波に関する情報の伝達等については、「第1編 第2章 第4節 第3 津波災害対策に向けた取組（ソフト対策）」を準用します。

### 第3 避難指示等の発令基準

---

地域住民に対する避難情報の発令基準は、「第1編 第4章 第3節 第1 避難情報」を準用します。

### 第4 避難対策等

---

避難対策については、「第1編 第2章 第4節 第3 津波災害対策に向けた取組（ソフト対策）」及び「第4章 第3節 避難対策」を準用します。

### 第5 消防機関等の活動及び迅速な救助

---

消防機関等の活動及び迅速な救助については、「第1編 第3章 第3節 救助・救急、消火活動の体制の充実」を準用します。

### 第6 上下水道、電気、ガス、通信関係

---

上下水道、電気、ガス、通信関係については、「第1編 第2章 第6節 ライフラインの安全対策」、「第3章 第13節 ライフラインの応急復旧対策」及び「第4章 第9節 ライフラインの応急復旧活動」を準用します。

### 第7 交通

---

交通については、「第1編 第3章 第11節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策」及び「第4章 第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」を準用します。

### 第8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

---

市が自ら管理等を行う施設等に関する対策については、「第1編 第6章 第3節 第11 市が管理又は運営する施設に関する対策」を準用します。

## 第6節 南海トラフ地震防災対策計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条及び第8条の規程に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進地域」内で、かつ、県知事が設定し、公表した津波による浸水想定で水深30cm以上の浸水が想定される区域において、不特定かつ多数の者が出入りする事業者等は、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難に関する事項、防災訓練に関する事項及び防災上必要な教育・広報に関する事項について、南海トラフ地震防災対策計画を作成します。

なお、南海トラフ地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域については以下のとおりです。

小田原市根府川（一般国道135号以東の区域に限る。）

小田原市早川1丁目（小田原漁港内の区域に限る。）

## 第7節 防災訓練計画

市は、市地域防災計画の熟知及び防災関係機関との連携強化並びに市民防災関係機関、地域の自主防災組織及び事業所の自衛消防組織と協力して、南海トラフ地震防災上必要な訓練を推進します。

その他必要な事項については、「第1編 第3章 第18節 防災訓練の実施」を準用します。

## 第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

### 第1 市民等に対する教育

---

市は、市民等に対し南海トラフ地震に関する防災教育を実施します。なお、この教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、ビデオなどの映像、各種講演会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的・実践的な教育を行います。なお、防災教育の内容については「第1編 第3章 第17節 第1 市民等に対する防災知識の普及」を準用します。

### 第2 児童生徒等に対する教育

---

児童生徒等、防災上重要な施設管理者等に対する教育は、「第1編 第3章 第17節 第2 児童生徒等に対する教育」を準用します。

### 第3 職員に対する教育

---

地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、職員に対し必要な南海トラフ地震に伴い発生すると予想される被害及び対策等、防災教育を行うものとします。なお、防災教育の内容については「第1編 第3章 第17節 第4 職員に対する教育」を準用します。



## 第 2 編

---

# 風水害対策計画 (水防計画)



# 第1章 風水害対策の計画的な推進

## 第1節 計画の目的、位置づけ

### 第1 計画の目的 水防

第1編 地震災害対策計画 第1章第1節「第1 計画の目的」を準用します。

また、本編は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、神奈川県知事から指定された水防団体の小田原市が、水防法第33条第1項の規定に基づき、小田原市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を定めることで、小田原市の地域に係る河川等の洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって市民等の安全を確保することを目的とした水防計画を包括した計画とします。

### 第2 他の計画等との関係

第1編 地震災害対策計画 第1章第1節「第2 他の計画等との関係」を準用します。

### 第3 計画の構成及び内容

「小田原市地域防災計画」は、「地震災害対策計画」、「風水害対策計画（小田原市水防計画）」、「特殊災害対策計画」の3編及び「資料編」で構成します。

本編は、このうちの「風水害対策計画（水防計画）」であり、主に河川等の洪水、雨水出水、高潮、及び土砂災害等における災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項及び水防計画で定める水防に必要な基本的な事項について定めています。

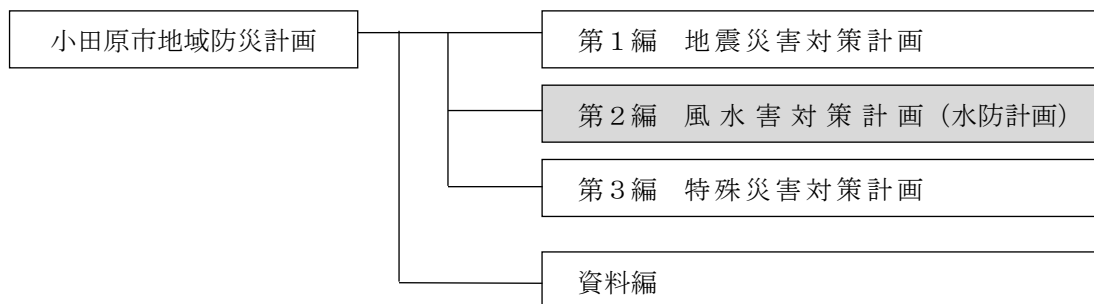


図 市地域防災計画の体系

また、「風水害対策計画（水防計画）」は、次の各対策で構成します。

表 風水害対策計画（水防計画）の構成

構 成	内 容
第1章 風水害対策の計画的な推進	風水害等の対策の基本方針、市及び防災関係機関等が震災に対して処理すべき業務の大綱等
第2章 風水害等の予防対策	風水害等による被害を未然に防止、軽減するため、市及び防災関係機関等が行う施設整備等の予防対策
第3章 災害事前対策の充実	災害発生後の応急活動を実施するため、市及び防災関係機関等が日頃から行う対策、必要な取り決め、措置等
第4章 災害時の応急活動対策	災害発生直前から応急対策の終了に至るまでの間において、市災害対策本部及び防災関係機関等が行う災害応急対策に関する体制、措置等
第5章 復旧・復興対策	被災者の生活支援や自立復興の促進等、市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧事業等

なお、地域防災計画（風水害対策計画）における水防計画該当箇所には、**水防**を明記しています。

## 第2節 用語の定義 水防

この計画における水防上、基本的かつ重要な用語の意義については、次のとおりとします。（「法」は水防法を指す）

用 語	意 義
小田原市水防本部	小田原市の水防組織で、市長を本部長とする
県西土木事務所 小田原土木センター水防 支部	県西土木事務所小田原土木センターの水防組織で、県西土木事務所小田原土木センター所長を支部長とする
県西土木水防支部	県西土木事務所の水防組織で、県西土木事務所所長を支部長とする
神奈川県水防本部	神奈川県の水防組織で、知事を本部長とする
水防管理団体	小田原市
水防管理者	小田原市長
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したもの（小田原市を指定：昭和25年6月6日告示第308号）
消防機関	小田原市消防本部、小田原消防署、足柄消防署、小田原市消防団
消防機関の長	小田原市消防長
洪水予報河川	国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生ずる河川については、国土交通省または都道府県と気象庁が共同で、河川を指定して洪水予報を行う。（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項） 市内では酒匂川が平成20年6月3日に洪水予報指定河川に指定されている。
水位周知河川	法に基づき、都道府県が管理する2級河川のうち、被害のおそれのある河川として、都道府県知事が指定し、洪水特別警戒水位に達したとき、知事がその旨を通知、公表する。（法第13条）
水防警報	知事があらかじめ指定した河川について、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められる場合に、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。
水防に関する予警報	気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第1項に定められた水防活動の利用に適合する注意報、警報並びに洪水予報及び水防警報等をいう。
水位到達情報	水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川におい

用語	意義
	ては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報、水位周知海岸においては氾濫発生情報（高潮特別警戒水位）のことをいう。
水防団待機水位 （通報水位）	量水標の設置されている地点ごとに県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定されている通報水位）をいう。 水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
氾濫注意水位 （警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。
避難判断水位	市長の「警戒レベル3 高齢者等避難」発令の目安となる水位であり、住民への避難に関する情報への注意喚起となる水位をいう。
氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位）	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位。） 市長の「警戒レベル4 避難指示」の発令の目安となる水位である。
雨水出水 （内水）	一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排水できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる出水をいう。
水位周知海岸	知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）。
高潮特別警戒水位	法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

### 第3節 市の自然的、社会的条件

第1編 地震災害対策計画 第1章「第2節 市の自然的、社会的条件」を準用します。

## 第4節 災害想定

### 第1 洪水浸水想定

---

県では水防法第14条第3項の規定に基づき、大雨等によって河川が増水し、堤防が決壊した場合を想定し、洪水浸水想定区域図を作成しています。洪水浸水想定区域図は、一定量の雨量があったときを想定し、浸水の範囲と水深を示しています。

- ◆資料 1-2：過去の災害記録
- ◆資料 8-6：洪水浸水想定区域指定状況

### 第2 土砂災害想定

---

県は、急傾斜地の崩壊、土石流及び地滑り等の土砂災害に備えるため、土砂災害危険箇所の整備と土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の調査、指定を推進します。

市は、これら土砂災害警戒区域や避難場所等の周知徹底と、災害発生時における警戒避難体制の確立など防災体制を整備に図ります。

- ◆資料 5-9：土砂災害警戒区域等（土石流）
- ◆資料 5-10：土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）
- ◆資料 5-11：急傾斜地崩壊危険区域

### 第3 高潮浸水想定

---

県では水防法第14条の3第2項の規定に基づき、台風等によって海面が上昇し、越波や氾濫が発生した場合を想定し、高潮浸水想定区域図を作成しています。高潮浸水想定区域図は、過去に日本に被害をもたらした最大規模の台風が本市に接近したことを想定し、浸水の範囲と水深等を示しています。

- ◆資料 8-7：高潮浸水想定区域指定状況

## 第5節 計画の推進主体とその役割

### 第1 地震災害対策計画の準用

---

第1編 地震災害対策計画 第1章「第5節 計画の推進主体とその役割」を準用します。

### 第2 水防の責任 水防

---

#### 1 指定水防管理団体（市）の責任

水防管理者は、法第4条に基づく指定水防管理団体として、その区域の水防を十分に果たすため、次の事項を行います。

- 1 水防計画の作成、必要があるときの修正及び公表
- 2 水防組織の確立
- 3 通信連絡系統の確立
- 4 水防倉庫、資機材の整備
- 5 平常時における河川・海岸・堤防等の巡回・監視
- 6 水防時における適正な水防活動の実施
- 7 消防団員数の確保
- 8 水防協議会の設置
- 9 水防協力団体の指定、公示及び監督
- 10 水防協力団体への必要な情報提供、指導及び助言の実施
- 11 水防訓練の実施

## 2 県の責任

県は、県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有します。

## 3 神奈川県水防支部の役割

県西土木事務所小田原土木センター水防支部、県西土木水防支部は、管内の水防管理団体に対して、次の事項を実施します。

- 1 水防警報を発すること。
- 2 水防上緊急を要する事項を指示すること。
- 3 水防に関する勧告及び助言をすること。
- 4 水防に関し必要な報告をさせること。
- 5 水防管理団体を援助するための水防倉庫及び資機材を整備すること。
- 6 気象情報、洪水予報等の通信連絡
- 7 立退きを指示すること。
- 8 その他必要な事項

## 4 2以上の水防支部にわたる水防事務

### （1）隣接支部との協定

県西土木事務所小田原土木センター水防支部と県西土木水防支部との協定事項中、本市に関係あるものは次のとおりとします。



## 水防事務区域

河川名	県西土木事務所の区域	県西土木事務所小田原土木センターの区域	相互にまたがる水防管理団体
2級河川 酒匂川	静岡県境から 報徳橋上流端まで	報徳橋から 海まで	小田原市
2級河川 狩川	起点から 山道橋上流端まで	山道橋から 酒匂川合流点まで	小田原市 南足柄市
2級河川 要定川	起点から 狩川合流点まで		小田原市

### 5 市民の役割

市民は、居住地の水災等の危険性を知り、気象悪化時には気象情報等の収集・伝達に努め、被害が発生するおそれがあるときは、地域の共助による避難行動を開始するなどの自主的な防災活動に努めるものとします。

### 6 市民の義務

市民又は水防の現場にある者は、法第24条の規定に基づき水防のため必要がある場合は、水防管理者又は消防機関の長から、その水防活動に従事することを求められたときは、これに協力する義務があります。

### 7 水防協力団体の責任

水防協力団体は、市内における法第37条に基づく業務を行う責任を有します。

## 第6節 風水害対策計画の推進管理

### 第1 地震災害対策計画の準用等 水防

第1編 地震災害対策計画 第1章「第6節 地震災害対策計画の推進管理」を準用します。

また、水防法第33条第1項の規定に基づき毎年点検を行い、計画の進捗状況を把握しながら、必要があると認めるときは、県及び関係機関等との調整のうえで修正し、防災対策のより一層の充実を図ります。

### 第2 水防協議会 水防

水防法第34条第5項の規定により小田原市水防協議会の組織及び運営については、条例で定めるところによります。

- ◆資料 2-5：小田原市水防協議会条例
- ◆資料 2-6：小田原市水防協議会運営要綱
- ◆資料 2-7：小田原市水防協議会委員・幹事名簿

## 第2章 風水害等の予防対策

市は、県西部に位置し箱根山系の多雨地帯をかかえ、台風及び集中豪雨等により被害を受けやすい地域となっており、ひとたび災害が起こると、市民生活に与える影響が非常に大きいため、積極的な予防対策の推進を図ります。

### 第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進

第1編 地震災害対策計画 第2章「第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進」を準用します。

市は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講じます。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討します。

また、市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けます。

## 第2節 治水対策

近年、土地利用形態が大きく変化し、本来流域の持っている保水・遊水機能の減少に伴い、都市型水害が増加しています。また、全国的には集中豪雨が増加し、公共用水域に排除することが困難な低地帯では、雨水出水（内水）による浸水被害が生じているため、市では予防対策の推進を図ります。

### 第1 治水施設等の整備

市の水害は、河川・排水路の未改修地区での多量な降雨による浸水に加え、近年の排水能力を超過した局地的な集中豪雨による浸水も発生しています。

これらの水害は、県及び市の治水計画等に基づき逐次改修を実施します。なお、治水計画における河川整備等については本章「第3節 河川改修」を、下水道計画における排水施設等の整備については「第4節 第2 下水道施設の整備」を準用します。

◎関連箇所：本章「第3節 河川改修」

◎関連箇所：本章「第4節 第2 下水道施設の整備」

### 第2 洪水浸水想定区域における避難の確保 **水防**

#### 1 洪水浸水想定区域の指定

県では水防法第14条第3項の規定に基づき、大雨等によって河川が増水し、堤防が決壊した場合を想定し、洪水浸水想定区域図を作成しています。

◆資料 8-6：洪水浸水想定区域指定状況

#### 2 避難体制等の整備

##### (1) 洪水ハザードマップの作成・公表

浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、各世帯に配布するとともに、市ホームページへ掲載します。

洪水ハザードマップを活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。

また、円滑かつ迅速な避難の確保については、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、洪水ハザードマップ等により市民及び滞在者その他の者へ周知し、洪水等の災害に対する意識の高揚を図ります。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 避難場所を開設する場合は、当該地域の避難人員、浸水地域及び避難経路等を考慮します。</li><li>2 避難場所を開設する場合は、被災者支援チーム及び公共施設所管課の職員等により開設します。</li></ol> |
|---|

##### (2) 洪水予報等の情報伝達

市は、洪水予報等の情報を防災行政無線等の情報伝達手段を活用し、関係機関及び市民へ周知します。

##### (3) 洪水浸水想定区域内の施設等

水防管理者は、洪水浸水想定区域内の次に掲げる施設を把握し、洪水予報、氾濫危険水位、特別警戒水位等の水位情報及びその他避難情報等の伝達体制を整備します。伝達体制については、電話、ファクシミリ等を利用するなど、当該施設の計画に定めるところとします。

#### （４）地下街及び要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成等

##### ア 浸水想定区域内における地下街等

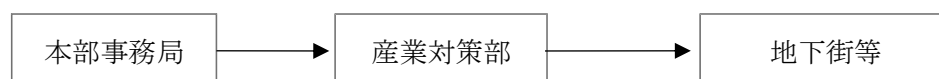
当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表します。また、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行います。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告します。

市は、浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者に対し、洪水予報、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）等の水位情報及びその他避難情報等の伝達体制を整備します。洪水時の円滑な避難を確保する必要があると認められる地下街等の範囲については、次のとおりとします。

- ・ 延べ面積が1,000㎡以上の地下街
- ・ 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物（ただし、施設関係者のみが利用する施設を除く）
- ・ その他市長が必要と認めるもの

##### 伝達方法

地下街等への伝達方法は、以下のとおりとします。



##### イ 浸水想定区域内における要配慮者利用施設

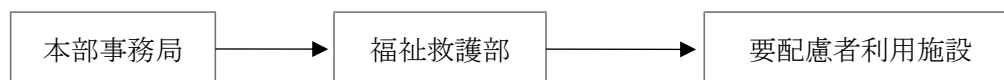
当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くものとします。

市は、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設を把握し、洪水予報、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）等の水位情報及びその他避難情報等の伝達体制を整備します。

また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所在は、市HP等により市民に周知します。

##### 伝達方法

要配慮者利用施設への伝達方法は、以下のとおりとします。



##### ウ 浸水想定区域内における大規模工場等

当該施設の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとします。

市は、浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者に対し、洪水予報、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）等の水位情報及びその他避難情報等の伝達体制を整備します。

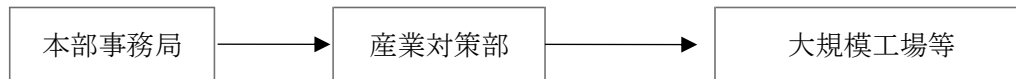
洪水時における浸水防止のための措置を行う必要がある大規模工場等の用途及び規模は、次のとおりとします。

- ・ 用途：工場、作業場及び倉庫
- ・ 規模：延べ面積が10,000㎡以上

※ 小田原市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例に定めるところによる

伝達方法

大規模工場等への伝達方法は、以下のとおりとします。



- ◆資料 5-12：洪水浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧
- ◆資料 8-9：酒匂川の洪水予報
- ◆資料 8-11：水位観測所・量水標一覧表
- ◆資料 8-13：重要水防箇所（河川）一覧
- ◆資料 8-14：重要水防箇所（海岸）一覧

### 第3節 河川改修

近年の河川流域の都市化の進展に伴い、従来保有していた保水・遊水機能が減少し、河川への直接流出量が増大しています。また、沿川には宅地化が進み、従来と同程度の洪水でも被害が大きくなる傾向があるため、県と連携し、被害の軽減及び災害の未然防止対策を図ります。

#### 第1 河川の整備

市の河川のうち、河川法（昭和39年法律第167号）の適用河川としては、県が管理する酒匂川、早川、山王川、森戸川、狩川、仙了川、要定川及び中村川があります。

これらの河川のうち特に、酒匂川、早川、山王川、森戸川、狩川の各河川は、過去の豪雨で災害をもたらした経緯があり、神奈川県水防災戦略に基づき、護岸改修や補強、堆積土砂の掘削を実施し、水害を防ぐための取組が進められており、本市では、これらを促進します。

また、県管理の河川以外の準用河川、普通河川、排水路等については、市が管理を行い、護岸改修や河床整理等を実施、浸水被害の軽減を図っています。

##### 1 県が実施する河川改修

###### (1) 大河川（酒匂川）

大河川である酒匂川については、長期的には100年に1回の降雨規模に対応した治水安全度を確保することを目標としています。

###### (2) 中小河川（森戸川、山王川）

中小河川については、長期的には50年に1回の降雨規模に対応した治水安全度を確保する事を目標設定しています。

県では、特に過去の大雨で水害が発生した河川や、都市化の進展が著しい河川について重点的に河川の整備を進める都市河川重点整備計画（「新セイフティリバー」、平成22年4月改定）を定めており、市内では森戸川と山王川が治水上特に重要な河川と位置づけられています。当面、おおむね30年間で、おおむね時間雨量43～65mmの降雨に対応した治水安全度の確保を図ることとしています。

表 都市河川重点整備計画（市内の河川）

河川名	整備概要（おおむね30年間）
森戸川	河道整備 約1.1 km
山王川	河道整備 約1.7 km

## 2 市が実施する河川改修

### （1）中小河川（下菊川、関口川）

中小河川については、長期的にはおおむね30年に1回の降雨規模に対応した治水安全度を確保する事を目標設定しています。

市では、下菊川については、昭和58年度から、関口川については、昭和54年度から改修を行っており、当面、2～5年間で、時間雨量30～50mm降雨に対応した治水安全度の確保を図ることとしています。また、中小河川の改修のほか、河川断面の確保のため、川底にたい積した土砂の除去を行い、大雨に対応した治水安全度の確保に努めています。

◆資料8-4：河川・排水路一覧表

## 第4節 ライフラインの安全対策

### 第1 上水道施設の整備

---

#### 1 浸水対策

##### (1) 施設整備

浸水想定区域内の施設については、浸水被害により、電気・機械設備の復旧に時間を要し長期断水のおそれがあることから、建物内への浸入を防ぐ対策を推進します。

また、未対策の施設については、事前に土嚢の設置をするなど減災対策を行います。

##### (2) 応急対応

施設内への立入が可能となった際には、直ちに施設被害状況の確認を行い、応急対応方針を決定し、設備復旧に着手するとともに配水系統の切替など地震災害と同様の対応を行います。

#### 2 濁度対策

##### (1) 施設整備

浸水想定区域内の施設については、井戸設備への浸水により、濁水が混入し使用制限が長期間に及ぶ可能性があるため、井戸設備への浸入を防ぐ対策を推進します。

##### (2) 応急対応

冠水が解消した際には、直ちに施設被害状況の確認を行い応急対応方針を決定し、井戸ポンプ設備の運転確認や井戸内に混入した泥水の排水作業に着手します。取水を再開する際には、水質検査を行い水の安全性を確認します。

なお、長期間濁度上昇が改善されない場合には、配水系統の切替など地震災害と同様の対応を行います。

### 第2 下水道施設の整備

---

市は、浸水の防除を目的とした雨水きよを整備するとともに、汚水管きよへの不明水の削減に向けた対策を実施し、災害時における被害の軽減及び未然防止を図っています。

#### 1 浸水対策

現在、台風などにより浸水被害が生じている地域の雨水きよを優先して整備を推進します。また、内水浸水被害時に市民の迅速な避難行動と災害に対する意識の向上を図るため、内水浸水想定区域図に基づく内水ハザードマップを作成し、周知を図ります。

#### 2 汚水管きよ、マンホール等の対策

汚水本管については、地震対策や老朽化対策として更生工事を行うことにより、不明水対策にも繋がることから計画的に管きよの更生工事を実施します。

また、マンホール蓋については、古くなった蓋の交換を進め、不明水の削減や飛散防止等の対策を実施します。

### 第3 その他

---

第1編 地震災害対策計画 第2章「第6節 ライフラインの安全対策」を準用します。

## 第5節 洪水調節

### 第1 洪水調節

昭和53年に完成した三保ダムは、酒匂川水系河内川に建設されたダムであり、洪水調節、水道用水供給及び発電を目的とする多目的ダムです。洪水時には100年確率の洪水流量2,100 m<sup>3</sup>/秒を1,250 m<sup>3</sup>/秒に調節して流下させ、下流域の災害や水害の軽減を図っています。

## 第6節 高潮対策

### 第1 高潮災害を及ぼす台風の経路

県の過去の記録では、高潮災害は7月から10月末までの間に発生し、特に9月が多く発生しています。また、台風の経路によって被害地の地理的分布がおおよそ次の三つに分れています。



Aコースの台風による高潮は、東京湾及び相模湾で起こり、東京湾から三浦半島東部で被害が発生しました。

Bコースの台風による高潮は、東京湾及び相模湾で起こり、相模湾東岸で被害が発生しました。

Cコースの台風による高潮は、東京湾及び相模湾で起こり、その被害は相模湾北西部、市付近に集中します。

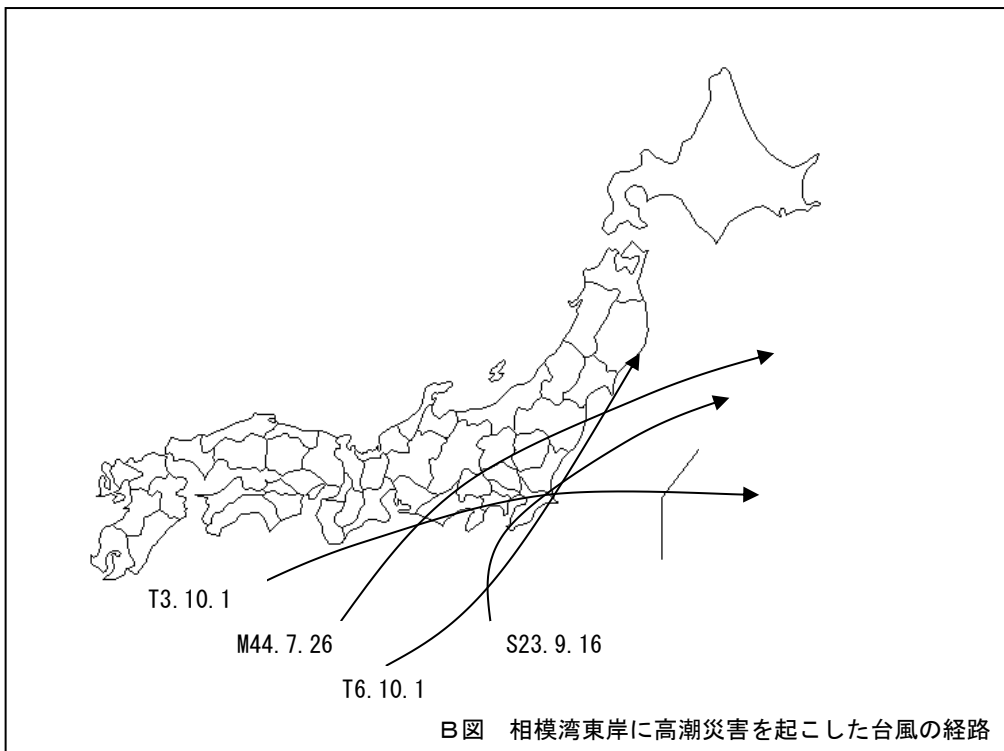
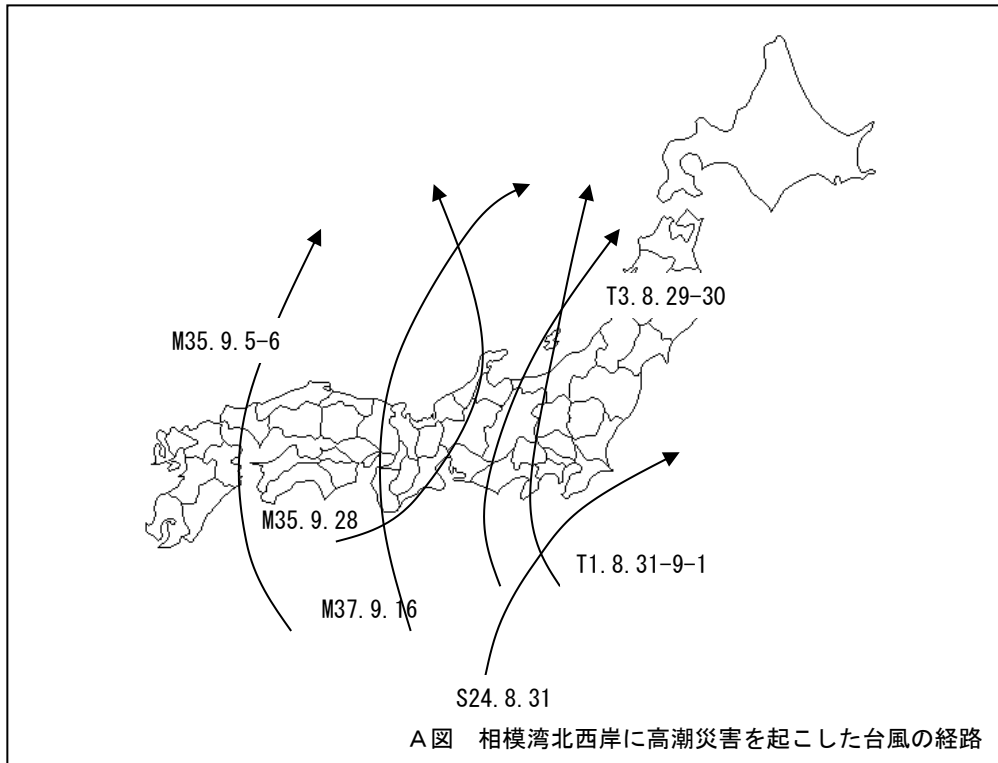
相模湾においては、高潮だけでなく高波被害が大きく、又この両者を区別することは困難です。

次の図は、相模湾に高潮又は高潮災害を起こした台風の経路を示したものであり、北西部沿岸で被害が大きかったのはA図であり、台風は北又は北西に進路をとっています。いずれの場合でも台風は、海岸線の向きに直角に進み又その海岸を右に見るように進んでいます。

また、相模湾東部沿岸における災害が大きかったのはB図であり、台風はすべて相模湾以北を東進しています。



図 高潮災害を起こした台風の経路



## 第2 高潮対策の推進

---

横浜地方気象台では、高潮に注意・警戒が必要な時間帯を、可能な限り日時を明示して提供するとともに、高潮の程度を表現する際には、従来からの県内における東京湾平均海面上の予想だけでなく、過去の観測記録を示す等、きめ細かい高潮の予測情報を提供しています。

市は、高潮や高波による被害が予想される場合は、市民や漁業関係者に対して避難体制の万全を期するとともに、防潮堤及び防波施設等の整備を県とともに推進します。

◆資料 8-8：海岸保全区域及び漁港区域図

## 第3 高潮浸水想定区域における避難の確保

---

### 1 高潮浸水想定区域の指定

県では水防法第14条の3第1項に基づき、相模灘沿岸における想定し得る最大規模の高潮により浸水する範囲について、浸水の深さ（浸水深）、浸水が継続する時間（浸水継続時間）を明らかにした高潮浸水想定区域図を作成しています。

◆資料 8-7：高潮浸水想定区域指定状況

### 2 避難体制等の整備

#### （1）高潮ハザードマップの作成・公表

高潮浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、高潮予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、高潮ハザードマップを作成し、各世帯に配布するとともに、市ホームページへ掲載します。

高潮ハザードマップを活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。

また、円滑かつ迅速な避難の確保については、地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、高潮ハザードマップ等により市民及び滞在者その他の者へ周知し、高潮等の災害に対する意識の高揚を図ります。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 避難場所を開設する場合は、当該地域の避難人員、浸水地域及び避難経路等を考慮します。</li><li>2 避難場所を開設する場合は、被災者支援チーム及び公共施設所管課の職員等により開設します。</li></ol> |
|---|

#### （2）高潮特別警戒水位等の情報伝達

市は、高潮特別警戒水位等の情報を防災行政無線等の情報伝達手段を活用し、関係機関及び市民へ周知します。

### 3 水防法に基づく避難体制の整備

「第4節 治水対策 第2 洪水浸水想定区域における避難の確保 3 水防法に基づく避難体制の整備」を準用します。

## 第4 高潮特別警戒水位の設定

---

県では水防法第13条の3の規定に基づき、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位に当たる高潮特別警戒水位を設定しています。相模灘沿岸の高潮特別警戒水位の設定状況は次のとおりです。

表 高潮特別警戒水位の設定状況

観測地	設定区域	高潮特別警戒水位	設定年月日
小田原験潮所 (気象庁)	湯河原町～藤沢市	T. P. +1.20m	令和3年8月31日
油壺験潮所 (国土地理院)	鎌倉市～三浦市	T. P. +1.10m	

## 第5 高潮予測

高潮等による越波や氾濫等に対する水防活動のため、横浜地方気象台と県が共同して、市町村ごとに高潮の予報を行います。

## 第6 海岸利用者の安全確保

水防管理者は、海岸管理者及び防災関係機関と連携し、水防に関する予警報の情報を海岸利用者及び関係機関に伝達し、被害の未然防止を図ります。

## 第7節 風害対策

台風等の暴風や竜巻等により、建築物、工作物、農作物及び漁船等に被害が予想されることから、それらの関係者は、事前に災害未然防止を行います。

市及び建築物等の所有者等は、都市の安全性の向上を図るため、建築物の安全確保や強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策について取り組んでいきます。

### 第1 建造物等の風害予防措置

市は、台風等による建物の被害を防止するため、指導・啓発等を行い、建物の安全を図ります。

### 第2 農作物等の風害防止対策

農作物等に被害を与える強風には、台風、冬期の季節風、その他フェーンや降ひょうを伴う局地的な強風等があります。強風は、作物に被害を与えるだけでなく、土壌を乾燥し、風による土壌侵食を生じます。そのため、肥沃な表土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛ばされた土が作物を埋没したりして被害を与えます。

農作物の風害防止については、市は農業協同組合等を通じて適切な情報の提供を行い、被害の軽減に努めます。

### 第3 街路樹等の風害防止対策

街路樹の風害予防措置としては、定期的な剪定を実施することを基本とし、必要に応じて支柱で補強する等の措置を講じます。なお、台風等に備え、適時パトロールを実施し、支柱の見直し及び結束の点検等の対策を講じます。

### 第4 漁船所有者への指導・通報

気象予報を的確に把握し、必要により漁業協同組合と連携し、漁船所有者に出漁中止又は帰港等の指導・通報を行います。また、漁船所有者は、漁船の係留、漁網及び漁具等の流失防止に努めます。

## 第8節 水害予防施設の維持補修

流域の開発により風水害時の農業用水路への雨水の流入量が増大し、農地のみならず周辺宅地にも湛水被害のおそれがあります。また、農業用施設周辺の農地の宅地化が進展し、農業用施設の崩壊や土砂崩れ等の災害によって、人家等に被災のおそれがあるため、被害を最小限に止めるよう安全性の確保対策を講じます。

### 第1 安全性の確保対策

---

#### 1 ハザードマップの作成・配布

市は、県と連携し、農地・農業施設及び周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所のハザードマップの作成・配布等を計画的に推進し、地域の安全性を確保します。

#### 2 施設の維持管理

市は、パトロール等で明らかになった工作物の小破損等について速やかに維持改修を行い、施設の機能を保ちます。また、既存の所管施設の風水害に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的・重点的に風水害対策を実施するとともに、基準に適合しない占用工作物等は管理者に必要な措置を勧告します。

### 第2 水害予防施設の整備・補修

---

市は、県と連携し、農地・農業施設及び周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所の改修や補強工事を実施するとともに、堤防高が不足している箇所の築堤、堤防の質的改良を地元住民等の合意を得て実施するほか、必要な箇所において、ひ門、ひ管の改修及び増強を行います。

#### 1 農業用施設等の整備・改修

- ア 脆弱化した水路等の農業用施設の改修工事の計画的な推進
- イ 流域の宅地化等により、農業用水路の能力を超える雨水の流入が生じる地域において、排水整備工事の計画的な実施
- ウ 河川内の農業用工作物の構造が不十分な施設について整備補強工事の計画的な実施

#### 2 農地保全施設等の整備・維持補修

急傾斜地帯の農地の降雨による被災防止のため、排水路、農道等の農地保全施設の整備工事の計画的な実施をします。

#### 3 農業用施設、漁港施設、林業施設等の整備・維持補修

広域農道、管理漁港、海岸、林道、治山の各施設について、市が管理するものは機能の保持又は向上のための維持補修を実施し、県が管理するものは事業を促進します。

#### 4 河川管理施設の整備・維持補修

重要水防箇所の施設の維持補修を促進します。

## 第9節 土砂災害対策

### 第1 土砂災害防止に向けた取り組み

---

第1編 地震災害対策計画 第2章第5節「第1 土砂災害防止に向けた取り組み」を準用します。

### 第2 警戒避難体制の整備

---

第1編 地震災害対策計画 第2章第5節「第2 警戒避難体制の整備」を準用します。

### 第3 治山・造林

---

近年、私有林において林業経営の不振、不在地主や所有者の林業離れ等、森林の手入れ不足により荒廃した森林が増えており、山地災害の防止や水源かん養等森林の持つ公益的機能の低下が懸念されています。

このため、水源地域においては、私有林の公的管理を進めるとともに、広葉樹との混交林や複層林等多彩な森林づくりを進め、山地災害に強い森林をつくる必要があります。

#### 1 災害に強い森林づくりの推進

災害に強い森林づくりを推進するため、県では、次の事業を行っています。

##### (1) 治山工事の計画的な推進

ア 山地災害の危険性の高い保安林指定地から計画的に治山工事を進めます。

##### (2) 森林の機能の維持・向上

ア 森林をそれぞれの目的に応じた保安林に指定し、施業の制限を行うとともに、森林の状況が悪化している保安林の整備を進めます。

イ 健全な森林整備を図るため、森林の状況に応じた造林、適切な保育間伐を推進するとともに、複層林や混交林等災害に強い多彩な森林づくりを進めます。

ウ 水源地域の森林において、水源かん養機能等森林の持つ公益的機能の向上を図るため、水源の森林づくり事業を進めます。

### 第4 要配慮者利用施設等の土砂災害防止対策

---

市は、要配慮者利用施設等を土砂災害から守るために、施設の管理者に対して、県と協力して、危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、警戒・避難体制の確立等の防災体制の整備に努めるよう指導します。

#### 1 土砂災害警戒区域等内における要配慮者利用施設

市は、土砂災害警戒区域等内の要配慮者が使用する施設を把握し、土砂災害警戒情報等の情報及びその他避難情報等の伝達体制を整備します。

## 第10節 造成地の災害防止

一定規模の宅地開発に伴う災害の防止については都市計画法の技術基準により、宅地造成工事規制区域の指定地内においては宅地造成等規制法の技術基準により、排水や擁壁について審査及び指導を行っています。

### 第1 造成地の災害防止対策

---

市は、宅地造成地に発生する災害防止のため、必要に応じて次の対策を実施します。

- ア 宅地造成等規制法第3条第1項に基づく宅地造成工事規制区域の指定促進
- イ 宅地造成等規制法第3条第1項に基づく宅地造成工事規制区域の指定制度の周知等、啓発活動の推進

### 第11節 建築物の安全確保

強風等による建築物の外装等の剥離や、落下により通行人等に危害を及ぼす場合もあります。

また、土砂災害により建築物が損壊を受ける場合もあります。

なお、近年、1時間あたり100mmを越す集中豪雨が増加し、雨水出水（内水氾濫）による浸水で住宅やビルの地下施設等に大きな被害が生じており、これらの浸水対策が必要となっています。

このため、建造物等の構造強化や落下物による危害の防止、防火装置の設置促進を基本とした災害予防を推進します。

#### 第1 落下物の防止対策の促進

---

施工又は維持管理に起因すると考えられる建築物の外装等の剥離、落下による事故が発生していることから、強風時に対しても外装材をはじめ建築物の屋外に取り付けるものの安全性を確保することが必要です。

市は、地下室の安全対策、浸水防止や落下物防止の普及啓発を行うとともに、建築物所有（管理）者に対して、指導助言を行います。

#### 第2 応急対策上重要な施設の安全確保

---

市及び施設管理者は、劇場、地下街等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、風水害に対する安全性の確保に特に配慮します。

#### 第3 法に基づく建築物の安全性の確認

---

市は、建築基準法第6条第1項に基づく確認申請時に、規模や該当条件に応じ、風圧力等の構造計算等のチェックや、土砂災害特別警戒区域内に建築される場合は構造規制等の適用を行い、建築物の安全性を確認します。

## 第3章 災害事前対策の充実

風水害については、発災直前・直後の応急対策活動を適切に実施することが、二次災害等による被害の拡大を軽減、防止するための鍵といえます。

この計画は、風水害発生時に市民及び防災関係機関が速やかに応急対策活動を講じられるよう、平常時に実施すべき事前対策を定めます。

### 第1節 水防に関する予警報

#### 第1 気象注意報・警報の種類 水防

##### 1 水防の活動に適合する注意報等

気象業務法に基づき横浜地方気象台が発表する水防の活動に適合する注意報、警報は、次のとおりとします。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続
	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される時。重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが著しく大きい場合には発表を継続
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水害が発生するおそれがあると予想したとき。対象となる洪水害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられる
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想したとき。対象となる重大な洪水害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられる
水防活動用 波浪警報	波浪警報	高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される時
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される時

水防活動用 津波注意報	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがあるとき
水防活動用 津波警報	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下のとき
	津波特別警報 (大津波警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超えるとき

出典：気象庁ホームページ「気象等の特別警報の種類と内容」

## 2 気象注意報・警報の発表基準

小田原市の気象注意報、警報の発表基準は、資料3-8 警報・注意報の種類及び発表基準のとおりとします。

◆資料3-8：警報・注意報の種類及び発表基準（津波に関するものを除く）

## 3 津波に関する情報

気象庁が発表する津波に関する情報の種類及び発表基準は、資料3-9 津波に関する情報の種類及び発表基準のとおりです。

◆資料3-9：津波に関する情報の種類及び発表基準

## 第2 洪水予報 水防

法第11条に基づき県と気象庁が共同して発表する酒匂川洪水予報は、次のとおりとします。

### 1 酒匂川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、横浜地方气象台と神奈川県河川課が共同して、酒匂川の区域を指定して水位又は流量を示した洪水の予報を行います。

### 2 酒匂川洪水予報の種類・区域

種 類	河川及び区域	予報地点	発 表 基 準
(洪水注意報) 酒匂川氾濫 注意情報	酒匂川	(酒匂川)	当該河川のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。
(洪水警報) 酒匂川氾濫 警戒情報	【左岸】 足柄上郡山北 町山北から海 まで	平 山 松 田	当該河川のいずれかの基準地点の水位が一定時間後に、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。
(洪水警報) 酒匂川氾濫 危険情報	【右岸】 足柄上郡山北 町平山から海 まで	富士道橋	当該河川のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位に達したときに発表する。
(洪水警報) 酒匂川氾濫 発生情報			当該河川の洪水予報区間内で、氾濫が発生したときに発表する。



3 酒匂川洪水予報観測所・基準水位（単位はm）

名 称	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位
平 山	2.00	3.00	4.80	6.00
松 田	1.40	2.30	2.80	3.80
富士道橋	1.10	1.40	2.40	2.90

第3 水防警報 **水防**

水防警報は、洪水、津波又は高潮により周辺住民に重大な被害が生ずるおそれがあるとき、神奈川県内の土木事務所から発表され、市・町に水防活動が必要であることを通知します。

1 水防本部長（神奈川県知事）が行う河川

河川名	区 域		摘 要	
	自	至		
酒匂川	左岸 鬼柳地先 右岸 栢山地先	報徳橋から	海まで	報徳橋上流端から 上流左右岸県西土木

2 水防支部長（県西土木事務所小田原土木センター所長）が行う河川

河川名	区 域		摘 要	
	自	至		
中村川	左岸 足柄上郡中井町松本 158 番地地先 右岸 足柄上郡中井町鴨沢 371 番地地先	中井町境から	国道1号 押切橋まで	管内境から上流は県 西土木事務所、 押切橋から下流は平 塚土木事務所
森戸川	左岸 曾我字稲荷面 666 番地 11 地先 右岸 曾我岸字 尾崎 131 番地地先	砂留田川 合流点から	海まで	
狩 川	左岸 飯田岡 右岸 南足柄市沼田	山道橋から	酒 匂 川 合流点まで	山道橋上流端から上 流左右岸は県西土木 事務所
仙了川	左岸 曾比管内境 右岸 曾比管内境	から	狩川 合流点まで	管内境上流は県西土 木事務所
山王川	左岸 久野 1743 番地地先 右岸 久野 1693 番地地先	星山橋から	海まで	
早 川	左岸 足柄下郡箱根町仙石原 1243 番地地先 右岸 足柄下郡箱根町仙石原 1244 の 1 番地地先	芦ノ湖下流 端から	海まで	

### 3 水防支部長（県西土木事務所小田原土木センター所長）が行う海岸

海岸名	区 域		摘 要
	自	至	
小田原 （前川）	前川字町屋窪 648 番地先に設置した 標柱から	酒匂字道南 1653 番地の 20 地先に設 置した標柱まで	
小田原 （根府川）	根府川字根ノ上 55 番地の 1 地先に 設置した標柱から	根府川字根府川 225 番地の 3 地先 に設置した標柱まで	

#### 4 水防警報の通知

水防警報の通知は、資料 8-17 水防警報（河川：待機・準備・出動・解除）、資料 8-18 水防警報（河川：指示・情報）、資料 8-19 水防警報（海岸：待機・準備・出動・解除）により行います。

#### 5 水防警報の種類・発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予警報等及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。または水位流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、または既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。

◆資料 8-17：水防警報（河川：待機・準備・出動・解除）

◆資料 8-18：水防警報（河川：指示・情報）

◆資料 8-19：水防警報（海岸：待機・準備・出動・解除）

## 第4 重要水防箇所及び監視警戒 **水防**

### 1 重要水防箇所

市内の河川、海岸で特に水防上、警戒又は防御に重要性を有する箇所は、資料 8-13 及び資料 8-14 のとおりとします。

- ◆資料 8-13：重要水防箇所(河川)一覧
- ◆資料 8-14：重要水防箇所(海岸)一覧
- ◆資料 8-15：重要水防区域(河川)重要度評定基準

### 2 常時の監視

重要水防箇所は、水防管理者、消防機関の長は、随時、区域内の河川、排水路及び海岸等を巡回・監視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸等管理者（以下、「河川等管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めなければなりません。

上記に係る通知を受けた河川等管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとします。

河川等管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとします。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとします。

## 第5 気象悪化時の監視警戒 **水防**

水防管理者及び消防機関の長は、気象の悪化が予測される時又は降雨の状況により、積極的に河川、排水路、海岸及び急傾斜地危険箇所等の巡回・監視にあたらせます。

### 1 河川等の巡回・監視の留意事項

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 河川の水位(量水標の水位)</li><li>2 海岸の潮位、波高</li><li>3 堤防斜面の亀裂又は崩壊</li><li>4 居住地側の堤防斜面の漏水、亀裂又は沈下</li><li>5 堤防上部(天端)の亀裂又は沈下</li><li>6 橋梁その他の構築物と堤防等の取り付け部分の異常</li><li>7 河川・海岸利用者等への注意喚起</li><li>8 ポンプ場等の排水施設、取水堰及び水門等の異常</li><li>9 急傾斜地の亀裂、前兆現象(小石の崩落、湧水の濁り、溪流の濁りなど)</li><li>10 市の関連施設及び工事箇所の異常</li></ol> |
|--|

### 2 報告及び監視の強化

水防管理者及び消防機関の長は、巡回・監視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに必要な処置を行います。

また、水防に関する予警報が発令され、必要と認められる場合は、監視を強化するとともに重要水

防箇所及び工事中の箇所並びに既往の災害箇所、その他重要な箇所を特に重点的に巡回・監視し、異常を発見したときは、直ちに事態に即応した処置を行います。

## 第6 ダム等の放流情報、水位・雨量等の情報 水防

水防管理者及び消防機関の長は、ダム等の放流情報、河川・水位情報等を受信した場合、河川利用者及び関係機関等に伝達し、被害の未然防止を図ります。

### 1 ダム等の放流警報の受伝達

水防管理者は、水防上重要な関係を有する施設の放流情報を受信した場合、速やかに関係機関に連絡し、被害の未然防止を図ります。

水系	ダムの名称	情報発信者
酒匂川	三保ダム	神奈川県三保ダム管理事務所
酒匂川	飯泉取水ぜき	神奈川県内広域水道企業団飯泉取水管理事務所
早川	芦の湖湖尻水門	神奈川県西土木事務所小田原土木センター

### 2 河川利用者の安全確保

水防管理者は、河川管理者及び関係機関と連携し、水防に関する予警報等の発表及び河川上流域での水位上昇等の情報を河川利用者に伝達し、河川利用者の安全確保を図ります。

### 3 水位の観測・通報

水防管理者及び消防機関の長は、区域内の河川、海岸等を巡視した結果、量水標の示す水位が水防団待機水位（通報水位）及び氾濫注意水位（警戒水位）に達した場合は、速やかに水防支部長に報告します。

### 4 雨量の観測・通報

消防機関の長及び各雨量観測者は、雨量観測所において、時間雨量 20mm を超えたときは、水防管理者に報告します。

- ◆資料 8-10: 気象観測機器等一覧
- ◆資料 8-11: 水位観測所・量水標一覧
- ◆資料 8-24: 酒匂川における河川利用者への情報伝達網
- ◆資料 8-25: 酒匂川における河川利用者への情報伝達体制等に関する申し合わせ
- ◆資料 8-30: 三保ダム放流警報要領
- ◆資料 8-31: 三保ダム放流通報連絡系統図
- ◆資料 8-32: 飯泉取水ぜき放流警報要領
- ◆資料 8-33: 飯泉取水ぜき洪水及び出水時連絡系統図
- ◆資料 8-34: 芦の湖湖尻水門操作規則
- ◆資料 8-35: 芦の湖湖尻水門放流通報連絡系統図

## 第2節 災害時情報収集・提供体制の拡充

第1編 地震災害対策計画 第3章「第1節 災害時情報収集・提供体制の拡充」を準用します。

## 第3節 水防組織

市長は水防管理者、市は水防管理団体として、河川、海岸、港湾等の洪水又は高潮等による水害を警戒・防衛し、これによる被害を軽減し、市民等の安全を確保するため、水防活動を実施します。

### 第1 水防本部の設置及び組織等 水防

#### 1 水防本部

市の水防事務を総括するため、小田原市水防本部(以下「水防本部」という。)を設置します。なお、水防に関係のある警報・注意報等の発表等または地震等の発生等による洪水、内水、津波または高波により市内に大きな被害をもたらされるおそれがあると認められる、又は大きな被害があったときから、迅速に災害対策本部に移行します。

#### 2 水防本部の組織

水防本部の組織は、資料 2-16 小田原市水防本部組織図のとおりとし、市長を本部長、副市長を副本部長とし、事務局を 本部事務局(防災対策課・秘書室・広報広聴室)に置きます。

#### 3 水防分担業務

水防本部各部の分担業務は、資料 2-18 小田原市水防本部分担業務のとおりとします。

#### 4 水防本部の設置時期

水防本部を設置する時期は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水防活動を図る必要があると認めるときとします。

##### 水防本部設置基準

- 1 横浜地方気象台から水防に関する注意報、警報が発表されたとき。
- 2 法第 11 条の規定による酒匂川洪水予報の通知を受けたとき。
- 3 その他市内において洪水、雨水出水、高潮等による被害のおそれのあるとき。

#### 5 水防本部会議の開催

本部長は、大規模水害の発生のおそれがある場合は、副本部長、本部長付、事務局長及び部長を招集し、本部会議を開催します。

##### 本部会議の協議事項

- 1 各部相互の連絡調整に関すること。
- 2 水防活動の方針に関すること。
- 3 災害対策本部の設置に関すること。
- 4 その他風水害対策に関すること。

- ◆資料 2-16: 小田原市水防本部組織図
- ◆資料 2-18: 小田原市水防本部分担業務

## 第2 水防本部の解散 水防

---

次のいずれかに該当する場合に水防本部を解散します。

### 水防本部解散基準

- 1 市域に発生した水災対策がおおむね完了したと認めるとき、又は水災発生のおそれなくなったと認められるとき。
- 2 小田原市地域防災計画に基づく災害対策本部が設置されたとき。ただし、この場合は災害対策本部への統合的解散とします。

## 第3 大規模風水害発生時の災害対策本部の設置 水防

---

第1編 地震災害対策計画 第3章第2節「第1 災害対策本部組織体制の拡充」を準用します。

第4 水防等の配備体制 **水防**

大雨、洪水、高潮及び土砂災害等による被害発生のおそれがあるときの職員及び消防団員の配備体制は、次のとおりとします。

ただし、いずれにおいても職員および消防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとします。

1 職員の配備体制

種別	配備事由等	配備体制
水防準備体制 (警戒レベル2等への対応)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小田原市に大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）のいずれかが発表されたとき。</li> <li>2 酒匂川洪水予報（氾濫注意情報）が発せられたとき。</li> <li>3 水位周知河川において、氾濫注意水位を超過し、その後も水位上昇の見込みがある場合。</li> <li>4 小田原市を除く神奈川県西部（西湘地域）の各市町に大雨警報（土砂災害）、洪水警報、高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）のいずれかが発表されたとき。</li> </ol>	<p>関係部局による情報収集及び事前準備活動を実施できる体制とする。</p> <p>（平時の体制、自宅待機等）</p>
水防警戒1号体制 (警戒レベル3相当情報等への対応)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小田原市に大雨警報（土砂災害）、洪水警報、高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）のいずれかが発表されたとき。</li> <li>2 酒匂川洪水予報（氾濫警戒情報）が発せられたとき。</li> <li>3 水位周知河川において、避難判断水位を超過し、その後も水位上昇の見込みがある場合。</li> <li>4 相模湾に津波注意報が発表されたとき。</li> <li>5 台風の進路予測等に基づき事前準備が必要な場合。</li> <li>6 その他水防管理者が必要と認め当該配備を指令したとき。</li> </ol>	<p>次に掲げる分担業務を実施する部局の職員をもって対応する。</p> <p>ただし、配備事由等の1に掲げる事由の場合において市長が認めるときは、関係部局による情報収集及び事前準備活動を実施できる体制（平時の体制、自宅待機等）とすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 河川、海岸、農地、急傾斜地及び道路・橋梁等の応急対策を実施する部局</li> <li>2 消防部、本部事務局及び職員動員に係る部局</li> <li>3 その他、警報等の発令に伴い警戒態勢を強化するために必要な部局</li> </ol> <p>※避難場所を開設する場合は、水防警戒2号体制に移行する</p>
水防警戒2号体制 (警戒レベル3～5発令時又は警戒レベル4、5相当情報等への対応)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小田原市に土砂災害警戒情報、高潮特別警報又は高潮警報が発表されたとき。</li> <li>2 酒匂川洪水予報（氾濫危険情報）が発せられたとき。</li> <li>3 水位周知河川において、氾濫危険水位を超過し、その後も水位上昇の見込みがある場合。</li> <li>4 相模湾に津波警報が発表されたとき。</li> <li>5 台風の進路予測等に基づき避難場所の開設等が必要な場合。</li> <li>6 その他水防管理者が必要と認め、当該配備を指令したとき。</li> </ol>	<p>水防警戒1号体制を強化するとともに、次に掲げる分担業務を実施する部局の職員をもって対応する。</p> <p>ただし、市長が認めるときは、関係部局による情報収集及び事前準備活動を実施できる体制（平時の体制、自宅待機等）とすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難場所の開設準備及び開設</li> <li>2 広報車等による広報及び避難誘導</li> <li>3 要配慮者の対応</li> <li>4 住民組織との連携</li> <li>5 その他必要な部局</li> </ol>

小田原市地域防災計画  
第2編 風水害対策計画（水防計画）

災害対策本部 動員2号 又は 動員3号	1 水防警戒2号体制を強化、拡大する必要があるとき。 2 その他水防管理者が必要と認め、当該配備を指令したとき。	水防警戒2号体制を強化する場合は、災害対策本部を設置し、全庁的な体制を以て災害対応に当たる。
<p>※1 消防部及び医療救援部の配備体制は、消防長及び病院長が別に定める。</p> <p>※2 上記配備体制に基づく水防本部動員基準は、資料2-19小田原市水防本部動員基準表のとおりとする。</p> <p>※3 水防警戒1号体制から水防警戒2号体制に移行する際は、開庁時は本部事務局（防災対策課）、閉庁時は水防本部の企画調整部（職員課）が各所管に周知する。なお、水防警戒2号体制から災害対策本部の動員体制への移行の際も同様とし、水防本部を縮小する際は本部事務局（防災対策課）が各所管に周知する。</p> <p>※4 市内で震度5弱以上の地震が発生し津波注意報、津波警報が発表された際には、災害対策本部を設置し動員3号体制となる。</p>		



## 2 消防団の配備体制

種別	配備事由等	配備体制
1号体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小田原市に次の警報のいずれかが発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報</li> <li>2 相模湾に大津波警報又は津波警報が発表されたとき。</li> <li>3 地域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれが非常に高いとき。</li> </ol>	<p>各分団の所要の人員をもって、災害の状況に応じた応急対策活動を実施し、事態の推移に伴い、速やかに上位の体制に移行し得る体制とする。 (自宅待機等)</p>
2号体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 知事から水防警報(出動)が発せられたとき。</li> <li>2 地域で災害が発生し、人命及び住家等に被害が生じるおそれがあるとき。</li> <li>3 その他団長が必要と認め、当該配備を指令したとき。</li> </ol>	<p>団員全員をもって水防活動を行う体制とする。ただし、団長の判断によりこれによらないことができる。</p>

◆資料 2-19 : 小田原市水防本部動員基準

## 第5 事前事後の水防体制 水防

水防本部設置前にあつては、消防機関及び関係部局等が積極的に水防情報の収集及び河川、排水路並びに既往の災害箇所を巡回、監視に当たるとともに、必要な処置を行います。

また、水防本部解散後にあつても、その状況により巡回、監視に当たるものとします。

## 第6 通信連絡 水防

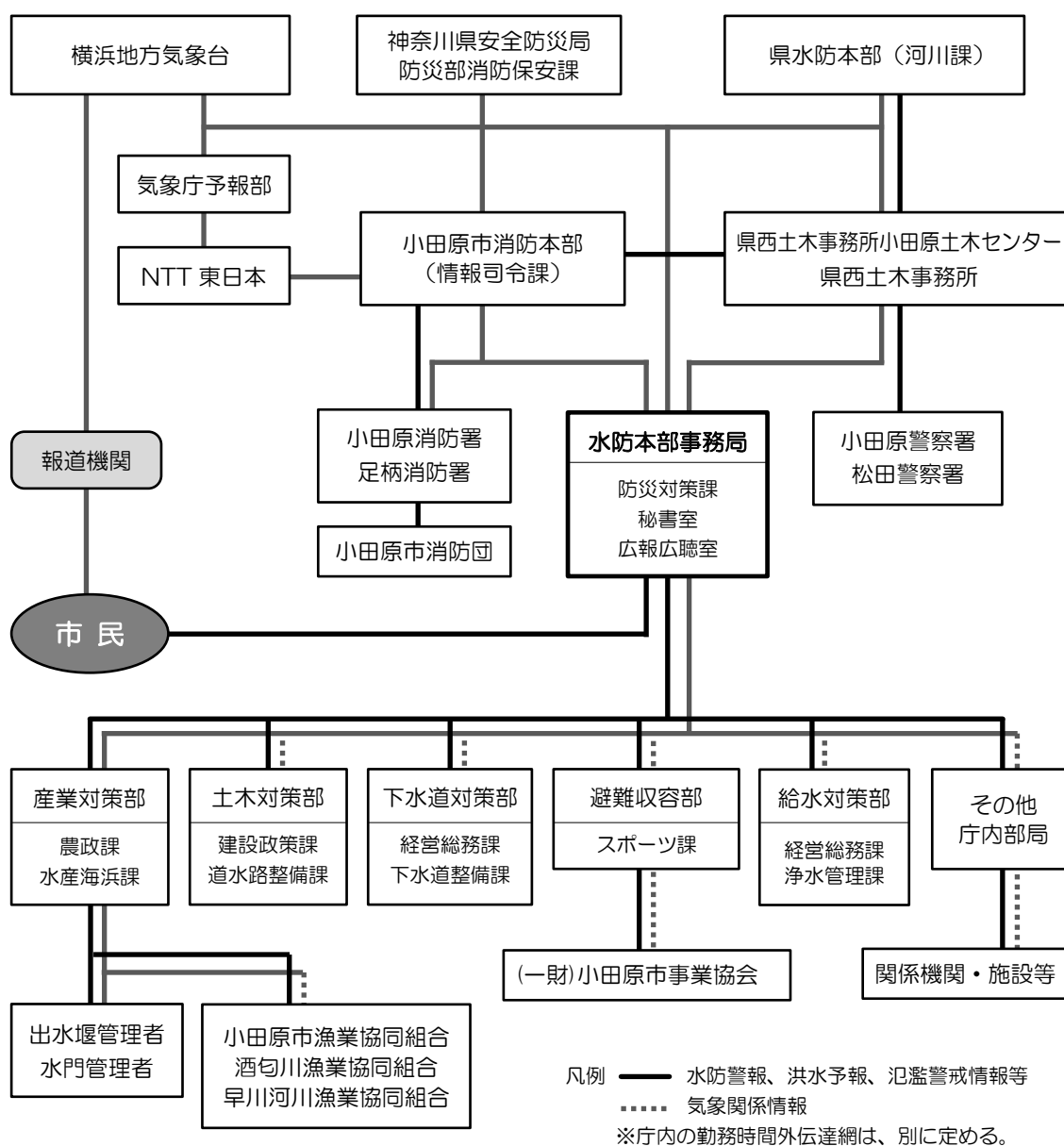
### 1 水防時の通信連絡

水防管理者は、水防時における情報受伝達が迅速かつ確実に行われるよう、通信連絡施設等の整備強化に努めます。水防時における通信連絡系統図は、次のとおりとします。

通信連絡は、神奈川県防災行政通信網、防災行政無線、消防無線、水道無線、有線電話、ファクシミリ、庁内ネットワーク等を利用します。

### 2 河川利用者の安全確保

水防管理者は、河川管理者及び防災関係機関と連携し、水防に関する予警報及び河川上流域での水位上昇等の情報を河川利用者及び関係機関に伝達し、被害の未然防止を図ります。



## 第4節 水防活動

### 第1 水防施設の事前措置 **水防**

水防管理者及び消防機関の長は、排水ポンプ及び防潮扉等の水防施設が、洪水、津波又は高潮に際し、その機能、操作等に支障のないよう常に点検整備し、気象の悪化時には必要な事前措置を実施し、水災に備えます。

#### 1 道路・橋梁の安全措置【土木対策部】

水防管理者は、管理する道路のポンプ等の排水施設を適切に維持管理し、道路の冠水を未然に防止するとともに、大雨や洪水により道路の通行に危険がある場合は、速やかに通行止め等の応急措置を実施します。

#### 2 取水堰、水門等の安全措置【産業対策部】

取水堰、水門等の管理者又は取扱責任者は、出水等の状況に応じ、その開閉を行います。大雨・洪水等に関する警報等が発令されたことを知ったときは、その状況に応じた適切な措置を講じます。

また、水防管理者は、市内における農業用取水堰、水門等を把握し、その管理者が適切な操作を行うことができるよう、必要な措置を講じます。

#### 3 防潮扉の安全措置【消防部】

消防機関の長は、高潮等による浸水等のおそれがある場合は、速やかに防潮扉の閉鎖措置を実施します。

- ◆資料 8-20 : 市内のポンプ場一覧・連絡系統図
- ◆資料 8-21 : 取水堰一覧表
- ◆資料 8-22 : 防潮扉一覧表
- ◆資料 8-36: 小田原市消防本部防潮扉取扱要領

### 第2 水防出動 **水防**

#### 1 水防活動の開始基準

水防活動を開始する基準は、おおむね次のとおりとします。

- 1 水路等の雨水出水のおそれがあるとき。
- 2 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、なお増水の見込みのあるとき。
- 3 河川の堤防又は堤防に接近する部分の流失等により、堤防本体に危険のおそれがあるとき。
- 4 河川等の溢水、堤防の決壊その他により家屋の流失及び人命に危険のおそれがあるとき。
- 5 高潮により海岸、港湾、道路及び家屋等に被害のおそれがあるとき。
- 6 土砂災害等により家屋の流失及び人命に危険のおそれがあるとき。
- 7 その他特に必要があるとき。

#### 2 水防出動

水防出動は、河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達したときに始まり、洪水の危険が去った

ときに終了するものとしします。

### 3 水防標識

水防のために出動する車両等には、次による標識を用いるものとしします。



文字 赤  
下地 白

（縦 60cm×横 90cm）

（昭和 24 年 10 月 6 日 神奈川県告示第 431 号）

### 4 水防信号

水防信号は、神奈川県水防信号規則（昭和 24 年県規則第 78 号）の規定に基づき、行うものとしします。

方法及び説明 区分	説明	警備信号	サイレン信号
第1信号	氾濫注意情報（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 ○ 休止 ○ 休止 ○
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 ○ 休止 ○ 休止 ○
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	約 10 秒 約 5 秒 約 10 秒 約 5 秒 約 10 秒 ○ 休止 ○ 休止 ○
第4信号	必要用と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	約 1 分 約 5 秒 約 1 分 ○ 休止 ○

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱います。

- [備考]
- 1 信号は、適当な時間継続しなければならない。
  - 2 必要と認めたときは、警鐘信号及びサイレン信号を併用するものとする。
  - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

### 第3 資機材及び施設の整備 水防

---

#### 1 水防施設【消防部、土木対策部、産業対策部】

水防管理者及び消防機関の長は、洪水等の緊急事態に対処できるよう次の施設整備等を実施するものとします。

- 1 酒匂川防災ステーション等水防倉庫の施設及び水防用資機材の整備
- 2 資機材の緊急調達の方法及び事業者等との協定の締結
- 3 地震対策用防災倉庫に備蓄する資機材の活用
- 4 県が備蓄する水防資機材の県西土木事務所小田原土木センター水防支部長への支給要請

◆資料 8-23: 水防倉庫・水防資機材一覧表

## 第4 緊急輸送の確保 **水防**

---

### 1 輸送路の確保【土木対策部】

水防資機材の輸送の確保を図るため、国、県、関係事業者等と連携し、交通の途絶が予想される主要輸送道路及び迂回路を調査し、必要な措置を講じます。

### 2 輸送車両の確保【総務調査部】

水防本部が設置された場合、応急対策要員等輸送体制に使用できる車両を総務部が統括し、輸送手段の競争を生じないよう十分に調整し、敏速に出動できる態勢を整えます。

なお、車両に不足を生じた場合は、「災害時における物資の輸送等に関する協定」及び「災害時における物資配送等に関する協定」に基づき、当該輸送機関に対し車両の確保と出動要請をします。

◆資料 8-27：雨量による通行規制対象路線一覧表

## 第5 決壊時の措置 **水防**

---

### 1 決壊時の通報

堤防その他の施設の決壊、又はこれに準ずる事態が発生した場合、水防管理者等は直ちにその旨を水防支部長及び氾濫が予想される隣接水防管理団体に通報しなければなりません。

### 2 決壊後の措置

水防管理者等は、決壊後といえどもできる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるとともに、関係住民の避難、救助を速やかに実施します。

## 第6 安全配慮 **水防**

---

洪水、雨水出水又は高潮のいずれにおいても、消防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとします。

避難誘導や水防作業の際にも、通信機器を携行する、ライフジャケットを着用する等、消防団員自身の安全を確保します。

## 第7 津波における留意事項 **水防**

---

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられます。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来しますが、近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来します。したがって、水防活動及び消防団員自身の避難に利用可能な時間が異なります。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがあります。近地津波で、かつ安全な場所への避難までの所要時間がかかる場合は、消防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多くなります。

したがって、あくまでも消防団員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければなりません。

第8 公用負担 水防

1 公用負担証書

公用負担の権限を行使するときは、証明書を携行し、命令書を発行して行使します。

また、公用負担を行使したときは、損害を受けた者に対し後日、市からその損失を補償するため、公用負担通知書とその所有者又は管理者に交付します。

<p style="text-align: center;">公用負担命令委任書</p> <p style="text-align: center;">〇〇消防団 何 某</p> <p>上の者に 区域における水防法第 28条第2項の権限行使を委任したことを証明 する</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市 長 消防長 何 某 印</p>	<p style="text-align: center;">公用負担命令書</p> <p>符 号</p> <p>目的物 種 類</p> <p>負担の内容</p> <p style="text-align: right;">市 長 何 某 消防長 何 某 印</p> <p>〇〇〇〇〇 様</p>
--	--

	水防第 号
	年 月 日
様	
	小田原市長 印
<p>公 用 負 担 通 知 書</p> <p>水防法第28条の規定により次のとおり使用（収容）したから通知する。</p>	
使用（収容）した土地建物等の 名称、種類、形状	
使用（収容）した土地建物等の 所在地	
使用、収容の別	
使用期限	
収容した物の数量	
その他	

## 第9 水防活動の報告 水防

---

### 1 水防本部長への報告

水防本部各対策部長は、所属の水防活動状況及び被害状況等について、随時、市水防本部長に報告します。

### 2 県西土木事務所小田原土木センター水防支部長への報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を資料 8-28 水防活動実施報告書及び資料 8-29 水防活動報告書により、水防活動実施後 7 日以内に県西土木事務所小田原土木センター水防支部長に報告します。

◆資料 8-28 : 水防活動実施報告書

◆資料 8-29 : 水防活動報告書

## 第10 水防管理団体の協力応援 水防

---

### 1 水防管理団体間の応援

水防管理者及び消防機関の長は、水防法第 23 条第 1 項の規定に基づき、他の市町村の水防管理者から応援を求められたときは、相互に応援するほか、水防資材等の調達についても協力します。

### 2 神奈川県知事等への応援要請

- 1 水防管理者が水防活動を行うに当たり、技術指導等のため、職員の応援を県西土木事務所小田原土木センター水防支部に求める。
- 2 水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、小田原警察署に対し警察官の出動を求めることができる。
- 3 大規模な応援を必要とする緊急の事態が生じたときは、神奈川県知事に自衛隊の出動要請をする。なお、要請した場合は、県西土木事務所小田原土木センター水防支部に報告する。

### 3 団体への協力要請

水防管理者は、関係機関、団体及び事業者等と締結している協定に基づき協力要請します。

## 第11 救助・救急体制の整備

---

第1編 地震災害対策計画 第3章第3節「第4 救助・救急体制の整備」を準用します。

## 第12 広域応援体制の強化

---

第1編 地震災害対策計画 第3章第3節「第5 広域応援体制の強化」を準用します。

## 第13 警備・救助対策

---

第1編 地震災害対策計画 第3章「第4節 警備・救助対策」を準用します。



## 第5節 避難対策

災害発生のおそれがある場合に避難する市民に対し、また、災害発生後、浸水、火災延焼や家屋倒壊等により避難を余儀なくされた市民に対し、安全に避難できる避難場所等の整備を図ります。

避難誘導等警戒避難体制を計画する際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めます。

### 第1 避難情報の発令基準

#### 1 避難情報の発令基準の作成

市は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に、災害時に適切な避難情報の発令を実施するため、関係機関からの情報や自ら収集する情報等をもとに、避難情報の発令の判断基準等について、できる限り客観的な数値により整理した「避難情報の発令マニュアル」を整備するよう努めます。

#### 2 避難情報の種別

災害発生のおそれの高まりに応じて、居住者等がとるべき行動を5段階に分け、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」との対応を明確にし、その上で、5段階に区分した「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「警戒レベル相当情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解しやすいものとするものとします。

表 避難情報の種別

警戒レベル	市民のとるべき行動	行動を市民等に促す情報
警戒レベル 1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表) 今後気象状況悪化のおそれ
警戒レベル 2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報 (気象庁が発表) 気象状況悪化
警戒レベル 3	高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者	高齢者等避難 (市が発令) 危険な場所から高齢者等は避難
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示 (市が発令) 災害のおそれ高い
警戒レベル 5	立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保※ (市が発令) ※災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）

### 3 市民の避難誘導體制

#### （1）関係機関との協議

市は、関係機関と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとします。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意します。

#### （2）避難情報の発令

避難情報の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難情報を発令するものとします。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するよう努めます。

### 4 避難行動

数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」のことであり、身の安全を確保するため、何の災害のときに、いつ、どこに避難をすればよいか、日ごろからハザードマップを確認して準備・訓練を行う必要があります。

#### （1）立退き避難

災害リスクのある区域等の居住者等が、その場を離れ、災害から安全な場所に移動すること。避難行動の基本。

##### ア 避難先

- (ア) 市の定める風水害避難場所、土砂災害避難場所
- (イ) 安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先

##### イ 関連災害

洪水等、土砂災害、高潮、津波

#### （2）屋内安全確保

自宅・施設等においても上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保すること。

##### ア 避難先

- (ア) 自宅・施設等の浸水しない上階への移動（垂直避難）
- (イ) 自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（待避）

##### イ 関連災害

洪水等、高潮

屋内安全確保を選択する場合は、避難先とする自宅・施設等が下記の3つの条件が満たされている必要があります。

1. 家屋倒壊等氾濫想定区域(※1)にないこと
2. 浸水想定区域の浸水深より高い居室があること
3. 浸水継続時間以上を過ごすことのできる十分な備蓄等があり、起こりうる支障(※2)が我慢できること

※1 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域

※2 支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

#### （3）緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある人が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激な災害の切迫により避難し遅れたために、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。

※この行動で、身の安全を確保できるとは限らない。

ア 避難先

- (ア) 自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する。
- (イ) 土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。

イ 関連災害

洪水等、土砂災害、高潮、津波

第2 水防、避難情報の伝達 水防

1 水防、避難情報の伝達

水防管理者は、水防に関する予警報、河川水位情報、水防警報、洪水予報及び土砂災害警戒情報等が発令された場合、必要に応じて河川等の流域又は市内全域に広報し、市民及び関係機関に注意を促します。市は、避難情報の伝達に際して、災害の状況及び地域の実情に応じて、防災行政無線等の情報伝達手段を活用し、避難対象地域の市民に迅速かつ的確に伝達します。

また、市は、同一の水系を有する市町間において、相互に避難情報を共有するよう努めます。

2 市民への伝達方法

伝達方法
1 防災行政無線
2 戸別受信機
3 J:COM 防災情報サービス
4 防災メール
5 テレホンサービス
6 J:COM チャンネル小田原データ放送
7 FMおだわら
8 市ホームページ
9 緊急速報メール
10 SNS
11 広報車、消防車両等
12 電話・ファクシミリ

第3 警戒区域の設定 水防

1 水防法に基づく警戒区域

消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所においては、法第 21 条に基づき、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命じるものとします。この場合の標識は、昼間はロープ、夜間は灯火を用いて警戒にあたります。

2 消防法に基づく警戒区域

消防吏員又は消防団員は、消防法第 28 条第 1 項の規定に基づき、土砂災害等の災害現場(水災を除く。)において、消防警戒区域を設定して、関係者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又は

その区域への出入を禁止し、若しくは制限することができます。

### 3 災害対策基本法に基づく警戒区域

市長（市長の委任を受けて、市長の職権を行う職員を含む。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができます。

## 第4 避難の指示等 **水防**

---

### 1 水防法に基づく避難の指示等

水防管理者は、洪水、津波又は高潮によって氾濫し、著しい危険が切迫していると認められるときは、法第29条に基づき、避難のため立ち退くべきことを指示することができます。

### 2 災害対策基本法に基づく避難の指示等

市長は、災害対策基本法第60条第1項に基づき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができます。

### 3 関係機関への通報

水防管理者は、避難の指示等を実施する場合、県水防本部長（神奈川県知事）、水防支部長及び小田原警察署長等へその旨を連絡し、避難時の安全確保等を要請します。

### 4 避難準備情報の伝達

水防管理者は、避難の指示等を実施する場合、避難に時間を要する高齢者等及び高齢者等の施設に対して、避難準備情報を伝達します。

この場合、避難時の支援者及び施設管理者等と連携を密にして実施します。

## 第5 避難場所等の確保及び整備

---

第1編 地震災害対策計画 第3章第5節「第1 避難場所等の確保及び整備」を準用します。

## 第6 避難計画の策定

---

市は、災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、自主防災組織による避難計画の策定について必要な助言や指導を行います。

また、洪水予報河川の浸水想定区域の指定及び土砂災害警戒区域等の指定があったときは、当該区域ごとに、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、市民への周知に努めます。

## 第7 屋内での退避等の安全確保措置

---

市は、屋外を移動して避難所等へ避難することが危険な場合は、自宅や近隣の建造物等の上階へ避難するなど、屋内での退避等の安全確保措置について、平常時から周知します。

## 第8 広域避難所の運営

---

第1編 地震災害対策計画 第3章第5節「第4 広域避難所の運営」を準用します。

## 第9 市民への周知

---

第1編 地震災害対策計画 第3章第5節「第5 市民への周知」を準用します。

## 第10 企業防災の促進

---

企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとします。

### 第11 避難訓練の実施

---

第1編 地震災害対策計画 第3章第5節「第6 避難訓練の実施」を準用します。

◎関連箇所：本章「第17節 防災訓練の実施」

### 第12 帰宅困難者対策

---

鉄道事業者等との連携・情報共有体制を確立し、早期にその運行情報等の把握に努め、これを市民及び事業者事前に周知することにより、帰宅困難者の発生の抑制を図ります。

帰宅困難者が発生した場合には、第1編 地震災害対策計画 第3章第5節「第7 帰宅困難者対策 2 帰宅困難者への避難対策」を準用します。

### 第13 応急仮設住宅等

---

第1編 地震災害対策計画 第3章第5節「第8 応急仮設住宅等」を準用します。

### 第14 ペット対策

---

第1編 地震災害対策計画 第3章第5節「第9 ペット対策」を準用します。

### 第15 市外避難者への支援体制

---

第1編 地震災害対策計画 第3章第5節「第11 市外避難者への支援体制」を準用します。

### 第16 防災上重要な施設の避難誘導

---

第1編 地震災害対策計画 第4章第3節「第1 避難情報」を準用します。

- ◆資料 5-7：避難基準の目安
- ◆資料 5-8：土砂災害の予兆現象

## 第6節 要配慮者に対する対策

近年の災害では、情報の入手や自力での避難が困難な要配慮者の犠牲者が多くなっています。要配慮者の被害を最小限にとどめるため、市は、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めます。

市及び施設の管理者は、要配慮者の避難誘導、搬送等について、「小田原市要配慮者支援マニュアル」に基づき、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

### 第1 避難誘導及び生活支援体制の整備

#### 1 避難確保計画の策定と避難訓練の実施

平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が改正されたことに伴い、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となりました。

#### 2 避難行動要支援者名簿等の作成

ア 市は、災害時において、一人暮らしや寝たきり高齢者、障がい者等自ら避難することが困難で支援を必要とする者の所在・状況を把握し、救出及び避難誘導、安否確認を行うため、避難行動要支援者名簿及び所在マップを民生委員・児童委員の協力のもとに地区別に作成します。

イ 名簿及び所在マップは、次に掲げる避難行動要支援者を明示します。

高齢者	一人暮らし、寝たきり、認知症、虚弱
障がい者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する者
その他	必要と認める者

ウ 名簿及び所在マップは名簿情報について避難行動要支援者の同意を得ることによりプライバシーに十分配慮し、平常時から、避難支援等の実施に必要な限度で、防災本部長（各自治会長）、消防機関及び民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に配付します。なお、所在情報の更新については、民生委員・児童委員の協力のもとに定期的に行うとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めます。

エ 名簿及び所在マップ情報の漏えい防止のために、必要以上の複製の禁止や保管方法の指定、使用後の廃棄・返却等の必要な措置を講ずるよう求め、また、その他当該情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために名簿情報の避難支援等以外の目的による使用の禁止等の必要な措置を講ずるよう努めます。

#### 3 個別避難計画の策定

市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難支援等関係者と連携した、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の策定に努めます。

#### 4 緊急通報システム等の整備

市は、一人暮らし高齢者及び単身の障がい者等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めます。

## 5 生活支援

- ア 市は、避難所において要配慮者等が安心して生活ができるよう支援体制の整備に努めます。
- イ 市は、要配慮者が必要な生活支援が受けられる等安心した生活ができる体制を整備した避難所の指定に努めます。
- ウ 市は、要配慮者の二次的避難所として、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、施設管理者との災害時の協定締結に努めます。
- エ 重度障がい者や寝たきり高齢者等の常時介護を必要とする者及び福祉施設に収容が困難になった者については、民間特別養護老人ホーム等の福祉施設の協力により収容します。
- オ 洪水予報河川または水位周知河川の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難が行われるよう、洪水予報や土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めます。また、当該施設の所有者または管理者に対して、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の必要性を周知するとともに、状況等について定期的に確認するよう努めます。

## 6 医療体制の整備

人工透析患者等の内部障がい者・内臓疾患患者等の治療を行う体制の確保等について、県は、災害時における支援体制の整備に努めます。

また、妊産婦及び新生児については、保健上配慮を要するため、医療機関等と連携し、広域避難所等における適切な対応に努めます。

## 7 防災知識の普及・啓発

災害時における要配慮者の避難誘導及び安否確認については、近隣住民の協力が不可欠であることから、県、市及び市社会福祉協議会は、市民に対し、パンフレット等を配布するとともに、特に要配慮者及びその家族に対しては、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の普及・啓発に努めます。

## 第2 社会福祉施設対策

---

第1編 地震災害対策計画 第3章第6節「第2 社会福祉施設対策」を準用するほか、避難確保計画に基づく早目の避難の必要性について周知・徹底します。

## 第3 外国人対策

---

第1編 地震災害対策計画 第3章第6節「第3 外国人対策」を準用します。

## 第7節 孤立化地域への対策

第1編 地震災害対策計画 第3章「第7節 孤立化地域への対策」を準用します。

## 第8節 食料、飲料水及び生活必需品の供給対策

第1編 地震災害対策計画 第3章「第8節 食料、飲料水及び生活必需品の供給対策」を準用します。

## 第9節 医療・救護・防疫対策

第1編 地震災害対策計画 第3章「第9節 医療・救護・防疫対策」を準用します。

## 第10節 文教対策

第1編 地震災害対策計画 第3章「第10節 文教対策」を準用します。

## 第11節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策

第1編 地震災害対策計画 第3章「第11節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策」を準用します。

## 第12節 ライフラインの応急復旧対策

第1編 地震災害対策計画 第3章「第13節 ライフラインの応急復旧対策」を準用します。

## 第13節 広域応援体制の拡充

第1編 地震災害対策計画 第3章「第14節 広域応援体制の拡充」を準用します。

## 第14節 災害廃棄物等の処理対策

第1編 地震災害対策計画 第3章「第15節 災害廃棄物等の処理対策」を準用するほか、水が引いた直後から住民による家財や畳等の撤去、集積が始まると言った風水害時の特性をとらえ、直ちに住民仮置き場等を設置、運営できる体制を整えます。

## 第15節 市民の自主防災活動・NPO・ボランティア活動等の拡充強化

第1編 地震災害対策計画 第3章「第16節 市民の自主防災活動・NPO・ボランティア活動等の拡充強化」を準用します。



## 第16節 防災知識の普及

災害発生時における被害を軽減し、防災応急対策活動を円滑に行うため、市民及び市職員等に対し防災上必要な知識を普及し、その高揚を図ります。

### 第1 市民等に対する防災知識の普及

---

#### 1 防災思想の普及、徹底

市民は、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることが原則です。

特に突発的な災害や激甚な災害では、避難情報の発令が間に合わないこともあります。また、被害が大きくなればなるほど、救助が間に合わないこともあります。市民は、自主的なソフト対策を強化する必要性が増してきており、適切な避難行動、避難のタイミングは各市民で異なることを理解した上で、災害種別毎に自宅等が、立退き避難が必要な場所なのか、あるいは、上階への移動等で命に危険が及ぶ可能性がなくなるのか等について、あらかじめ確認・認識し、自ら避難行動を判断しなくてはなりません。

#### 2 普及方法

- ア 広報小田原、市ホームページ等、市の広報媒体を活用して防災知識の啓発を行います。
- イ 防災関係資料の作成、配布を行います。
- ウ 防災講演会や防災教室等を開催し、防災知識の普及を図ります。
- エ 市の防災に対する取組を積極的に報道関係に発表する等して、市民の防災意識を喚起します。

#### 3 市民等に対する教育

市は、関係機関と協力して市民又は自主防災組織及び事業所の従業員等に対して、災害時にとるべき措置及び防災応急対策等、安全確保に関する教育を行いその周知を図ります。

地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図ります。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めます。

また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図ります。

#### 4 市民の心得

市民に対して、おおむね次の内容についての心得やその思想の普及を図ります。

##### (1) 平常時の心得

- ア 地域の避難所及び家族との連絡方法を確認すること。
- イ 崖崩れ、出水に注意すること。
- ウ 建物を補強すること。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意すること。
- オ 消火器の準備、浴槽への水の確保等、初期消火に備えること。
- カ 最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水（1人3リットルが1日分の目安）、携帯トイレ、トイレットペーパー、マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等の備蓄、非常持出品を準備すること。

- キ 自動車へのこまめな満タン給油
- ク 隣近所や自主防災組織との災害時の協力について話し合うこと。
- ケ 自助・共助の精神の重要性について認識すること。
- コ 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図ること。

## （2）災害時の心得

- ア 正しい情報に基づき冷静に行動すること。
- イ 崖、海、川には近寄らないこと。
- ウ 市民が協力して応急救護を行うこと。
- エ 秩序を守り、衛生に注意すること。
- オ 安否確認等は、東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用伝言板(web171)」、携帯電話事業者の「災害用伝言板」等を活用すること。
- カ 要配慮者への支援を行うこと。
- キ 災害時の男女双方の視点に配慮すること。

## （3）避難時の心得

- ア 氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型等）を携行すること。
- イ 最低3日分、推奨1週間分の食料及び飲料水、常備薬、最小限の着替え肌着、懐中電灯等を携行すること。
- ウ 服装は軽装で素足をさけ、ヘルメットや頭巾等を着用し、雨具や防寒衣を携行すること。
- エ 前各号のうち平常時から用意できる品物は、非常用袋に入れておくこと。

## 5 自動車運転者等に対する教育

市は、自動車の運転者及び使用者に対し、災害時における自動車の運行措置について、警察や交通安全関係団体等と連携を図りながら様々な機会を通じて周知します。

## 第2 児童生徒等に対する教育

---

第1編 地震災害対策計画 第3章第17節「第2 児童生徒等に対する教育」を準用します。

## 第3 社会福祉施設等における防災教育の推進

---

第1編 地震災害対策計画 第3章第17節「第3 社会福祉施設等における防災教育の推進」を準用します。

## 第4 職員に対する教育

---

第1編 地震災害対策計画 第3章第17節「第4 職員に対する教育」を準用します。

## 第5 その他の防災知識の普及・啓発

---

第1編 地震災害対策計画 第3章第17節「第5 その他の防災知識の普及・啓発」を準用します。

## 第6 災害教訓の伝承

---

第1編 地震災害対策計画 第3章第17節「第6 災害教訓の伝承」を準用します。

## 第17節 防災訓練の実施

市は、市地域防災計画の熟知及び防災関係機関との連携強化並びに各事業所又は市民の防災意識の高揚等を図るため、各種の災害を想定した防災訓練を実施します。

また、要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災訓練や避難訓練等、多様で実践的な訓練を実施します。

さらに、訓練の実施にあたっては、要配慮者を含めた実践的な訓練を実施します。

訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めることとします。

### 第1 防災訓練の種類

---

#### 1 総合訓練

風水害を想定して、防災関係機関、各事業所及び市民その他関係団体等の協力を得て、応急対策活動を総合的に実施します。

#### 2 通信訓練

気象予報・警報等災害情報の受伝達、災害時の被害状況の把握及び応急対策の指示を迅速かつ適切に行えるよう、必要に応じて通信訓練を実施します。

#### 3 動員訓練

勤務時間外に災害が発生した場合に、災害に対処するため必要な人員を早期に動員し、活動体制を確立するための訓練を実施します。

#### 4 災害対策本部（現地災害対策本部）設置、運営訓練

災害発生時を想定し、市災害対策本部（市現地災害対策本部）の設置及び運営訓練を実施します。

#### 5 消防訓練

火災の防御及び避難者の安全確保等火災による被害を軽減するため、消防活動訓練を実施します。

#### 6 避難訓練

避難情報の発令、避難誘導等、地域住民を安全に避難させるための訓練を実施します。

#### 7 水防訓練

水防管理者は、関係機関・団体との連携を強固にし、水防活動を円滑に遂行するため、水防訓練を毎年1回以上なるべく出水期前に実施します。

#### 8 その他の訓練

必要に応じ、独自に、又は関係機関と連携、協力して個別訓練を実施します。

## 第4章 災害時の応急活動対策

### 第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、関係機関、報道機関を通じての情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要です。その際、要配慮者にも配慮するとともに市民にとってもわかりやすい情報伝達に努めます。

#### 第1 注意報及び警報等の収集・伝達

##### 1 注意報及び警報等の受理

###### (1) 注意及び警戒の喚起

横浜地方気象台は、気象、洪水、高潮等による災害及び被害の発生するおそれのある場合に市町村単位で注意報又は警報を発表し、市民や防災関係機関の注意や警戒を喚起します。

また、警報の発表基準をはるかに超える豪雨が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合は、特別警報を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

特別警報が発表された場合、数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあり、市民は周囲の状況や市から発令される警戒レベル4 避難指示、警戒レベル5 緊急安全確保などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとる必要があります。

###### (2) 水防活動の利用に適合する注意報及び警報

気象業務法第14条の2第1項に基づき、横浜地方気象台が発表する水防の活動に適合する注意報及び警報は、一般に利用される大雨注意報及び警報、津波注意報及び津波警報、高潮注意報及び警報、洪水注意報及び警報の発表をもって代えます。

###### (3) 土砂災害警戒情報

大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して、大雨警報の伝達システムに準じて、横浜地方気象台及び県から関係機関へ伝達される防災情報です。

土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではないこと、また、対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能な表層崩壊等のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、深層崩壊や山体崩壊、地すべり等は対象としないということに留意します。

避難情報の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流、斜面の状況や気象状況、県が提供する補完情報等も合わせて、総合的に判断することが大切です。

###### (4) 高潮氾濫発生情報

水位周知海岸において高潮特別警戒水位（警戒レベル5相当情報〔高潮〕）に到達した段階で発表される水位到達情報であり、高潮による災害の発生を特に警戒すべきことを示します。水位周知海岸において氾濫が発生した際に発表される場合もあります。

###### (5) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報

気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に発表します。

#### (6) 記録的短時間大雨情報

県内で数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表します。

#### (7) 顕著な大雨に関する情報

顕著な大雨に関する情報は、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報です。

#### (8) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、天気予報と同じ細分区域で発表します。この情報の有効期間は、発表から1時間です。

#### (9) 火災気象通報及び火災警報

##### ア 火災気象通報

横浜地方気象台は、県内の気象状況が火災の予防上危険であると認めたときは、次の基準により県に通報します。

(ア) 実効湿度が55%以下で、最小湿度35%以下になる見込みのとき。

(イ) 毎秒12m以上の平均風速が予想されるとき（降雨、降雪時においては、通報を行わない場合があります）。

ただし、実効湿度及び最小湿度については横浜地方気象台の予想値とします。

県は、火災気象通報を市に伝達します。

##### イ 火災警報

市長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めたときは、関係法令に基づき、火災警報を発令します。

## 2 警戒活動

市は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、関連機関等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、洪水等により浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行います。

◎関連箇所：本章「第2節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動」

## 3 避難のための立ち退き

市長は、洪水又は高潮による浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等の居住者等に対して、人命の保護その他の災害の防止を図るため特に必要と認めるときは避難のための立ち退きの開始を求めます。また、火災の延焼が間近に迫ったり、延焼危険地域からの避難が適当と判断した場合は、安全な場所への立ち退きの開始を求めます。

立ち退きについては、必要と認める区域の居住者等に対し、防災行政無線又はその他の方法により指示するとともに、その旨を遅滞なく小田原警察署長及び関係機関に通知します。

## 4 避難場所の開設

市長は、災害の発生のおそれがある場合には、必要に応じ避難場所を開設し、速やかに地域住民に周知します。

また、避難場所の運営の混乱を防止するため、避難を検討する際に必要な混雑情報をインターネット上で市民に提供します。

◆協定 8-11：災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定（（株）バカン）

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章「第3節 避難対策」

## 5 災害未然防止活動

水防管理者及び消防機関の長は、随時、区域内の河川、海岸等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸等の管理者に連絡して必要な措置を求めます。

また、河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等は、洪水、高潮の発生が予想される場合には、ダム、堰、水門等の適切な操作を行います。

◆資料 3-5：気象警報等の定義

◆資料 3-6：特別警報・警報・注意報の発表区域

◆資料 3-7：特別警報の発表基準

◆資料 3-8：警報・注意報の種類及び発表基準（津波に関するものを除く）

◆資料 3-10：特別警報・警報・注意報の伝達系統図

## 第2 災害対策本部等の設置

市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたときは、災害対策基本法、及び小田原市災害対策本部条例（昭和 37 年条例第 40 号）に基づき、市長は水防本部を解散し、市災害対策本部を設置します。

この設置があった場合には、直ちに関係機関に通知するとともに、市庁舎に市災害対策本部の標示を行います。

市災害対策本部は災害の規模、程度によってそれぞれ配置をするほか、本部を置く程度にいたらない災害にあつては、小田原市災害対策本部規程（昭和 45 年災害対策本部規理第 1 号）の分担業務を準用するほか、平常時の市の組織をもって対処します。この場合にあつては、本部長を市長と読み替えるものとします。

### 1 災害対策本部の設置

#### （1）組織

市災害対策本部の組織は、小田原市災害対策本部条例及び小田原市災害対策本部規程に定めるところによりますが、その概要は資料 2-9 のとおりです。

#### （2）災害対策本部の設置基準

市災害対策本部の設置は災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項の定めにより市長が設置します。

#### <市災害対策本部の設置基準>

- ▶ 暴風・大雨・洪水及び高潮等の重要な水災害が発生し、又は発生するおそれがあり災害救助法適用要件となるような事態が予見されるとき。
- ▶ 横浜地方気象台から市域を対象とする特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）が発表されたとき
- ▶ その他、火災及び爆発等大規模な災害が発生し、設置の必要があると認められるとき。

(3) 災害対策本部の廃止基準

市域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、本部長は市災害対策本部を廃止します。

(4) 災害対策本部の設置及び廃止の連絡

本部長は、市災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、MCA無線等により各自治会連合会長へ周知するとともに、関係機関及び報道機関等に連絡します。

(5) 災害対策本部の設置場所

市災害対策本部は、市庁舎に設置します。

(6) 配備

ア 市災害対策本部は、防災活動の強力な推進を図るため、事態の状況に応じて配備の体制を整えます。

イ 配備の基準については、資料2-13のとおりです。

(7) 災害対策本部の分担業務

市災害対策本部の分担業務は、資料2-14のとおりです。

2 現地災害対策本部の設置運営等

(1) 現地災害対策本部の組織及び運営

市現地災害対策本部及び運営は、市災害対策本部の組織及び運営を準用します。

(2) 現地災害対策本部の開設

ア 市長は、災害発生の場合、速やかにその状況を把握し、必要と認めるときは、直ちに市現地災害対策本部を開設するとともに、県知事及び関係機関に通知します。

イ 関係機関は、すべて市現地災害対策本部に参加し、相互に緊密な連携を図ります。

(3) 連絡調整会議

ア 会議の開催

市長又は県知事は、応急対策の事前調整を行うため必要と認めるとき、又は出動機関の長から申し出があったときは、市現地災害対策本部において、おおむね次の基準に基づき連絡調整会議を開催します。

(ア) 市長による場合

災害の状況からみて、市で処理できると認めるとき。

(イ) 県知事による場合

- a 災害の状況からみて、市限りで処理することが著しく困難と認めるとき。
- b 被害が2以上の市町村にまたがって発生したとき。
- c 市長が県知事による開催を求めたとき。

イ 協議事項

- (ア) 応急対策実施に関する基本方針
- (イ) 各出動機関の分担作業種別及び区域
- (ウ) その他必要事項

ウ 専門機関の長の意見

連絡調整会議における調整は、応急対策実施についての専門機関の長の意見を求めて行いま

す。

### 3 職務の代理

市災害対策本部の本部長である市長が不在の場合は、小田原市災害対策本部条例第3条第2項に基づき、副本部長が代行するものとし、その代行順位は、小田原市災害対策本部規程第2条の3第のとおりとし、市長の代理に関する規則（平成4年小田原市規則第41号）第1条の規定を準用します。

- ◆資料 2-8：小田原市災害対策本部条例
- ◆資料 2-9：小田原市災害対策本部規程
- ◆資料 2-12：小田原市災害対策本部組織図
- ◆資料 2-13：非常配備体制の種別及び基準
- ◆資料 2-14：小田原市災害対策本部分担業務

## 第3 被害情報の収集・伝達

---

第1編 地震災害対策計画 第4章第1節「第4 被害情報の収集・伝達」を準用します。

## 第4 災害広報の実施

---

第1編 地震災害対策計画 第4章第1節「第5 災害広報の実施」を準用します。

## 第5 通信の運用

---

第1編 地震災害対策計画 第4章第1節「第6 通信の運用」を準用します。



## 第2節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

市が所管する公共土木施設が被災した場合や土砂災害が発生した場合において、市民の安心、交通の確保、施設の増破、被害の拡大防止等を図るため必要があるときは、仮道、仮橋、締切工、閉塞土砂等の除去、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ重点的な施工又はその指導を行う等、施設の被災状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工します。

二次災害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生時における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を十分に把握します。

### 第1 橋りょう被害対策活動

---

道路橋りょうが被災し、通行が困難な場合には、応急組立橋を含めた仮橋の活用などにより、早期の復旧をめざします。

### 第2 浸水被害対策活動

---

河川や海岸等が被災し、流水や海水が浸水し大きな被害を与え、又はそのおそれがある場合には、仮締切工事又は決壊防止工事等の緊急工事を実施します。

### 第3 土砂災害対策活動

---

地盤のゆるみにより二次的な土砂災害の危険性が高まっている箇所について、その危険性に関して調査点検を実施するとともに、その結果に基づき計画的に土砂災害防止対策を行います。

また、地すべり等の二次災害の危険性の有無について迅速・的確に判断を行い、被害の拡大や社会不安の増大を防止するため、防災アドバイザー制度を活用します。

### 第4 被災宅地の対策

---

市は、大雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し、市民の安全確保を図るため、危険度判定を実施します。

## 第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

第1編 地震災害対策計画 第4章「第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動」を準用します。

## 第4節 避難対策

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の安全を第一に被災住民等の避難誘導を行うとともに、あらかじめ指定された避難場所及び避難経路や洪水等による浸水が想定される区域、土砂災害危険箇所等の所在、その他避難に関する情報の提供に努めます。

市民は、あらかじめ指定されている避難場所を日頃から把握するとともに、避難情報が発令された場合には、直ちに避難します。また、自主的に避難する場合は、安全に十分配慮します。

### 第1 避難情報

---

市は、第3章第5節に基づき避難情報を発令し、住民等の避難を促します。

### 第2 避難所の開設

---

第1編 地震災害対策計画 第4章第3節「第2 避難所の開設」を準用します。

### 第3 広域避難所の運営

---

第1編 地震災害対策計画 第4章第3節「第3 広域避難所の運営」を準用します。

### 第4 避難所外避難者等への対応

---

第1編 地震災害対策計画 第4章第3節「第4 車中避難者を含む避難所外避難者等への対応」を準用します。

### 第5 帰宅困難者対策

---

第1編 地震災害対策計画 第4章第3節「第5 帰宅困難者対策」を準用します。

### 第6 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

---

第1編 地震災害対策計画 第4章第3節「第6 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画」を準用します。

### 第7 要配慮者支援対策

---

第1編 地震災害対策計画 第4章第3節「第7 要配慮者支援対策」を準用します。

### 第8 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保

---

第1編 地震災害対策計画 第4章第3節「第8 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保」を準用します。

## 第5節 保健衛生、災害時の廃棄物等の処理、遺体の取扱い等に関する活動

第1編 地震災害対策計画 第4章「第4節 保健衛生、災害時の廃棄物等の処理、遺体の取扱い等に関する活動」を準用します。

## 第6節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動

第1編 地震災害対策計画 第4章「第5節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動」を準用します。

## 第7節 文教対策

第1編 地震災害対策計画 第4章「第6節 文教対策」を準用します。

## 第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

第1編 地震災害対策計画 第4章「第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」を準用します。

## 第9節 警備・救助対策

第1編 地震災害対策計画 第4章「第8節 警備・救助対策」を準用します。

## 第10節 ライフラインの応急復旧活動

第1編 地震災害対策計画 第4章「第9節 ライフラインの応急復旧活動」を準用します。

## 第11節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

第1編 地震災害対策計画 第4章「第10節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動」を準用します。

## 第12節 広域的応援体制

第1編 地震災害対策計画 第4章「第11節 広域的応援体制」を準用します。

### 第13節 災害救助法関係

第1編 地震災害対策計画 第4章「第12節 災害救助法関係」を準用します。

### 第14節 労務供給計画

第1編 地震災害対策計画 第4章「第14節 労務供給計画」を準用します。

## 第5章 復旧・復興対策

第1編 地震災害対策計画「第5章 復旧・復興対策」を準用します。

## 第 3 編

---

# 特殊災害対策計画



## 第1章 火山災害対策

市に被害を及ぼすおそれのある火山としては、箱根山と富士山があります。富士山が宝永4年に発生した宝永噴火のような大規模な噴火が発生した場合、50cm以上降灰の堆積が想定される範囲に市の一部が入っています。

火山灰は、厚さ1～2mmであっても車の走行時に灰を巻き上げて視界が悪くなり、また、スリップしやすくなります。さらに、木造家屋では屋根に30cm以上火山灰が積もると、屋根が抜けたり建物が壊れたりするおそれがあります。

火山災害については、その活動状況から、災害発生の危険性をある程度は予測することが可能であることから、本章では、被害を軽減するために、箱根山及び富士山の火山情報の伝達、迅速な避難誘導等の必要な事項について定めます。

### 1 箱根山の概要

箱根山は、いくつかの成層火山と単成火山からなる複成火山です。火山体の中心には南北11km、東西8kmの大きな鍋状凹地（カルデラ）があり、その西側を占める芦ノ湖はカルデラ湖です。箱根の名称は、四方を峰々で囲まれた箱形の山塊という意味でつけられたとも言われています。

箱根山火山の活動が始まったのは、今から65万年前と推定されており、その後火山活動を繰り返して、外輪山とカルデラ、カルデラの中に発達する2つの中央火口丘群を形成しました。

外輪山は今から25万年前までに形成された、玄武岩から安山岩を主体とする成層火山の集合体で、明神ヶ岳、明星ヶ岳、金時山、三国山、大観山などカルデラの縁をなしています。カルデラの中には新旧2種類の中央火口丘群があります。古い方にあたる前期中央火口丘群は、地形的には頂上が平なのが特徴で、安山岩からデイサイトを主体とする複数の成層火山や溶岩ドームからなります。浅間山、鷹巣山、屏風山などがこれに当たり、8万年前頃までに形成されたと考えられています。新しい方にあたる後期中央火口丘群は地形的には釣鐘状をしているのが特徴で、安山岩の成層火山や溶岩ドームからなり、神山、駒ヶ岳、二子山などがこれに当たります。

外輪山および前期中央火口丘群は既に活動を停止しており、最近の噴火は後期中央火口丘群で発生しており、将来の活動も後期中央火口丘群で行われるものと考えられます。

箱根山火山の噴火スタイルは長い歴史の間で様々に変化してきましたが、箱根山火山では4万年前以降、溶岩ドームの形成とそれに伴って発生する火砕流や山体崩壊を繰り返していることが知られています。箱根山火山でもっとも新しい山体は、大涌谷の南にある冠ヶ岳で、3,000年前に形成されました。冠ヶ岳も溶岩ドームですが、この溶岩ドームが地表近くに達した際、神山が崩壊して仙石原方面に岩屑なだれが押し寄せたほか、火砕流が仙石原を覆い、一部は湖尻峠に達したことが知られています。なお、このとき岩屑なだれが早川を堰き止めたため芦ノ湖が形成されました。同様の噴火は過去1万年間に限ってみると、神山（7,000年前）、二子山（5,000年前）に発生しています。

箱根山火山は噴火の歴史記録はありませんが、地質調査により12～13世紀頃に3回ほど小規模な水蒸気爆発があったことが最近の研究で明らかになりました。これらは、マグマの関与があまり明確ではなく、規模も大きいものではありませんが、観光地化がきわめて進んでいる箱根においては重要視すべきものです。なお、同様の噴火は3,000年前頃と2,000年前頃にもあったことが知られています。

その他、火山災害としては大涌谷、早雲山、湯ノ花沢、硫黄山の4つの噴気地帯では噴気活動が継続しています。大涌谷と湯ノ花沢では過去に火山ガスによる事故で死者が出ています。

箱根山は、火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選定されており、気象庁、県温泉地学研究所等により監視・観測を行っています。平成27年の4月下旬から始まった火山活動の活発化は、11月下旬までのおよそ7ヶ月間続き、6月にはごく小規模な水蒸気噴火が発生しました。この間、観測された火山性の地震は、体に感じないごく小規模のものま

で含めると約 12,500 回でした。また、平成 31 年 4 月下旬頃から火山性地震がやや増加し、5 月中旬に急増したことを受け、5 月 19 日に噴火警戒レベルが 1（活火山であることに留意）から 2（火口周辺規制）に引き上げられました。その後火山性地震は減少し、9 月以降、5 月の地震活発化前の状態になり、10 月 7 日にレベル 1 に引き下げられました。

## 2 富士山の概要

富士山は、山梨県と静岡県にまたがり、小御岳(こみたけ)・古富士の両火山上に生成した成層火山で日本の最高峰であり、体積は約 400k m<sup>3</sup>、基底は直径約 50 km の大きさです。主に玄武岩からなりませんが、1707 年にはデイサイト・安山岩の軽石・スコリアも噴出しました。側火山が約 100 個あります。標高 2,450m 以上は露岩地帯で、風食作用が著しく、特に西斜面は崩壊が激しくなっており、「大沢崩れ」として知られています。

富士山は、古い時代から順に、小御岳、古富士火山、狭義の富士火山(新富士火山)の 3 火山からなりますが、このうち最新の火山である新富士山についての活動史は以下のようにまとめられています。

1 万 1,000～8,000 年前	山頂火口及び側火口から極めて多量の溶岩が流出
8,000～4,500 年前	山頂火口から小規模なテフラが間欠的に噴出
4,500～3,000 年前	山頂火口及び側火山群から大規模な溶岩と小規模なテフラが噴出
3,000～2,000 年前	主として山頂火口から大規模なプリニー式噴火のテフラが頻繁に噴出し、少量の火砕流と溶岩がこれに伴った。
2,000 年前～1707 年	側火山群から小規模～大規模なストロンボリ式噴火のテフラと溶岩が噴出
1707 年	山頂近傍の側火口から大規模なプリニー式噴火のテフラが噴出

このうち側火山の顕著な活動期は、1 万 1,000～8,000 年前、4,500～3,000 年前、2,000 年前～1707 年の 3 時期であるとされています。

富士山は、火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選定されており、気象庁等において、監視・観測が行われています。

## 3 想定される主な火山災害事象の解説

### (1) 溶岩流

高熱の溶岩が斜面を流れ、家や道路を埋め近くの木々を燃やします。流れの速さは、人が歩く程度とされています。

### (2) 噴石

噴火時に火口から放り出される直径数 cm 以上の岩の破片や軽石のことをいいます。小さな噴石は、火口から 10 km 以上遠方まで風に流されて降下する場合もあり、あたりどころが悪ければ、人命にも関わります。また、大きな噴石は、風の影響を受けにくく、短時間で落下してきます。火口から概ね 2～4 km 以内に飛来し、登山者等が死傷したり、建物が破壊させるなどの被害が発生します。

### (3) 降灰(こうはい)・火山灰

細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれます。火口の近く近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなります。また、慢性的の喘息などの症状を悪化させたり、健康な人でも目や鼻・のど等呼吸器などに影響を与えるおそれがあります。外出を控え、車の運転には注意が必要です。



**(4) 火砕流**

高温の岩石・火山灰・火山ガスの混合物が斜面を高速で流れ下り、巻き込まれると死亡する場合があります。流下速度は時速数十 km から百数十 km にも達するため、早めに避難する必要があります。

**(5) 土石流**

山の斜面に火山灰が厚く積もると、雨で流れて土石流となります。特に厚さ 10 cm 以上積もる地域では、何回も土石流が起こることがあります。人が走るより早く流れるので降雨時は注意が必要です。

**(6) 火山ガス**

マグマに溶け込んでいたガス成分が気体となって噴き出すもので、硫化水素や二酸化硫黄などが含まれており、これらを吸い込むと、死にいたることもあります。火口などのガスが出ている周辺や窪地などのガスがたまりやすいと思われる場所には近づかないなどの警戒が必要です。

**(7) 融雪型火山泥流**

雪が積もっている季節に噴火が始まると、火砕流などの高温の岩で雪が融けて、斜面の土砂を取り込んで高速で流れ下ります。おもに谷底など低いところを流れますが、あふれて広がることもあります。山頂付近から一気に流れ下るので早めの避難が必要です。

出典：「富士山火山防災マップ（災害対策山静神連絡会議）」「火山への登山のそなえ（内閣府・気象庁）」

**第1節 災害予防****第1 火山情報の伝達体制等****1 異常現象発見の通報義務**

活動火山に関して、下記(1)に記す通報を要する異常現象を発見した者は、ただちに市又は警察官に通報し、通報を受けた警察官はその旨を最寄りの市に、市は関係機関に速やかに伝達します。

通報を要する異常現象

- (1) 噴火(爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流(熱雲))及びそれに伴う降灰砂等
- (2) 火山地帯での火映、鳴動の発生
- (3) 火山地帯での地震又は地殻変動の発生
- (4) 火山地帯での山くずれ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化
- (5) 火口、噴気孔の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、温度又は昇華物等の顕著な異常変化
- (6) 火山地帯での涌泉の新生又は潤渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
- (7) 火山地帯での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大若しくは移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等
- (8) 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

**2 噴火警報等の発表と伝達****(1) 噴火警報等の種類と発表**

ア 噴火警報・予報、噴火警戒レベル

(ア) 噴火警報・予報の種類

a 噴火警報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、居住地域や火

口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表されます。

b 噴火予報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が予想される場合に発表します。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表されます。

(イ) 解説情報等

a 臨時の解説情報

国（気象庁）は、火山活動の変化を観測した場合、臨時の解説情報を迅速に発表し、火山活動の変化の事実に加え、火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表するとともに、県等必要な関係者に伝達します。臨時の解説情報は、火山活動が変化していることを理解できるよう、分かりやすい解説を加えて発信します。

b 噴火速報

国（気象庁）は、噴火発生や噴火初期の変動を観測した際に、周辺の住民及び登山者等が緊急的に命を守る行動がとれるよう、これらの情報を噴火速報として迅速に発信するとともに、県等必要な関係者に伝達します。

(ウ) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民、登山者、観光客等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものです。噴火警戒レベルを導入した火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表します。住民、登山者、観光客等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「高齢者等避難」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードをつけて警戒を呼びかけます。

表 噴火警戒レベル

種別	名称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
				レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
			火口から少し離れた所までの火口付近	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	—	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

(エ) 富士山の噴火警戒レベル

平成19年12月1日運用開始

表 富士山の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等
噴火警報 (居住地域)	居住地及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	<p>・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）</p> <p>【宝永(1707年)噴火の事例】 12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積</p> <p>【その他の噴火事例】貞観噴火(864～865年)：北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火(800～802年)：北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）【宝永(1707年)噴火の事例】 12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）：地震多発、東京など広域で揺れ</p>
		4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要	<p>・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）</p> <p>【宝永(1707年)噴火の事例】 12月14日まで（噴火開始数日前）：山麓で有感となる地震が増加</p>

噴火警報 (火口周辺)	広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域防災計画への立入規制等	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月3日以降(噴火開始十数日前)：山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
	所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。火口周辺への立入規制等	・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等 【過去事例】 該当する記録なし
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	特になし	・火山活動は静穏(深部低周波地震の多発等も含む)

- (注)・ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。
- ・ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m<sup>3</sup>を大規模噴火、2千万～2億m<sup>3</sup>を中規模噴火、2百万～2千万m<sup>3</sup>を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で特定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。
  - ・火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ(富士山火山防災協議会作成)で示された範囲を指す。

(オ) 箱根山の噴火警戒レベル

平成21年3月31日運用開始  
平成29年6月14日改正

表 箱根山の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溶岩流や火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生。</li> </ul> <p>【過去事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3,000年前：冠ヶ岳溶岩ドーム形成、火砕流発生・規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している。</li> </ul> <p>【過去事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有史以降の事例なし</li> <li>・小規模噴火が発生し、火口から約2km以内に大きな噴石（注）飛散、火砕サージ発生</li> </ul> <p>【過去事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>12～13世紀：大涌谷で水蒸気爆発、火砕サージ発生</li> </ul>
		4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。 箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要があること、居住地が想定火口に近いことから、箱根町はこの段階で避難指示（緊急）を発令。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。</li> </ul> <p>【過去事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有史以降の事例なし</li> </ul>

噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 特定地域では避難。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	・想定火口域を超えて噴石が飛散するような噴火の発生。 【過去事例】 有史以降の事例なし ・地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火の発生が予想される。【過去事例】 2015年6月：傾斜変動を伴う火山性微動が発生し、ごく小規模噴火が発生するなど火山活動が活発化
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。火口周辺への立入規制等。	・地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 【過去事例】2001年6月～10月：地震活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動、噴気異常等の熱活動の活発化
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏 ・一時的な地震の増加【過去事例】 1966年6月～7月：一時的な地震の増加、翌年泉温の上昇 2006年9月～11月：一時的な地震の増加 2013年1～2月：一時的な地震の増加

(注)ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

#### イ 降灰予報

区分	目的	内容
降灰予報 (定時)	噴火したときの降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を予め確認しておき、事前に対策がとれるようにします。	・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表します。 ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲をお知らせします。
降灰予報 (速報)	即時性を重視して発表することで、降ってくる火山灰や小さ	・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表します。

	な噴石に対して、ただちに対応行動がとれるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。</li> <li>・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表します。</li> <li>・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火発生後、速やかに（5～10分程度※で）発表します。</li> <li>・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲をお知らせします。</li> </ul>
降灰予報（詳細）	噴火事実に基づいた精度の良い予報を提供し、降灰量階級に応じた適切な対応行動がとれるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表します。</li> <li>・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。</li> <li>・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表します。</li> <li>・降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表します。</li> <li>・観測値をもとに詳細な計算を行い、噴火後20～30分程度※で発表します。</li> <li>・噴火発生から1時間ごと6時間先までの降灰量や市町村ごとの降灰開始時刻をお知らせします。</li> </ul>

※噴煙が気象条件により直接確認できない場合等には、これよりも降灰予報の発表に時間を要することや、降灰予報を発表できないことがあります。

ウ 火山現象に関する情報

情報等の種類	内容	発表時期
噴火速報	周辺住民及び登山者等火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報	随時
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬及び必要に応じ適時発表
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬

噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻 や噴煙高度等の情報	随時
-------------	------------------------------	----

(2) 噴火警報等の通報及び伝達体制

噴火警報等の通報及び伝達系統は、資料 15-2 のとおりです。

市は、地域の特性等を踏まえつつ、噴火警報等の内容に応じた避難情報の具体的な発令基準をあらかじめ定めます。発令基準の策定・見直しに当たって、火山防災協議会における共同検討等を通じて、災害の危険度を表す情報等の活用についてそれらの情報を取り扱う県や国との連携に努めます。

## 第2 災害応急対策への備え

### 1 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・伝達体制の充実

市は、県及び関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図り、災害情報受伝達体制を一層強化します。

(2) 通信手段の確保

市は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

(3) 被災者支援

ア 市は、被災者を支援するため、災害発生前後の時間経過に応じた情報の収集、提供に努めます。なお、支援情報は、要配慮者にも配慮した提供方法とするよう努めます。

イ 市は、市民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等について、インターネット等各種通信手段の活用を図ります。

### 2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市は、救助工作車、高規格救急自動車（以下「救急自動車」という。）等の車両及び応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努めます。

(2) 消火活動

ア 市は、平常時から消防団、自主防災組織等の連携強化を図るとともに、出火、延焼拡大予防のため初期消火等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備に努めます。

イ 市は、防火水槽、自然水利利用施設、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備強化を図ります。

(3) 医療救護活動

市は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

### 3 避難誘導

市は、火山が噴火し、又は噴火するおそれのあるときは、富士山火山避難基本計画（仮称）を参考に避難誘導を行います。



- (1) 市は、避難場所・避難経路をあらかじめ指定し、日頃から住民、観光客等への周知徹底に努めます。
- (2) 市及び施設の管理者は、要配慮者の避難誘導、搬送等について、警察、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。
- (3) 市は、要配慮者の二次的避難所として、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ、施設管理者との災害時の協定締結に努めます。
- (4) 市は、降灰が広範囲に及んだ場合に、広域的に火山灰処理を行うため、火山灰仮置き場や火山灰処分場の設置場所の選定を検討し、確保に努めます。

#### 4 降灰等対策

市は、国、県及び防災関係機関等と連携し、火山災害に伴う降灰等が経済活動、市民生活等に及ぼす支障を軽減するため、火山災害等について防災対策を検討します。

##### <降灰による影響>

- |  |
|--|
| <p>ア 火山灰を吸い込むと、ただちに生命に危険が及ぶことはありませんが、呼吸器系の疾患にかかりやすくなる等、健康被害のおそれがあります。</p> <p>イ 屋根に堆積した火山灰の重みにより、木造建築物等が倒壊する可能性があるため、除灰する堅牢な建物への避難が必要になります。特に、降雨により水分を含んだ場合は倒壊の可能性が高まります。</p> <p>ウ 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空等の交通機関に影響を及ぼすことが考えられ、状況によっては、その影響は広い範囲に及びます。</p> <p>エ 降灰後の降雨により、土石流の発生の可能性が高まります。</p> <p>オ 河川の上流域で多量の降灰外あった場合、支流や溪流からの土砂の流入により本川川床が上昇するため、洪水の危険性が高まります。</p> |
|--|

#### 5 浄水場施設の降灰対策

##### (1) 平常時の心得

- ア 除灰作業に伴うゴーグル、マスク、ブルーシート等の資機材を準備します。
- イ 高田浄水場再整備事業により、施設の屋内化や覆蓋化を行うとともに、停電対策についても非常用自家発電設備を設置します。

##### (2) 浄水場施設の応急対策

- ア 降灰時には、覆蓋設備のない着水井、沈殿池越流トラフ及びろ過池にブルーシートで天幕を張り降灰の混入を防ぎます。
- イ 降灰による浄水工程への影響についての判断を行い、必要に応じて取水制限及び取水停止等の措置を講じます。
- ウ 取水停止した際には、沈殿池等に降灰した灰が堆積しないように排泥作業の頻度を上げるなど必要な作業を行い、取水再開に備えます。

#### 6 防災知識の普及

##### (1) 市民等への防災知識の普及

市は、国及び県と連携して、噴火時等の避難等の火山防災対策を検討するための協議会を通じて、火山災害について市民の正しい理解が進むよう、火山活動等に関する情報の提供、普及啓発に努めます。また、県とともに、火山災害に関する必要な情報を総合的に表示した火山に関するハザードマップを作成するとともに、地域の実情にあった啓発を行います。

市民は、火山災害対策として、最低3日分、推奨1週間分の食料及び飲料水、常備薬、最小限の着替え肌着、懐中電灯等を備蓄すること。

#### (2) 観光客等への防災知識の普及

県及び市観光協会等の関係機関と連携して、火山防災知識の普及啓発に努めます。

#### (3) 児童・生徒等への防災知識の普及

学校は、教科等を通じ、火山に関する知識の普及や火山防災教育の推進に努めます。

◎関係箇所：第2編風水害対策計画（水防計画）第3章「第16節防災知識の普及」

### 7 火山防災協議会による協議等

#### (1) 箱根山火山災害対策（箱根山火山防災協議会）

活動火山対策特別措置法に基づき、平成28年2月22日付けで神奈川県及び箱根町が火山災害警戒地域に指定されたことを受けて、県と箱根町は、活動火山対策特別措置法に基づく箱根山火山防災協議会を設置しています。

県、箱根町、横浜地方气象台、関東地方整備局、自衛隊、県警察等は、箱根山火山防災協議会において、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制や、現地の関係機関の防災対応の流れなど様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組について協議しています。

#### (2) 富士山火山災害対策（富士山火山防災対策協議会）

富士山火山防災対策協議会は、山梨県・静岡県・神奈川県及び3県内の関係市町村並びに関係機関の連携を確立し、平常時から富士山の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、富士山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として、平成24年6月に設置されました。

また、令和3年3月には、同協議会において「富士山ハザードマップ」が改定され、県内にも富士山噴火により溶岩流が到達する可能性が示されたことを受け、活動火山対策特別措置法に基づき、同年5月31日付けで神奈川県及び相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町の3市4町が火山災害警戒地域に指定されました。

ア 市は、神奈川県、山梨県、静岡県、関係市町村、国等の関係機関と連携し、富士山火山防災対策協議会において、富士山噴火時の円滑な住民対策などの検討を進めます。

イ 市は、県及び関係機関と連携し、避難者の受入れも含めた具体的な避難計画を作成します。

ウ 市は、家屋の倒壊や降雨による土石流の発生などの原因となる降灰への対策について、県及び関係機関と連携して検討を行います。

## 第2節 災害時の応急活動計画

災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するためには、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急策を効果的に実施するために不可欠です。

市は、様々な種類の通信手段を活用することはもちろんのこと、映像情報等を利用して被害の規模や程度を推定し、災害対策本部の設置をはじめ、国、県、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進めます。

応急活動対策の実施に当たっては、生命・身体の安全を守ることを最優先に、災害の拡大や再発の防止と二次災害等の防止や救助・救急、医療及び消火活動を進めます。また、避難所の設置等の避難対策、食料、水、燃料等の確保対策等の生活支援対策を進めるとともに、そのための条件としての交通確保対策を進めます。

ライフラインの応急復旧活動、さらに被災地の社会的混乱や心理的動揺の防止に向けて、正確な情報の提供や災害相談の実施等、時間経過に沿った対策を進めます。

### 第1 災害情報の収集・連絡

---

#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 災害発生による被害情報の収集・連絡

火山災害が発生したとき、市は、人的被害の状況、建築物の被害、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

##### (2) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

#### 2 通信手段の確保

市は、災害発生時において、災害情報の連絡通信手段を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図ります。また、通信手段の確保について必要な措置を県に要請します。

## 第2 活動体制の確立

---

#### 1 配備体制

市は、災害の状況に応じて速やかに準備体制に入り、火山の活動状況や被害状況等の収集活動を行い、その情報により動員体制の見直しや災害応急対策を検討し、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定など必要な措置を講じます。

#### 2 災害対策本部の設置

市長は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市災害対策本部を設置します。また、市は、県に市災害対策本部の設置状況等を報告します。

#### 3 広域的な応援体制

市長は、必要があると認めるときは県知事に対して広域応援を要請します。

#### 4 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対して自衛隊の派遣要請を求めます（災害対策基本法第68条の2第1項）。この場合、市長は、必要に応じて、その旨および

市域の災害状況等を防衛大臣又は地域担当部隊の長（陸上自衛隊東部方面混成団）に通知します。

また、市長は、県知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能でできない場合は、直接防衛大臣又は地域担当部隊等の長（陸上自衛隊東部方面構成団）に災害の状況等を通知します（災害対策基本法第68の2第2項）。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を県知事に通知します。

### 第3 救助・救急、消火及び医療救護活動

災害発生時、市民の一人ひとりが、「自らの身は、自ら守る」、「出火防止に努める」とともに、被災者の救出・救護、消火活動を行い、災害の拡大の防止に努めます。

また、市は防災関係機関と一体になって被災者の救出・救援・消火及び医療救護活動を行います。

◎関係箇所：第1編地震災害対策計画第4章「第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動」

### 第4 避難活動

#### 1 箱根山の避難対策

（参考）大涌谷周辺での噴火を想定した場合の防災対応

噴火警戒レベル (キーワード)	影響範囲	保全対象施設 又は居住地域	規制箇所
5 (避難)	居住地域及びそれより火口側（想定火口域の中心から2.1km以遠）	強羅南エリア、強羅北エリア、仙石原エリア、湖尻エリア、姥子エリア及び早雲郷エリア	噴火状況に応じた地点 →居住地域内に線引きが必要
4 (高齢者等避難)			
3 (入山規制)	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺（想定火口域から700m程度まで）	姥子エリア、早雲郷エリア及び大涌谷エリア	・県道（姥子～早雲山）
2 (火口周辺規制)	火口から少し離れた所までの火口周辺（想定火口域の中心から半径530m・440mの楕円内）	大涌谷エリア	・大涌谷への県道分岐点 ・ロープウェイ姥子駅 ・ロープウェイ早雲山駅 ・想定火口域周辺に至る各登山道の入口
1 (活火山であることに留意)	火口内等（想定火口域内の一部地域）		状況に応じて ・研究路ゲート ・想定火口域内の各登山道

#### 2 富士山の避難対策

市は、富士山の火山活動状況や気象庁が発表する噴火警戒レベル等の火山防災情報を踏まえ、避難対策を実施します。

市は、噴火の状況に応じた的確な判断に基づく避難対策に努める必要があること、また、噴火活動は一定期間継続することや、その規模等が時間の経過に伴い変化するため、これらを踏まえた避難の

拡大・縮小等が的確に実施できるようその方針を定める必要があることから、避難対策については、火山の活動状況に応じて、柔軟に実施するよう努めます。

#### (1) 降灰及び小さな噴石等からの避難の考え方

市は、降灰及び小さな噴石の対策については、気象庁が発表する降灰予報等を参考にして実施します。また、降灰可能性マップにおいて30cm以上の降灰が想定される範囲では避難準備を、2cm以上の降灰が想定される範囲(影響想定範囲)及び小さな噴石の影響想定範囲では屋内退避準備を呼びかけます。

#### (2) 溶岩流等からの避難の考え方

溶岩流等が到達する可能性がある市町は、ハザードマップを踏まえ、避難準備を呼びかけます。その後、火山活動の状況を踏まえ、状況に応じた避難の呼びかけを行います。

#### (3) 指定避難所の指定等

市は、火山の活動状況に応じた避難のため、避難の手段・経路を指定するほか、避難場所の指定をあらかじめ検討します。

なお、特に必要があると認めるとき、市長は、災害対策基本法第60条第1項の規定に基づき住民、観光客等に対して避難の指示を行うものとします。

#### (4) 広域避難の調整

市は、大規模な災害の発生のおそれがある場合、市町村単独では住民の避難場所の確保が困難となり、当該市町村の区域外への避難、及び避難所の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への住民の受入れ等について検討します。

市は、避難者の保護のために必要な場合は、指定公共機関や指定地方公共機関(運送事業者等)に対して、避難者の運送を要請又は指示します。

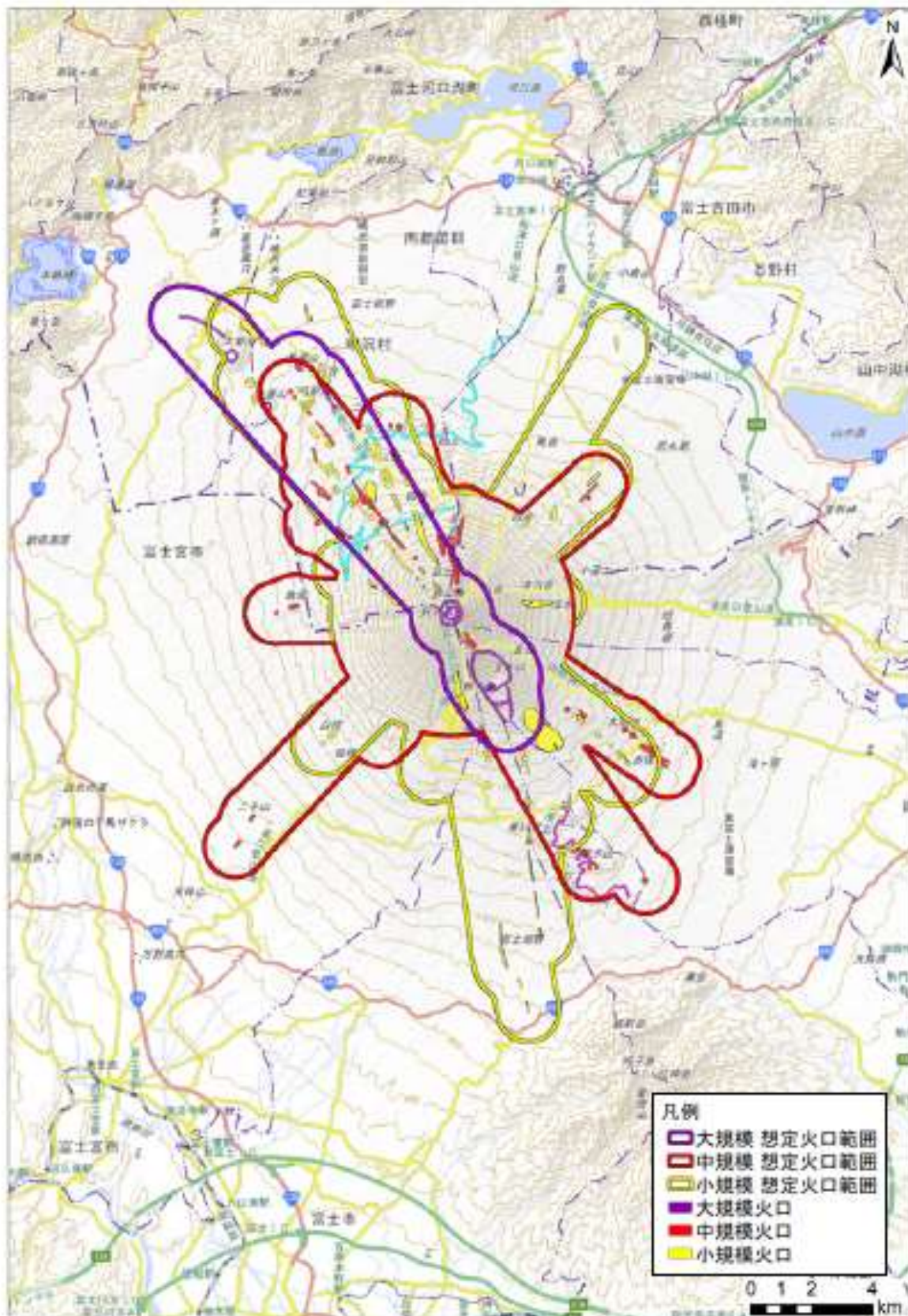
市は、県に対して、県内外の他の市町村への避難について、助言を求めます。

#### (5) 交通規制等

市長は、気象庁が発表する噴火警戒レベルを踏まえ、必要に応じて、警察、消防機関等の協力を得て、住民、観光客等に対する交通規制等を実施します。なお、特に必要があると認めるときは、市長は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立ち入り制限や禁止を行うものとします。

(6) 想定される主な火山現象等

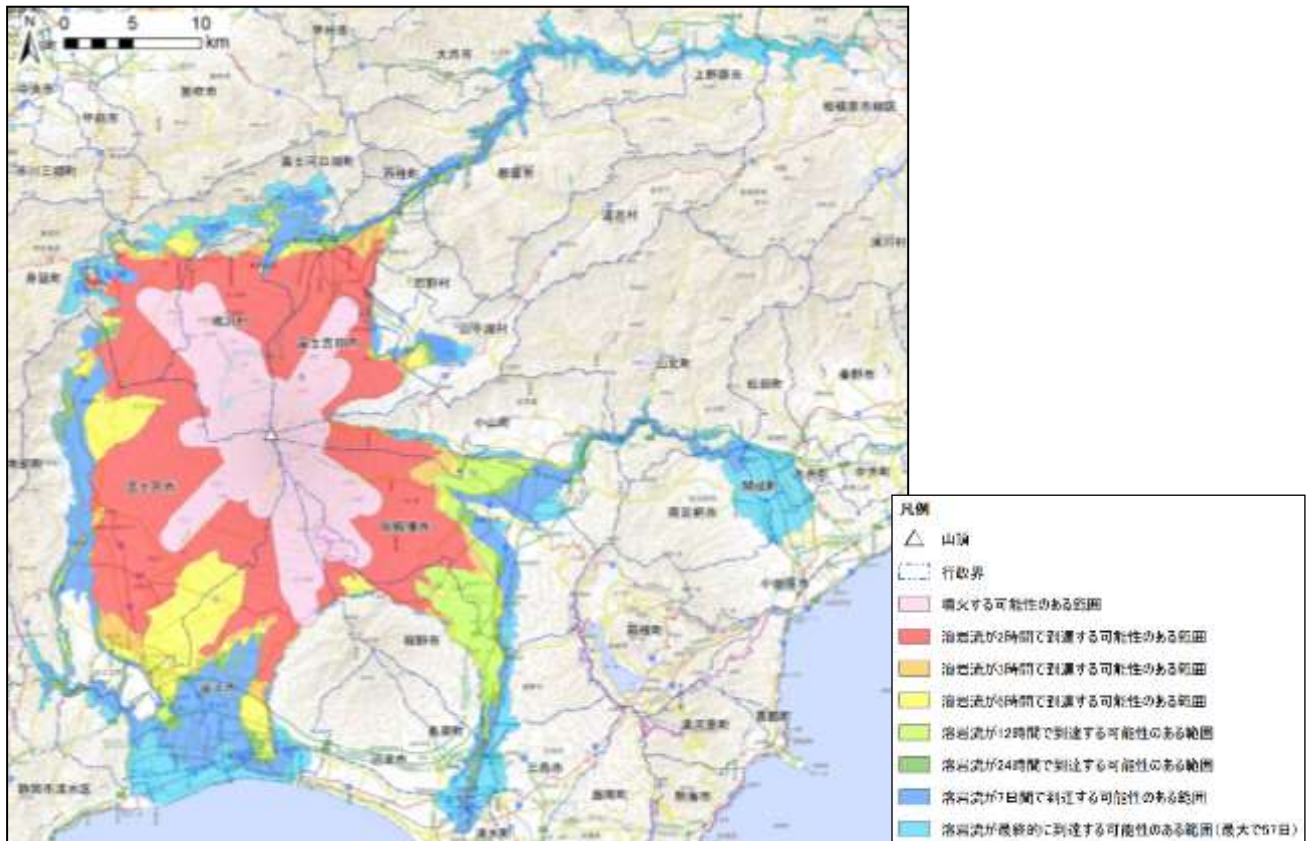
ア ハザードマップ（想定火口範囲）





イ ハザードマップ（溶岩流可能性マップ）

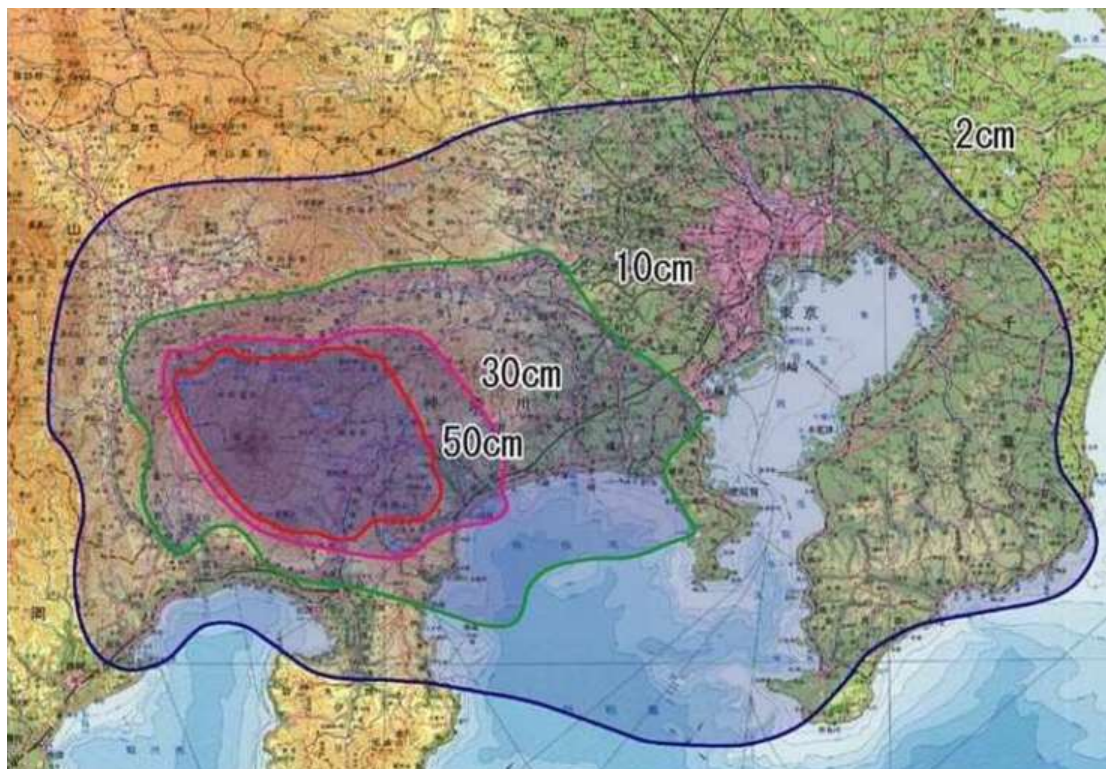
【全体図】



【拡大図】



ウ ハザードマップ（降灰可能性マップ）



◎関連箇所：第1編地震災害対策計画第4章「第3節 避難対策」

## 第5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

---

災害発生後、特に初期には、救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要があり、そのため一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保します。

また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空の様々な手段を利用し、緊急輸送ルートの確保に努めるなど総合的な緊急輸送を実施します。

◎関連箇所：第1編地震災害対策計画第4章「第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」

## 第6 被災者等への情報提供

---

市は、防災関係機関と連携して、市民に対し、正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動をとれるよう努めます。

また、被災者の生活上の不安を解決するために、総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建へ向けて、物資の安定、必要物資の適切な供給を図ります。

◎関連箇所：第1編地震災害対策計画第4章「第10節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動」



## 第2章 雪害対策

大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による孤立等の雪害対策について、必要な事項を定めます。

### 第1節 予防対策

#### 第1 災害応急対策への備え

---

##### 1 ライフライン施設等の機能の確保

市及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図ります。

##### 2 情報の収集・連絡

###### (1) 災害情報の収集・伝達体制の拡充

市は、県及び関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図り、災害情報受伝達体制を一層強化します。

###### (2) 通信手段の確保

市は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

##### 3 救助・救急活動

市は、救助工作車、救急自動車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備、積雪路の車走行に必要な資機材の確保に努めます。

##### 4 除雪体制の整備

###### (1) 道路除雪体制

道路管理者は、道路交通を緊急に確保するため除雪を実施します。また、豪雪等にも対応できるよう除雪機械の整備、除雪要員の確保及び業者委託等による除雪体制の強化に努めます。

###### (2) 除雪援助体制

高齢者世帯では、豪雪時の除雪作業がうまく進まないおそれがあることから、市は、こうした世帯に対する除雪援助体制の整備を検討します。

##### 5 雪氷対策

道路管理者は、積雪、凍結、交通量等路線の諸条件を考慮し、雪氷対策に努めます。

## 第2節 災害時の応急活動計画

### 第1 雪害に関する警報等の伝達

---

横浜地方気象台は、大雪の現象に伴う災害及び被害の発生するおそれのある場合、市町村単位で特別警報、警報又は注意報を発表し、市民や防災関係機関に警戒又は注意を喚起します。

特別警報、警報又は注意報は、直ちに県防災行政通信網を通じて、市に伝達されます。

◆資料 3-7：特別警報の発表基準

◆資料 3-8：警報・注意報の種類及び発表基準（津波に関するものを除く）

### 第2 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

---

雪害が発生した場合、発災後の応急活動対策を適切に実施するため、被害規模等の情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するためには不可欠です。

#### 1 災害情報の収集・連絡

##### （1）被害規模の早期把握のための活動

市は、災害発生直後において、被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたります。

##### （2）災害発生による被害情報の収集・連絡

市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

##### （3）応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

#### 2 情報連絡の方法

市は、有線通信（加入電話）、県防災行政通信網、県災害情報管理システム等を利用し、県に対して情報の伝達及び被害状況の収集報告を速やかに行います。

#### 3 通信手段の確保

市は、通信手段を確保するため、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置します。また、通信手段の確保について必要な措置を県に要請します。

### 第3 活動体制の確立

---

#### 1 警報の発表に伴う配備体制

市は、横浜地方気象台から大雪警報、暴風雪警報が市域に発表された場合、準備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により動員体制の見直しや災害応急対策等を検討し、必要な措置を講じます。

#### 2 災害対策本部の設置

市長は、雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、市災害対策本部を設置します。また、市は、県に市災害対策本部の設置状況等を報告します。

### 3 広域的な応援体制

市長は、必要があると認めるときは、県知事に対して広域応援の要請を行います。

### 4 自衛隊の災害派遣

市長は、雪害の規模や収集した被害情報をもとに自衛隊の派遣について判断し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、直ちに県知事に対し自衛隊の派遣を要請します。この場合、市長は、必要に応じて、その旨及び市域の災害状況等を防衛大臣又は地域担任部隊の長（陸上自衛隊 東部方面混成団）に通知します。

また、市長は、県知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能でできない場合は、直接防衛大臣又は地域担任部隊等の長（陸上自衛隊 東部方面混成団）に災害の状況等を通知します。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を県知事に通知します。

## 第4 除雪の実施

---

市及び各道路管理者は、雪害による影響の拡大を防止するため、除雪を実施します。

## 第5 救助・救急活動

---

市は防災関係機関と一体となって、大雪により孤立した者等、被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章「第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動」

## 第6 避難活動

---

### 1 避難誘導の実施

市長は、雪害の状況に応じて、人命の安全を第一に、必要に応じて避難勧告等を行うとともに、市は、避難誘導にあたって、避難場所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めます。

### 2 帰宅困難者への対応

旅館、ホテル等の宿泊施設及びデパート、ホール等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じてあらかじめ定められた地域の避難所に誘導します。

交通機関の運行不能時において、ターミナル駅の乗降客及び駅周辺帰宅困難者の混乱を防止するため、鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用し、必要に応じてあらかじめ定められた地域の避難所に案内します。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章「第3節 避難対策」

## 第7 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

---

### 1 交通の確保

#### (1) 被災地域等の交通規制の実施

小田原警察署は、雪害発生時にはその状況を把握し、被災地域への流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。

#### (2) 交通情報の広報

交通規制が実施された場合、市は、直ちに市民等への周知徹底に努めます。

#### (3) 道路の応急復旧等

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、市災害対策本部等に連絡するほか、障害物の除去、除雪の実施、応急復旧等を行い道路の機能の確保に努めます。

### 2 緊急輸送

市は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっ旋を依頼します。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章「第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」

## 第8 被災者への的確な情報伝達活動

---

### 1 被災者への情報伝達活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等、公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行います。

### 2 災害広報の実施

情報伝達にあたっては、被災者が必要とする情報を十分把握し、防災行政無線等の情報伝達手段によるほか、報道機関に協力を要請します。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章第1節「第5 災害広報の実施」

## 第3章 船舶災害対策

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生といった船舶災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

### 第1節 予防対策

#### 第1 災害応急対策への備え

---

##### 1 情報の収集・連絡

###### (1) 災害情報の収集・伝達体制の拡充

市は、関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、災害情報受伝達体制を一層強化します。

###### (2) 通信手段の確保

市は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

##### 2 救出・救助、消火及び医療救護活動

###### (1) 救出・救助活動

市は、被災者の早急な把握のため、平常時から関係機関と連携を図り、救出・救助体制の整備に努めます。

###### (2) 消火活動

市は、平常時から第三管区海上保安本部と連携を図り、船舶火災に備えた消防体制の整備に努めます。

###### (3) 医療救護活動

市は、関係機関と協議のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めるとともに、不足する場合に備え、医薬品の供給体制の確立に努めます。

## 第2節 災害時の応急活動計画

### 第1 災害情報の収集・連絡

---

#### 1 船舶事故情報の連絡

船舶等の事故発生時連絡系統図は、資料 15-3 のとおりです。

#### 2 被害情報の収集・連絡

ア 関係事業者は、大規模な船舶事故が発生した場合、その被害状況を第三管区海上保安本部に連絡します。

イ 市は、被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

#### 3 応急対策活動情報の連絡

ア 関係事業者は、第三管区海上保安本部に応急対策等の活動状況を連絡します。

イ 市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

#### 4 情報連絡の方法

市は、有線通信（加入電話）、県防災行政通信網、県災害情報管理システム等を利用し、県に対して情報の伝達及び被害状況の収集報告を速やかに行います。

◆資料 15-3：船舶等の事故発生時の連絡系統図

### 第2 活動体制の確立

---

#### 1 配備体制

市は、船舶災害の状況に応じて速やかに準備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により動員体制の見直しや災害応急対策等を検討し、必要な措置を講じます。

#### 2 災害対策本部の設置

市長は、大規模な船舶災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、市災害対策本部を設置します。また、市は、県に市災害対策本部の設置状況等を報告します。

#### 3 広域的な応援体制

市長は、必要と認めるときは、県知事に対して広域応援の要請を行います。

#### 4 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対して自衛隊の派遣要請を求めます。この場合、市長は、必要に応じて、その旨及び市域の災害状況等を防衛大臣又は地域担任部隊の長（陸上自衛隊 東部方面混成団）に通知します。

また、市長は、県知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能でできない場合は、直接防衛大臣又は地域担任部隊等の長（陸上自衛隊 東部方面混成団）に災害の状況等を通知します。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を県知事に通知します。

### 第3 救助・救急、消火及び医療救護活動

---

#### 1 救助・救急活動

市は、早急に被災者及び被害状況の把握に努め、人命救助が必要な時は関係機関と協力し救出救助活動を行い、救出された被災者を医療機関へ搬送します。

#### 2 消火活動

市は、速やかに船舶事故に伴う火災の発生状況を把握するとともに、直ちに第三管区海上保本部に通報し、協力して消火活動を行います。

#### 3 医療救護活動

市は、負傷者の応急処置について、県、（一社）小田原医師会、（一社）小田原歯科医師会及び（公社）小田原薬剤師会等に対して救護班の現地派遣を要請します。また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章「第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動」

### 第4 災害広報の実施

---

市は、県、防災関係機関及び関係事業者と連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章第1節「第5 災害広報の実施」

## 第4章 油流出等海上災害対策

船舶等の事故により、大量の積載油等の流出等が発生し又は発生するおそれがある場合において、港湾及び沿岸地域の施設等の保護を図るため、防災関係機関は各種応急対策を迅速に実施して、災害の波及の防止及び被害の軽減に努めます。

### 第1節 予防対策

#### 第1 災害応急対策への備え

---

##### 1 通信手段の確保

市は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の点検を定期的を実施するとともに、非常通信の取扱、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

##### 2 救助・救急、消火及び医療救護活動

###### (1) 救助・救急活動

市は、被災者の早急な把握のため、平常時から関係機関と連携を図り、救出・救助体制の整備に努めます。

###### (2) 消火活動

市は、平常時から第三管区海上保安本部と連携を図り、油流出を伴い発生する火災に備えた消防体制の整備に努めます。

###### (3) 医療救護活動

市及び県は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めるとともに、不足する場合に備え、医薬品の供給体制の確立に努めます。

##### 3 防除資機材の整備

市は、油が大量に流出した場合に備えて、防除資機材の整備に努めます。

##### 4 三浦半島・相模湾排出油等防除協議会の措置

三浦半島・相模湾排出油等防除協議会は、相模湾及びその周辺海域において、排出油等事故が発生した場合、官民一体となって防除活動について、必要な事項を協議し、その実施の推進を図るとともに、次の業務を行います。

- ア 排出油等の防除に関する自主基準（防除活動マニュアル）の作成
- イ 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- ウ 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
- エ その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

市は、関係市町及び県とともに協議会に参画し、防除活動に協力します。



## 第2節 災害時の応急活動計画

### 第1 発災直後の情報の収集・連絡

---

#### 1 油流出等海上事故情報等の連絡

- ア 関係事業者等は、大規模な油流出等海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、速やかに第三管区海上保安本部に連絡します。
- イ 第三管区海上保安本部は、大規模な油流出等海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報を、県及び関係機関へ連絡し、県は、海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者、関係沿岸市町及び関係機関へ連絡します。

#### 2 大規模な油流出等海上事故の発生による被害情報の収集・連絡

- ア 関係事業者は、大規模な油流出等海上事故により被害が発生した場合、その被害状況を第三管区海上保安本部へ連絡します。
- イ 市は、流出及び被害の状況等の情報を収集するとともに、流出及び被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

#### 3 応急対策活動情報の連絡

市は、県や第三管区海上保安本部の応急対策等の活動状況を把握するとともに、県に自らが実施する応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

#### 4 情報連絡の方法

市は、有線通信（加入電話）、県防災行政通信網、県災害情報管理システム等を利用し、県に対して情報の伝達及び被害状況の収集報告を速やかに行います。

◆資料 15-4：油流出等海上事故発生時の連絡体制

### 第2 活動体制の確立

---

#### 1 配備体制

市は、海上災害の状況に応じて速やかに準備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により動員体制の見直しや災害応急対策等を検討し、必要な措置を講じます。

市は、油等が大量に流出し、又は大量流出のおそれがある場合、事故の規模、予想される被害等により、必要と認められるときは、被害が発生する前の警戒段階から県及び関係機関と連携して迅速・的確な対応ができる体制をとります。

#### 2 災害対策本部の設置

市長は、大規模な油流出等海上災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、市災害対策本部を設置します。また、市は、県に市災害対策本部の設置状況等を報告します。

### 3 応援体制

#### (1) 第三管区海上保安本部の応援要請

第三管区海上保安本部は、特に必要があると認められるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき関係行政機関の長等に対し、排出された油等の除去等必要な措置を講ずることを要請します。また、油等防除体制の整備に必要な情報を提供します。

#### (2) 広域的な応援体制

市長は、必要と認めるときは、県知事に対して広域応援の要請を行います。

#### (3) 応援協力

市及び県は、第三管区海上保安本部より要請があった場合、排出された油等の防除、沿岸に漂着した油等の除去及び回収した油の処理を行うとともに、油等防除活動を行うために必要な油等防除資機材の調達を県へ要請します。また、回収油等の一時保管場所の調査協力を行います。

#### (4) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、県知事に対して自衛隊の派遣要請を求めます。この場合、市長は、必要に応じて、その旨及び市域の災害状況等を防衛大臣又は地域担任部隊の長（陸上自衛隊 東部方面混成団）に通知します。

また、市長は、県知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能でできない場合は、直接防衛大臣又は地域担任部隊等の長（陸上自衛隊 東部方面混成団）に災害の状況等を通知します。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を県知事に通知します。

## 第3 救助・救急、消火及び医療救護活動

---

### 1 救助・救急活動

市は、早急に被災者及び被害状況の把握に努め、人命救助が必要な時は関係機関と協力し救出救助活動を行い、救出された被災者を医療機関へ搬送します。

### 2 消火活動

市は、速やかに油流出に伴う海上の火災発生状況を把握するとともに、直ちに第三管区海上保安本部にその旨を通報し、相互に綿密な連絡をとるとともに海上火災の発生及び拡大の防止のための措置を実施します。

### 3 医療救護活動

市は、負傷者の応急処置について、県、（一社）小田原医師会、（一社）小田原歯科医師会及び（公社）小田原薬剤師会等に対して救護班の現地派遣を要請します。また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章「第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動」

### 4 油等汚染鳥類の救護

油等汚染鳥類の情報の収集と伝達並びに傷病個体の救護については、県が、隣接都県と連携を図るとともに、獣医師会、動物園、日本野鳥の会神奈川支部等との連携を図り、迅速に実施します。

#### 第4 避難活動等

---

油流出等海上災害の発生時には、市長は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難勧告等を行います。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章「第3節 避難対策」

#### 第5 災害広報の実施

---

市は、県、防災関係機関及び関係事業者と連携し、適切かつ迅速な広報活動を実施します。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章第1節「第5 災害広報の実施」

#### 第6 沿岸の警戒

---

市は、必要に応じて沿岸における火気の使用を制限又は禁止するとともに現場警戒を行います。

## 第5章 航空災害対策

航空運送事業者の運航する航空機、米軍機及び自衛隊機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

### 第1節 予防対策

#### 第1 災害応急対策への備え

---

##### 1 通信手段の確保

市は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の点検を定期的を実施するとともに、非常通信の取扱、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

##### 2 医療救護活動

市は、県及び関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めるとともに、不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。

## 第2節 災害時の応急活動計画

### 第1 発災直後の情報の収集・連絡

---

#### 1 航空事故発生による被害情報の収集・連絡

- ア 航空運送事業者は、自己の運航する航空機について事故が発生した場合には、その被害状況を把握できた範囲から直ちに国土交通省へ連絡します。
- イ 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

#### 2 応急対策活動情報の連絡

- ア 航空運送事業者は、国土交通省に応急対策等の活動状況を連絡します。
- イ 市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- ウ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。

#### 3 情報連絡の方法

市は、有線通信（加入電話）、県防災行政通信網、県災害情報管理システム等を利用し、県に対して情報の伝達及び被害状況の収集報告を速やかに行います。

◆資料 15-5：航空事故発生時の連絡系統図

### 第2 活動体制の確立

---

#### 1 配備体制

市は、航空災害の状況に応じて速やかに準備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により動員体制の見直しや災害応急対策等を検討し、必要な措置を講じます。

#### 2 災害対策本部の設置

市長は、大規模な航空災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、市災害対策本部を設置します。また、市は、県に市災害対策本部の設置状況等を報告します。

#### 3 広域的な応援体制

市長は、必要があると認めるときは、県知事に対し広域応援の要請を行います。

#### 4 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、県知事に対して自衛隊の派遣要請を求めます。この場合、市長は、必要に応じて、その旨及び市域の災害状況等を防衛大臣又は地域担任部隊の長（陸上自衛隊 東部方面混成団）に通知します。

また、市長は、県知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能でできない場合は、直接防衛大臣又は地域担任部隊等の長（陸上自衛隊 東部方面混成団）に災害の状況等を通知します。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を県知事に通知します。

### 第3 搜索、救助・救急、消火及び医療救護活動

---

#### 1 搜索、救助・救急活動

- ア 小田原警察署及び市は、相互に連携してヘリコプター等の多彩な手段を活用し、搜索及び救出・救助活動を行います。
- イ 市及び小田原警察署は、早急に被災者及び被害状況の把握に努め、関係機関と協力し救出救助活動を行い、救出された被災者を医療機関へ搬送します。
- ウ 市及び小田原警察署は、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導活動を迅速に行います。
- エ 市は、災害により多数傷病者が発生したときは、小田原市救急業務規則に基づき活動します。

#### 2 消火活動

- ア 市は、速やかに航空事故に伴う火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- イ 市は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他自治体に消火活動の応援要請を行います。
- ウ 発災現場が市外の場合は、発災現場の自治体からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の実施に努めます。

#### 3 医療救護活動

市は、負傷者の応急処置について、県、（一社）小田原医師会、（一社）小田原歯科医師会及び（公社）小田原薬剤師会等に対して救護班の現地派遣を要請します。また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章「第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動」

### 第4 災害広報の実施

---

市は、県、防災関係機関及び関係事業者と連携し、適切かつ迅速な広報活動を実施します。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章第1節「第5 災害広報の実施」

## 第6章 鉄道災害対策

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

### 第1節 予防対策

#### 第1 災害応急対策への備え

---

##### 1 災害情報の収集・伝達体制の拡充

市は、鉄道災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の点検を定期的  
に実施するとともに、非常通信の取扱、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携に  
よる通信訓練に積極的に参加します。

##### 2 救助・救急、消火及び医療救護活動

###### (1) 救助・救急活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めます。また、  
市は、平常時から関係機関との連携を強化し、救出・救助体制の整備に努めます。

###### (2) 消火活動

鉄道事業者は、列車火災等による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整  
備に努めます。また、市は、平常時から鉄道事業者との連携を強化し、救出・救助体制の整備に努  
めます。

###### (3) 医療救護活動

市は、県及び関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に  
努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

## 第2節 災害時の応急活動計画

### 第1 発災直後の情報の収集・連絡

---

#### 1 鉄道事故発生による被害情報の収集・連絡

- ア 鉄道事業者は、被災状況を関東運輸局、県警察及び市へ連絡します。
- イ 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

#### 2 応急対策活動情報の連絡

- ア 鉄道事業者は、関東運輸局に応急対策等の活動状況を連絡します。
- イ 市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- ウ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市に連絡します。

#### 3 情報連絡の方法

市は、有線通信（加入電話）、県防災行政通信網、県災害情報管理システム等を利用し、県に対して情報の伝達及び被害状況の収集報告を速やかに行います。

◆資料 15-6：鉄道の事故発生時の連絡系統図

### 第2 活動体制の確立

---

#### 1 配備体制

市は、鉄道災害の状況に応じて速やかに準備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により動員体制の見直しや災害応急対策等を検討し、必要な措置を講じます。

#### 2 災害対策本部の設置

市長は、大規模な鉄道災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、市災害対策本部を設置します。また、市は、県に市災害対策本部の設置状況等を報告します。

#### 3 広域的な応援体制

市長は、必要があると認めるときは、県知事に対し広域応援の要請を行います。

#### 4 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対して自衛隊の派遣要請を求めます。この場合、市長は、必要に応じて、その旨及び市域の災害状況等を防衛大臣又は地域担任部隊の長（陸上自衛隊 東部方面混成団）に通知します。

また、市長は、県知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能でできない場合は、直接防衛大臣又は地域担任部隊等の長（陸上自衛隊 東部方面混成団）に災害の状況等を通知します。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を県知事に通知します。



### 第3 救助・救急、消火及び医療救護活動

---

#### 1 救助・救急活動

- ア 鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を最優先とし、続発事故の防止に万全の措置を講じるとともに、迅速に県警察及び消防機関に出動、救援を要請します。
- イ 市及び県警察は、鉄道事業者と連携し早急に被災者及び被害状況の把握に努めるとともに軌道敷内等の安全を確保し、人命救助の必要があるときは救出救助活動を行い、救出された被災者を医療機関へ搬送します。
- ウ 市及び県警察は、鉄道災害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速に実施します。
- エ 市は、多数傷病者が発生したときは、傷病者のトリアージ、医師の現場派遣を要請する等医療機関と連携した救急活動を行うよう努めます。

#### 2 消火活動

- ア 鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めます。
- イ 市は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- ウ 市は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他自治体に対して消火活動の応援要請を行います。
- エ 発災現場が市外の場合は、発災現場の市町からの要請又は消防相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の実施に努めます。

#### 3 医療救護活動

市は、負傷者の応急処置について、県、（一社）小田原医師会、（一社）小田原歯科医師会及び（公社）小田原薬剤師会等に対して救護班の現地派遣を要請します。また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章「第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動」

### 第4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

---

- ア 鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めます。
- イ 市は小田原警察署と連携し、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章「第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」

## 第5 災害広報の実施

---

- ア 鉄道事業者は、利用客に対し、駅及び車内放送設備並びに掲示器類により事故の状況、列車の運行状況を知らせるとともに誘導案内の徹底を図り、秩序の維持に努めます。また、社会的影響を及ぼすおそれのある事故のときは、報道機関等へ通報します。
- イ 市は、県、防災関係機関及び関係事業者と連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章第1節「第5 災害広報の実施」

## 第7章 道路災害対策

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

### 第1節 予防対策

#### 第1 道路の安全確保

---

##### 1 道路交通の安全のための情報の充実

ア 道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図ります。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路使用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図ります。

イ 小田原警察署は、道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図ります。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図ります。

##### 2 道路施設等の整備

ア 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めます。

イ 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図ります。

ウ 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めます。

#### 第2 災害応急対策への備え

---

##### 1 災害情報の収集・伝達体制の拡充

市は、道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱、機器の操作の習熟等に向け、道路管理者等他の防災関係機関との連携による通信訓練に積極的に参加します。

##### 2 救助・救急、医療救護活動

###### (1) 救助・救急活動

市は、救助工作車、救急自動車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努めます。

###### (2) 医療救護活動

市は、県及び関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

## 第2節 災害時の応急活動計画

### 第1 発災直後の情報の収集・連絡

---

#### 1 事故情報等の連絡

- ア 市は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、速やかに県に連絡します。
- イ 県は、把握している情報及び国土交通省から受けた情報を、関係市町村、関係機関等へ連絡します。

#### 2 道路災害発生による被害情報の収集・連絡

市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

#### 3 応急対策活動情報の連絡

- ア 市は、県に応急対策等の活動状況を報告するとともに、応援の必要性等を連絡します。
- イ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況及び国土交通省から受けた情報を市に連絡します。

#### 4 情報連絡の方法

市は、有線通信（加入電話）、県防災行政通信網、県災害情報管理システム等を利用し、県に対して情報の伝達及び被害状況の収集報告を速やかに行います。

### 第2 活動体制の確立

---

#### 1 配備体制

市は、道路災害の状況に応じて速やかに準備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により動員体制の見直しや災害応急対策等を検討し、必要な措置を講じます。

#### 2 災害対策本部の設置

市長は、大規模な道路災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、市災害対策本部を設置します。また、市は、県に市災害対策本部の設置状況等を報告します。

#### 3 広域的な応援体制

市長は、必要があると認めるときは、県知事に対し広域応援の要請を行います。

#### 4 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対して自衛隊の派遣要請を求めます。この場合、市長は、必要に応じて、その旨及び市域の災害状況等を防衛大臣又は地域担任部隊の長（陸上自衛隊 東部方面混成団）に通知します。

また、市長は、県知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能でできない場合は、直接防衛大臣又は地域担任部隊等の長（陸上自衛隊 東部方面混成団）に災害の状況等を通知します。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を県知事に通知します。

### 第3 救助・救急、消火及び医療救護活動

---

#### 1 救助・救急活動

- ア 市及び小田原警察署は、早急に被災者及び被害状況並びに道路状況を把握し、人命救助が必要な時は、関係機関と協力し救出救助活動を行い、救出された被災者を医療機関へ搬送します。
- イ 市及び小田原警察署は、道路災害が通行量の多い道路において発生した場合、その他被害が拡大するおそれのある場合においては、立入禁止区域を設定するとともに、通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を迅速に実施します。

#### 2 消火活動

- ア 市は、小田原警察署と連携し、速やかに道路事故に伴う車両等の火災の状況を把握するとともに、迅速・的確な初期消火活動を行います。
- イ 市は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他自治体に消火活動の応援要請を行います。
- ウ 発災現場が市外の場合は、発災現場の自治体からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の実施に努めます。

#### 3 医療救護活動

市は、負傷者の応急処置について、県、（一社）小田原医師会、（一社）小田原歯科医師会及び（公社）小田原薬剤師会等に対して救護班の現地派遣を要請します。また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章「第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動」

### 第4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

---

- ア 小田原警察署は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。
- イ 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、通行規制、県警察・交通機関への連絡その他必要な措置を講じます。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章「第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」

### 第5 危険物等の流出に対する応急対策

---

- ア 道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、避難誘導活動を行います。また、流出した危険物の特定後は直ちに防除活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めます。
- イ 市は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行います。
- ウ 小田原警察署は、危険物の流出が認められた場合、直ちに警戒線を設定し、避難誘導活動を行います。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章「第3節 避難対策」

## 第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

---

- ア 道路管理者は、迅速・的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めます。
- イ 道路管理者は、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行います。

## 第7 災害広報の実施

---

市は、道路管理者、県、防災関係機関及び関係事業者と連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章第1節「第5 災害広報の実施」

## 第8章 放射性物質災害対策

原子力の利用、開発及び研究における指導及び監督は、防災対策を含めて原子力規制委員会等の国の所管となっており、原子力基本法をはじめとする原子力関係法令により、国、関係事業者等において対策が講じられていますが、放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）による災害の特殊性を考慮し、不測の事態に備えて円滑な対策活動の実施が図られるよう災害予防対策上及び災害応急対策上必要な事項を定めます。

なお、原子力災害対策については、市は、原子力災害における地域防災計画策定の基準としている緊急時防護措置準備区域（UPZ）に入っていないことから、この計画においては位置づけておりません。

[取扱・取締りに関する法令]

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

### 第1節 予防対策

#### 第1 安全確保

---

##### 1 放射性物質取扱事業所等に対する指導

###### (1) 市の指導

市は、放射性物質に係る安全管理の確保を図るため、放射性物質取扱事業者・運搬事業者（以下「放射性物質取扱事業者等」という。）に対し、次の事項について指導します。

- ア 消防設備の設置、施設・機械類の自主点検整備等、自主保安体制の整備
- イ 従業員に対する防災教育及び操作員の教育訓練の実施
- ウ 自主防災体制の強化
- エ 消防計画の整備及び事故発生時の応急措置訓練の実施
- オ その他必要な事項

###### (2) 警察の指示

県警察は、放射性物質取扱事業者等から放射性物質の運搬の届出を受けた場合において、災害の防止及び公共の安全を図るため必要があると認めるときは、運搬の日時、経路、その他必要な事項を指示します。

##### 2 安全確保に関する協定等の締結

市は、放射性物質の取扱事業者と次の事項を盛り込んだ安全確保に関する協定等を締結し、災害対策の万全を期すよう努めます。

- ア 放射性物質に係る安全確保の計画に関する事項
- イ 事故発生時等の連絡通報体制に関する事項
- ウ 事故発生時等の応急措置に関する事項
- エ その他必要な事項

##### 3 放射性物質に関する教育及び知識の普及

###### (1) 消防防災担当職員の教育

市は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、県及び国その他関係機関と連携して、市関係職員に対し次の事項について教育を実施します。

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- イ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ウ 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- エ その他必要と認める事項

## (2) 市民に対する知識の普及・啓発

- ア 市は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、県及び国その他関係機関と協力して、市民に対し、放射性物質に関する知識の普及・啓発に努めます。
- イ 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。
- ウ なお、防災知識の普及・啓発に際しては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めます。

## (3) 普及・啓発の内容

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- イ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ウ 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- エ その他必要と認める事項

## 第2 災害応急対策への備え

---

### 1 放射性物質災害に対する防災体制の整備

#### (1) 放射性物質取扱事業者等の防災体制の整備

- ア 災害予防措置等の実施
  - (ア) 放射性物質取扱事業者等は、原子力関係法令を遵守し、放射性物質に係る安全管理に最大の努力を払い、災害防止のために必要な措置をとります。
  - (イ) 放射性物質取扱事業者等は、その職員に対して、防災に関する教育・訓練を積極的に行うとともに、県、市等との連携体制の確立を図り、必要に応じ、放射線測定用機器類の整備、充実を図るとともに、平常時における放射線量等の把握に努め、放射性物質防災体制の整備に万全を期します。
- イ 緊急時体制の整備
  - 放射性物質取扱事業者等は、火災等により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の緊急時に円滑・迅速な対応、措置がとれるよう、あらかじめ次の事項を含む体制の整備に努めます。
  - (ア) 消防機関、警察等への通報連絡体制
  - (イ) 消火、延焼防止の措置
  - (ウ) 現場周辺への関係者以外の立入禁止措置
  - (エ) 放射性物質の汚染拡大の防止及び除染の体制
  - (オ) 放射線防護資機材の整備
  - (カ) その他放射線障害の防止のために必要な事項

#### (2) 市の防災体制の整備

- ア 防災体制の整備
  - (ア) 市は、放射性物質災害対策の迅速・的確な実施を図るため、平常時から相互の連携を図るとともに、放射性物質に係る防災体制の整備に努めます。
  - (イ) 消防機関は、放射性物質取扱事業所等(放射性物質の事業所外の輸送中を含む。以下同じ。)



の火災等緊急時における円滑な消防活動の確保、消防隊の被ばく防止及び放射能汚染の防止等のため、消防活動体制の整備に努めます。

イ 放射性物質取扱事業所等の把握

市は、放射性物質に係る防災対策を迅速・的確に行うため、放射性物質取扱事業所等の把握に努めます。

## 2 情報伝達体制の充実強化

市は、放射性物質災害発生時等、緊急時に必要な情報を迅速に受伝達できるよう、平常時から県及び防災関係機関を含めた相互の情報伝達体制の充実強化に努めるとともに、災害発生時に備え、通信設備等の充実確保に努めます。

## 3 広報体制の整備

### (1) 広報手段の整備

市は、放射性物質災害発生後の経過に応じ、周辺住民に提供すべき情報の項目について整理するとともに、要配慮者に対し、災害情報が迅速、かつ円滑に行えるよう、平常時から広報手段の整備に努めます。

主な広報方法・手段は、次のとおりです。

- ア 放送機関への放送要請による広報
- イ 報道機関を通じての広報
- ウ 防災行政無線の同報無線による広報
- エ 広報車等による広報

### (2) 広報の内容

市、県等が放射性物質災害発生時に行う広報の内容は、次のとおりです。

- ア 災害等の状況及び今後の予測
- イ 被害状況と応急対策の実施状況
- ウ 避難場所、避難方法
- エ 市民のとるべき措置及び注意事項
- オ その他必要な事項

## 4 放射線測定の実施

ア 県は、放射能状況を把握するため県内各地域において、関係省庁と連携して必要に応じ放射線測定（モニタリング）を実施します。

イ 市は、県及び関係機関と連携して、緊急時に備え、モニタリングのための要員及び機器の確保に努めます。

## 5 救助・救急、消火及び医療救護活動

市、県及び県警察は、救助・救急、医療活動に必要な、体表面汚染を防ぐ放射線防護資機材、内部被ばくを防ぐ放射線防護資機材、救急救助用資機材、医療資機材等の把握・整備に努めます。

## 6 避難誘導

市は、避難場所、避難経路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努めます。

## 7 訓練の実施

市、県、県警察及び関係機関は、連携しながら放射性物質に係る事故を想定した訓練の実施を検討します。

## 第2節 災害時の応急活動計画

### 第1 発災直後の情報の収集・連絡

---

#### 1 事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者等は、事故が発生した場合、速やかに原子力規制委員会、国土交通省、消防機関及び警察へ連絡します。事故が発生した場所が海上の場合は、上記の防災関係機関のほか、第三管区海上保安本部又は横須賀海上保安部（湘南海上保安署）に連絡します。

県は、市町村及び県警察から受けた情報を消防庁及び関係機関へ連絡し、原子力規制委員会、消防庁、第三管区海上保安本部又は横須賀海上保安部（湘南海上保安署）からの情報を関係市町村及び関係機関に連絡します。市は、被害状況等の情報を収集するとともに被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告します。

#### 2 放射性物質取扱事業所等の事故発生による被害情報の収集・連絡

ア 放射性物質取扱事業者等は、被害状況を消防機関、県警察及び原子力規制委員会（海上における事故の場合は、第三管区海上保安本部）に連絡します。

イ 市は、被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

#### 3 応急対策活動情報の連絡

ア 放射性物質取扱事業者等は、原子力規制委員会及び関係市町村（海上における事故の場合は、第三管区海上保安本部）に応急対策等の活動状況、被害状況等を定期的に文書により連絡します。

イ 市は、県に応急対策等の活動状況を報告するとともに、応援の必要性等を連絡します。

#### 4 情報連絡の方法

市は、有線通信（加入電話）、県防災行政通信網、県災害情報管理システム等を利用し、県に対して情報の伝達及び被害状況の収集報告を速やかに行います。

◆資料 15-7：放射性物質事故発生時の連絡系統図

### 第2 活動体制の確立

---

#### 1 配備体制

市は、放射性物質災害の状況に応じて速やかに準備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により動員体制の見直しや災害応急対策等を検討し、必要な措置を講じます。

#### 2 市の活動体制・応急活動

市長は、放射性物質による災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、市災害対策本部を設置します。また、市は、県に市災害対策本部の設置状況等を報告します。

また、市は、国・県と十分連携し、その指導・助言・協力を受けるとともに、必要に応じ、次の応急対策を実施します。

ア 救出救助・救急活動

イ 消火活動

- ウ 医療救護活動
- エ 周辺住民等に対する災害広報
- オ 警戒区域の設定
- カ 周辺住民等に対する屋内退避、避難情報、避難誘導
- キ 避難所の開設、運営管理
- ク その他必要な措置

### 3 県警察の活動体制

県警察は、放射性物質の漏えいの事故が発生した場合、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、関係警察署に警察署災害警備本部を設置して指揮体制を確立します。市は、県警察が行う次の応急対策について、必要に応じて協力します。

- ア 周辺住民等の屋内退避、避難誘導その他の防護活動
- イ 犯罪の予防等社会秩序の維持活動
- ウ 緊急輸送のための交通の確保
- エ 周辺住民等への情報伝達
- オ 搬送中の事故時における負傷者の救出救助活動
- カ その他必要な措置

### 4 広域的な応援体制

市長は、必要があると認めるときは、県知事に対して広域応援の要請を行います。

---

## 第3 災害時の市民等への指示広報

### 1 災害時の市民等への指示広報活動

市は、防災行政無線等の情報伝達手段によるほか、自主防災組織等と連携し、市民等に対して、次の事項に対して迅速に広報するとともに必要な指示を行います。

- ア 災害状況及び今後の予測
- イ 被害状況と応急対策の実施状況
- ウ 避難場所、避難方法
- エ 市民のとるべき措置及び注意事項
- オ その他必要な事項

### 2 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、県及び関係機関と連携して、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立します。

---

## 第4 避難活動等

市長は、放射性物質災害の発生時には、人命の安全を第一に必要な応じて避難勧告等を行います。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章「第3節 避難対策」

## 第5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

---

小田原警察署は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章「第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」

## 第6 放射線測定体制の強化

---

市は、県と連携して、国に対して放射線測定の依頼をします。

## 第3節 災害復旧

### 第1 汚染物の除去

---

事故の原因者は、放射性物質による汚染を除去します。

### 第2 各種制限措置の解除

---

市、県、その他関係機関は、環境放射線モニタリング等による地域の汚染状況の調査等の措置が行われたのち、国の専門家の助言を踏まえ、各種制限措置の解除を行います。

### 第3 安全の確認

---

市及び県は、国の専門家の安全確認を待つて事故対策を終息させます。

## 第9章 危険物等災害対策

危険物、高圧ガス及び都市ガスの火災、爆発、漏えい・流出、毒物・劇物の飛散、漏えい・流出、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生といった危険物等の災害に対する対策について必要な事項を定めます。

### 第1節 予防対策

#### 第1節 予防対策

市内にはガソリンスタンドに代表される危険物施設が混在し、また、工場や各種研究機関にも高圧ガスや都市ガス、毒物・劇物等の危険物施設等が存在します。

危険物等は、小事故であっても初期の対応を誤ると大災害になる危険性が大きく、市民生活に大きな影響を及ぼすこととなります。

これらの安全対策については、関係法令により規制・指導等を行っていますが、一層の保安体制が必要です。

市は、危険物等の爆発、漏えい等による災害の発生を防止するため、県及び防災関係機関等と相互に連携を図り予防対策を推進します。また、法令に規制されない未規制化学物質による災害防止対策も必要に応じ推進します。

表 関係法令

区 分	関係法令
危険物	消防法
高圧ガス	高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
都市ガス	ガス事業法
火薬類	火薬類取締法
毒・劇物	毒物及び劇物取締法

#### 1 施設等の安全確保

危険物等を貯蔵・取り扱う事業者は、法令で定める技術基準を遵守し、また、市は、製造所等に対する保安検査、立入検査及び移動タンク貯蔵所に対する路上立入検査を充実し、施設等の安全性の確保に努めます。

#### 2 自主保安体制の整備

##### (1) 事業所の自主保安体制

市は、県と協力して、事業所の自主保安体制の整備を指導します。

##### (2) 都市ガス事業者における保安体制

都市ガス事業者は、工事の指導監督組織を充実し、特に地下工事については、事前打合せ、連絡体制の充実等万全な保安体制を整えます。

#### 3 保安思想の啓発、訓練

市は、県及び事業者と協力して危険物等災害に関する教育及び訓練等の充実を図ります。

- ア 各種講習会、研修会の実施
- イ 危険物安全週間等、各種記念の日に行う行事の充実
- ウ 事業所における危険物等の火災、漏えい等を想定した防災訓練の実施
- エ タンクローリー等の移動途上での災害を想定した訓練の実施

#### 4 消費者の安全対策

液化石油ガス及び都市ガス事業者は、関係機関と協力して、消費者の事故防止対策として、安全設備の普及を推進し、保安教育を充実します。

◆資料 15-8：危険物等施設数一覧

## 第2 災害応急対策への備え

---

### 1 災害情報の収集・伝達体制の拡充

市は、関係機関との間における情報収集・連絡体制の整備を図ります。また、危険物等災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱、機器の操作の習熟等に向け、危険物等の貯蔵・取扱事業者、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

### 2 救助・救急、消火及び医療救護活動

#### (1) 救助・救急活動

市は、救助工作車、救急自動車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努めます。

#### (2) 消火活動

ア 市は、危険物等に起因する火災を鎮圧するため、県が購入した化学消火薬剤の備蓄及び管理を受託し、消火薬剤を必要とする火災が発生した場合には、一次的には市が保有する消火薬剤を使用し、これに不足をきたしたときは、受託した消火薬剤を購入年度の古いものから使用します。

イ 市は、化学消防力の強化を図ります。

ウ 市は、平常時から消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めます。

#### (3) 医療救護活動

市は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

### 3 危険物等の大量流出時における防除活動

市は、危険物等が大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備し、災害発生時には近隣市町の消防の応援を受け、防除活動を行います。

## 第2節 災害時の応急活動計画

### 第1 発災直後の情報の収集・連絡

---

#### 1 危険物等事故情報等の収集・連絡

危険物等による事故が発生した場合、関係事業者等は速やかに県、県警察及び市に連絡します。なお、都市ガスの場合は、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、県警察及び市に連絡します。

#### 2 危険物等の大規模な事故発生による被害の情報の収集・連絡

ア 関係事業者は、被害状況を県、県警察及び市に連絡し（都市ガスの場合は、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、県警察及び市に連絡）、報告を受けた県は、関係事業者から収集した情報を危険物等の保安担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、厚生労働省（医薬食品局））に連絡します。

イ 市は、人的被害状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに国又は県へ報告します。

#### 3 応急対策活動情報の連絡

ア 関係事業者は、市に応急対策等の活動状況を連絡します。

イ 市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

ウ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。

#### 4 情報連絡の方法

市は、有線通信（加入電話）、県防災行政通信網、県災害情報管理システム等を利用し、県に対して情報の伝達及び被害状況の収集報告を速やかに行います。

◆資料 15-9：危険物等事故発生時の連絡系統図

### 第2 活動体制の確立

---

#### 1 配備体制

市は、危険物等災害の状況に応じて速やかに準備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により動員体制の見直しや災害応急対策等を検討し、必要な措置を講じます。

#### 2 災害対策本部の設置

市長は、危険物等災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、市災害対策本部を設置します。また、市は、県に市災害対策本部の設置状況等を報告します。

#### 3 広域的な応援体制

市長は、必要があると認めるときは県知事に対して広域応援を要請します。

#### 4 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対して自衛隊の派遣要請を求めます。この場合、市長は、必要に応じて、その旨及び市域の災害状況等を防衛大臣又は地域担任部隊の長（陸上自衛隊 東部方面混成団）に通知します。



また、市長は、県知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能でできない場合は、直接防衛大臣又は地域担任部隊等の長（陸上自衛隊 東部方面混成団）に災害の状況等を通知します。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を県知事に通知します。

### 第3 救助・救急、消火及び医療救護活動

---

#### 1 救助・救急活動

市は、関係機関と協力し、早急に被災者及び被害状況の把握に努め、人命救助が必要な時は救出救助活動を行い、救出された被災者を医療機関へ搬送します。

#### 2 消火活動

ア 市及び自衛消防組織等は、危険物等災害に係る火災の状況、施設等の情報及び危険物の性状を速やかに把握するとともに、迅速に消火活動を行います。

イ 市は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他自治体に消火活動の応援要請を行います。

ウ 発災現場が市外の場合は、発災現場の自治体からの要請、消防相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の実施に努めます。

#### 3 医療救護活動

市は、負傷者の応急処置について、県、（一社）小田原医師会、（一社）小田原歯科医師会及び（公社）小田原薬剤師会等に対して救護班の現地派遣を要請します。また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章「第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動」

### 第4 避難活動等

---

市長は、危険物等災害の発生時には、人命の安全を第一に必要なに応じて避難勧告等を行います。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章「第3節 避難対策」

### 第5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

---

小田原警察署は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章「第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」

### 第6 危険物等の流出に対する応急対策

---

#### 1 防除活動

市は、危険物等が大量流出した場合、直ちに防除活動を行います。

#### 2 立入禁止区域の設定、交通規制等

小田原警察署は、危険物等が漏えい又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、関係機関と緊密に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行います。

### 3 環境モニタリング

市は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに国や県、関係機関と協力のうえ、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じます。

## 第7 災害広報の実施

---

市は、県及び防災関係機関、関係事業者と連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章第1節「第5 災害広報の実施」

## 第10章 大規模火災対策

広範囲にわたる火事あるいは不特定多数の者が出入りする施設等における火災によって、多数の死傷者等が発生するといった大規模火災に対する対策について、必要な事項を定めます。

### 第1節 予防対策

#### 第1 安全確保

---

##### 1 計画的な土地利用と市街地整備の推進

ア 市は、大規模火災による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進します。

イ 市は、防火地域・準防火地域の指定、市街地再開発事業、土地区画整理事業、住環境整備事業、地区計画制度の活用等により、安全で快適な市街地の形成を促進します。

##### 2 火災に対する建築物の安全化

###### (1) 消防用設備等の整備、維持管理

事業者等は、防火対象物等について、法令に適合した消防用設備等の設置を行うとともに、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行う等適正な維持管理を行います。

###### (2) 建築物の防火管理体制

事業者等は、不特定多数の者が出入りする事業所の防火対象物等について、防火管理者又は防災管理者を適正に選任するとともに、防火管理者又は防災管理者が当該防火対象物についての消防計画の作成、それに基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行う等、防火管理体制の充実を図ります。

また、初期消火、消防機関への通報、避難誘導の確立を推進します。

#### 第2 災害応急対策への備え

---

##### 1 災害情報の収集・伝達体制の拡充

市は、関係機関及び事業者との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。また、市は、大規模火災発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の点検を定期的を実施するとともに、非常通信の取扱、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

##### 2 救助・救急、消火及び医療救護活動

###### (1) 救助・救急活動

市は、救助工作車、救急自動車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努めます。

###### (2) 消火活動

市は、消防力の整備強化に努めるとともに、県は、これに必要な指導・支援を行います。

ア 消防組織の強化

市は、消防組織の強化に努め、平常時から消防団及び自主防災組織等の連携強化を図ります。

イ 消防施設等の整備・強化

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を立て、消防施設等の整備に努め、その強化を図ります。

(3) 医療救護活動

市は、県及び関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

3 避難誘導

市は、避難場所、避難経路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努めます。

また、市は、要配慮者の避難誘導、搬送、安否確認等について、警察、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

4 建築同意制度の活用

市は、消防法第7条第1項の規定による建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図ります。

### 第3 防火知識の普及

---

1 一般家庭に対する指導

市は、一般家庭に対する火災予防思想の普及に努めるとともに、広報活動及び各種訓練等において消火方法等の実地指導を行い、火災の防止及び初期消火の徹底を図ります。

また、市は自主防災組織の指導者等に対し、消火に必要な技術を教育します。

2 防火管理者等の指導・教育

(1) 防火管理者の選任等

市は、学校・病院・工場等消防法第8条第1項に規定する防火対象物には、必ず防火管理者を選任するよう指導します。また、消防法第36条第1項に規定する大規模防火対象物等には、防災管理者を選任し、自衛消防組織を設置するよう指導します。

(2) 防火管理者等への指導

市は、防火管理者又は防災管理者に対し、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備・点検及び火気の使用等について十分指導します。

3 予防査察等による指導

市は、不特定多数の者を収容する施設を対象として予防査察を実施する際、防火対象物の状況を把握し、火災の発生のおそれのある物件等の発見に努め、関係者に対し、防火安全対策について万全を期すよう指導します。

## 第2節 災害時の応急活動計画

### 第1 発災直後の情報の収集・連絡

---

#### 1 大規模火災発生による被害の情報の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

#### 2 応急対策活動情報の連絡

- ア 市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- イ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市に連絡します。

#### 3 情報連絡の方法

市は、有線通信（加入電話）、県防災行政通信網、県災害情報管理システム等を利用し、県に対して情報の伝達及び被害状況の収集報告を速やかに行います。

### 第2 活動体制の確立

---

#### 1 配備体制体制

市は、災害の状況に応じて速やかに準備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により動員体制の見直しや災害応急対策等を検討し、必要な措置を講じます。

#### 2 災害対策本部の設置

市長は、大規模火災が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、市災害対策本部を設置する。また、市は、県に市災害対策本部の設置状況等を報告します。

#### 3 広域的な応援体制

市長は、必要があると認めるときは、県知事に対し広域応援の要請を行います。

#### 4 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対して自衛隊の派遣要請を求めます。この場合、市長は、必要に応じて、その旨及び市域の災害状況等を防衛大臣又は地域担任部隊の長（陸上自衛隊 東部方面混成団）に通知します。

また、市長は、県知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能でできない場合は、直接防衛大臣又は地域担任部隊等の長（陸上自衛隊 東部方面混成団）に災害の状況等を通知します。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を県知事に通知します。

### 第3 救助・救急、消火及び医療救護活動

---

#### 1 救助・救急活動

市は、関係機関と協力し、早急に被災者及び被害状況の把握に努め、人命救助が必要な時は救出救助活動を行い、救出された被災者を医療機関へ搬送します。

## 2 消火活動

- ア 市及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- イ 市は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他自治体に消火活動の応援要請を行います。
- ウ 被災地が市外の場合は、被災自治体からの要請又は消防相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の実施に努めます。

## 3 医療救護活動

市は、負傷者の応急処置について、県、（一社）小田原医師会、（一社）小田原歯科医師会及び（公社）小田原薬剤師会等に対して救護班の現地派遣を要請します。また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章「第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動」

## 第4 避難活動等

---

市長は、大規模火災発生時には、人命の安全を第一に必要なに応じて避難勧告等を行います。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章「第3節 避難対策」

## 第5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

---

小田原警察署は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。また、交通規制を実施したときは、直ちに市民等に周知徹底を図ります。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章「第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」

## 第6 災害広報の実施

---

市は、県及び関係機関と連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章第1節「第5 災害広報の実施」

## 第11章 林野火災対策

林野火災は、発生場所の地形的条件等から消火活動が著しく困難な火災です。近年のレジャー志向の高まりによる入山者の増加や林野周辺への住宅開発等に伴い、その多発や住宅地等への影響が懸念されています。

このため、市は、林野火災を未然に防ぎ、又は被害を軽減するため、関係機関と連携を図りながら総合的な林野火災対策を推進します。

### 第1節 予防対策

#### 第1 災害応急対策への備え

---

##### 1 情報の収集・連絡

市は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の点検を定期的を実施するとともに、非常通信の取扱、機器の操作の習熟等を図ります。

##### 2 救助・救急、消火及び医療救護活動

###### (1) 救助・救急活動

市は、救助工作車、救急自動車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努めます。

###### (2) 消火活動

ア 市は、防火水槽、自然水利利用施設、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の整備強化を図ります。

イ 市は、ヘリコプターによる情報収集及び消火活動が円滑に行われるよう、活動拠点の整備と資機材の整備に努めます。

###### (3) 医療救護活動

市は、県及び関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

##### 3 避難誘導

市は、避難場所、避難経路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努めます。また、要配慮者の避難誘導、搬送、安否確認等について、警察、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

##### 4 広域応援体制の拡充

市は、林野火災が隣接市町に及ぶ場合があるため、隣接市町と協議して、林野火災発生時の広域応援体制の整備を図ります。

## 第2 防火活動の促進

---

### 1 防災関係機関の防災訓練の実施

市は、県と共同し、関係機関、地域住民、林業関係者等の参加のもと林野火災訓練を実施します。

### 2 防災知識の普及・啓発活動

市は、ハイカー、登山者、観光客等に対し、林野での火気に関するマナーや林野火災に関する知識を、パンフレット等を通じて普及啓発します。



## 第2節 災害時の応急活動計画

### 第1 発災直後の情報の収集・連絡

---

#### 1 被害の情報等の収集・連絡

市は、林野火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

#### 2 応急対策活動情報の連絡

- ア 市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- イ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市に連絡します。

#### 3 情報連絡の方法

市は、有線通信（加入電話）、県防災行政通信網、県災害情報管理システム等を利用し、県に対して情報の伝達及び被害状況の収集報告を速やかに行います。

### 第2 活動体制の確立

---

#### 1 配備体制

市は、災害の状況に応じて速やかに準備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により動員体制の見直しや災害応急対策等を検討し、必要な措置を講じます。

#### 2 災害対策本部の設置

市長は、大規模な林野火災が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、市災害対策本部を設置します。また、市は、県に市災害対策本部の設置状況等を報告します。

#### 3 広域的な応援体制

- (1) 市は、必要に応じ消防相互応援協定等に基づき、他自治体に消火活動の応援要請、火災偵察及び空中消火活動のため、ヘリコプターの出動要請を行います。
- (2) 市は、大規模火災の場合、又は大規模火災のおそれのある場合には、緊急消防援助隊及び自衛隊の出動要請を行います。

#### 4 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対して自衛隊の派遣要請を求めます。この場合、市長は、必要に応じて、その旨及び市域の災害状況等を防衛大臣又は地域担任部隊の長（陸上自衛隊 東部方面混成団）に通知します。

また、市長は、県知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能でできない場合は、直接防衛大臣又は地域担任部隊等の長（陸上自衛隊 東部方面混成団）に災害の状況等を通知します。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を県知事に通知します。

### 第3 救助・救急、消火及び医療救護活動

---

#### 1 救助・救急活動

市は関係機関と協力し、早急に被災者と被害状況を把握し、人命救助が必要な時は救出救助活動を行い、救出された被災者を医療機関へ搬送します。

#### 2 消火活動

市は、消防団、林業機関及び林業関係者と連携しながら、速やかに火災の状況及び被害状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。

市民、自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めます。

#### 3 医療救護活動

市は、負傷者の応急処置について、県、（一社）小田原医師会、（一社）小田原歯科医師会及び（公社）小田原薬剤師会等に対して救護班の現地派遣を要請します。また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章「第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動」

### 第4 避難活動等

---

市長は、林野火災の発生時には、人命の安全を第一に、必要に応じて地域住民等の避難勧告等を行います。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章「第3節 避難対策」

### 第5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

---

小田原警察署は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。また、交通規制を実施したときは、直ちに市民等に周知徹底を図ります。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章「第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」

### 第6 災害広報の実施

---

市は、県及び関係機関と連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

◎関連箇所：第1編 地震災害対策計画 第4章第1節「第5 災害広報の実施」

### 第7 二次災害の防止

---

市及び県は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努めます。

## 用 語 集

## 【あ行】

一時避難場所	長期的な避難生活を伴わない一時的な避難場所であり、あらかじめ自主防災組織ごとに定めています。
雨水出水（内水）	大雨等により排水が追いつかず、用・排水路などがあふれて氾濫したり、本流の増水や高潮によって、支流の排水が阻まれたりして起こる災害のことをいいます。
液状化現象	地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象です。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物（下水管等）が浮き上がったりします。単に液状化（えきじょうか）ともいいます。
エコノミークラス症候群	長時間同じ姿勢で座ったままでいることで、血栓ができる病気です。血行障害による呼吸困難に陥ることもあります。
MCA（エムシーイー）無線	「Multi Channel Access」の略で、複数の周波数を多数の利用者が効率よく使える業務用無線通信方式の一つ。混信に強く、無線従事者の資格が必要ないなどの特徴がある。
応急危険度判定	大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラス等の落下の危険性を判定します。その判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対する二次的災害を防止します。

## 【か行】

外国人	計画中では単に日本国籍を持たない者を指すのではなく、日本語が堪能ではない者、日本の文化に不慣れな者も意味します。
感震ブレーカー	一定以上の地震の揺れにより、各家庭における電気の供給を自動的に遮断することで、電気に起因する出火を防止する装置のことをいいます。
帰宅困難者	大規模災害が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により、自宅に帰ることが困難になった者のことをいいます。内閣府中央防災会議では、統計上のおおまかな定義として、帰宅距離10km以内は全員「帰宅可能」、20km以上は全員「帰宅困難」としています。
急性ストレス障害	強度のストレスを感じたあとに起こる精神障害のことをいいます。PTSD（心的外傷後ストレス障害）と同じような症状（無感情や不眠など）で、数時間、数日から4週間以内に自然治癒する一過性の障害をいいます。それ以上継続する場合は、PTSDである可能性があります。
緊急通行車両	災害発生時に災害応急対策に従事する車両として県公安委員会等で確認を受けた車両をいいます。この車両は緊急交通路を通行することができます。
緊急輸送道路（県指定）	災害応急対策の実施のため、必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するために、県が事前に指定した道路をいいます。

緊急輸送道路補完道路 (市指定)	緊急輸送道路を補完するために、市が事前に指定した道路をいいます。
警戒レベル3 高齢者等避難	災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報です。
警戒レベル4 避難指示	災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報です。
警戒レベル5 緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報です。
検案(けんあん)	監察医(医師)が死亡原因を調べることをいいます。
検視(けんし)	検視官(警察官)が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいいます。
広域避難所 (指定避難所)	災害発生後の火災延焼等から一時的に身を守ることはもとより、火災や家屋倒壊等により住家を失った市民の避難に対し、収容施設を兼ね備えた施設のことをいいます。
広域避難所運営委員会	広域避難所の円滑な運営のため、自治会代表者など地域住民の代表、施設管理者及び市職員等で構成する組織のことをいいます。
広域避難所2次施設 (指定避難所)	広域避難所として指定された施設以外の市内の小・中学校及び公共施設であり、被害の状況により広域避難所のみでは収容しきれなくなった場合に使用する施設です。
後方医療機関	災害拠点病院、救急告示医療機関、その他の病院で、災害発生後においても傷病者の受け入れを行う医療機関をいいます。

## 【さ行】

災害拠点病院	後方医療機関として、地域の医療機関を支援する機能を有し、重症・重篤な傷病者を受け入れるなど、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院として位置づけられています。県西地域では県立足柄上病院と市立病院が指定されています。
災害対策本部	市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に臨時に設置される組織のことをいいます。市災害対策本部設置後は、被害規模等の情報収集・連絡を行い、その情報に基づき事態の推移に合わせた災害時応急活動を実施します。
サプライチェーン	資材の調達から最終消費者に届けるまでの資材や部品の調達・生産・販売・物流といった業務の流れを、1つの大きな供給の鎖(チェーン)としてとらえたもの。

自主防災組織	地域住民相互による「共助」の精神のもとに、地震その他の災害時に避難誘導、救出・救助、応急救護活動、初期消火、情報の収集・伝達等、地域の防災活動を担う組織のことをいいます。
指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定するものをいいます。
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定するものをいいます。本市では広域避難所及び広域避難所2次施設を指定しています。
障害物除去	災害時には、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両等の交通障害物により通行不可能となる道路が発生します。それらの障害物を除去、簡易な応急復旧作業をし、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ることをいいます。道路啓開ともいいます。
署所	消防署所のことを指し、消防署、または分署等を指します。
震度	ある地点における地震の揺れの程度を表した数値をいいます。日本では気象庁がその基準を定め、震度を発表しています。震度は、0, 1, 2, 3, 4, 5弱, 5強, 6弱, 6強, 7の10段階に分かれています。 ※マグニチュードが地震の規模を表す数値であるのに対して、震度は地表での揺れの程度を表す数値です。そのためマグニチュードは一つの地震に対して一つしかありませんが、震度は場所が異なると違った数値となります。以前は人間が体感で震度を決定していましたが、現在では計測震度計を使って決定されています。
水防活動	洪水または高潮により、堤防等に漏水、浸食または越水等が発生するおそれがある場合、その被害を最小限に食い止めようとする活動のことをいいます。
水防計画	水防法第7条の規定に基づき、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送および水門・排水機場の操作、関係団体との協力および応援、水防に必要な器具、資材、設備の整備および運用に関する計画をいいます。
図上訓練	防災訓練のうち、現場での実働訓練を行わず、地図を用いて、ロールプレイング方式等により行う訓練をいいます。訓練者は与えられた被害状況を解決することで、応急対策業務の判断調整能力を高めることができます。

## 【た行】

大規模災害	災害により、ライフラインや鉄道機関等に多大な影響を及ぼし、住民に大きな被害を与える危機性をはらんでいる災害をいいます。
ダウンバースト	積乱雲から勢いよく吹き降りた気流が地面にぶつかって広がるときに強い風が吹く現象をいいます。竜巻と異なり、被害は放射状に広がります。
地域内輸送拠点 (救援物資ターミナル)	救援物資や調達物資等の受入れ、仕分け、在庫管理等を行う物資供給拠点のことをいいます。

地区防災計画	地区防災計画とは、災対法に基づき、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が共同して行う当該地区における自発的な防災活動に関する計画のことで、地域防災計画に定めることができます。
津波一時避難施設	津波を伴う地震が発生した場合、地域住民等が津波から一時的に緊急避難するための施設です。鉄筋コンクリート（RC）造、又は鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造で、3階建て以上の施設について協定締結をしているほか、公共施設を指定しています。
津波一時避難場所	津波を伴う地震が発生した場合、津波からの避難先となる安全な場所や高台を指定しています。
津波浸水予想地域	津波が陸上に遡上した場合に浸水する陸域をいいます。
D P A T （ディーパット）	災害の場合に、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うために都道府県及び政令指定都市によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームのことをいいます。「Disaster Psychiatric Assistance Team（災害派遣精神医療チーム）」の略です。
D M A T （ディーマット）	災害急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った 専門的な訓練を受けた医療チームのことをいい「Disaster Medical Assistance Team（災害派遣医療チーム）」を略してDMATと呼ばれています。医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成されています。
土砂災害避難場所	風水害（土砂災害）により災害の範囲が限定される場合の避難場所で、公共施設及び民間施設等の中から短期的な避難場所として選定します。広域避難所（指定避難所）のような長期的な開設とは異なり、短期的に開設する避難場所です。
トリアージ	災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定することをいいます。

## 【な行】

軟弱地盤 （なんじゃくじばん）	一般的にはやわらかい粘土あるいは締まっていない砂などから成る地盤の総称です。その性質上、土木・建築構造物の支持層には適さない地盤です。
--------------------	---

## 【は行】

ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものをいいます。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路や避難場所などの情報が地図上に示されています。
B C P （ビーシーピー）	「Business continuity plan（事業継続計画）」の略であり、被災時に、企業等の事業が停止するような深刻な被害を回避するため、重要業務の継続を目的として作成する計画のことをいいます。なお、自治体においては、業務継続計画といいます。

PTSD (ピーティーエスディー)	「Post Traumatic stress Disorder (心的外傷後ストレス障害)」の略で、生死に関わる体験や重症を負うなどして、心に受けた衝撃的な傷が元で後に生じるさまざまなストレス障害のことを指します。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、またはその災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。(避難行動要支援者名簿に掲載する者)
風水害等避難場所	風水害により災害の範囲が限定される場合の避難場所で、小・中学校及び公共施設等の中から選定します。広域避難所(指定避難所)のような長期的な開設とは異なり、短期的に開設する避難場所です。
復興計画	災害により重大な被害を受けた場合に、都市の復興ならびに市民生活の再建および安定を図るために策定する計画をいいます。
防災行政無線等の情報伝達手段	市における市民への情報伝達手段として、防災行政無線、広報車、市ホームページ、防災メール、ジェイコム湘南・神奈川、FMおだわら等があります。計画中では、これらを総称して「防災行政無線等の情報伝達手段」と表しています。

## 【ま行】

マグニチュード (M)	地震の規模を表す数値で、数字が大きいほど地震の規模も大きくなります。マグニチュードが1増えるとエネルギーはおよそ32倍になります。 ※阪神・淡路大震災はM7.3、東日本大震災はM9.0
-------------	---

## 【や行】

要配慮者	高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など、防災施策において特に配慮を要する者をいいます。
------	--

## 【ら行】

ライフライン	電気・ガス・水道・下水道・通信等、生活に不可欠な物資や情報等の補給機能を総称していいます。
--------	---





小田原市地域防災計画  
(小田原市水防計画)  
令和4年7月

発行 小田原市防災会議  
小田原市

編集 小田原市防災部防災対策課  
〒250 - 8555

小田原市荻窪 300 番地  
TEL0465 (33) 1300 (代表)